

3. 区域施策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 <Q2-1>

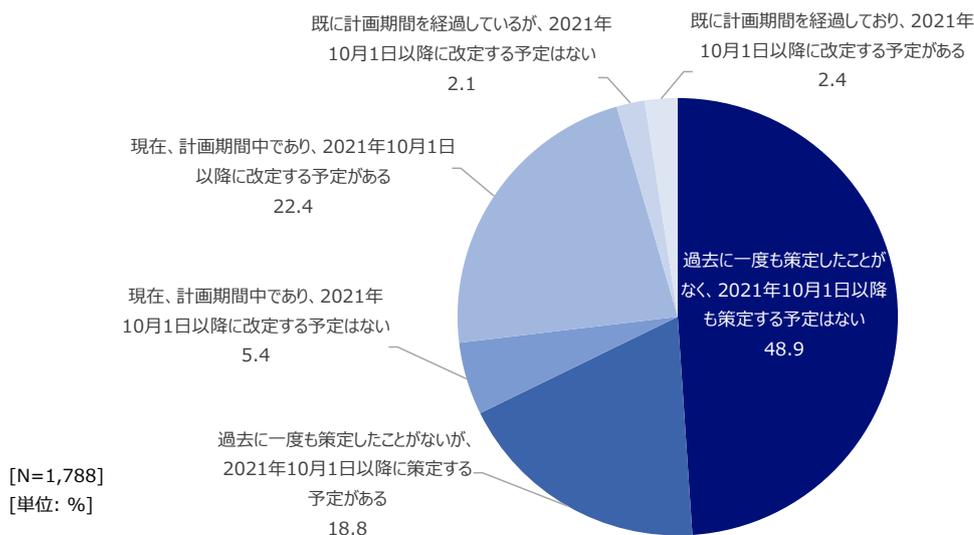
1) 令和3年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況 <Q2-1(1)>

都道府県・市区町村において、実行計画（区域施策編）の策定済み団体は577団体。実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は497団体で全体の27.8%である。

1,211団体（全体の67.7%）が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、その内、回答団体全体の18.8%は今後策定予定があると回答しているが、48.9%は今後も策定する予定がないとしている。

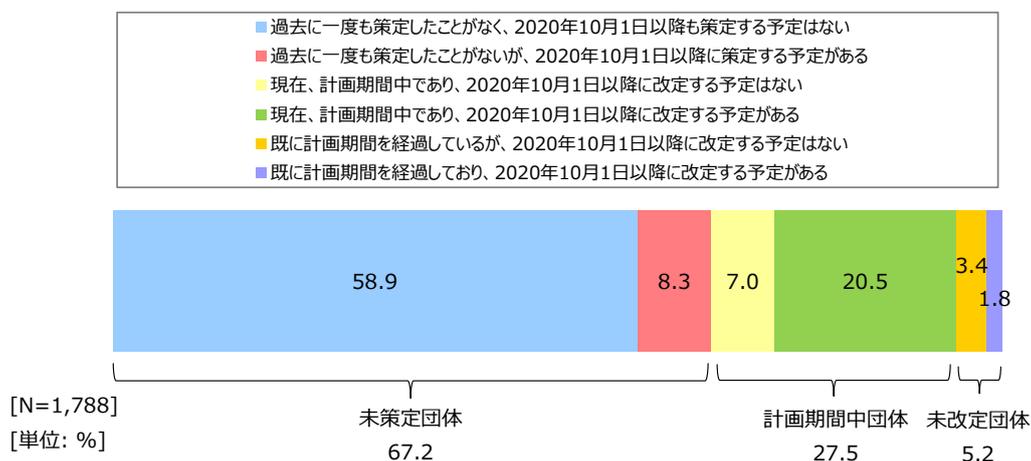
また、全体の4.5%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、その内、回答団体全体の2.4%は今後改定予定があると回答しているが、2.1%は改定する予定がないとしている。

図表 211 令和3年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



	過去1年度も策定したことがなく、2021年10月1日以降に策定する予定はない	過去1年度も策定したことがなく、2021年10月1日以降に策定する予定がある	現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2021年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2021年10月1日以降に改定する予定がある	合計
全体	875	336	96	401	37	43	1,788
比率	48.9	18.8	5.4	22.4	2.1	2.4	

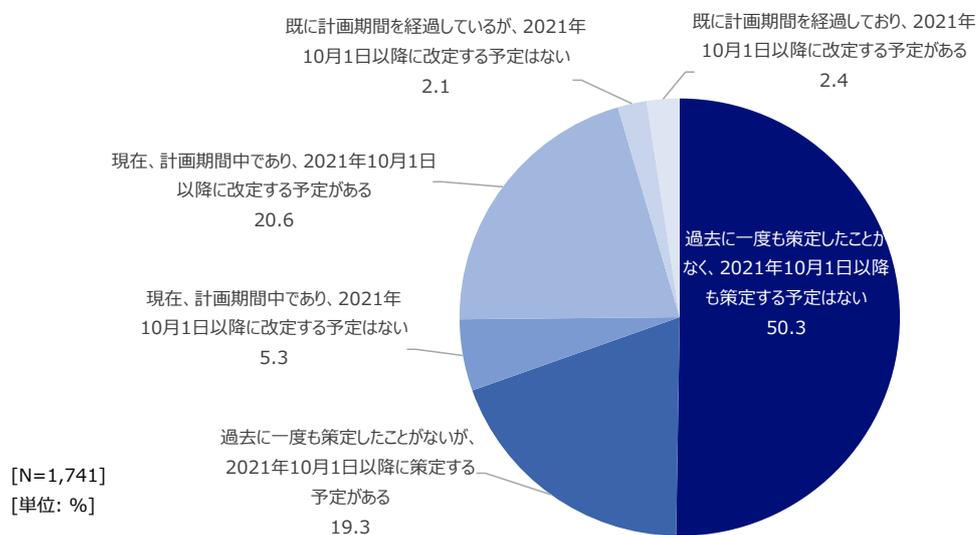
図表 212 令和2年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【昨年度調査】



[N=1,788]
[単位: %]

	過去に一度も策定したことがなく、2020年10月1日以降も策定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2020年10月1日以降に策定する予定がある	現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2020年10月1日以降に改定する予定がある	合計
全体	1,054	149	126	367	60	32	1,788
比率	58.9	8.3	7.0	20.5	3.4	1.8	

図表 213 令和3年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【基礎自治体】

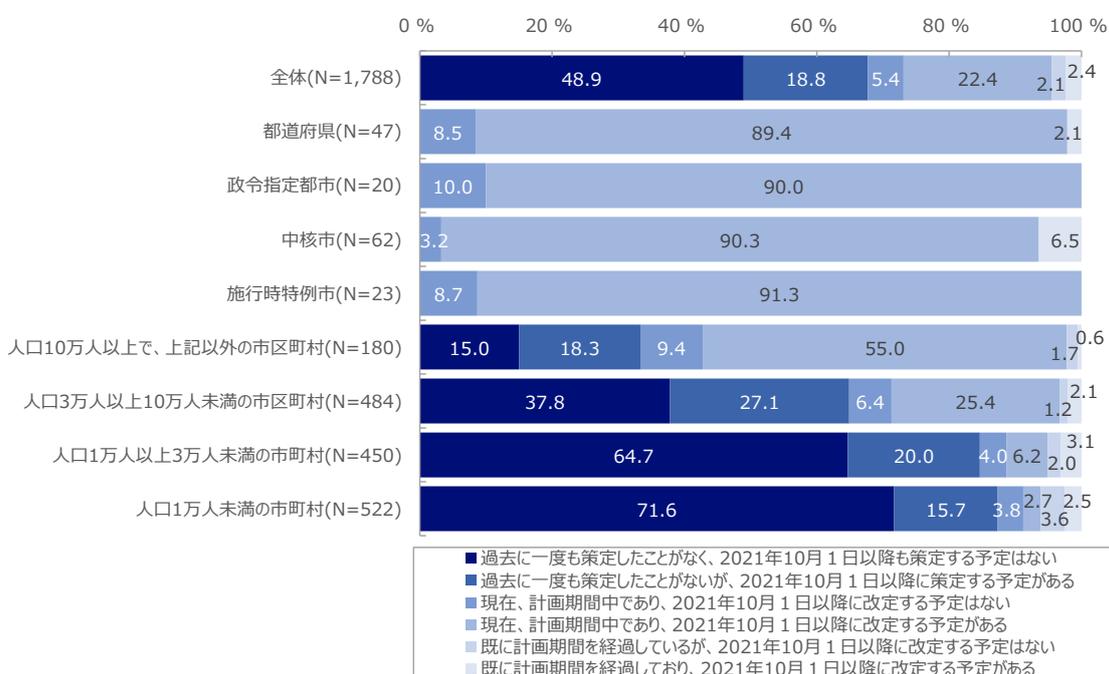


	もく過 策、去 定2に す0一 る2度 予1も 定年策 は1定 な0し い月た 1こ 日と 以が 降な	降い過 にが去 策、に 定2一 す0度 る2も 予1策 定年定 が1し あ0た る月こ 1と 日以 がな	定2現 す0在 る2、 予1計 定年画 は1期 な0間 い月中 1で 日あり 以降、 に改	定2現 す0在 る2、 予1計 定年画 が1期 あ0間 る月中 1で 日あり 以降、 に改	にが既 改、に 定2計 す0画 る2期 予1間 定年を は1経 な0過 い月し 1て 日以 以降	定2既 す0に る2計 予1画 定年期 が1間 あ0を る月経 1過 日して 以降お りに改、	合計
全体	875	336	92	359	37	42	1,741
比率	50.3	19.3	5.3	20.6	2.1	2.4	

地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、都道府県で1団体、中核市で4団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市区町村の66.7%、人口3万人以上10万人未満の市区町村の35.1%、人口1万人以上3万人未満の市町村の15.3%、人口1万人未満の市町村の12.6%が計画を策定している。

図表 214 令和3年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【団体区分別】

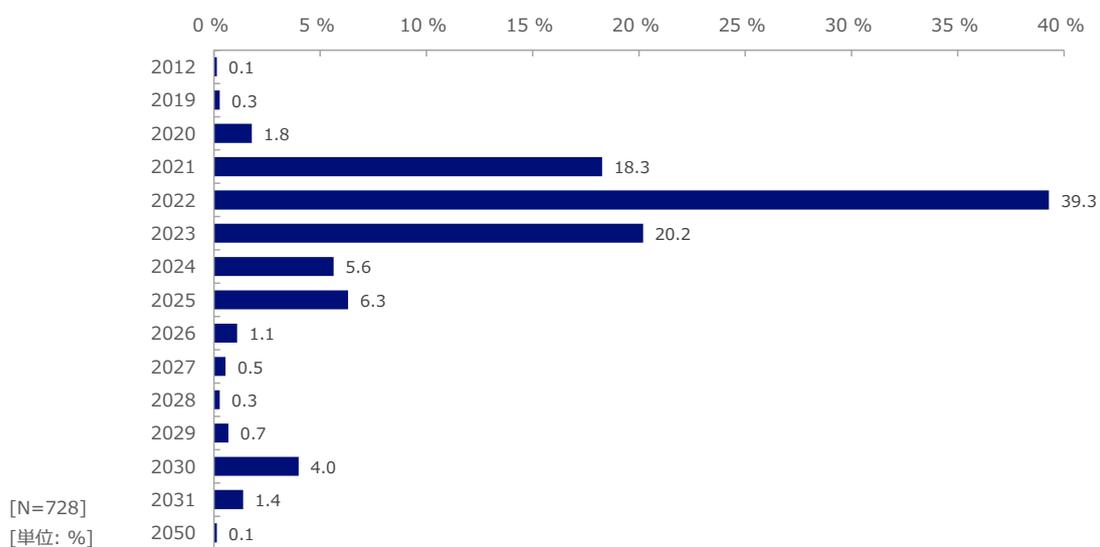


団体区別	過去に一度も策定したことがないが、2021年10月1日以降も策定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2021年10月1日以降に策定する予定がある	現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2021年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2021年10月1日以降に改定する予定がある	合計
全体	875	336	96	401	37	43	1,788
都道府県	0	0	4	42	0	1	47
政令指定都市	0	0	2	18	0	0	20
中核市	0	0	2	56	0	4	62
施行時特例市	0	0	2	21	0	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	27	33	17	99	3	1	180
人口3万人以上10万人未満の市区町村	183	131	31	123	6	10	484
人口1万人以上3万人未満の市町村	291	90	18	28	9	14	450
人口1万人未満の市町村	374	82	20	14	19	13	522
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率	48.9	18.8	5.4	22.4	2.1	2.4	
都道府県(N=47)	0.0	0.0	8.5	89.4	0.0	2.1	
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	10.0	90.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	0.0	0.0	3.2	90.3	0.0	6.5	
施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	8.7	91.3	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	15.0	18.3	9.4	55.0	1.7	0.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	37.8	27.1	6.4	25.4	1.2	2.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	64.7	20.0	4.0	6.2	2.0	3.1	
人口1万人未満の市町村(N=522)	71.6	15.7	3.8	2.7	2.5	3.6	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

①区域施策編の策定・改定予定年度 <Q2-1(1)>

区域施策編の策定・改定を予定している団体において、その予定年度は、「2022年度」（39.3%）が最も多く、「2023年度」（20.2%）、「2021年度」（18.3%）と続く。

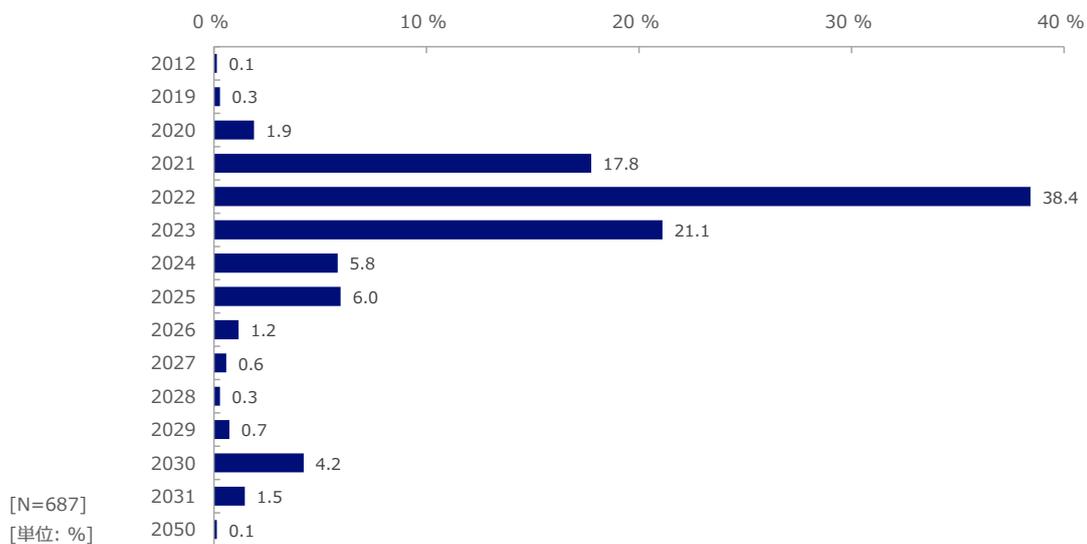
図表 215 区域施策編の策定・改定予定年度



	2012	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
全体	1	2	13	133	286	147	41	46
比率 (%)	0.1	0.3	1.8	18.3	39.3	20.2	5.6	6.3

	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2050	合計
全体	8	4	2	5	29	10	1	728
比率 (%)	1.1	0.5	0.274725	0.686813	3.983516	1.373626	0.137363	

図表 216 区域施策編の策定・改定予定年度【基礎自治体】



	2012	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
全体	1	2	13	122	264	145	40	41
比率	0.1	0.3	1.9	17.8	38.4	21.1	5.8	6.0

	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2050	合計
全体	8	4	2	5	29	10	1	687
比率	1.2	0.6	0.3	0.7	4.2	1.5	0.1	

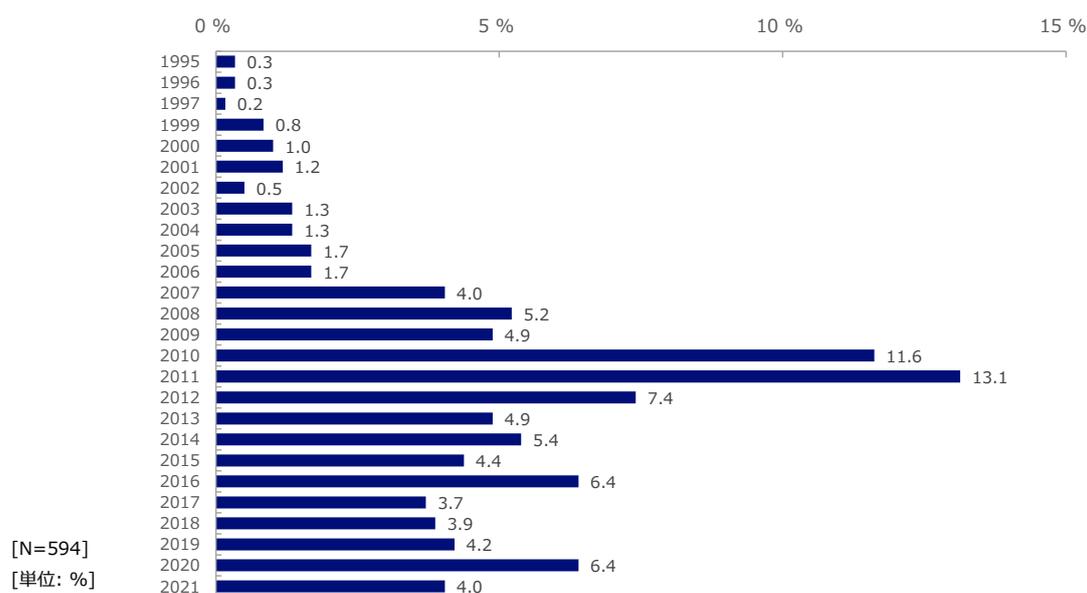
2) 区域施策編の策定年度及びその計画期間 <Q2-1(2)>

①区域施策編の当初策定年度及びその計画期間<Q2-1(2)>

区域施策編を策定済みの団体において、その当初策定年度は、「2011 年度」(13.1%)、「2010 年度」(11.6%) 及びその前後に集中している。

また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「10 年以内」(50.4%)、「5 年」(27.2%) が多い。

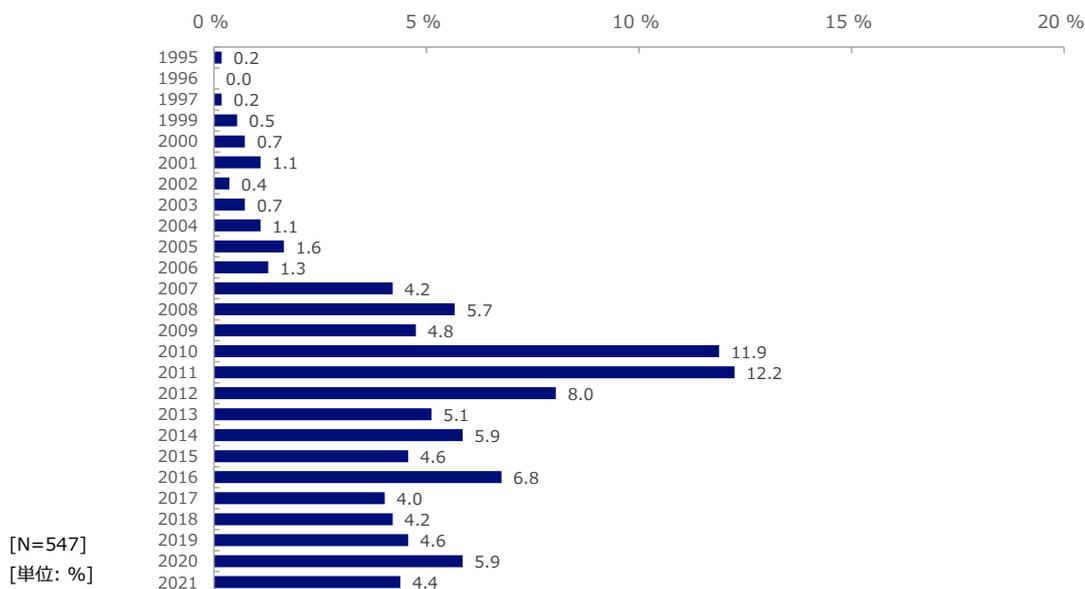
図表 217 区域施策編の当初年度



	1995	1996	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
全体	2	2	1	5	6	7	3	8	8	10	10	24	31	29
比率 (%)	0.3	0.3	0.2	0.8	1.0	1.2	0.5	1.3	1.3	1.7	1.7	4.0	5.2	4.9

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
全体	69	78	44	29	32	26	38	22	23	25	38	24	594
比率 (%)	11.6	13.1	7.4	4.9	5.4	4.4	6.4	3.7	3.9	4.2	6.4	4.0	

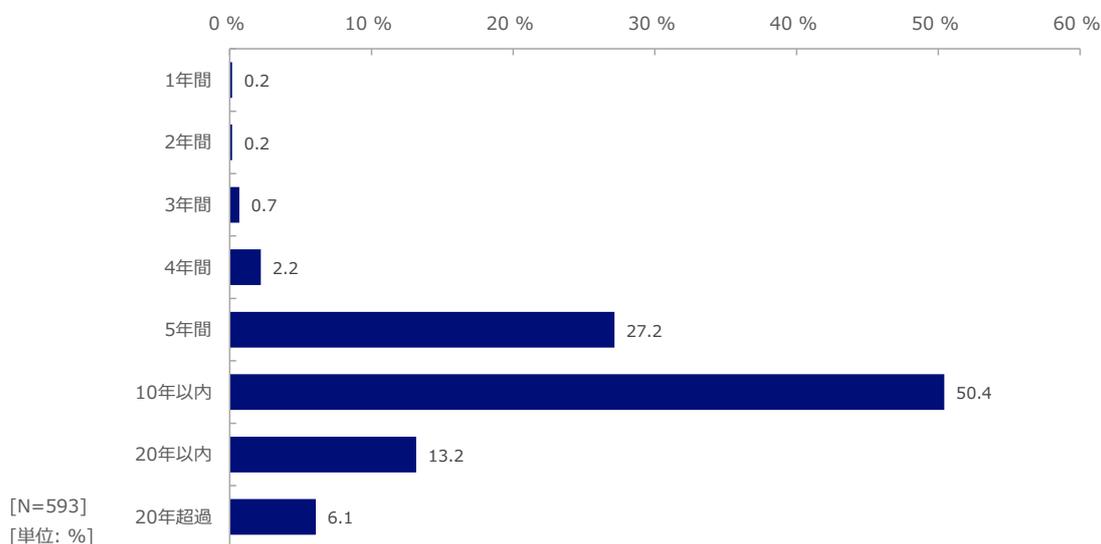
図表 218 区域施策編の当初年度【基礎自治体】



	1995	1996	1997	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
全体	1	0	1	3	4	6	2	4	6	9	7	23	31	26
比率	0.2	0.0	0.2	0.5	0.7	1.1	0.4	0.7	1.1	1.6	1.3	4.2	5.7	4.8

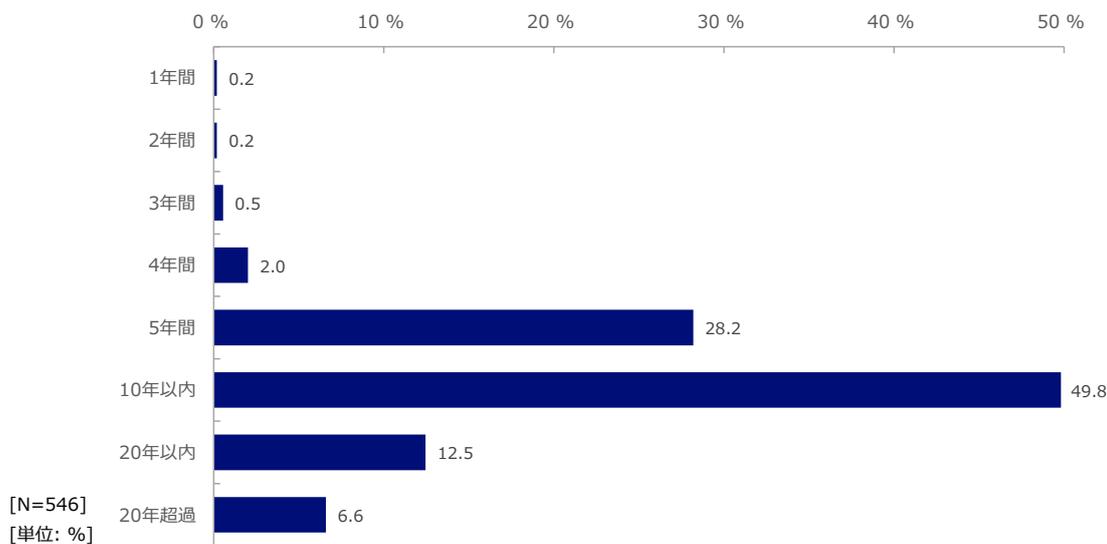
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
全体	65	67	44	28	32	25	37	22	23	25	32	24	547
比率	11.9	12.2	8.0	5.1	5.9	4.6	6.8	4.0	4.2	4.6	5.9	4.4	

図表 219 当初策定した区域施策編の計画期間



	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	1	1	4	13	161	299	78	36	593
比率 (%)	0.2	0.2	0.7	2.2	27.2	50.4	13.2	6.1	

図表 220 当初策定した区域施策編の計画期間【基礎自治体】



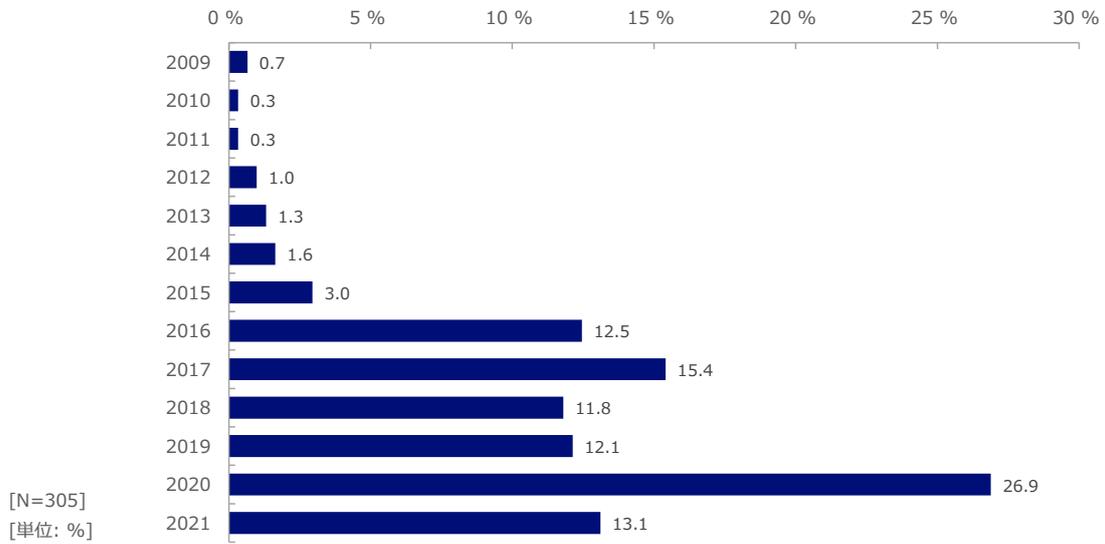
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	1	1	3	11	154	272	68	36	546
比率	0.2	0.2	0.5	2.0	28.2	49.8	12.5	6.6	

②区域施策編の最終改定年度及びその計画期間 <Q2-1(2)>

区域施策編を策定済みの団体において、その最終改定年度は、「2020 年度」(26.9%)、「2017 年度」(15.4%) が最も高く、次いで「2021 年度」(13.1%) と続く。基礎自治体においては、「2020 年」(25.3%) が最も高い。

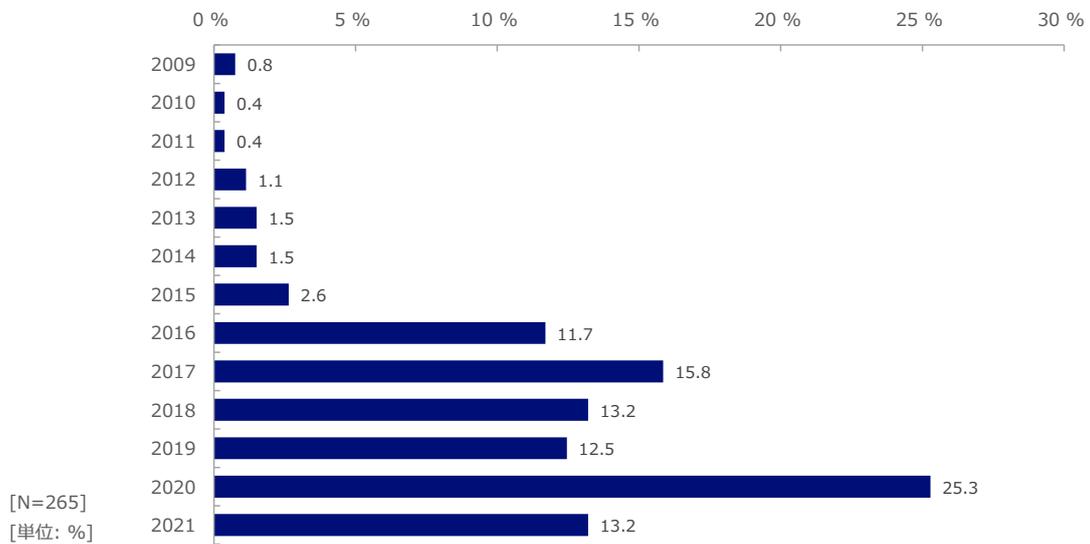
また、最新の区域施策編の計画期間は「10 年以内」(45.2%)、「5 年」(25.3%) が多い。

図表 221 区域施策編の最終改定年度



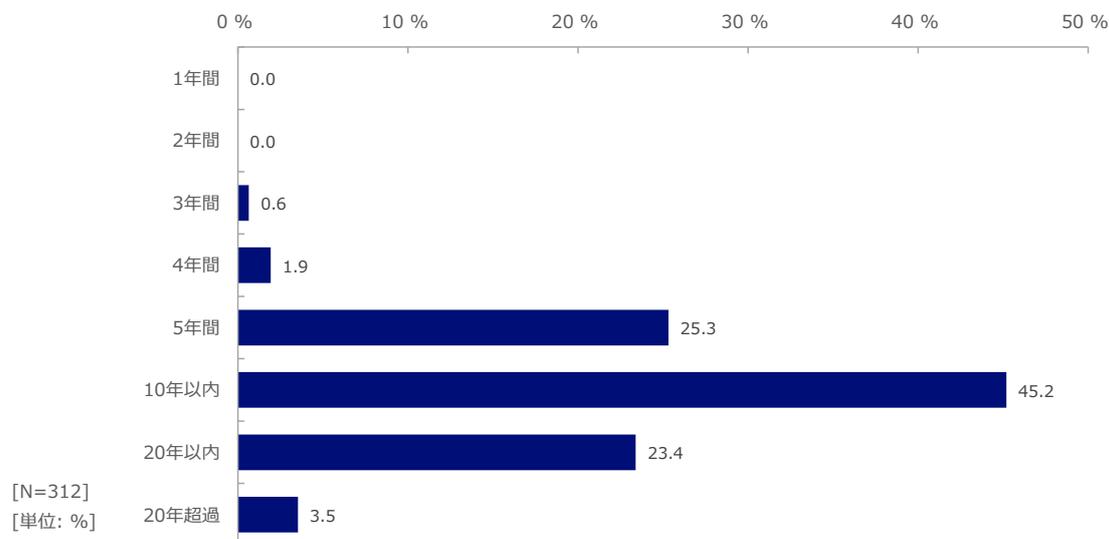
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
全体	2	1	1	3	4	5	9	38	47	36	37	82	40	305
比率 (%)	0.7	0.3	0.3	1.0	1.3	1.6	3.0	12.5	15.4	11.8	12.1	26.9	13.1	

図表 222 区域施策編の最終改定年度【基礎自治体】



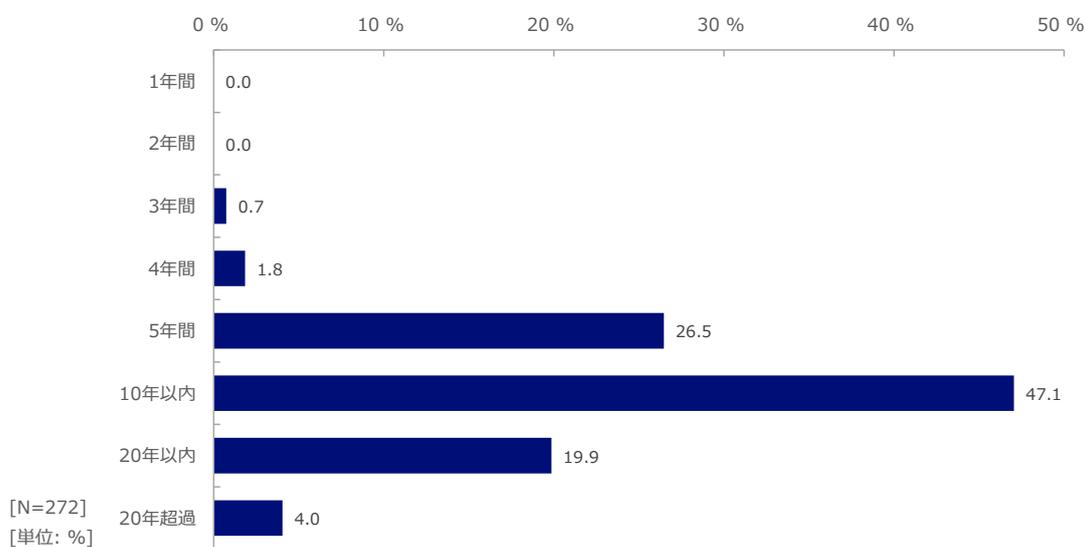
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
全体	2	1	1	3	4	4	7	31	42	35	33	67	35	265
比率 (%)	0.8	0.4	0.4	1.1	1.5	1.5	2.6	11.7	15.8	13.2	12.5	25.3	13.2	

図表 223 最終改定した区域施策編の計画期間



	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	0	0	2	6	79	141	73	11	312
比率 (%)	0.0	0.0	0.6	1.9	25.3	45.2	23.4	3.5	

図表 224 最終改定した区域施策編の計画期間【基礎自治体】



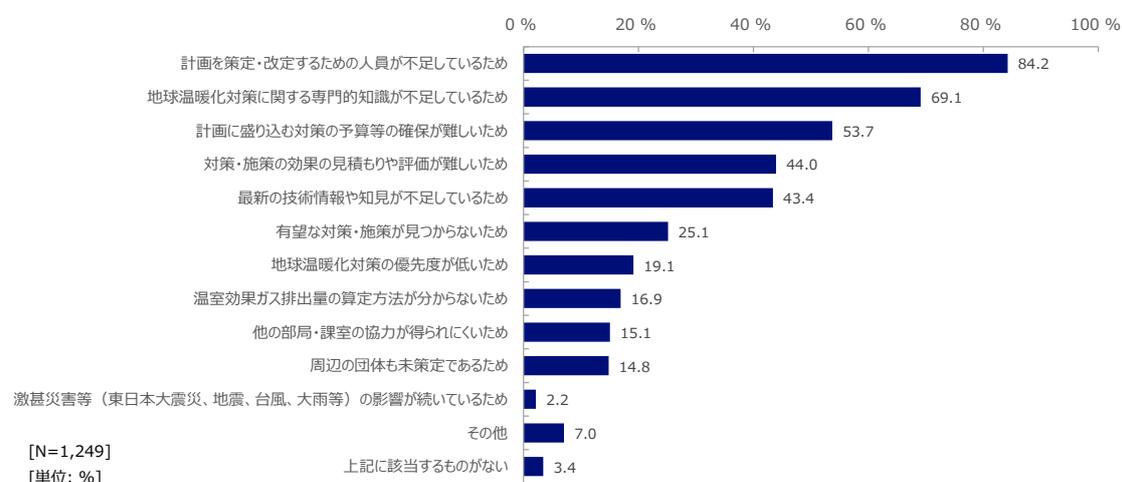
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	0	0	2	5	72	128	54	11	272
比率 (%)	0.0	0.0	0.7	1.8	26.5	47.1	19.9	4.0	

3) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

<Q2-1(3)>

策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」(84.2%)が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」(69.1%)「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」(53.7%)、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため」(44.0%)、「最新の技術情報や知見が不足しているため」(43.4%)と続く。

図表 225 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

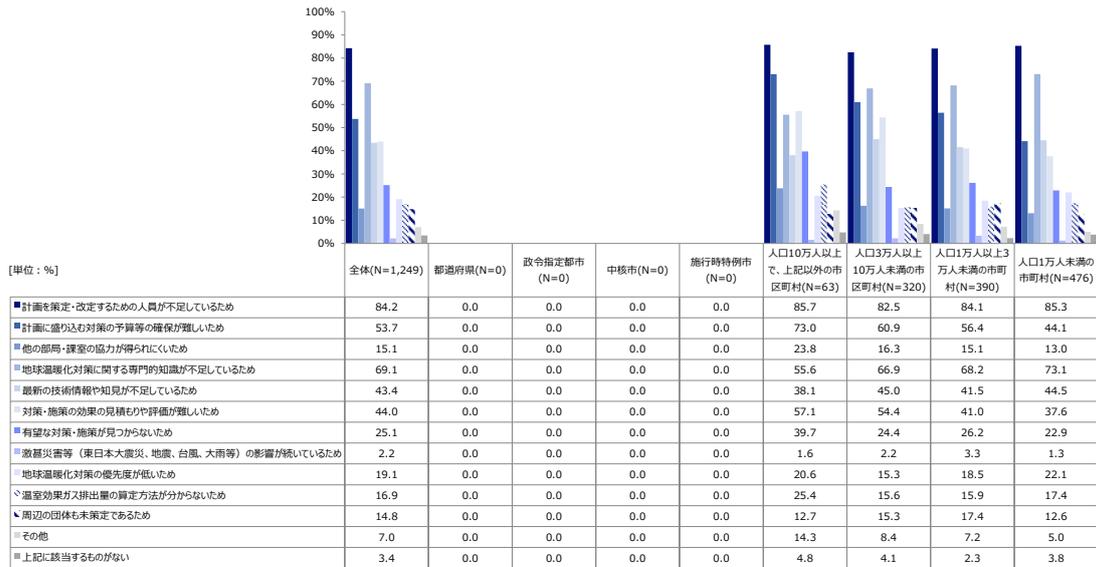


	いた計画を策定・改定する人員が不足しているため	た予算等に盛り込む対策の確保が難しい	が他の部局・課室の協力が得られない	る地球温暖化対策に関する専門的知識が不足している	が最新の技術情報や知見が不足している	た見積もりや評価が難しい	つ有望な対策が見つからない	る激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	度地球温暖化対策の優先度が低い	た算定方法が分からない	る周辺の団体も未策定である	その他	な上記に該当するものがない	合計
全体	1,052	671	188	863	542	549	314	27	239	211	185	88	43	1,249
比率	84.2	53.7	15.1	69.1	43.4	44.0	25.1	2.2	19.1	16.9	14.8	7.0	3.4	

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」が最も多い。

人口規模が小さくなるほど、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 226 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

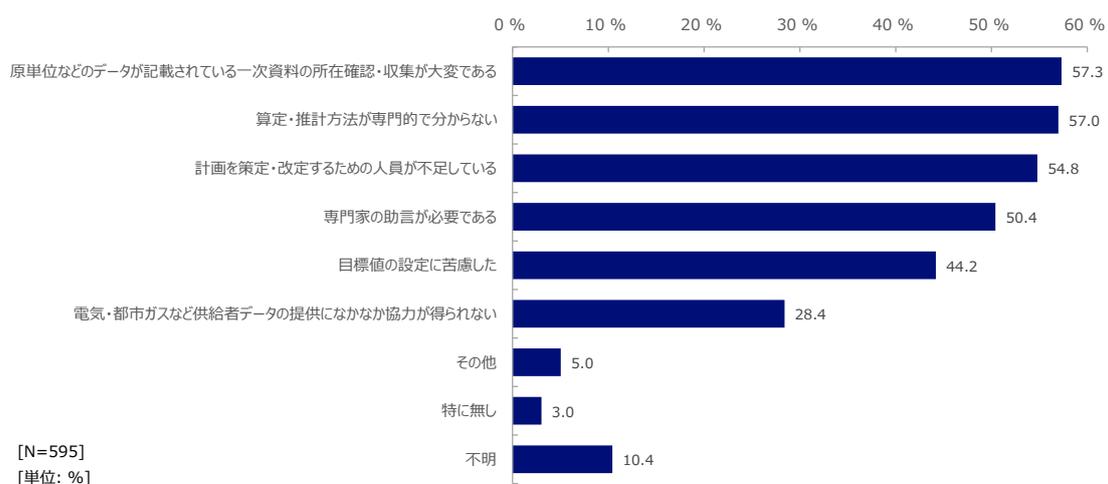


回答数	全体の計画策定・改定・未定・未改定・未定・未改定	計画策定の確保が難しい	他の部署・課室の協力が得られにくい	専門的知識が不足している	最新の技術情報や知見が不足している	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい	有望な対策・施策が見つからない	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	地球温暖化対策の優先度が低い	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	周辺の団体も未策定である	その他	上記に該当するものがない	合計
全体	1,052	671	188	863	542	549	314	27	239	211	185	88	43	1,249
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施行時特別市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	54	46	15	35	24	36	25	1	13	16	8	9	3	63
人口3万人以上10万人未満の市区町村	264	195	52	214	144	174	78	7	49	50	49	27	13	320
人口1万人以上3万人未満の市区町村	328	220	59	266	162	160	102	13	72	62	68	28	9	390
人口1万人未満の市区町村	406	210	62	348	212	179	109	6	105	83	60	24	18	476
地方公共団体の割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	84.2	53.7	15.1	69.1	43.4	44.0	25.1	2.2	19.1	16.9	14.8	7.0	3.4	
都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施行時特別市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=63)	85.7	73.0	23.8	55.6	38.1	57.1	39.7	1.6	20.6	25.4	12.7	14.3	4.8	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=320)	82.5	60.9	16.3	66.9	45.0	54.4	24.4	2.2	15.3	15.6	15.3	8.4	4.1	
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=390)	84.1	56.4	15.1	68.2	41.5	41.0	26.2	3.3	18.5	15.9	17.4	7.2	2.3	
人口1万人未満の市区町村(N=476)	85.3	44.1	13.0	73.1	44.5	37.6	22.9	1.3	22.1	17.4	12.6	5.0	3.8	
地方公共団体の割合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4) 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと <Q2-1(4)>

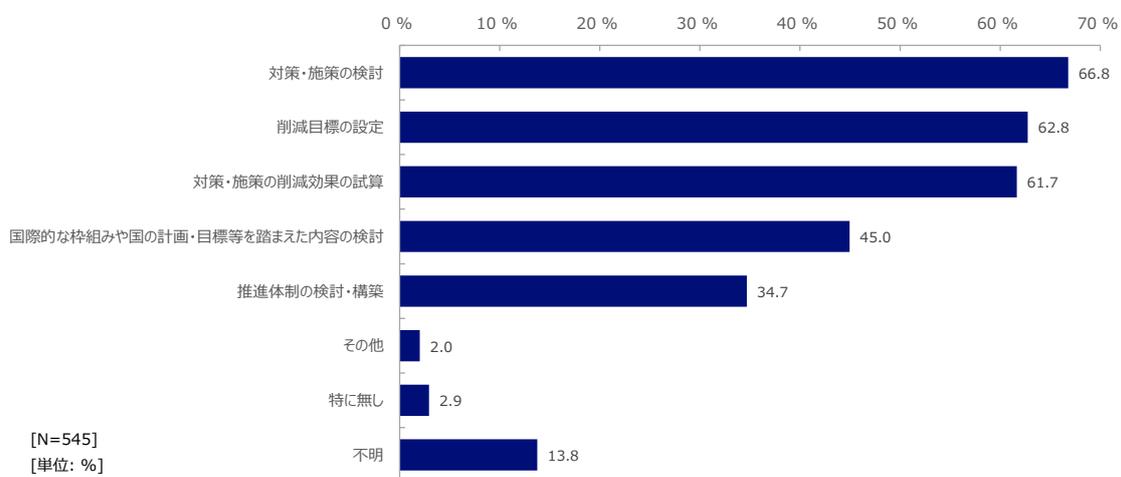
区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である」(57.3%)が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない」(57.0%)、「計画を策定・改定するための人員が不足している」(54.8%)、「専門家の助言が必要である」(50.4%)と続く。

図表 227 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと



	大変な所がある	原単位のデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である	算定・推計方法が専門的で分からない	計画を策定・改定するための人員が不足している	専門家の助言が必要である	電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	目標値の設定に苦慮した	その他	特に無し	不明	合計
全体	341	339	326	300	169	263	30	18	62	595	
比率	57.3	57.0	54.8	50.4	28.4	44.2	5.0	3.0	10.4		

図表 228 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと
【基礎自治体】

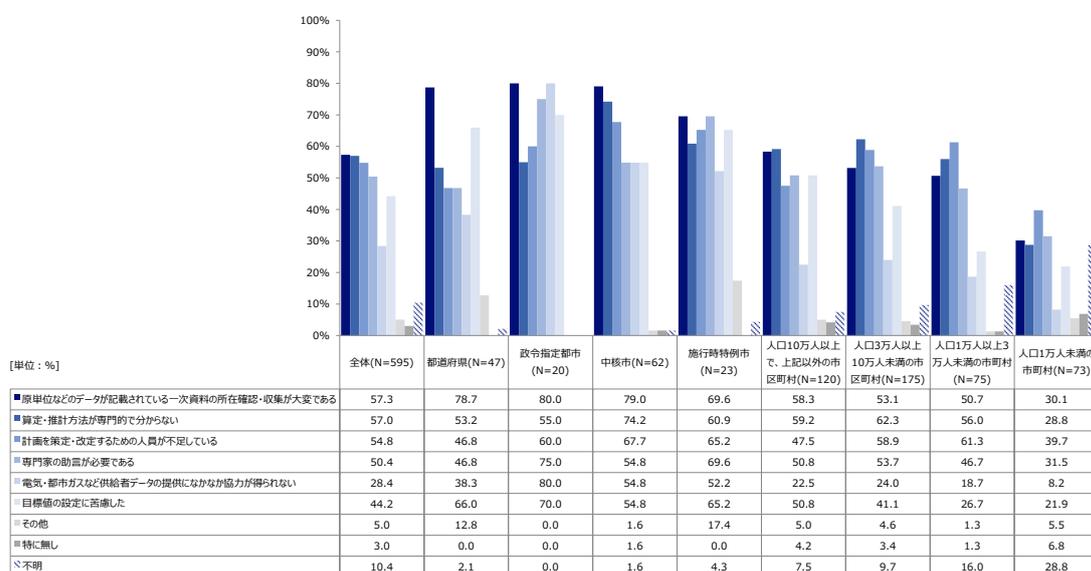


	国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	削減目標の設定	対策・施策の検討	対策・施策の削減効果の試算	推進体制の検討・構築	その他	特に無し	不明	合計
全体	245	342	364	336	189	11	16	75	545
比率	45.0	62.8	66.8	61.7	34.7	2.0	2.9	13.8	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市、中核市では 70% 以上の団体が「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である」を選択している。

また、人口規模が大きい団体ほど、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である」、「電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない」、「目標値の設定に苦慮した」を選択する割合が高くなる傾向がある。

図表 229 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと【団体区分別】

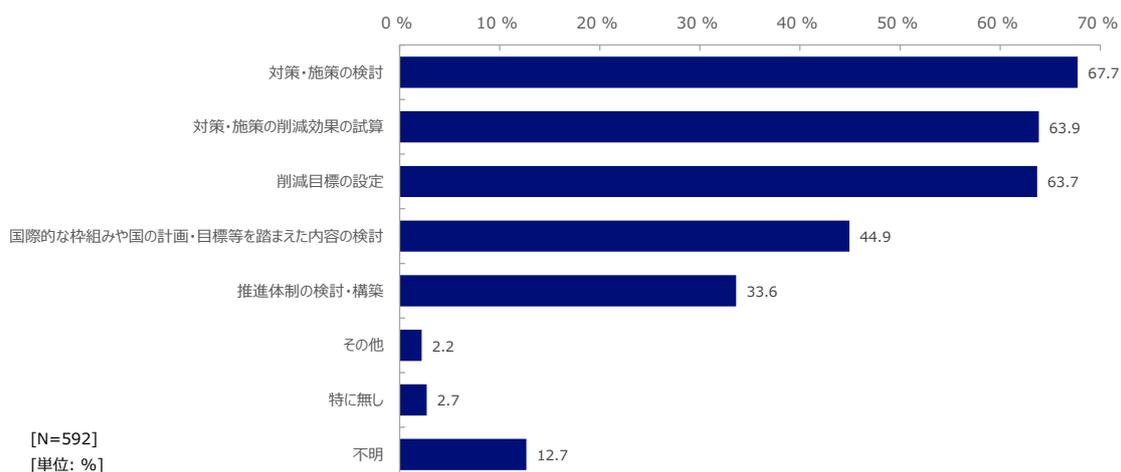


	原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である	算定・推計方法が専門的で分らない	計画を策定・改定するための人員が不足している	専門家の助言が必要である	電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	目標値の設定に苦慮した	その他	特に無し	不明	合計
回答数	341	339	326	300	169	263	30	18	62	595
都道府県	37	25	22	18	18	31	6	0	1	47
政令指定都市	16	11	12	15	16	14	0	0	0	20
中核市	49	46	42	34	34	34	1	1	1	62
施行時特別市	16	14	15	16	12	15	4	0	1	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	70	71	57	61	27	61	6	5	9	120
人口30万人以上10万人未満の市区町村	93	109	103	94	42	72	8	6	17	175
人口10万人以上30万人未満の市区町村	38	42	46	35	14	20	1	1	12	75
人口1万人未満の市区町村	22	21	29	23	6	16	4	5	21	73
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	57.3	57.0	54.8	50.4	28.4	44.2	5.0	3.0	10.4	
都道府県(N=47)	78.7	53.2	46.8	46.8	38.3	66.0	12.8	0.0	2.1	
政令指定都市(N=20)	80.0	55.0	60.0	75.0	80.0	70.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	79.0	74.2	67.7	54.8	54.8	54.8	1.6	1.6	1.6	
施行時特別市(N=23)	69.6	60.9	65.2	69.6	52.2	65.2	17.4	0.0	4.3	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	58.3	59.2	47.5	50.8	22.5	50.8	5.0	4.2	7.5	
人口30万人以上10万人未満の市区町村(N=175)	53.1	62.3	58.9	53.7	24.0	41.1	4.6	3.4	9.7	
人口10万人以上30万人未満の市区町村(N=75)	50.7	56.0	61.3	46.7	18.7	26.7	1.3	1.3	16.0	
人口1万人未満の市区町村(N=73)	30.1	28.8	39.7	31.5	8.2	21.9	5.5	6.8	28.8	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

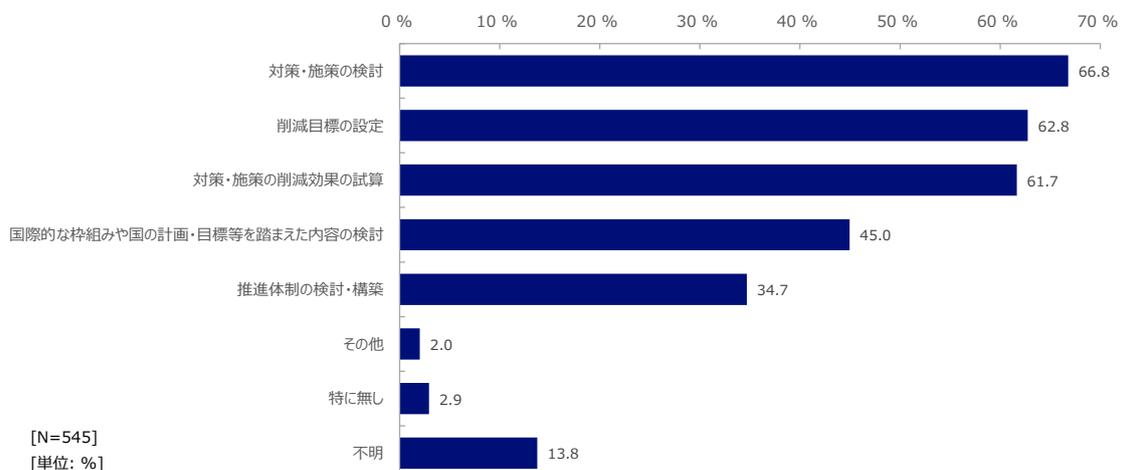
5) 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと <Q2-1(5)>

区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「対策・施策の検討」(67.7%)が最も多く、「対策・施策の削減効果の試算」(63.9%)、「削減目標の設定」(63.7%)と続く。

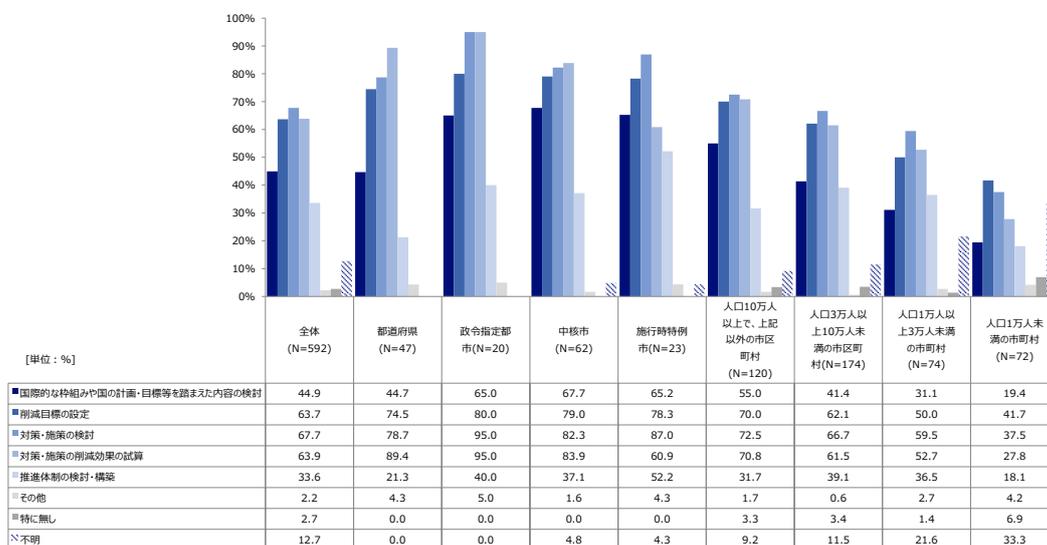
図表 230 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと



図表 231 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと【基礎自治体】



図表 232 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと
【団体区分別】

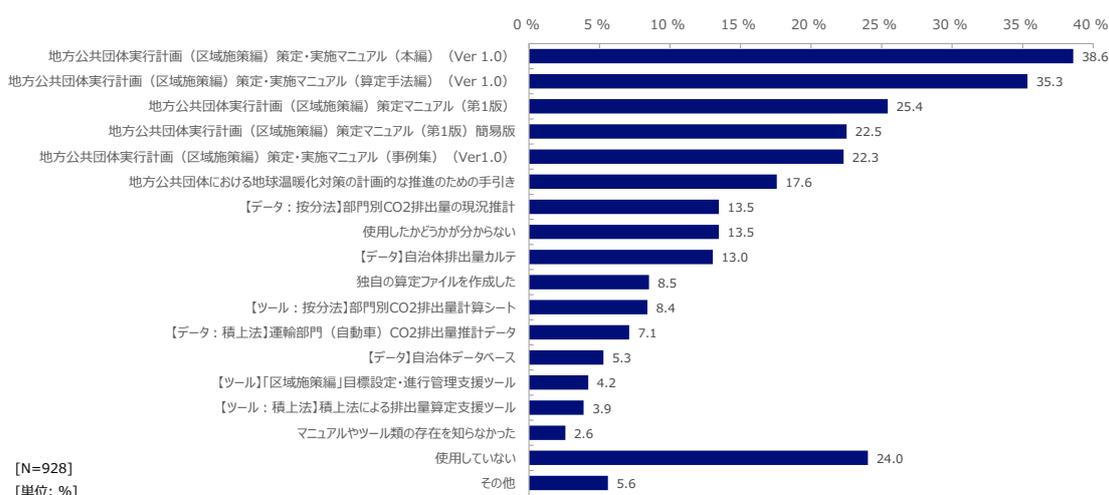


	国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	削減目標の設定	対策・施策の検討	対策・施策の削減効果の試算	推進体制の検討・構築	その他	特に無し	不明	合計
回答数									
全体	266	377	401	378	199	13	16	75	592
都道府県	21	35	37	42	10	2	0	0	47
政令指定都市	13	16	19	19	8	1	0	0	20
中核市	42	49	51	52	23	1	0	3	62
施行時特例市	15	18	20	14	12	1	0	1	23
人口10万人以上、上記以外の市区町村	66	84	87	85	38	2	4	11	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	72	108	116	107	68	1	6	20	174
人口1万人以上3万人未満の市町村	23	37	44	39	27	2	1	16	74
人口1万人未満の市町村	14	30	27	20	13	3	5	24	72
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)									
全体(N=592)	44.9	63.7	67.7	63.9	33.6	2.2	2.7	12.7	
都道府県(N=47)	44.7	74.5	78.7	89.4	21.3	4.3	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	65.0	80.0	95.0	80.0	40.0	5.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	67.7	79.0	82.3	83.9	37.1	1.6	0.0	4.8	
施行時特例市(N=23)	65.2	78.3	87.0	60.9	52.2	4.3	0.0	4.3	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=120)	55.0	70.0	72.5	70.8	31.7	1.7	3.3	9.2	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=174)	41.4	62.1	66.7	61.5	39.1	0.6	3.4	11.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	31.1	50.0	59.5	52.7	36.5	2.7	1.4	21.6	
人口1万人未満の市町村(N=72)	19.4	41.7	37.5	27.8	18.1	4.2	6.9	33.3	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	

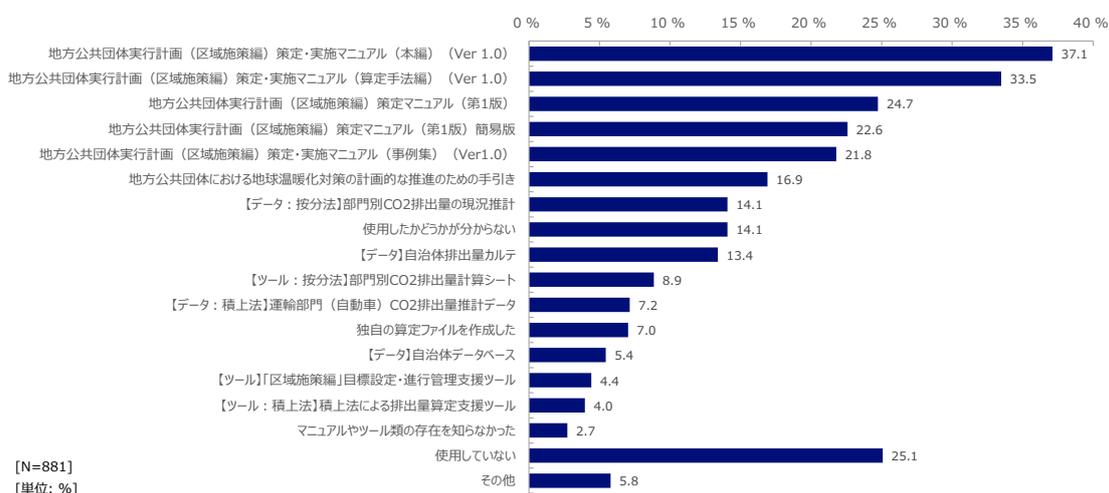
6) 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの <Q2-1(6)>

区域施策編を策定済み、または策定予定の団体において、その策定又は改定に当たって使用したものとしては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver 1.0）」（38.6%）が最も多く、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver 1.0）」（35.3%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（25.4%）が続く。

図表 233 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの



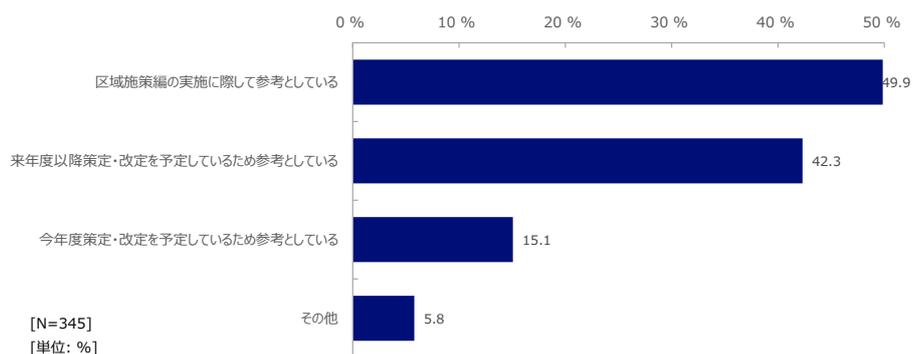
図表 234 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの【基礎自治体】



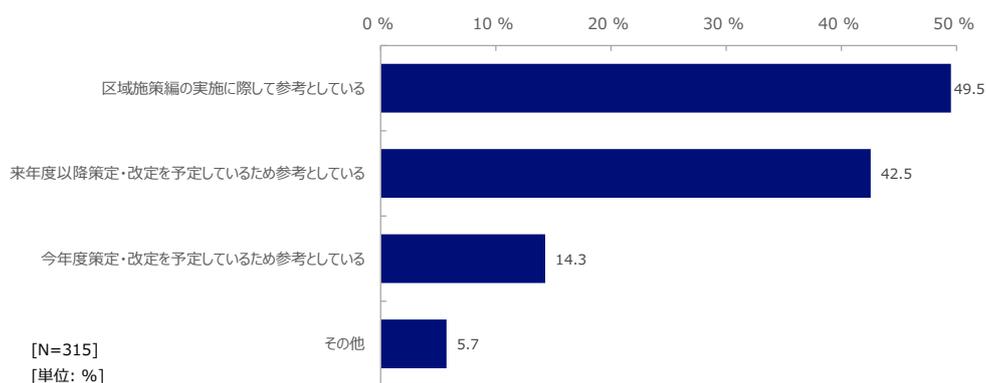
7) 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途 <Q2-1(7)>

区域施策編を策定・改定にあたり「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」を活用した回答した団体において、その用途としては、「区域施策編の実施に際して参考としている」（49.9%）が最も多く、「来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている」（42.3%）が続く。

図表 236 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途



図表 237 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途【基礎自治体】



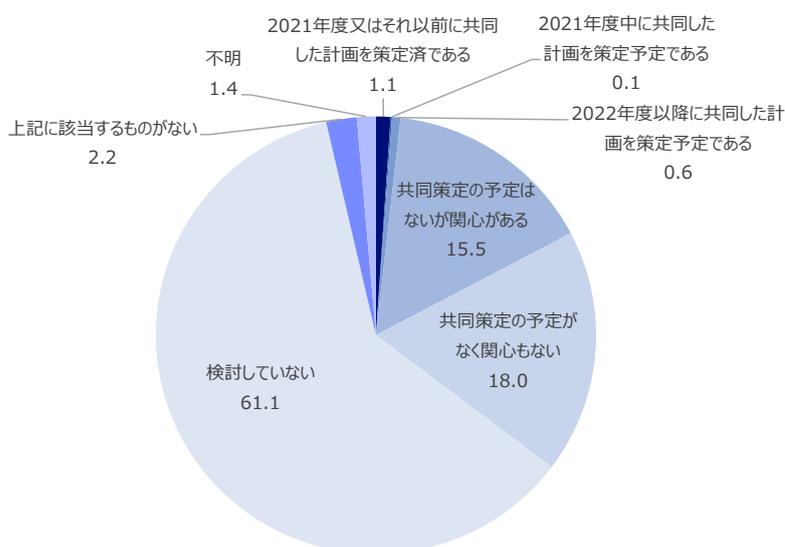
8) 区域施策編の共同策定の検討状況 <Q2-1(8)>

①区域施策編の共同策定の検討状況 <Q2-1(8)①>

都道府県・市区町村における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない」(61.1%)が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない」(18.0%)、「共同策定の予定はないが関心がある」(15.5%)と続く。

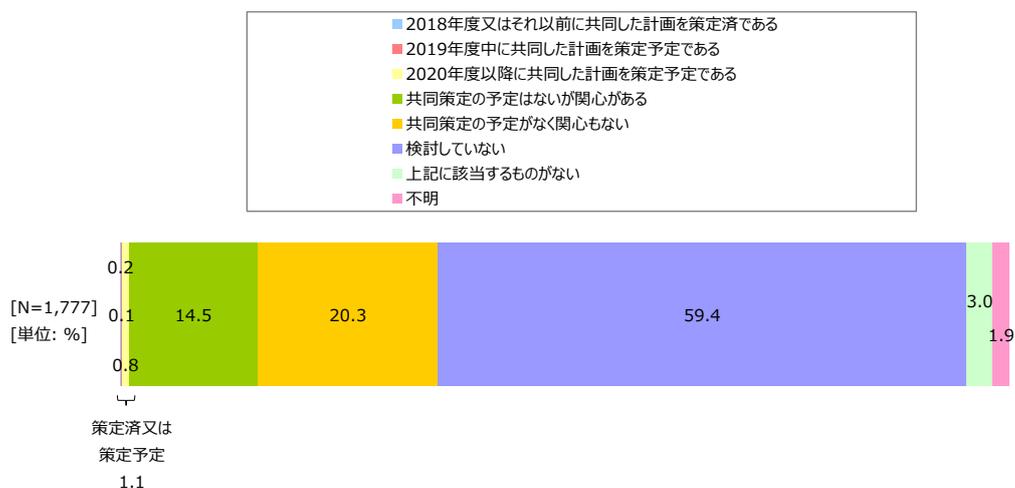
策定済又は策定予定(2022年度以降含む)の団体は1.8%である。

図表 238 区域施策編の共同策定の検討状況



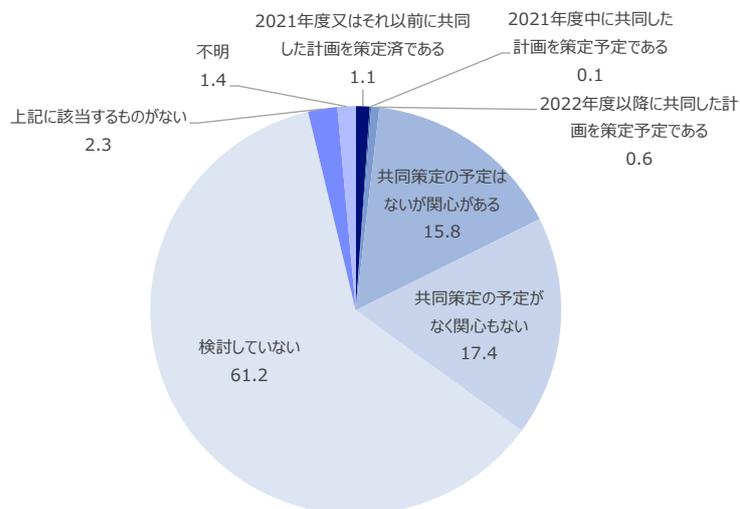
	策以2 定前0 済に2 で共1 あ同年 るし度 た又 計は 画そ をれ	あし2 るた0 計2 画1 を年 策度 定中 予に 定共 で同	で同2 あし0 るた2 計2 画年 を度 策以 定降 予に 定共	が共 関同 心策 が定 あの る予 定は ない	関共 心同 も策 ない の予 定が なく	検 討し てい ない	な上 記に 該当 する もの が	不 明	合 計
全体	19	2	11	277	322	1,092	40	25	1,788
比率	1.1	0.1	0.6	15.5	18.0	61.1	2.2	1.4	

図表 239 区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



	2018年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2019年度中に共同した計画を策定予定である	2020年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	検討していない	上記に該当するものがない	不明	合計
全体	4	1	14	257	360	1,055	53	33	1,777
比率	0.2	0.1	0.8	14.5	20.3	59.4	3.0	1.9	

図表 240 区域施策編の共同策定の検討状況【基礎自治体】

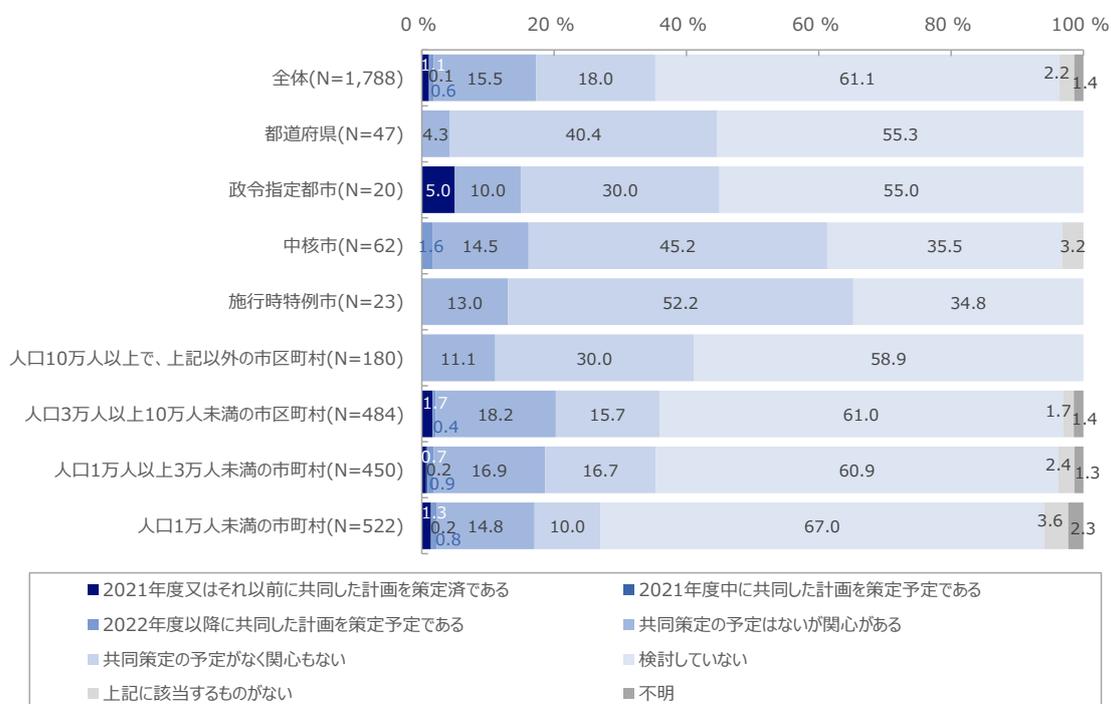


[N=1,741]
[単位: %]

	2021年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2021年度中に共同した計画を策定予定である	2022年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	検討していない	上記に該当するものがない	不明	合計
全体	19	2	11	275	303	1,066	40	25	1,741
比率	1.1	0.1	0.6	15.8	17.4	61.2	2.3	1.4	

地方公共団体の区分別に見ると、人口10万人未満の市区町村では15%前後の団体が「共同策定の予定はないが関心がある」を選択している。

図表 241 区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】

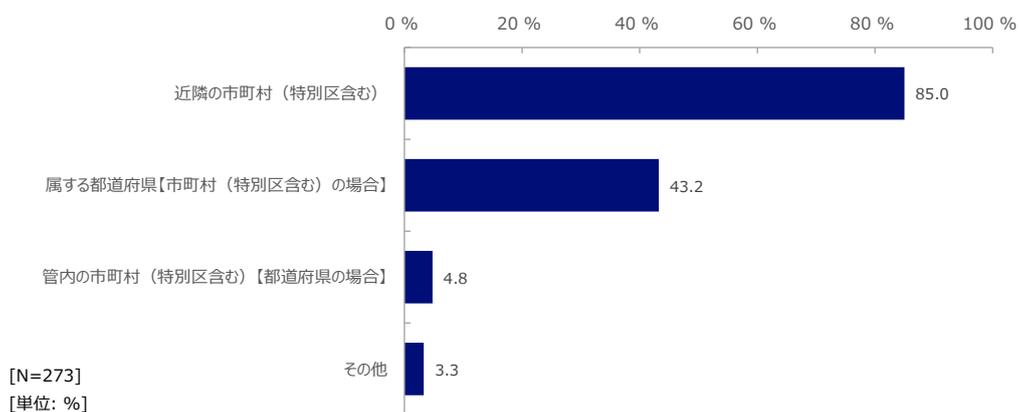


団体区別	画に又2を共は0あ策同そ2る定しれ1済た以年で計前度	計中2定画に0でを共2ある策同1年予定た度	た以2予定である計画に2以降0を共2策同定し年度	定共心は同ながあ定が関予	定共同策定の関心予	検討していない	る上も記のが該な当いす	不明	合計
全体	19	2	11	277	322	1,092	40	25	1,788
都道府県	0	0	0	2	19	26	0	0	47
政令指定都市	1	0	0	2	6	11	0	0	20
中核市	0	0	1	9	28	22	2	0	62
施行時特例市	0	0	0	3	12	8	0	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	20	54	106	0	0	180
人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	0	2	88	76	295	8	7	484
人口1万人以上3万人未満の市町村	3	1	4	76	75	274	11	6	450
人口1万人未満の市町村	7	1	4	77	52	350	19	12	522
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率	1.1	0.1	0.6	15.5	18.0	61.1	2.2	1.4	
都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	4.3	40.4	55.3	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	0.0	10.0	30.0	55.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	0.0	0.0	1.6	14.5	45.2	35.5	3.2	0.0	
施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	0.0	13.0	52.2	34.8	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	0.0	0.0	0.0	11.1	30.0	58.9	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	1.7	0.0	0.4	18.2	15.7	61.0	1.7	1.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	0.7	0.2	0.9	16.9	16.7	60.9	2.4	1.3	
人口1万人未満の市町村(N=522)	1.3	0.2	0.8	14.8	10.0	67.0	3.6	2.3	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	

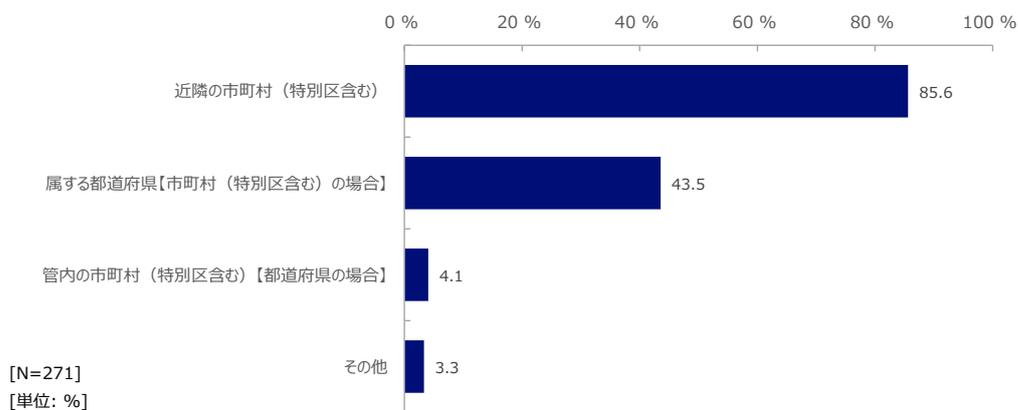
②共同したい相手先 <Q2-1(8)②>

区域施策編の共同策定に関心があると回答した都道府県・市区町村において、共同したい相手先としては、「近隣の市区町村」(85.0%)が最も多く、次いで回答市区町村が「属する都道府県」(43.2%)が多い。

図表 242 共同したい相手先

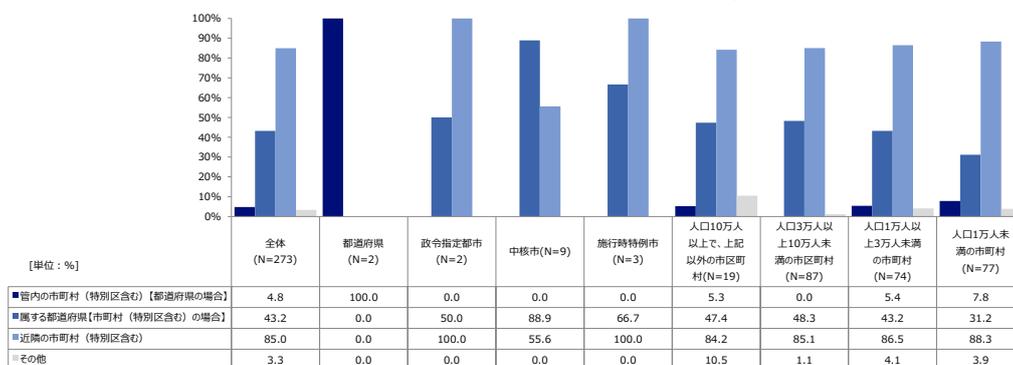


図表 243 共同したい相手先【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が小さい団体では、回答した団体の85%前後が、共同したい相手先として「近隣の市区町村」を選択している。

図表 244 共同したい相手先【団体区分別】

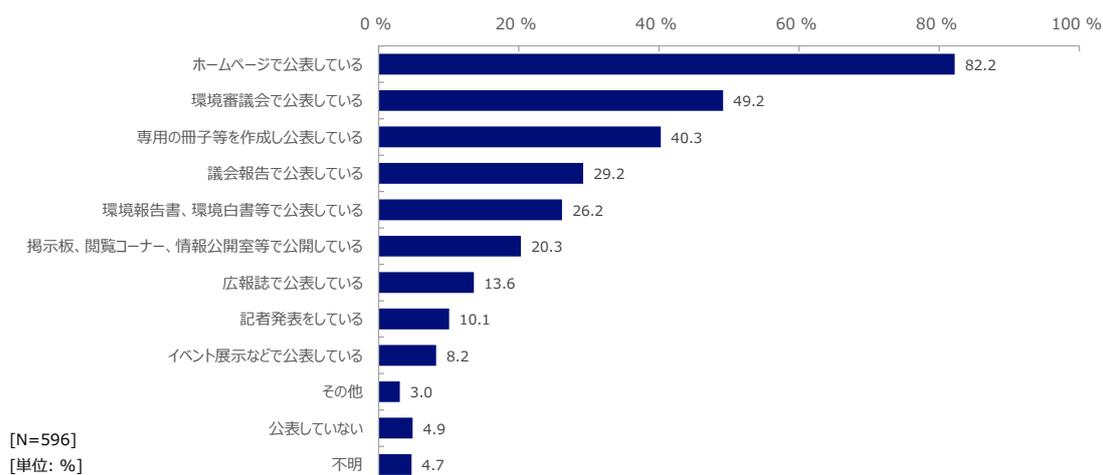


		管内の市町村 (特別区含む)【都道府県 (特別区) の場合】	属する都道府県 (特別区含む) の市町村	近隣の市町村 (特別区含む)	その他	合計
回答数	全体	13	118	232	9	273
	都道府県	2	0	0	0	2
	政令指定都市	0	1	2	0	2
	中核市	0	8	5	0	9
	施行時特例市	0	2	3	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	9	16	2	19
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	42	74	1	87
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	32	64	3	74
	人口1万人未満の市町村	6	24	68	3	77
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体 (N=273)	4.8	43.2	85.0	3.3	
	都道府県 (N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市 (N=2)	0.0	50.0	100.0	0.0	
	中核市 (N=9)	0.0	88.9	55.6	0.0	
	施行時特例市 (N=3)	0.0	66.7	100.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=19)	5.3	47.4	84.2	10.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=87)	0.0	48.3	85.1	1.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=74)	5.4	43.2	86.5	4.1	
	人口1万人未満の市町村 (N=77)	7.8	31.2	88.3	3.9	
	地方公共団体の組合 (N=0)	-	-	-	-	

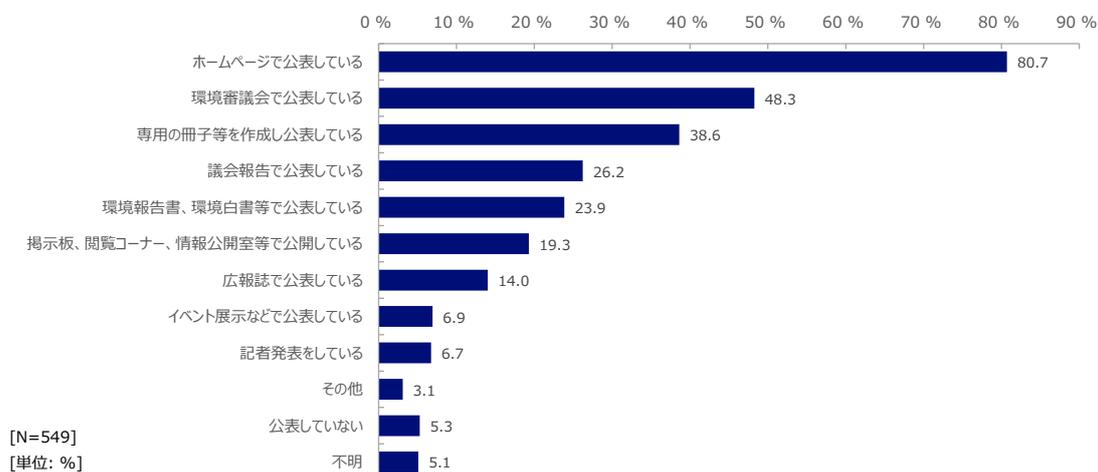
9) 区域施策編の公表方法 <Q2-1(9)>

区域施策編を策定済みの団体において、その公表方法としては、「ホームページで公表している」(82.2%)が最も多く、「環境審議会で公表している」(49.2%)、「専用の冊子等を作成し公表している」(40.3%)、「議会報告で公表している」(29.2%)、「環境報告書、環境白書等で公表している」(26.2%)と続く。

図表 245 区域施策編の公表方法

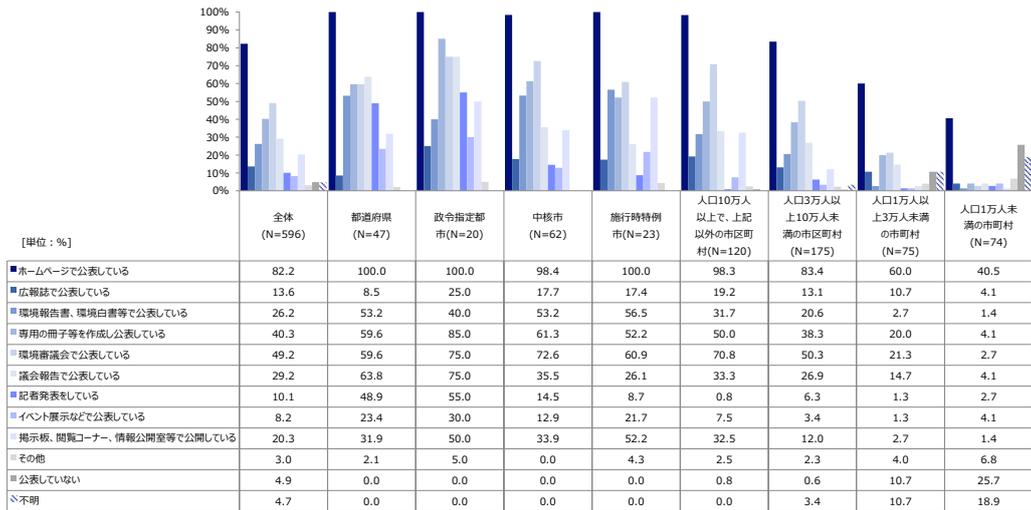


図表 246 区域施策編の公表方法【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している」が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さい。人口1万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「公表していない」の割合が著しく高い。

図表 247 区域施策編の公表方法【団体区分別】



	ホームページで公表している	広報紙で公表している	表して告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
回答数	490	81	156	240	293	174	60	49	121	18	29	28	596
比率 (%)	82.2	13.6	26.2	40.3	49.2	29.2	10.1	8.2	20.3	3.0	4.9	4.7	
都道府県 (N=47)	100.0	8.5	53.2	59.6	59.6	63.8	48.9	23.4	31.9	2.1	0.0	0.0	
政令指定都市 (N=20)	100.0	25.0	40.0	85.0	75.0	55.0	30.0	50.0	50.0	5.0	0.0	0.0	
中核市 (N=62)	98.4	17.7	53.2	61.3	72.6	35.5	14.5	12.9	33.9	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市 (N=23)	100.0	17.4	56.5	52.2	60.9	26.1	8.7	21.7	52.2	4.3	0.0	0.0	
人口10万人以上、上記以外の市区町村 (N=120)	98.3	19.2	31.7	50.0	70.8	33.3	0.8	7.5	32.5	2.5	0.8	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=175)	83.4	13.1	20.6	38.3	50.3	26.9	6.3	3.4	12.0	2.3	0.6	3.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=75)	60.0	10.7	2.7	20.0	21.3	14.7	1.3	1.3	2.7	4.0	10.7	10.7	
人口1万人未満の市町村 (N=74)	40.5	4.1	1.4	4.1	2.7	4.1	2.7	4.1	1.4	6.8	25.7	18.9	
地方公共団体の組合 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

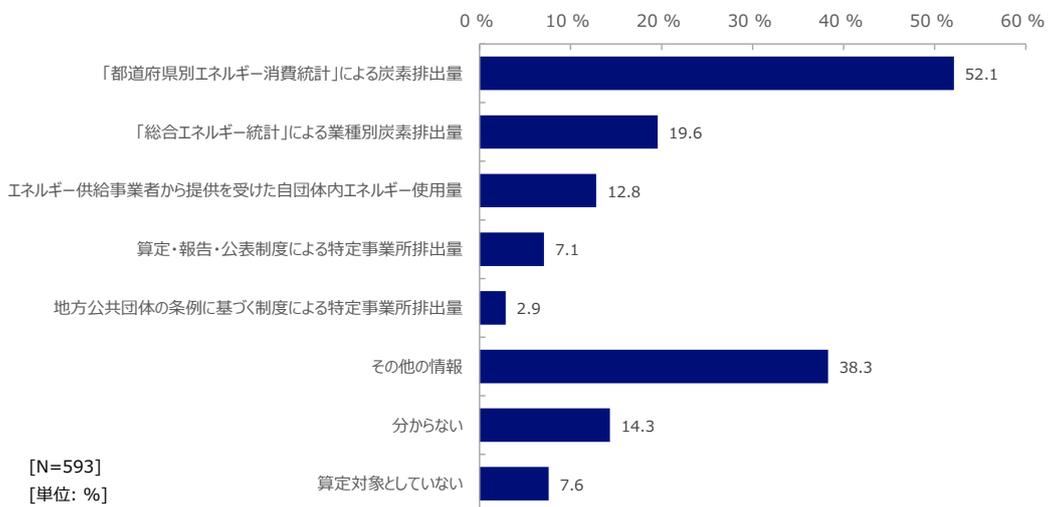
(2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象 <Q2-2>

1) 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法 <Q2-2(1)>

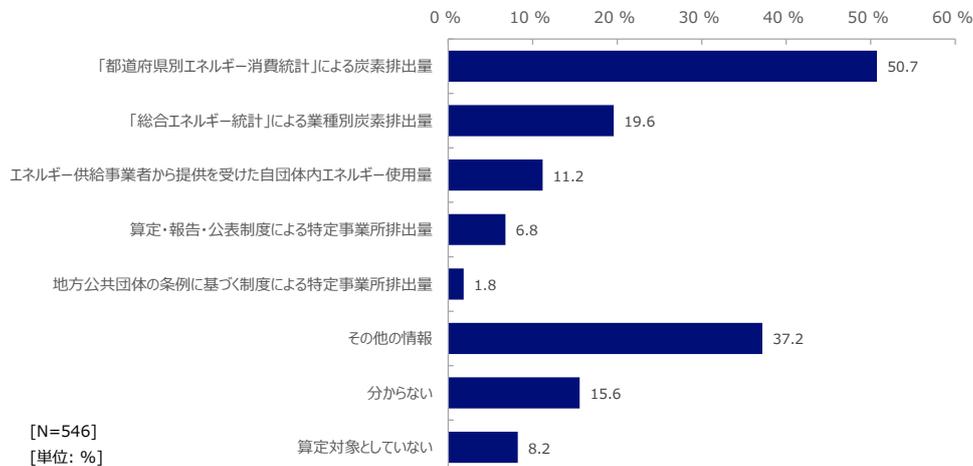
①産業部門（製造業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（製造業）の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（52.1%）が最も多く、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（19.6%）、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（12.8%）と続く。

図表 248 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）

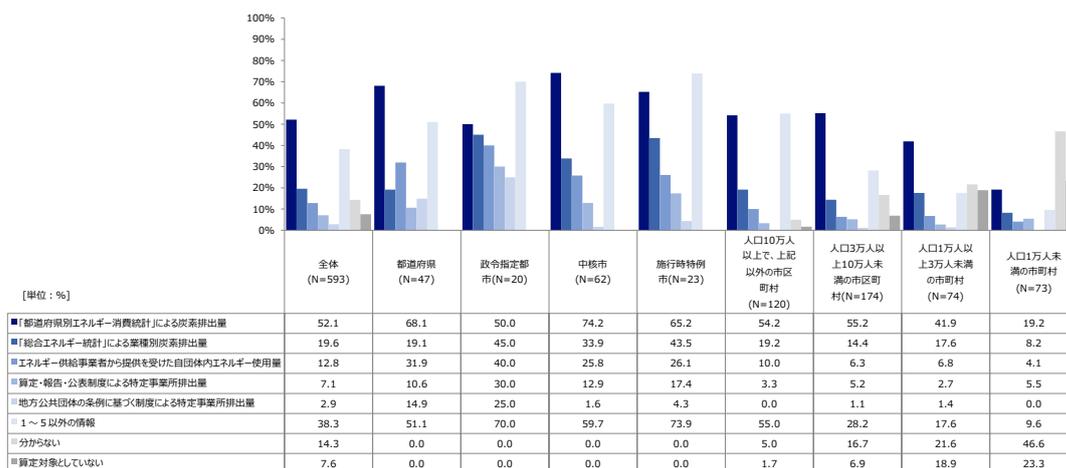


図表 249 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、市区町村の中では、政令指定都市は「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」が多いが、中核市以下の団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が多い。

図表 250 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）【団体区分別】

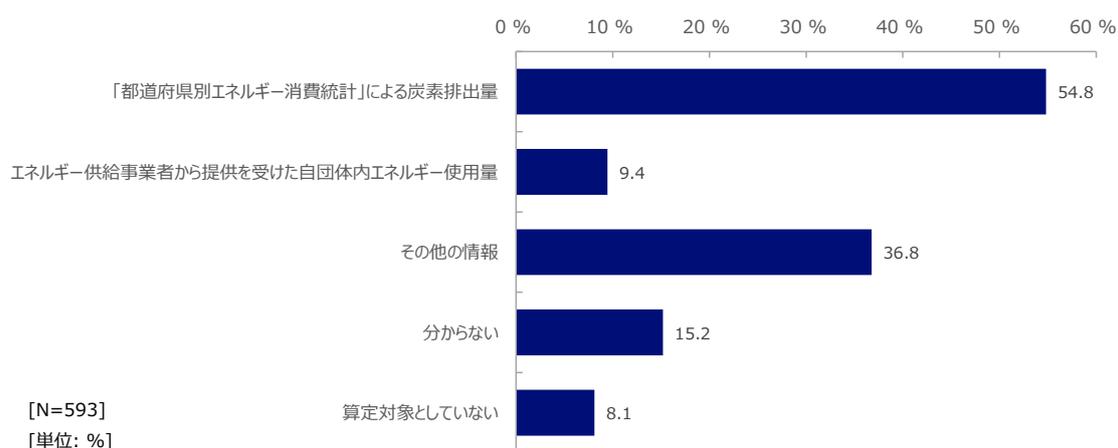


	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	算定・報告・公表制度による排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による排出量	1～5以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	309	116	76	42	17	227	85	45	593
全体	32	9	15	5	7	24	0	0	47
都道府県	10	9	8	6	5	14	0	0	20
政令指定都市	46	21	16	8	1	37	0	0	62
中核市	15	10	6	4	1	17	0	0	23
施行時特別市	65	23	12	4	0	66	6	2	120
人口10万人以上、上記以外の市区町村	96	25	11	9	2	49	29	12	174
人口3万人以上10万人未満の市区町村	31	13	5	2	1	13	16	14	74
人口1万人以上3万人未満の市町村	14	6	3	4	0	7	34	17	73
人口1万人未満の市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	52.1	19.6	12.8	7.1	2.9	38.3	14.3	7.6	
全体 (N=593)	68.1	19.1	31.9	10.6	14.9	51.1	0.0	0.0	
都道府県 (N=47)	50.0	45.0	40.0	30.0	25.0	70.0	0.0	0.0	
政令指定都市 (N=20)	74.2	33.9	25.8	12.9	1.6	59.7	0.0	0.0	
中核市 (N=62)	65.2	43.5	26.1	17.4	4.3	73.9	0.0	0.0	
施行時特別市 (N=23)	54.2	19.2	10.0	3.3	0.0	55.0	5.0	1.7	
人口10万人以上、上記以外の市区町村 (N=120)	55.2	14.4	6.3	5.2	1.1	28.2	16.7	6.9	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=174)	41.9	17.6	6.8	2.7	1.4	17.6	21.6	18.9	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=74)	19.2	8.2	4.1	5.5	0.0	9.6	46.6	23.3	
人口1万人未満の市町村 (N=73)	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体の組合 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	

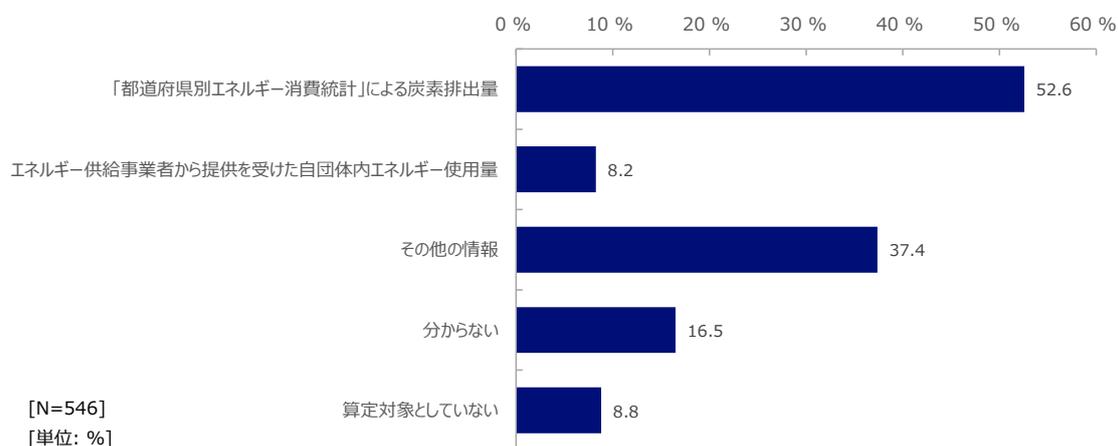
②産業部門（建設業・鉱業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（建設業・鉱業）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（54.8%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（9.4%）がそれに続く。

図表 251 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(2)産業部門（建設業・鉱業）

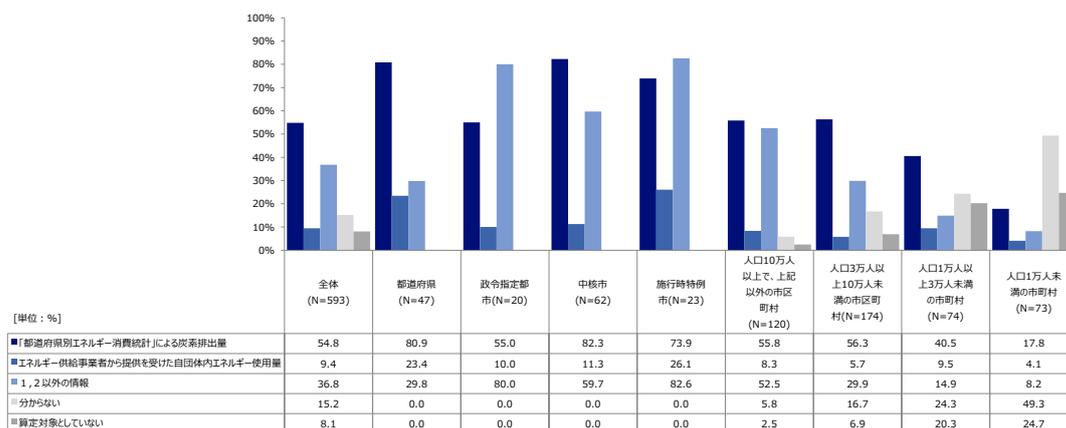


図表 252 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(2)産業部門（建設業・鉱業）【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、全ての区分で「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が最も多い。

図表 253 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(2)産業部門（建設業・鉱業）【団体区分別】

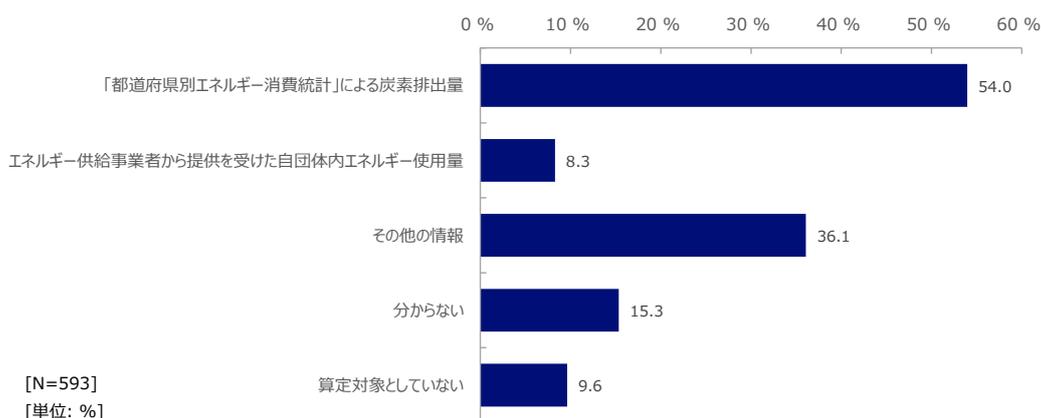


		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	1, 2以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	325	56	218	90	48	593
	都道府県	38	11	14	0	0	47
	政令指定都市	11	2	16	0	0	20
	中核市	51	7	37	0	0	62
	施行時特例市	17	6	19	0	0	23
	人口10万人以上、上記以外の市区町村	67	10	63	7	3	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	98	10	52	29	12	174
	人口1万人以上3万人未満の市町村	30	7	11	18	15	74
	人口1万人未満の市町村	13	3	6	36	18	73
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=593)	54.8	9.4	36.8	15.2	8.1	
	都道府県(N=47)	80.9	23.4	29.8	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	10.0	80.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	82.3	11.3	59.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	73.9	26.1	82.6	0.0	0.0	
	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=120)	55.8	8.3	52.5	5.8	2.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=174)	56.3	5.7	29.9	16.7	6.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	40.5	9.5	14.9	24.3	20.3	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	17.8	4.1	8.2	49.3	24.7	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	

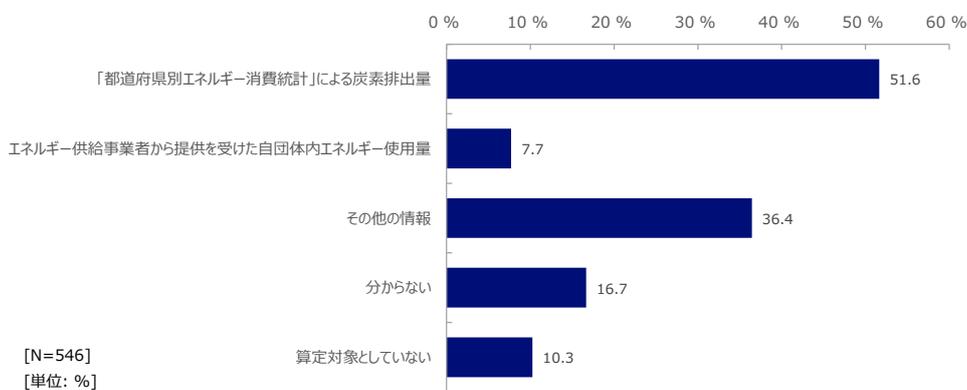
③産業部門（農林水産業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（農林水産業）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（54.0%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（8.3%）がそれに続く。

図表 254 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(3)産業部門（農林水産業）

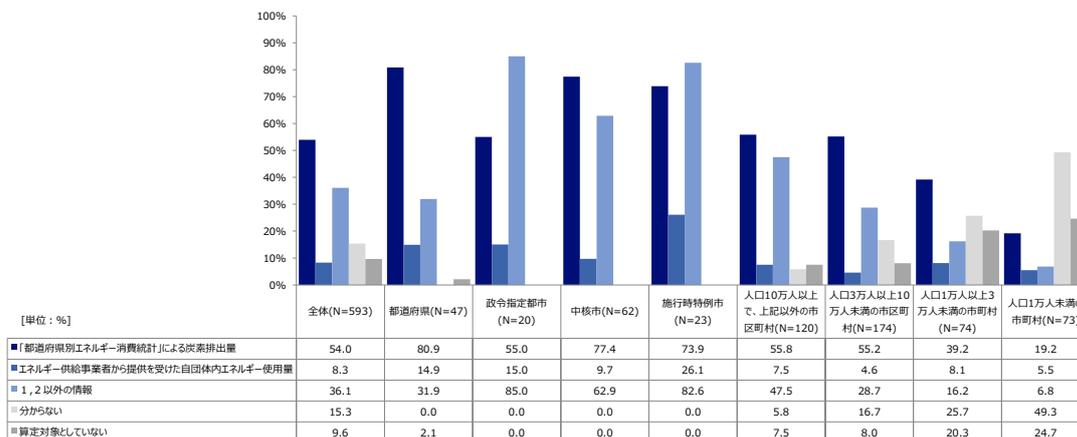


図表 255 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(3)産業部門（農林水産業）【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、全ての区分で「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が最も多い。

図表 256 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(3)産業部門（農林水産業）【団体区分別】

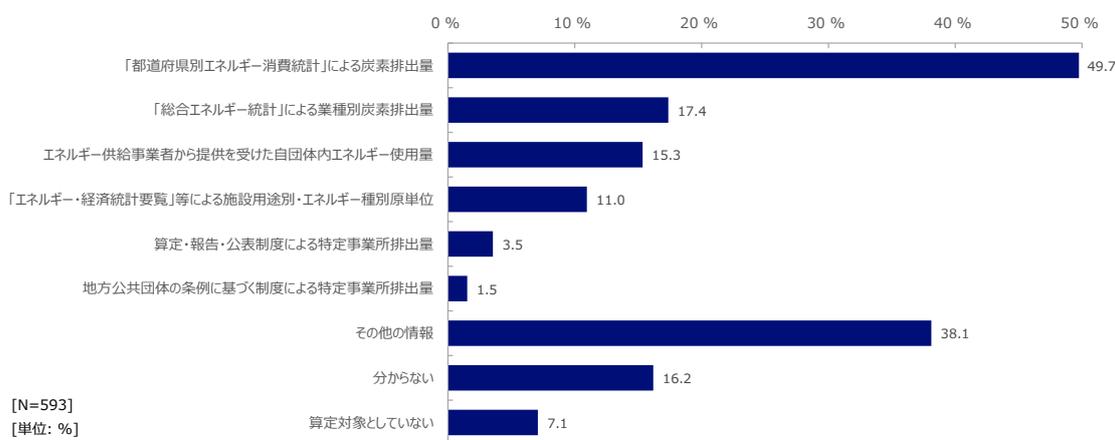


回答数	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	1, 2 以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	320	49	214	91	57	593
都道府県	38	7	15	0	1	47
政令指定都市	11	3	17	0	0	20
中核市	48	6	39	0	0	62
施行時特例市	17	6	19	0	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	67	9	57	7	9	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	96	8	50	29	14	174
人口1万人以上3万人未満の市町村	29	6	12	19	15	74
人口1万人未満の市町村	14	4	5	36	18	73
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	54.0	8.3	36.1	15.3	9.6	
都道府県(N=47)	80.9	14.9	31.9	0.0	2.1	
政令指定都市(N=20)	55.0	15.0	85.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	77.4	9.7	62.9	0.0	0.0	
施行時特例市(N=23)	73.9	26.1	82.6	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	55.8	7.5	47.5	5.8	7.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=174)	55.2	4.6	28.7	16.7	8.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	39.2	8.1	16.2	25.7	20.3	
人口1万人未満の市町村(N=73)	19.2	5.5	6.8	49.3	24.7	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	

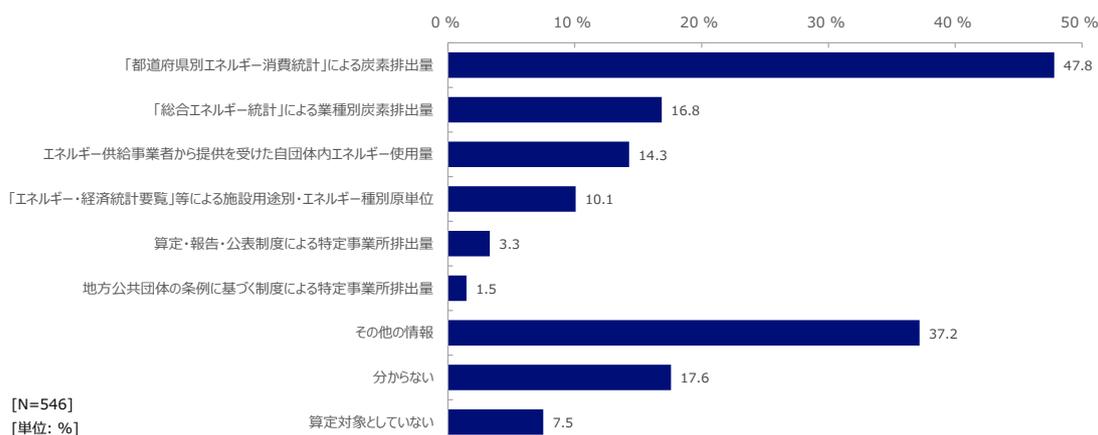
④業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（49.7%）が最も多く、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（17.4%）、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（15.3%）、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（15.3%）と続く。

図表 257 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(4)業務その他部門

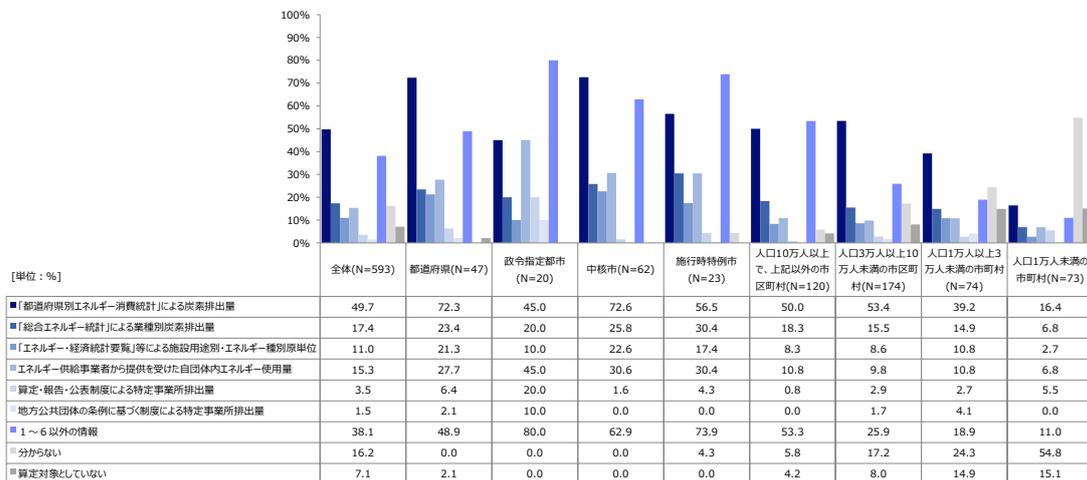


図表 258 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(4)業務その他部門【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が小さいほど「分からない」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 259 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(4)業務その他部門【団体区分別】

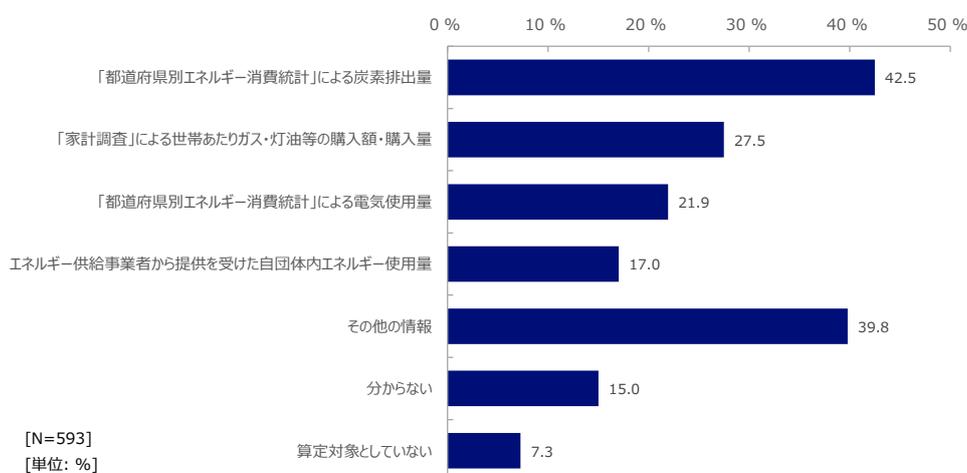


	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位・工	エネルギー供給事業者から提供を受けた自体内エネルギー使用量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	1～6以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	295	103	65	91	21	9	226	96	42	593
全体	34	11	10	13	3	1	23	0	1	47
都道府県	9	4	2	9	4	2	16	0	0	20
政令指定都市	45	16	14	19	1	0	39	0	0	62
中核市	13	7	4	7	1	0	17	1	0	23
施行時特例市	60	22	10	13	1	0	64	7	5	120
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	93	27	15	17	5	3	45	30	14	174
人口3万人以上10万人未満の市区町村	29	11	8	8	2	3	14	18	11	74
人口1万人以上3万人未満の市町村	12	5	2	5	4	0	8	40	11	73
人口1万人未満の市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	49.7	17.4	11.0	15.3	3.5	1.5	38.1	16.2	7.1	
全体(N=593)	72.3	23.4	21.3	27.7	6.4	2.1	48.9	0.0	2.1	
都道府県(N=47)	45.0	20.0	10.0	45.0	20.0	10.0	80.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	72.6	25.8	22.6	30.6	1.6	0.0	62.9	0.0	0.0	
中核市(N=62)	56.5	30.4	17.4	30.4	4.3	0.0	73.9	4.3	0.0	
施行時特例市(N=23)	50.0	18.3	8.3	10.8	0.8	0.0	53.3	5.8	4.2	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	53.4	15.5	8.6	9.8	2.9	1.7	25.9	17.2	8.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=174)	39.2	14.9	10.8	10.8	2.7	4.1	18.9	24.3	14.9	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	16.4	6.8	2.7	6.8	5.5	0.0	11.0	54.8	15.1	
人口1万人未満の市町村(N=73)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

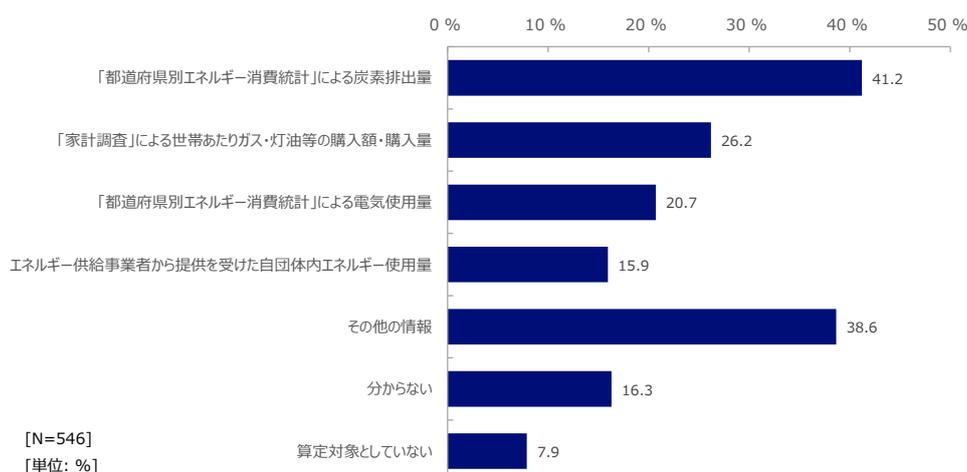
⑤家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（42.5%）が最も多く、「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量（27.5%）、「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量（21.9%）と続く。

図表 260 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(5)家庭部門

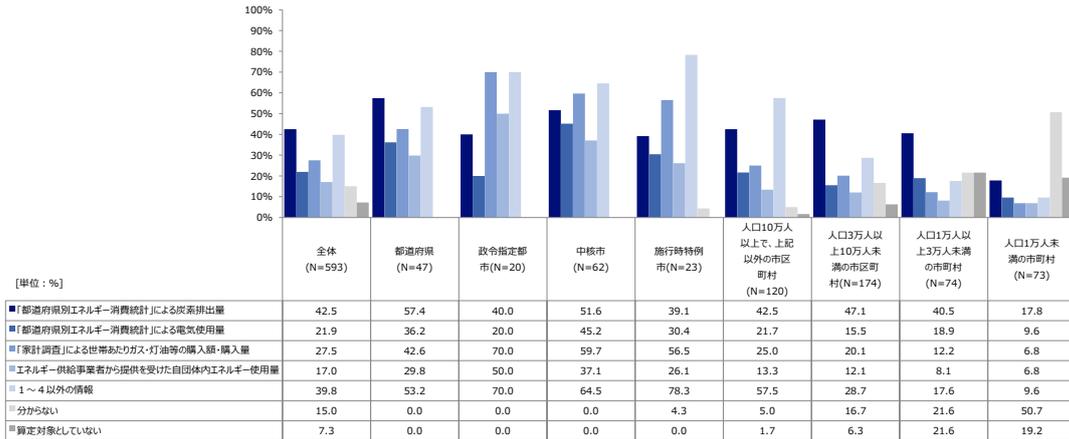


図表 261 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(5)家庭部門【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市、中核市、施行時特例市では「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量」を利用して多くの団体が多く、それ以外の団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が多い。

図表 262 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(5)家庭部門【団体区分別】

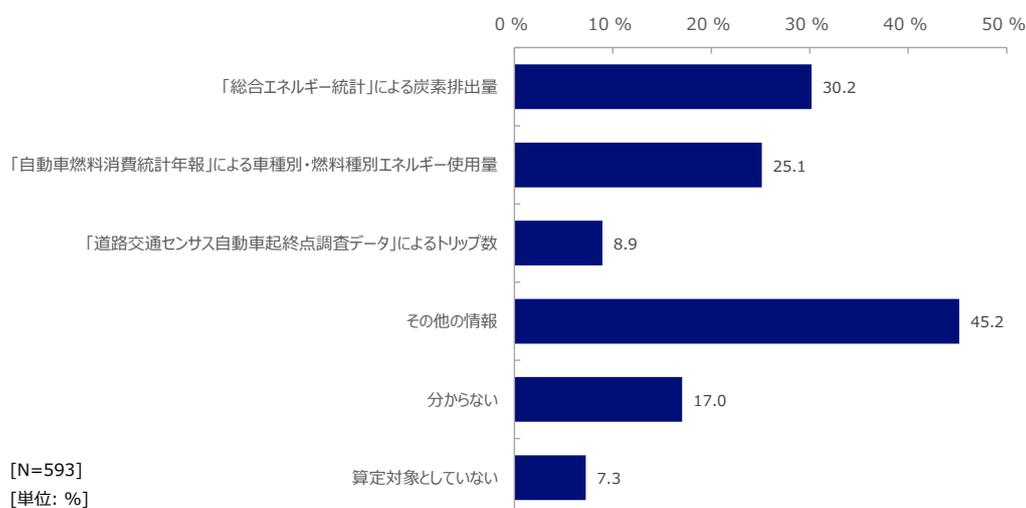


	費「都道府県別」によるエネルギー排出量	費「都道府県別」による電気使用量	「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	1～4 以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体 252	130	163	101	236	89	43	593
	都道府県 27	17	20	14	25	0	0	47
	政令指定都市 8	4	14	10	14	0	0	20
	中核市 32	28	37	23	40	0	0	62
	施行時特例市 9	7	13	6	18	1	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 51	26	30	16	69	6	2	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 82	27	35	21	50	29	11	174
	人口1万人以上3万人未満の市町村 30	14	9	6	13	16	16	74
	人口1万人未満の市町村 13	7	5	5	7	37	14	73
	地方公共団体の組合 0	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=593) 42.5	21.9	27.5	17.0	39.8	15.0	7.3	
	都道府県(N=47) 57.4	36.2	42.6	29.8	53.2	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20) 40.0	20.0	70.0	50.0	70.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62) 51.6	45.2	59.7	37.1	64.5	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23) 39.1	30.4	56.5	26.1	78.3	4.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120) 42.5	21.7	25.0	13.3	57.5	5.0	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=174) 47.1	15.5	20.1	12.1	28.7	16.7	6.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74) 40.5	18.9	12.2	8.1	17.6	21.6	21.6	
	人口1万人未満の市町村(N=73) 17.8	9.6	6.8	6.8	9.6	50.7	19.2	
	地方公共団体の組合(N=0) -	-	-	-	-	-	-	

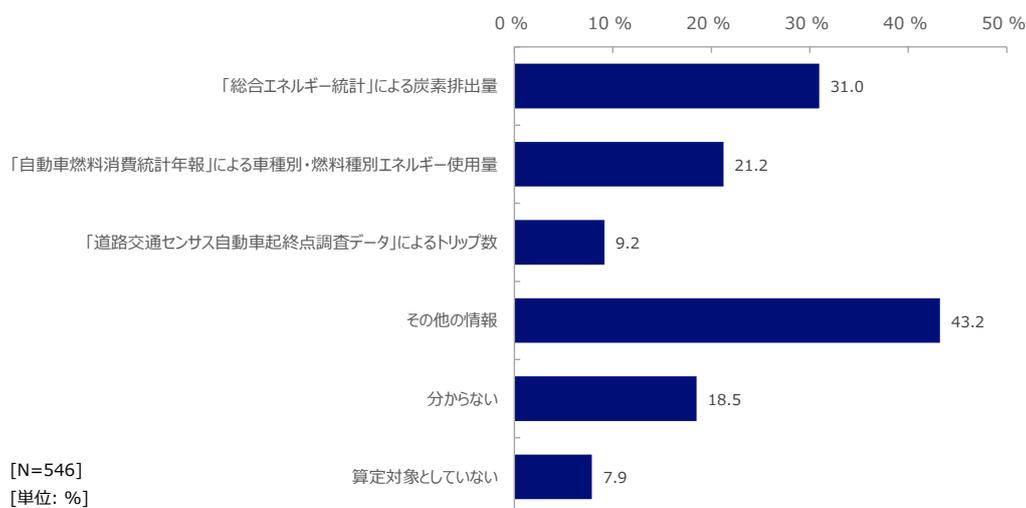
⑥運輸部門（自動車）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（自動車）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量（30.2%）が最も多く、「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量（25.1%）、「道路交通センサス自動車起終点調査データ」によるトリップ数（8.9%）と続く。

図表 263 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(6)運輸部門（自動車）

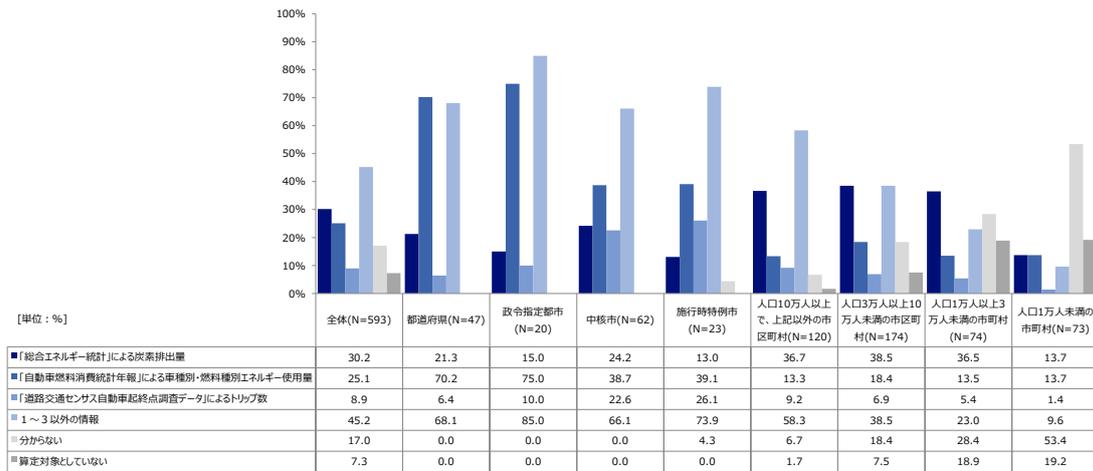


図表 264 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(6)運輸部門（自動車）【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きいほど「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。また政令指定都市・中核市・施行時特例市を除く市区町村では、「総合エネルギー統計」による炭素排出量」を用いている団体が多い。

図表 265 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(6)運輸部門(自動車)【団体区分別】

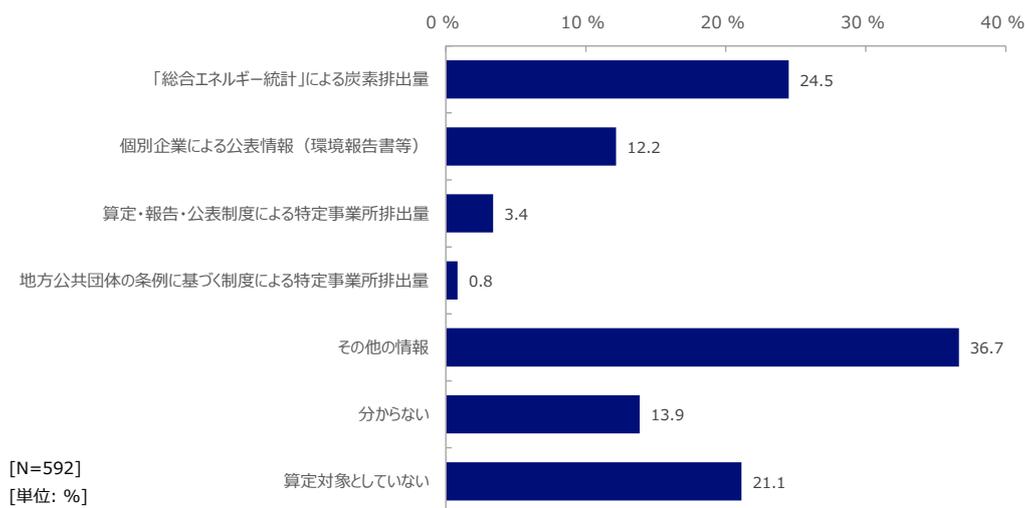


算定手法	「総合エネルギー統計」による炭素排出量	「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	「道路交通センサス自動車起終点調査データ」によるトリップ数	1～3以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体 179	149	53	268	101	43	593
	都道府県 10	33	3	32	0	0	47
	政令指定都市 3	15	2	17	0	0	20
	中核市 15	24	14	41	0	0	62
	施行時特例市 3	9	6	17	1	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 44	16	11	70	8	2	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 67	32	12	67	32	13	174
	人口1万人以上3万人未満の市区町村 27	10	4	17	21	14	74
	人口1万人未満の市区町村 10	10	1	7	39	14	73
	地方公共団体の組合 0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=593) 30.2	25.1	8.9	45.2	17.0	7.3	
	都道府県(N=47) 21.3	70.2	6.4	68.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20) 15.0	75.0	10.0	85.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62) 24.2	38.7	22.6	66.1	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23) 13.0	39.1	26.1	73.9	4.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120) 36.7	13.3	9.2	58.3	6.7	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=174) 38.5	18.4	6.9	38.5	18.4	7.5	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=74) 36.5	13.5	5.4	23.0	28.4	18.9	
	人口1万人未満の市区町村(N=73) 13.7	13.7	1.4	9.6	53.4	19.2	
	地方公共団体の組合(N=0) -	-	-	-	-	-	

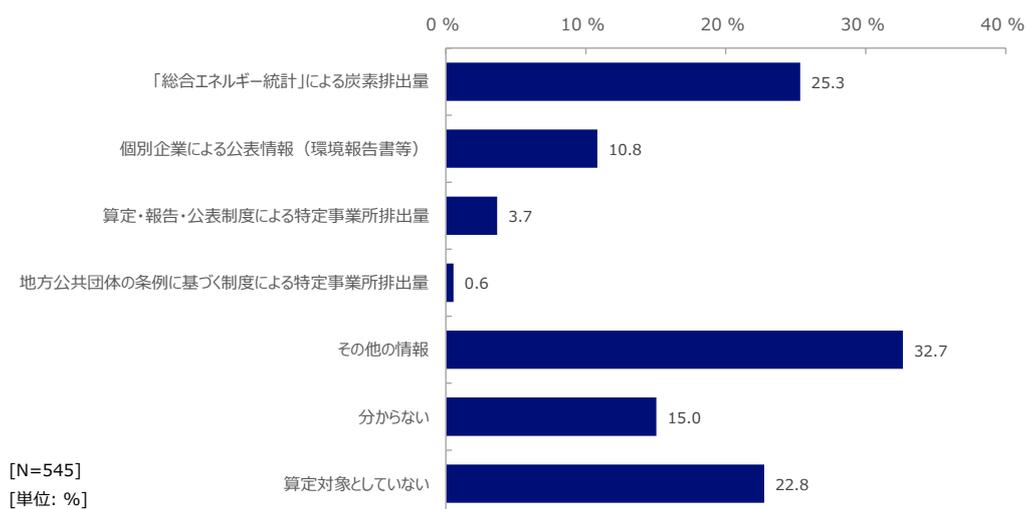
⑦運輸部門（鉄道）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（鉄道）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量（24.5%）が最も多く、「個別企業による公表情報（環境報告書等）」（12.2%）と続く。

図表 266 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(7)運輸部門（鉄道）

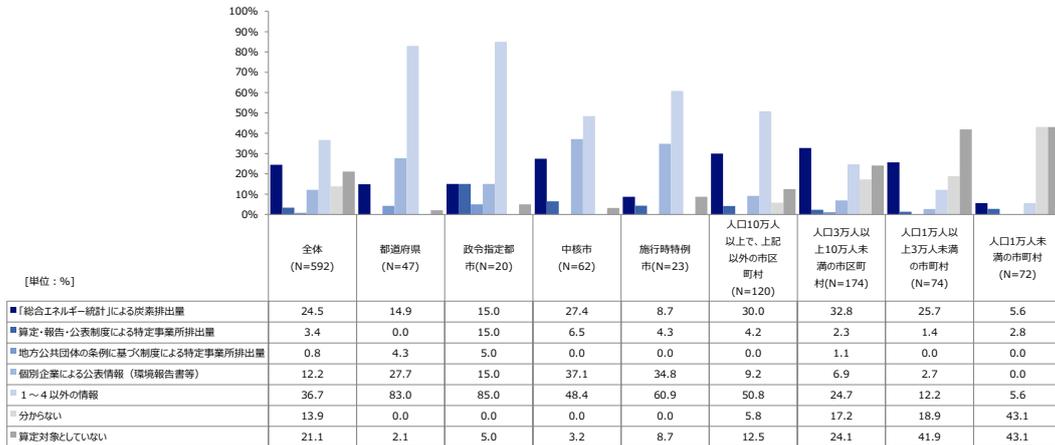


図表 267 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(7)運輸部門（鉄道）【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市区町村では「個別企業による公表情報（環境報告書等）」が多い。

図表 268 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(7) 運輸部門（鉄道）【団体区分別】

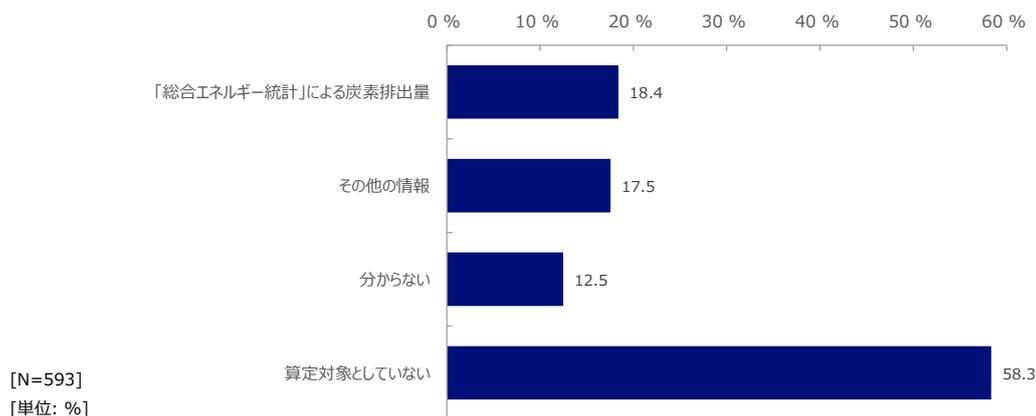


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	合計
回答数	592	47	20	62	23	120	174	74	72	0	592
比率 (%)	24.5	14.9	15.0	27.4	8.7	30.0	32.8	25.7	5.6	0	24.5
	3.4	0.0	15.0	6.5	4.3	4.2	2.3	1.4	2.8	0	3.4
	0.8	4.3	5.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0	0.8
	12.2	27.7	15.0	37.1	34.8	9.2	6.9	2.7	0.0	0	12.2
	36.7	83.0	85.0	48.4	60.9	50.8	24.7	12.2	5.6	0	36.7
	13.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8	17.2	18.9	43.1	0	13.9
	21.1	2.1	5.0	3.2	8.7	12.5	24.1	41.9	43.1	0	21.1

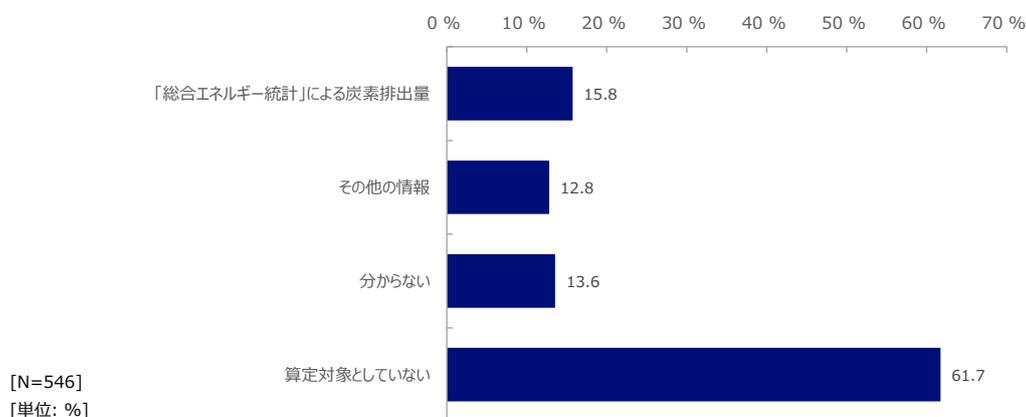
⑧運輸部門（船舶）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（船舶）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量」と回答した団体は18.4%であった。

図表 269 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(8)運輸部門（船舶）

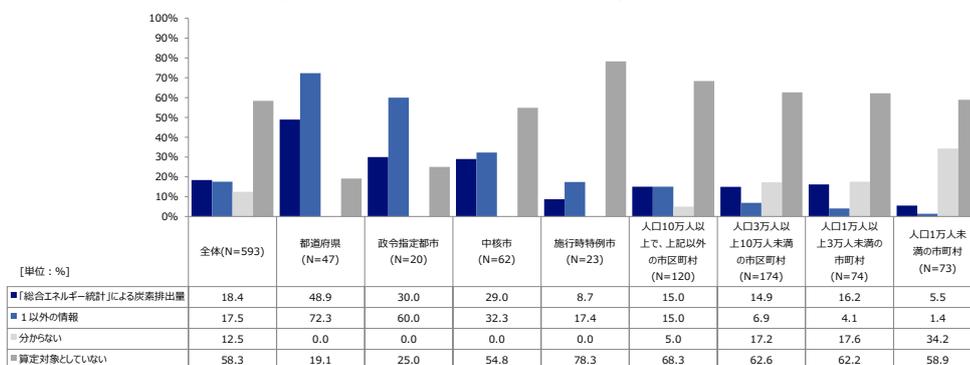


図表 270 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(8)運輸部門（船舶）【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市以下の団体ではそもそも「算定対象としていない」が55%以上を占めている。

図表 271 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(8)運輸部門(船舶)【団体区分別】

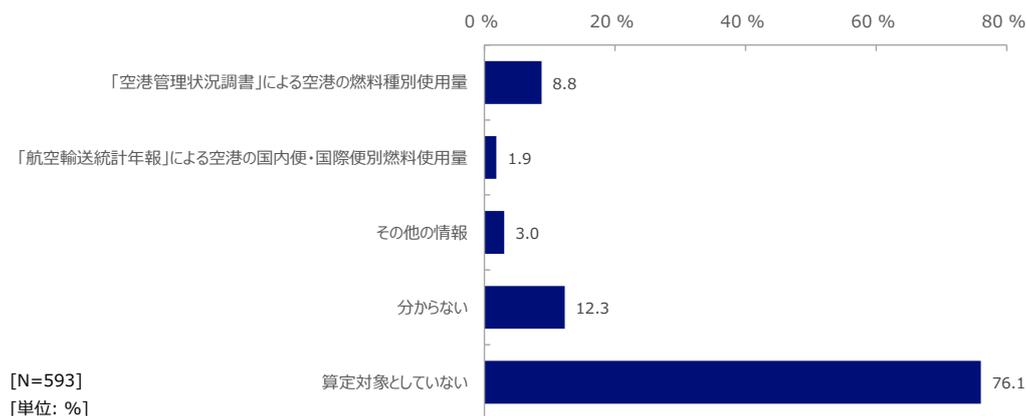


		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	1以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	109	104	74	346	593
	都道府県	23	34	0	9	47
	政令指定都市	6	12	0	5	20
	中核市	18	20	0	34	62
	施行時特例市	2	4	0	18	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	18	6	82	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	12	30	109	174
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	3	13	46	74
	人口1万人未満の市町村	4	1	25	43	73
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率(%)	全体(N=593)	18.4	17.5	12.5	58.3	
	都道府県(N=47)	48.9	72.3	0.0	19.1	
	政令指定都市(N=20)	30.0	60.0	0.0	25.0	
	中核市(N=62)	29.0	32.3	0.0	54.8	
	施行時特例市(N=23)	8.7	17.4	0.0	78.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	15.0	15.0	5.0	68.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=174)	14.9	6.9	17.2	62.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	16.2	4.1	17.6	62.2	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	5.5	1.4	34.2	58.9	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

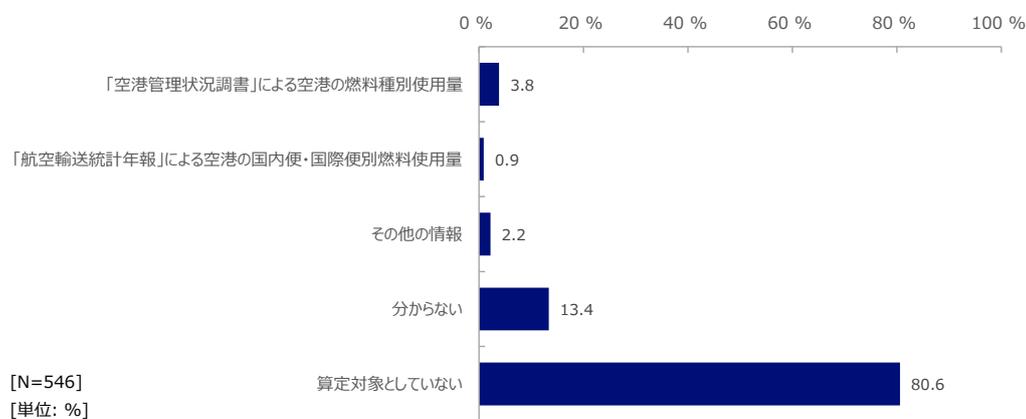
⑨運輸部門（航空）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（航空）のCO₂排出量の算定に「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量を用いている団体は8.8%である。

図表 272 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(9)運輸部門（航空）

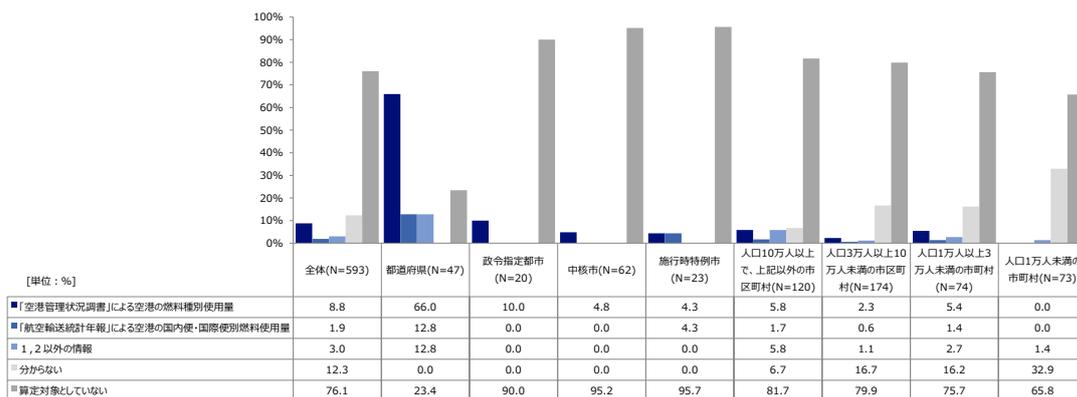


図表 273 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(9)運輸部門（航空）【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県は算定対象としている団体が大部分を占め、算定手法としては「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量(66.0%)が多い。一方、市区町村は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 274 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(9)運輸部門(航空)【団体区分別】

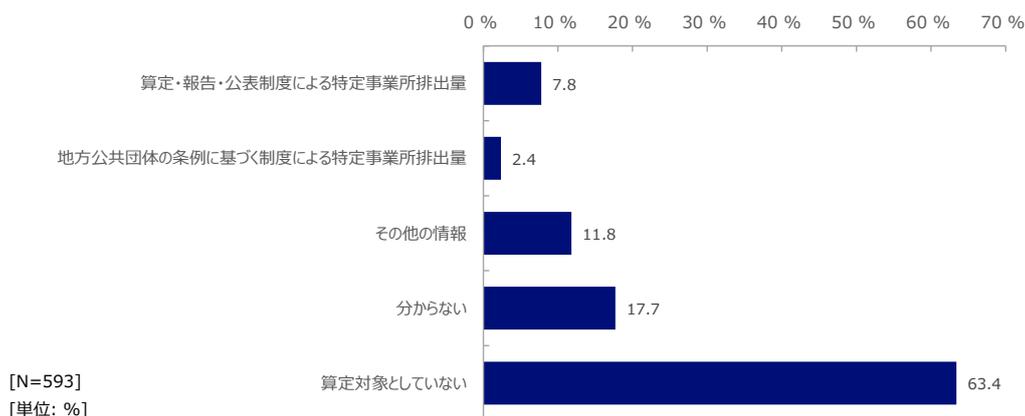


		「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	1, 2 以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	52	11	18	73	451	593
	都道府県	31	6	6	0	11	47
	政令指定都市	2	0	0	0	18	20
	中核市	3	0	0	0	59	62
	施行時特例市	1	1	0	0	22	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	2	7	8	98	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	1	2	29	139	174
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	1	2	12	56	74
	人口1万人未満の市町村	0	0	1	24	48	73
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=593)	8.8	1.9	3.0	12.3	76.1	
	都道府県(N=47)	66.0	12.8	12.8	0.0	23.4	
	政令指定都市(N=20)	10.0	0.0	0.0	0.0	90.0	
	中核市(N=62)	4.8	0.0	0.0	0.0	95.2	
	施行時特例市(N=23)	4.3	4.3	0.0	0.0	95.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	5.8	1.7	5.8	6.7	81.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=174)	2.3	0.6	1.1	16.7	79.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	5.4	1.4	2.7	16.2	75.7	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	0.0	0.0	1.4	32.9	65.8	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	

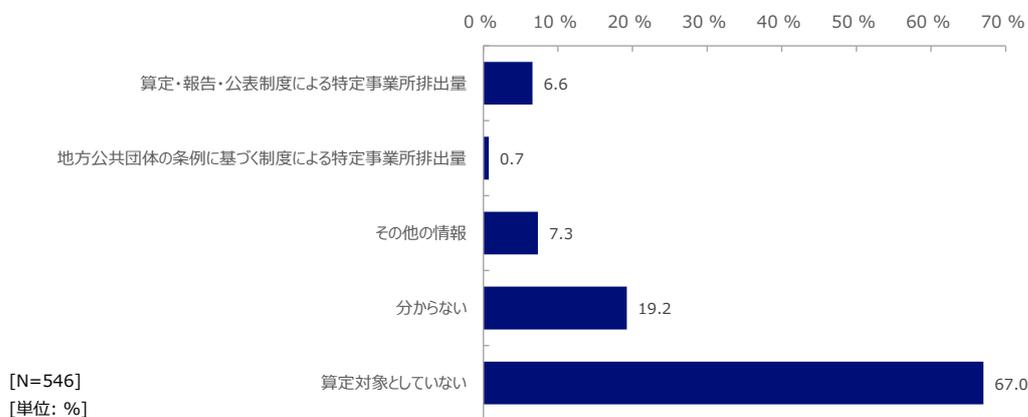
⑩エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門のCO₂排出量の算定に用いた情報としては「算定・報告・公表制度による特定事業所排出量」（7.8%）が最も多く、次いで「地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量」（2.4%）である。

図表 275 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(10)エネルギー転換部門

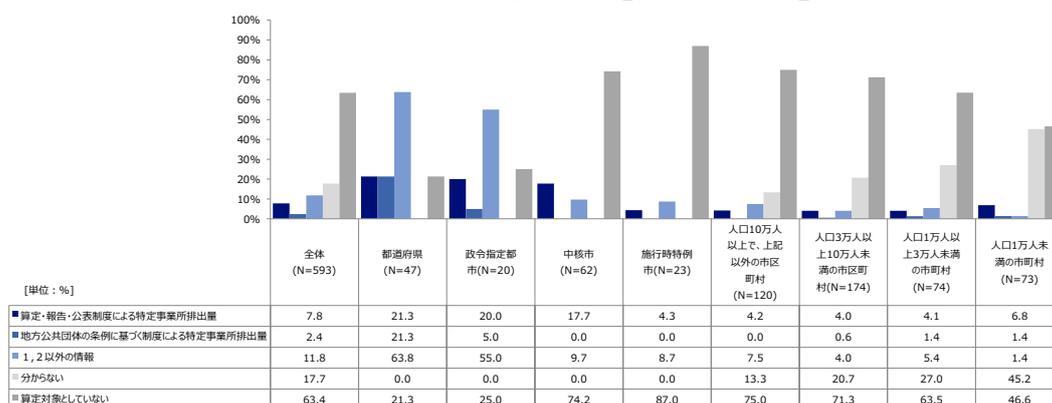


図表 276 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(10)エネルギー転換部門【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県と政令指定都市では算定対象としている団体が大部分を占める。一方、中核市以下の市区町村は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 277 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(10)エネルギー転換部門【団体区分別】



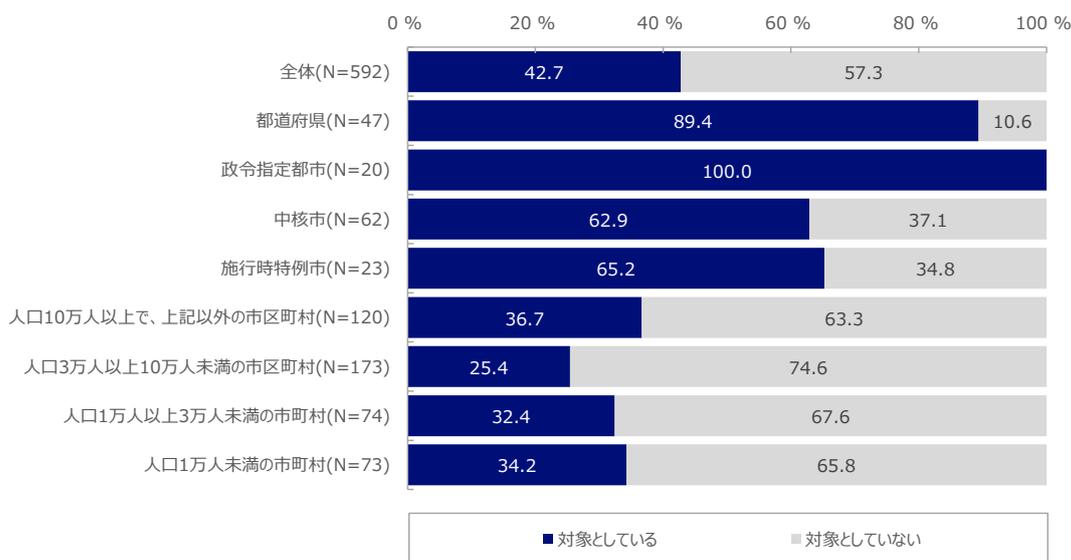
算定手法	に算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	1, 2以外の情報	算定対象としていない	合計
回答数	46	14	70	105	593
全体	46	14	70	105	593
都道府県	10	10	30	0	47
政令指定都市	4	1	11	0	20
中核市	11	0	6	0	62
施行時特例市	1	0	2	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	9	16	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	1	7	36	174
人口1万人以上3万人未満の市町村	3	1	4	20	74
人口1万人未満の市町村	5	1	1	33	73
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率 (%)	7.8	2.4	11.8	17.7	63.4
全体 (N=593)	7.8	2.4	11.8	17.7	63.4
都道府県 (N=47)	21.3	21.3	63.8	0.0	21.3
政令指定都市 (N=20)	20.0	5.0	55.0	0.0	25.0
中核市 (N=62)	17.7	0.0	9.7	0.0	74.2
施行時特例市 (N=23)	4.3	0.0	8.7	0.0	87.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=120)	4.2	0.0	7.5	13.3	75.0
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=174)	4.0	0.6	4.0	20.7	71.3
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=74)	4.1	1.4	5.4	27.0	63.5
人口1万人未満の市町村 (N=73)	6.8	1.4	1.4	45.2	46.6
地方公共団体の組合 (N=0)	-	-	-	-	0

2) 実行計画(区域施策編)の算定対象(エネルギー起源CO₂以外) <Q2-2(2)>

①燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野を「対象としている」と回答した団体は全体の42.7%である。人口規模が小さい団体では、「対象としている」と回答した団体の割合が低い傾向がある。

図表 278 区域施策編の算定対象(エネルギー起源CO₂以外)
(1)燃料の燃焼分野【団体区分別】

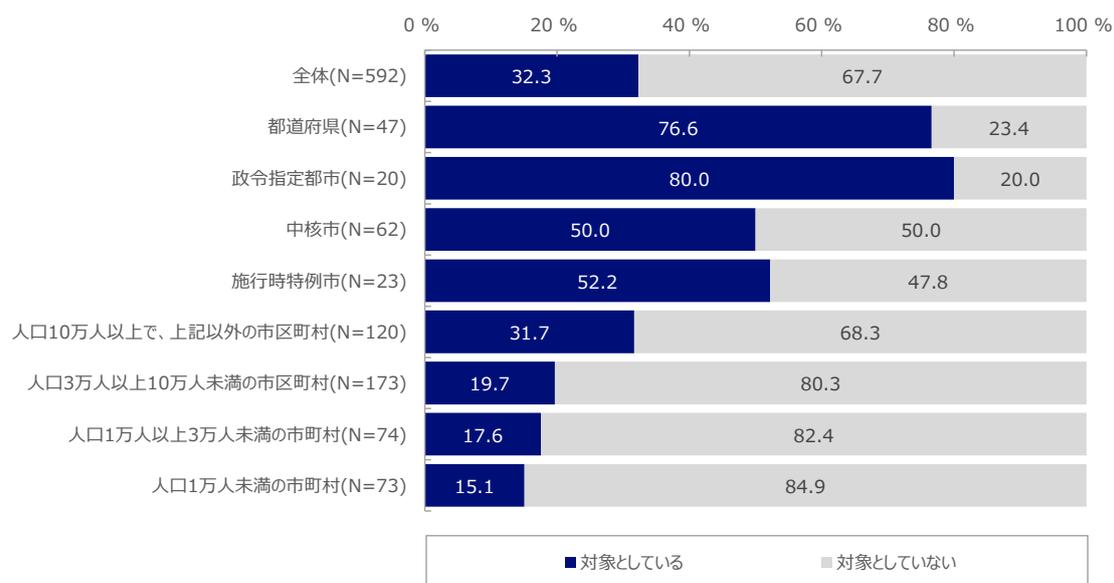


		対象とし ている	対象とし ない	合計
全体	全体	253	339	592
	都道府県	42	5	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	39	23	62
	施行時特例市	15	8	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	44	76	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	44	129	173
	人口1万人以上3万人未満の市町村	24	50	74
	人口1万人未満の市町村	25	48	73
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=592)	42.7	57.3	
	都道府県(N=47)	89.4	10.6	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=62)	62.9	37.1	
	施行時特例市(N=23)	65.2	34.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	36.7	63.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=173)	25.4	74.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	32.4	67.6	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	34.2	65.8	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

②工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野を「対象としている」と回答した団体は全体の32.3%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 279 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
(2)工業プロセス分野【団体区分別】

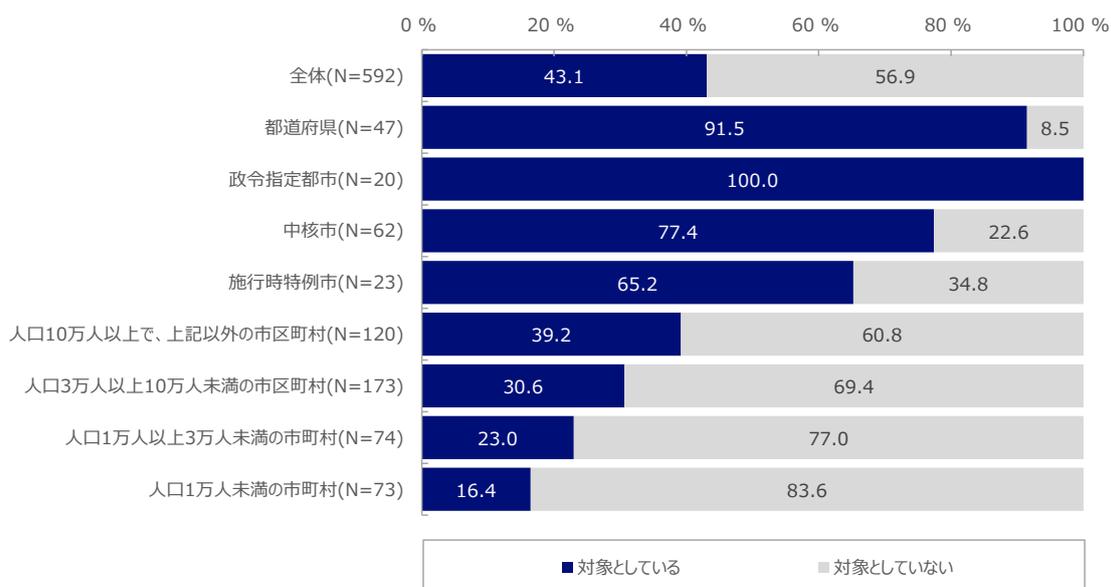


		対象 と し て い る	対 象 な し て い る	合 計
全体	全体	191	401	592
	都道府県	36	11	47
	政令指定都市	16	4	20
	中核市	31	31	62
	施行時特例市	12	11	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	38	82	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	34	139	173
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	61	74
	人口1万人未満の市町村	11	62	73
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=592)	32.3	67.7	
	都道府県(N=47)	76.6	23.4	
	政令指定都市(N=20)	80.0	20.0	
	中核市(N=62)	50.0	50.0	
	施行時特例市(N=23)	52.2	47.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	31.7	68.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=173)	19.7	80.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	17.6	82.4	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	15.1	84.9	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

③農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野を「対象としている」と回答した団体は全体の43.1%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 280 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
(3)農業分野【団体区分別】

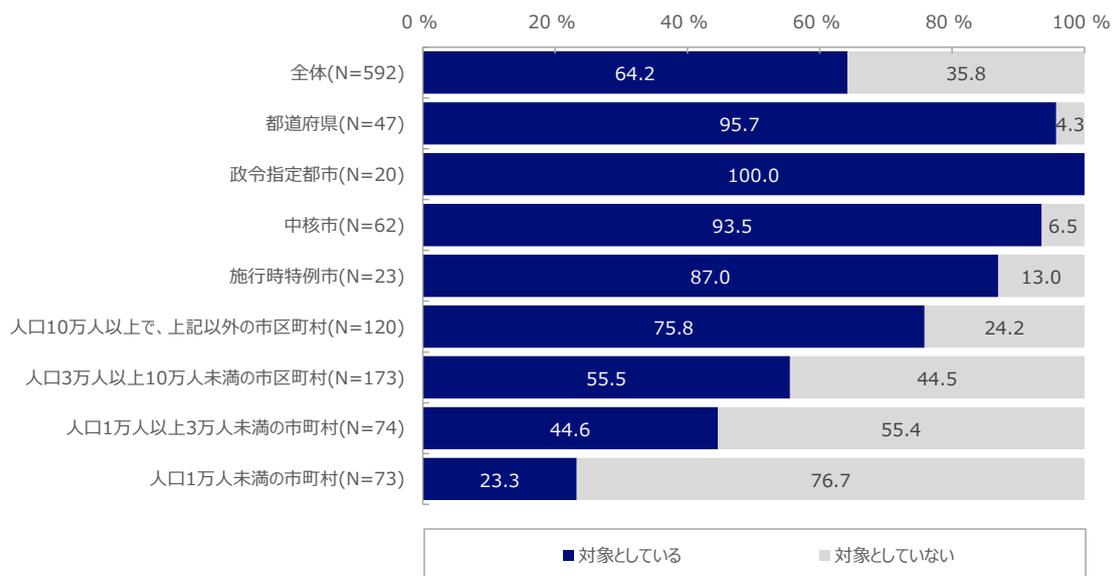


		対象 として いる	対 象 な い し て い	合 計
全体	全体	255	337	592
	都道府県	43	4	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	48	14	62
	施行時特例市	15	8	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	47	73	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	53	120	173
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	57	74
	人口1万人未満の市町村	12	61	73
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=592)	43.1	56.9	
	都道府県(N=47)	91.5	8.5	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=62)	77.4	22.6	
	施行時特例市(N=23)	65.2	34.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	39.2	60.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=173)	30.6	69.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	23.0	77.0	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	16.4	83.6	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

④廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野を「対象としている」と回答した団体は全体の64.2%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 281 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
 (4)廃棄物分野【団体区分別】

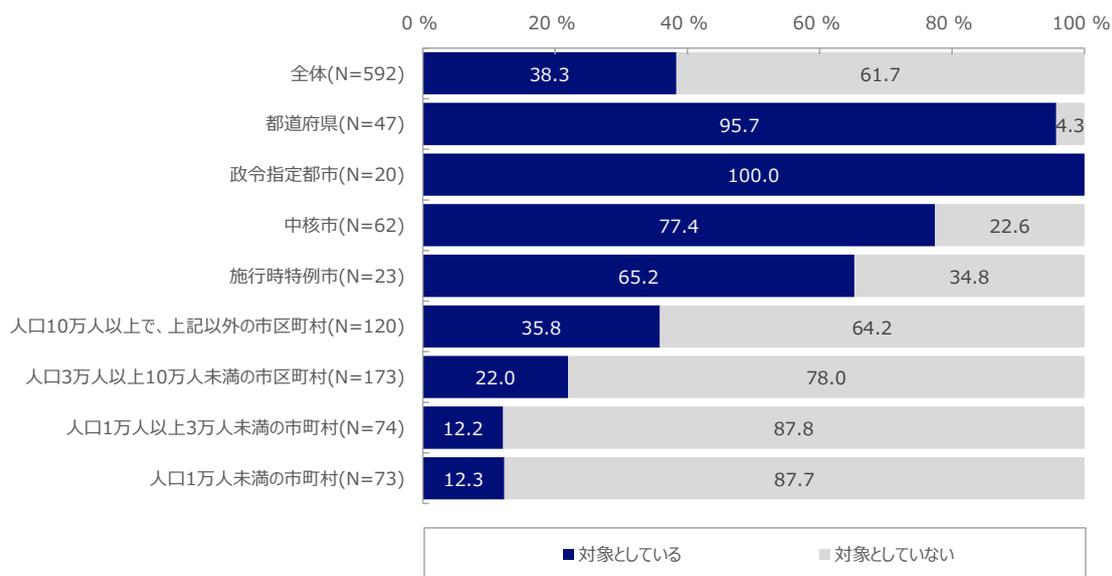


		対象 と し て い る	対 象 な し て い る	合 計
全体	全体	380	212	592
	都道府県	45	2	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	58	4	62
	施行時特例市	20	3	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	91	29	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	96	77	173
	人口1万人以上3万人未満の市町村	33	41	74
	人口1万人未満の市町村	17	56	73
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=592)	64.2	35.8	
	都道府県(N=47)	95.7	4.3	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=62)	93.5	6.5	
	施行時特例市(N=23)	87.0	13.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	75.8	24.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=173)	55.5	44.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	44.6	55.4	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	23.3	76.7	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

⑤代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野を「対象としている」と回答した団体は全体の38.3%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 282 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
(5)代替フロン等4ガス分野【団体区分別】

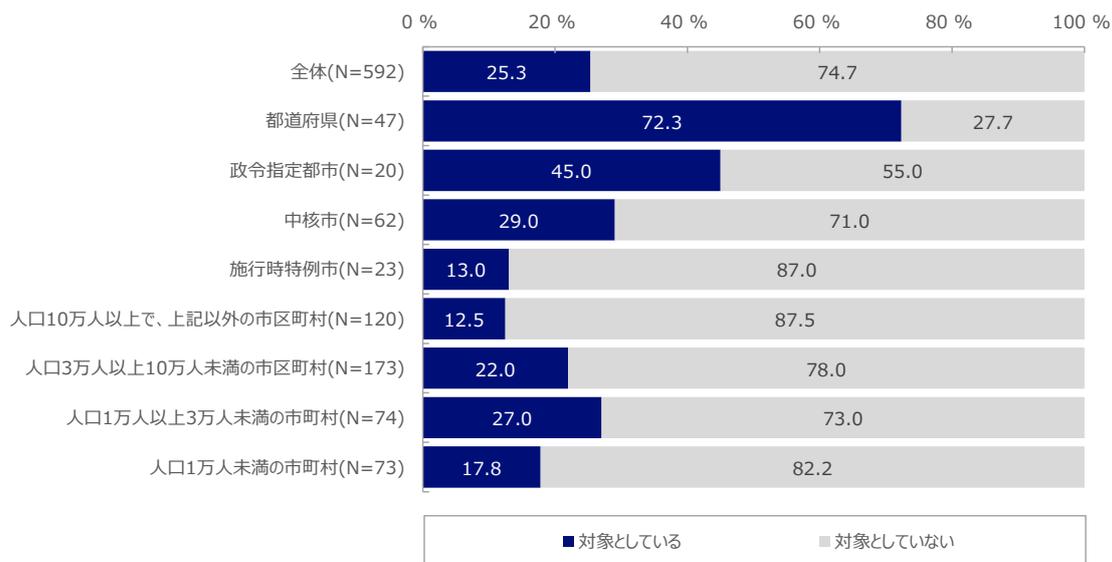


		対象として いる	対象として いない	合計
全体	全体	227	365	592
	都道府県	45	2	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	48	14	62
	施行時特例市	15	8	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	77	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	38	135	173
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	65	74
	人口1万人未満の市町村	9	64	73
地方公共団体の組合	0	0	0	
比率	全体(N=592)	38.3	61.7	
	都道府県(N=47)	95.7	4.3	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=62)	77.4	22.6	
	施行時特例市(N=23)	65.2	34.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	35.8	64.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=173)	22.0	78.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	12.2	87.8	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	12.3	87.7	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-		

⑥森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源を「対象としている」と回答した団体は全体の25.3%である。都道府県に比べて市区町村では、森林等の吸収源を対象としている団体の割合は低い。

図表 283 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
(6)森林等の吸収源【団体区分別】



		対象として いる	対象として いない	合計
全体	全体	150	442	592
	都道府県	34	13	47
	政令指定都市	9	11	20
	中核市	18	44	62
	施行時特例市	3	20	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	105	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	38	135	173
	人口1万人以上3万人未満の市町村	20	54	74
	人口1万人未満の市町村	13	60	73
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=592)	25.3	74.7	
	都道府県(N=47)	72.3	27.7	
	政令指定都市(N=20)	45.0	55.0	
	中核市(N=62)	29.0	71.0	
	施行時特例市(N=23)	13.0	87.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	12.5	87.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=173)	22.0	78.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=74)	27.0	73.0	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	17.8	82.2	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

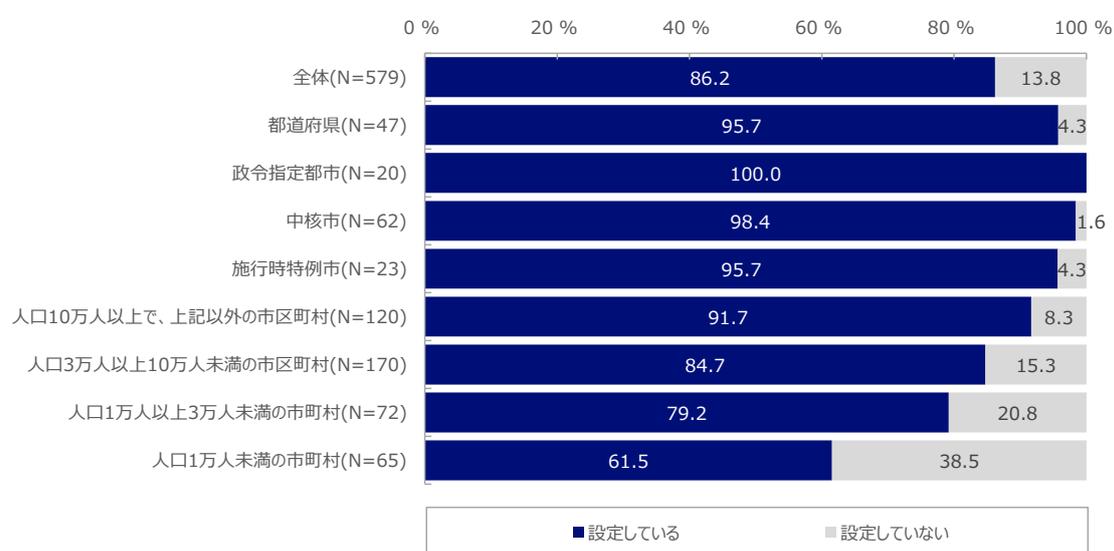
3) 実行計画（区域施策編）における直近の目標設定<Q2-2(3)>

①区域施策編における直近の目標設定の有無 <Q2-2(3)①>

i) 総量目標

区域施策編を策定済みの団体において、総量目標（区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標）を「設定している」と回答した団体は全体の86.2%である。人口規模が小さくなるほど、「設定している」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 284 区域施策編における直近の目標設定の有無
(1)総量目標【団体区分別】

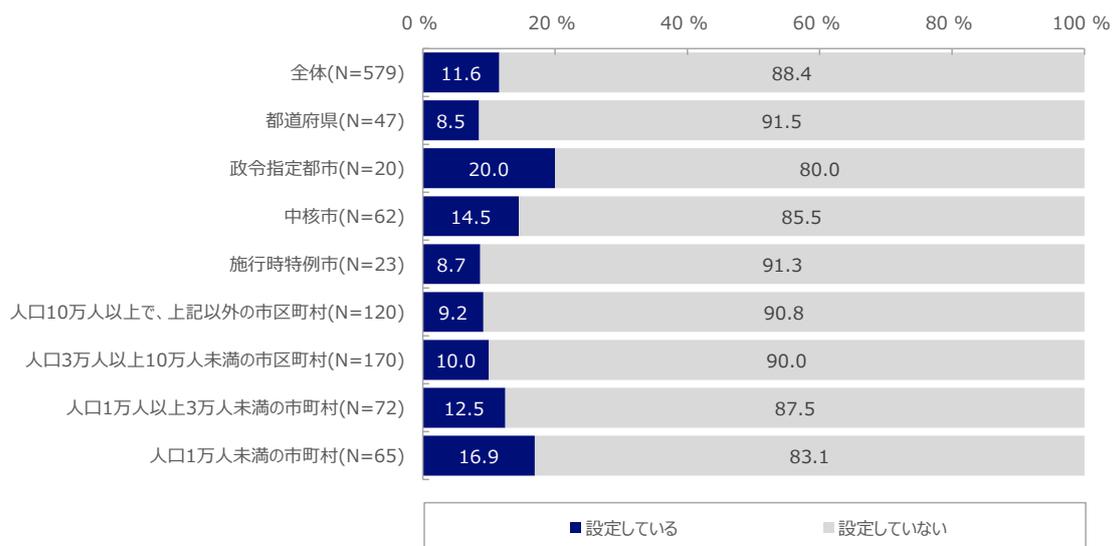


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	499	80	579
	都道府県	45	2	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	61	1	62
	施行時特例市	22	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	110	10	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	144	26	170
	人口1万人以上3万人未満の市町村	57	15	72
	人口1万人未満の市町村	40	25	65
地方公共団体の組合	0	0	0	
比率	全体(N=579)	86.2	13.8	
	都道府県(N=47)	95.7	4.3	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=62)	98.4	1.6	
	施行時特例市(N=23)	95.7	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	91.7	8.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=170)	84.7	15.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	79.2	20.8	
	人口1万人未満の市町村(N=65)	61.5	38.5	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-		

ii) 温室効果ガス排出量原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標）を「設定している」と回答した団体は全体の 11.6 %である。

図表 285 区域施策編における直近の目標設定の有無
(2)温室効果ガス排出量原単位目標【団体区分別】

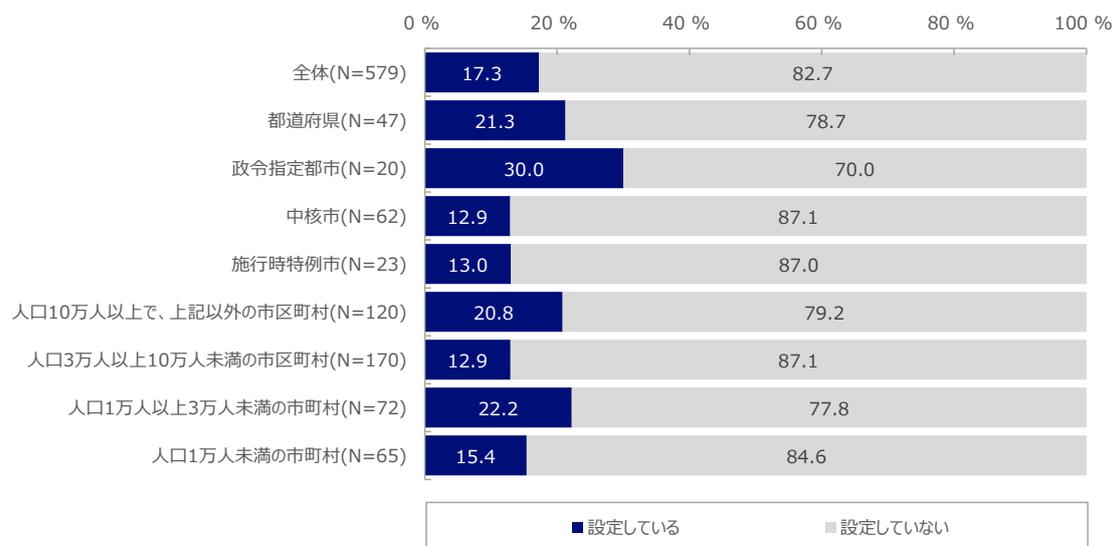


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	67	512	579
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	4	16	20
	中核市	9	53	62
	施行時特例市	2	21	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	109	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	153	170
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	63	72
	人口1万人未満の市町村	11	54	65
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=579)	11.6	88.4	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	20.0	80.0	
	中核市(N=62)	14.5	85.5	
	施行時特例市(N=23)	8.7	91.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	9.2	90.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=170)	10.0	90.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	12.5	87.5	
	人口1万人未満の市町村(N=65)	16.9	83.1	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

iii) 最終エネルギー消費量目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費量目標（区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している」と回答した団体は全体の17.3%である。

図表 286 区域施策編における直近の目標設定の有無
(3)最終エネルギー消費量目標【団体区分別】

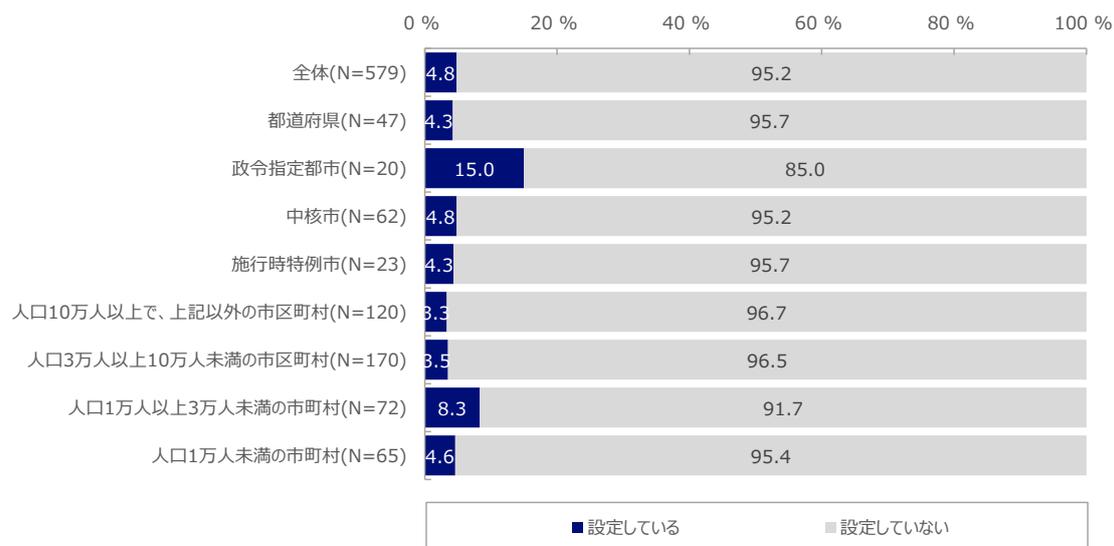


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	100	479	579
	都道府県	10	37	47
	政令指定都市	6	14	20
	中核市	8	54	62
	施行時特例市	3	20	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	25	95	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	22	148	170
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	56	72
	人口1万人未満の市町村	10	55	65
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=579)	17.3	82.7	
	都道府県(N=47)	21.3	78.7	
	政令指定都市(N=20)	30.0	70.0	
	中核市(N=62)	12.9	87.1	
	施行時特例市(N=23)	13.0	87.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	20.8	79.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=170)	12.9	87.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	22.2	77.8	
	人口1万人未満の市町村(N=65)	15.4	84.6	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

iv) 最終エネルギー消費原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している」と回答した団体は全体の4.8%である。

図表 287 区域施策編における直近の目標設定の有無
(4)最終エネルギー消費原単位目標【団体区分別】

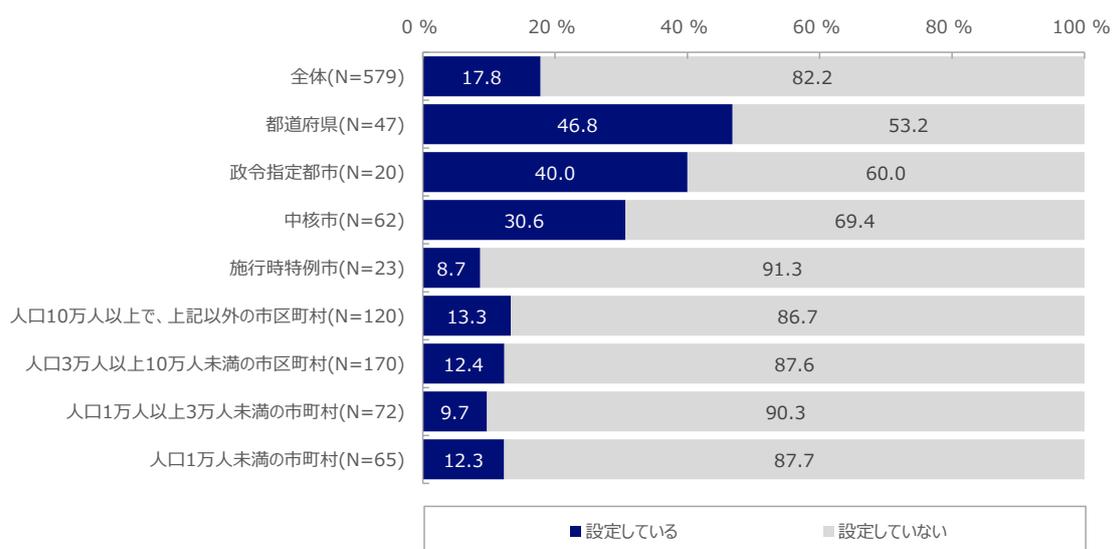


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	28	551	579
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	3	17	20
	中核市	3	59	62
	施行時特例市	1	22	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	116	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	164	170
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	66	72
	人口1万人未満の市町村	3	62	65
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=579)	4.8	95.2	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	15.0	85.0	
	中核市(N=62)	4.8	95.2	
	施行時特例市(N=23)	4.3	95.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	3.3	96.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=170)	3.5	96.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=65)	4.6	95.4	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

v) 再生可能エネルギーの導入量目標

区域施策編を策定済みの団体において、再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を「設定している」と回答した団体は全体の17.8%である。設定している団体の割合は、都道府県や政令指定都市で40%以上と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 288 区域施策編における直近の目標設定の有無
 (5)再生可能エネルギー導入量目標【団体区分別】

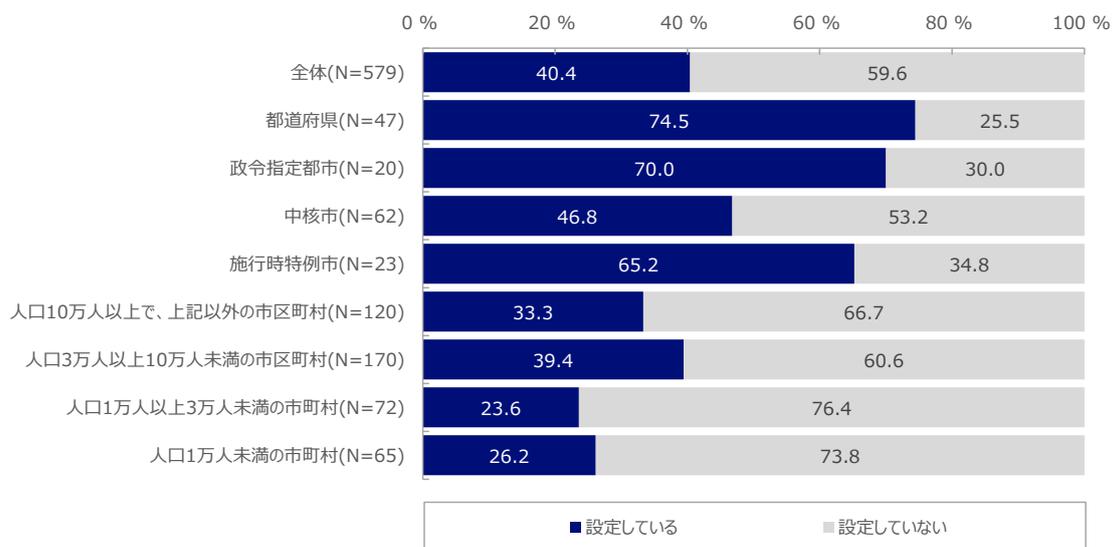


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	103	476	579
	都道府県	22	25	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	19	43	62
	施行時特例市	2	21	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	104	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	21	149	170
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	65	72
	人口1万人未満の市町村	8	57	65
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=579)	17.8	82.2	
	都道府県(N=47)	46.8	53.2	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=62)	30.6	69.4	
	施行時特例市(N=23)	8.7	91.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	13.3	86.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=170)	12.4	87.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	9.7	90.3	
	人口1万人未満の市町村(N=65)	12.3	87.7	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

vi) 部門・分野別目標

区域施策編を策定済みの団体において、部門・分野別目標（産業・業務その他・家庭・運輸等の部門や、工業プロセス・廃棄物等の分野における排出量目標）を「設定している」と回答した団体は全体の40.4%である。設定している団体の割合は、都道府県や政令指定都市といった人口規模が大きい団体で70%以上と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 289 区域施策編における直近の目標設定の有無
(6)部門・分野別目標【団体区分別】

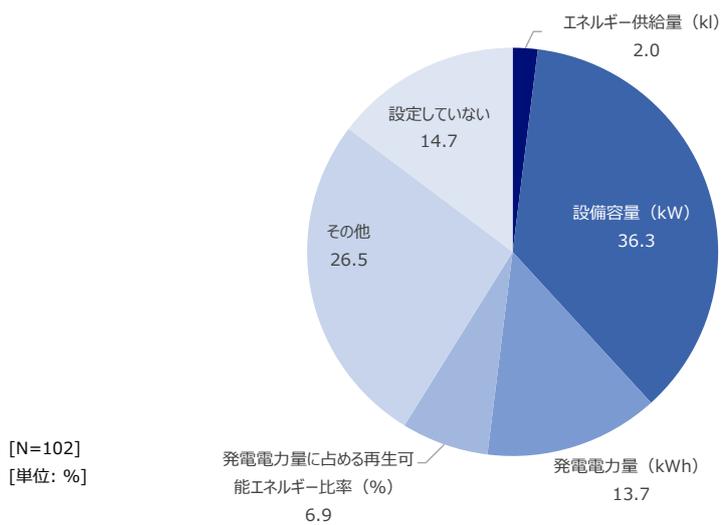


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	234	345	579
	都道府県	35	12	47
	政令指定都市	14	6	20
	中核市	29	33	62
	施行時特例市	15	8	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	40	80	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	67	103	170
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	55	72
	人口1万人未満の市町村	17	48	65
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=579)	40.4	59.6	
	都道府県(N=47)	74.5	25.5	
	政令指定都市(N=20)	70.0	30.0	
	中核市(N=62)	46.8	53.2	
	施行時特例市(N=23)	65.2	34.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	33.3	66.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=170)	39.4	60.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	23.6	76.4	
	人口1万人未満の市町村(N=65)	26.2	73.8	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

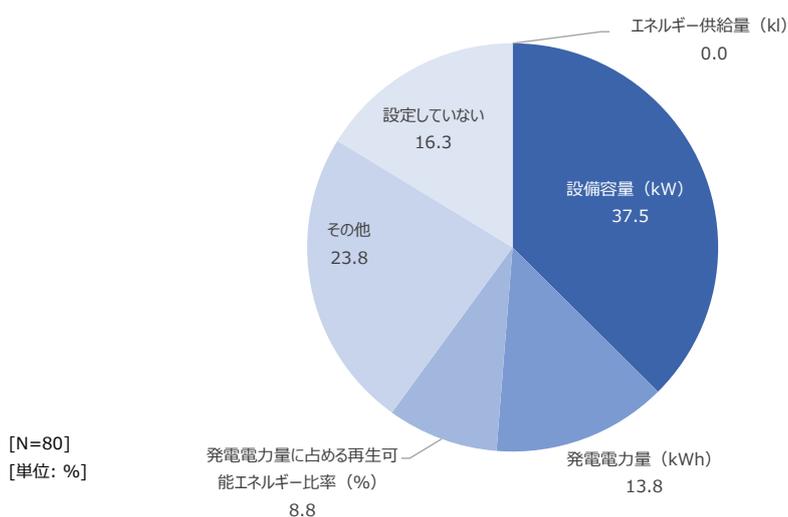
②区域施策編における再生可能エネルギー導入目標 <Q2-2(3)②>

区域施策編を策定済みで、かつ再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を設定している団体における導入量目標は「設備容量(kW)」で設定している団体が36.3%と最も多く、次いで「発電電力量(kWh)」(13.7%)、「発電電力量に占める再生可能エネルギー比率(%)」(6.9%)と続く。

図表 290 再生可能エネルギー導入目標量と現状値



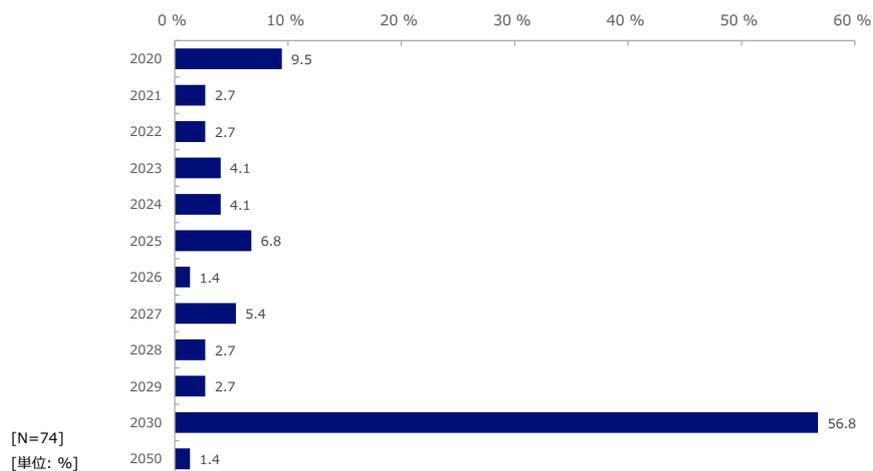
図表 291 再生可能エネルギー導入目標量と現状値【基礎自治体】



③導入量目標と算定<Q2-2(3)③>

区域施策編を策定済みで、かつ再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を設定している団体において、その目標年度は、「2030年度」（56.8%）が最も多く、次いで「2020年」（9.5%）、「2025年」（6.8%）と続く。

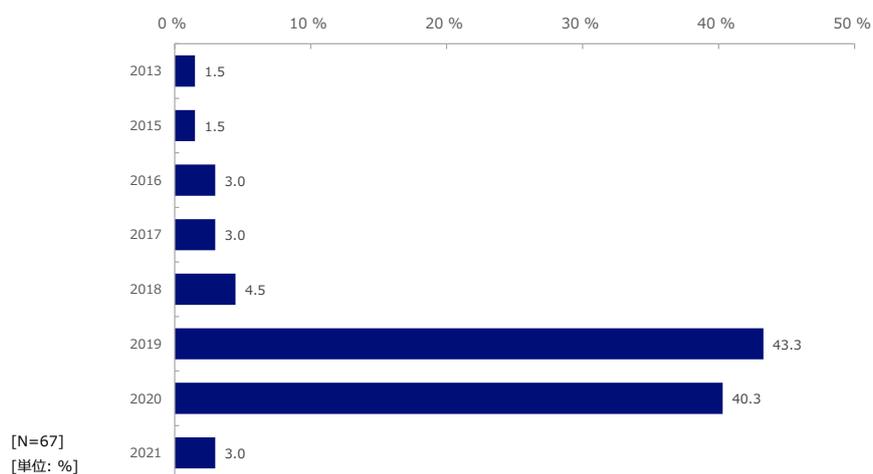
図表 292 区域施策編における再生可能エネルギー導入量：目標年度



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2050	合計
全体	7	2	2	3	3	5	1	4	2	2	42	1	74
比率 (%)	9.5	2.7	2.7	4.1	4.1	6.8	1.4	5.4	2.7	2.7	56.8	1.4	

区域施策編を策定済みで、かつ再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を設定している団体において、点検年度は、「2019年」（43.3%）が最も多く、次いで「2020年」（40.3%）、「2018年」（4.5%）と続く。

図表 293 区域施策編における再生可能エネルギー導入量：点検年度

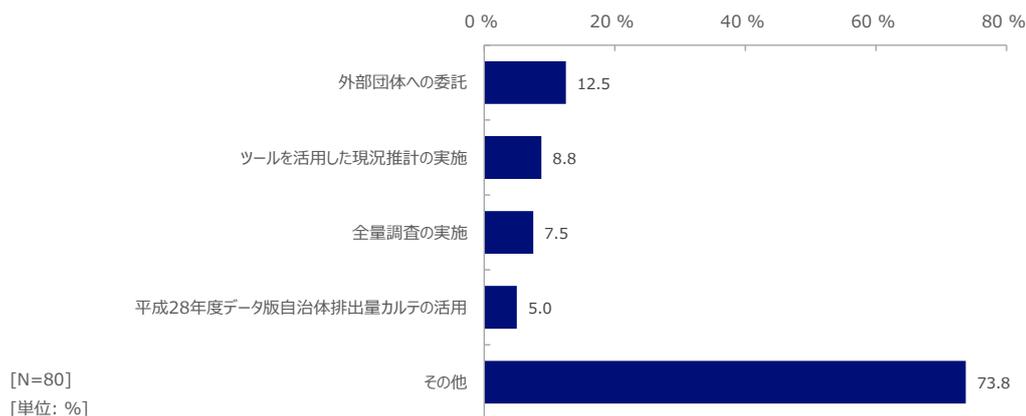


	2013	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
全体	1	1	2	2	3	29	27	2	67
比率 (%)	1.5	1.5	3.0	3.0	4.5	43.3	40.3	3.0	

④再生可能エネルギー導入量の計測方法<Q2-2(3)④>

区域施策編を策定済みで、かつ再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を設定している団体における導入量の計測方法の回答割合は、「外部団体への委託」（12.5%）が最も高く、次いで「ツールを活用した現況推計の実施」（8.8%）、「全量調査の実施」（7.5%）と続く。

図表 294 再生可能エネルギー導入量の計測方法



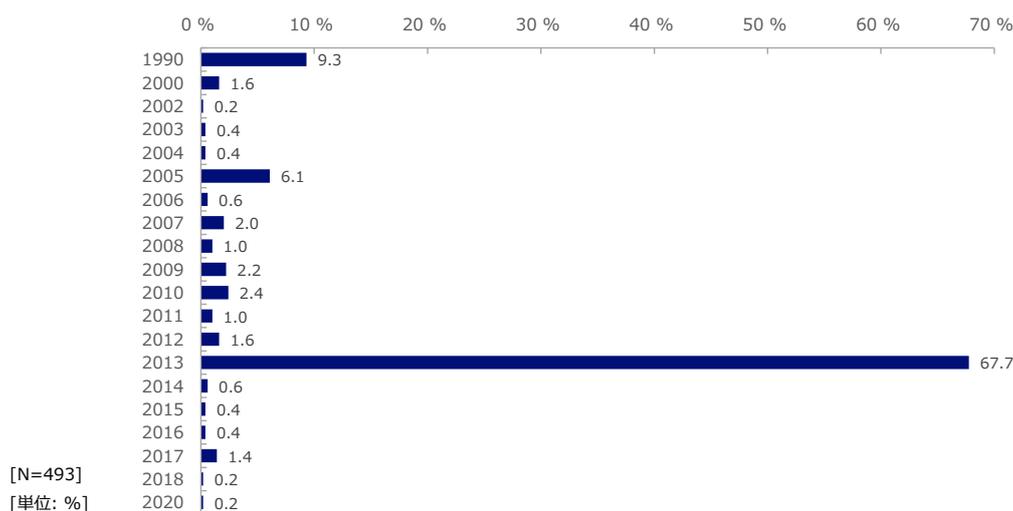
	平成28年度データ版自治体排出量カルテの活用	ツールを活用した現況推計の実施	全量調査の実施	外部団体への委託	その他	合計
全体	4	7	6	10	59	80
比率	5.0	8.8	7.5	12.5	73.8	

4) 区域施策編における基準年度・排出量 <Q2-2(4)>

①区域施策編における基準年度・排出量 <Q2-2(4)①>

区域施策編を策定済みの団体において、その基準年度は、「2013年」(67.7%)が最も多く、次いで「1990年」(9.3%)が多い。

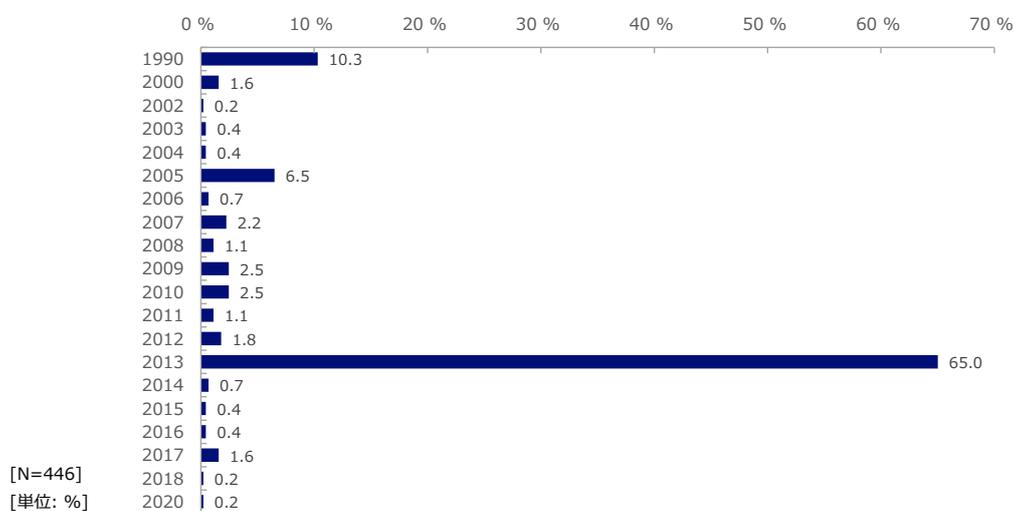
図表 295 区域施策編における基準年度



	1990	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
全体	46	8	1	2	2	30	3	10	5	11	12
比率 (%)	9.3	1.6	0.2	0.4	0.4	6.1	0.6	2.0	1.0	2.2	2.4

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2020	合計
全体	5	8	334	3	2	2	7	1	1	493
比率 (%)	1.0	1.6	67.7	0.6	0.4	0.4	1.4	0.2	0.2	

図表 296 区域施策編における基準年度【基礎自治体】



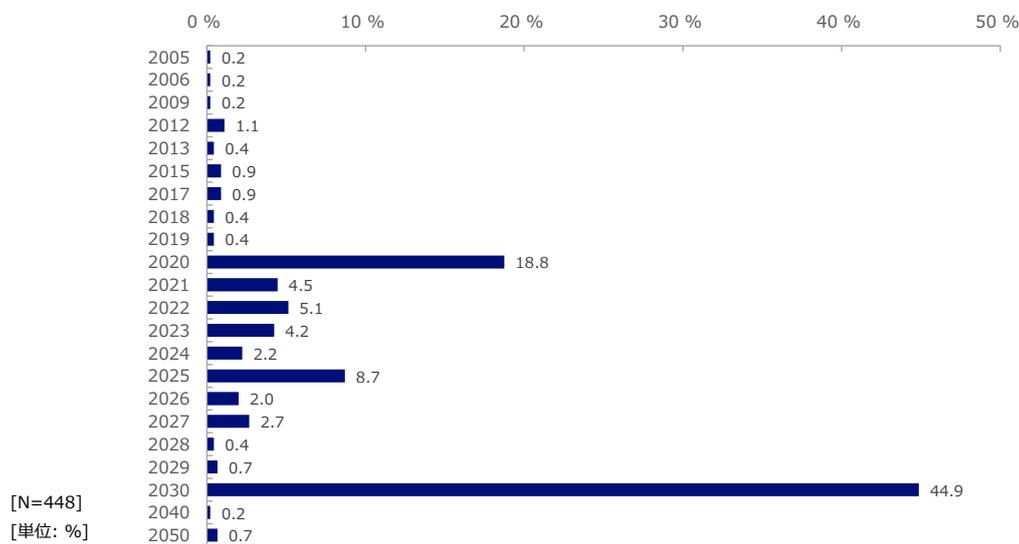
	1990	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
全体	46	7	1	2	2	29	3	10	5	11	11
比率	10.3	1.6	0.2	0.4	0.4	6.5	0.7	2.2	1.1	2.5	2.5

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2020	合計
全体	5	8	290	3	2	2	7	1	1	446
比率	1.1	1.8	65.0	0.7	0.4	0.4	1.6	0.2	0.2	

②区域施策編における目標年度 <Q2-2(4)>

区域施策編を策定済みの団体において、その目標年度は、「2030年」(44.9%)が最も高い。

図表 297 区域施策編における目標年度

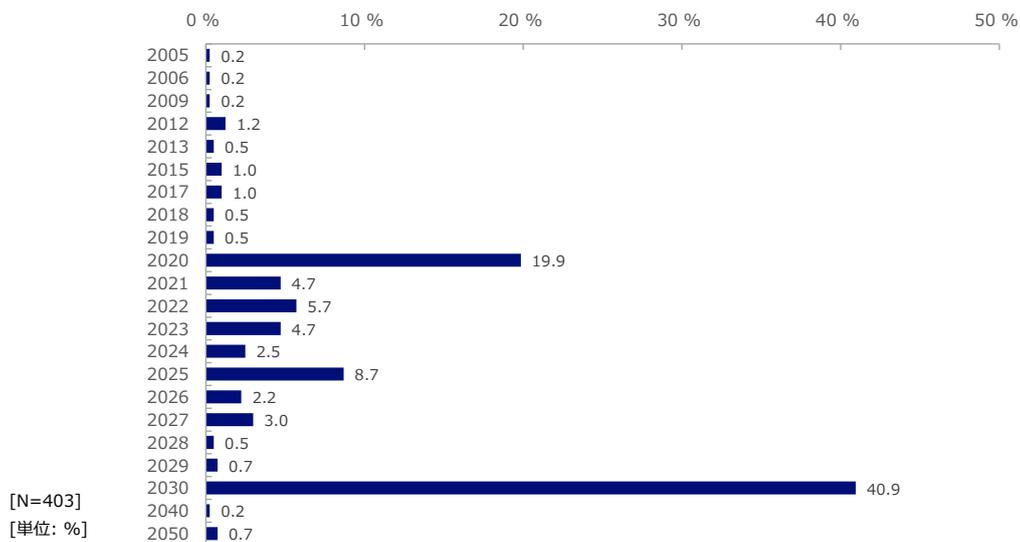


	2005	2006	2009	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全体	1	1	1	5	2	4	4	2	2	84	20	23
比率	0.2	0.2	0.2	1.1	0.4	0.9	0.9	0.4	0.4	18.8	4.5	5.1

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2040	2050	合計
全体	19	10	39	9	12	2	3	201	1	3	448
比率	4.2	2.2	8.7	2.0	2.7	0.4	0.7	44.9	0.2	0.7	

注) 目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

図表 298 区域施策編における目標年度【基礎自治体】



	2005	2006	2009	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全体	1	1	1	5	2	4	4	2	2	80	19	23
比率	0.2	0.2	0.2	1.2	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	19.9	4.7	5.7

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2040	2050	合計
全体	19	10	35	9	12	2	3	165	1	3	403
比率	4.7	2.5	8.7	2.2	3.0	0.5	0.7	40.9	0.2	0.7	

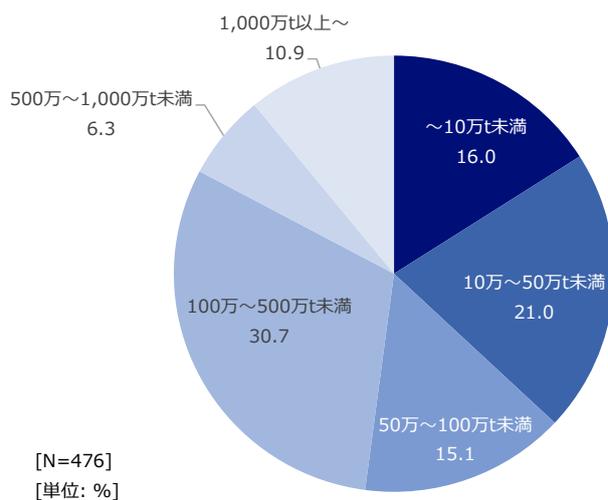
注) 目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

③区域施策編における基準年度の排出量 <Q2-2(4)>

i) 総排出量

区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「100～500万t未満」（30.7%）が最も多く、「10～50万t未満」（21.0%）、「～10万t未満」（16.0%）と続く。

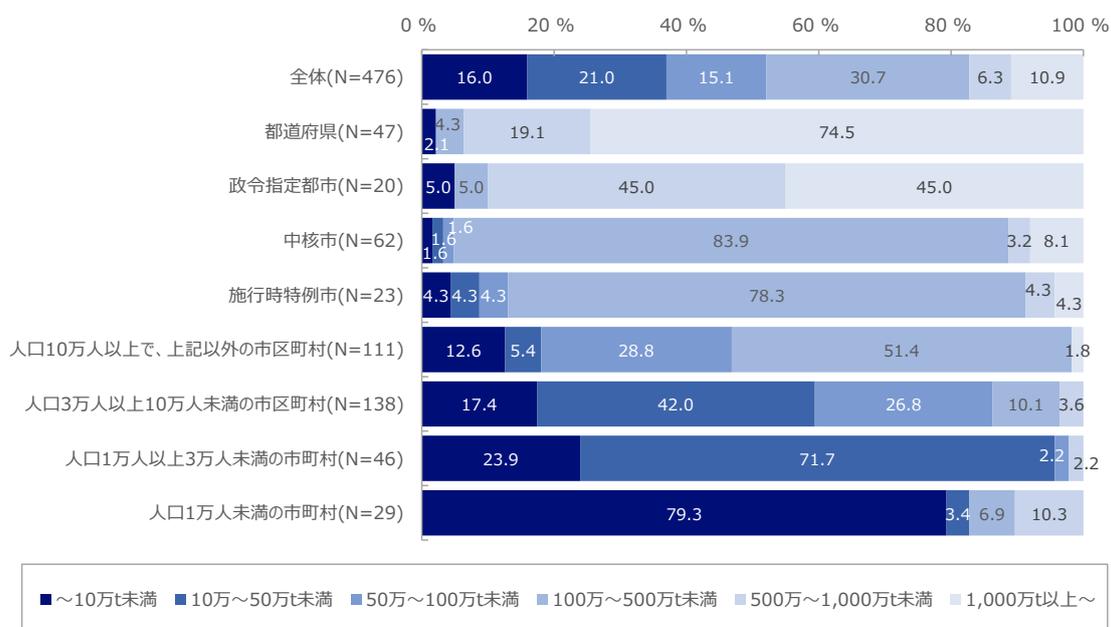
図表 299 区域施策編における基準年度の排出量



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万以上～	合計
全体	76	100	72	146	30	52	476
比率 (%)	16.0	21.0	15.1	30.7	6.3	10.9	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県と政令指定都市では「1,000万t以上」、人口10万人以上の市区町村では「100～500万t未満」、人口3万人以上10万人未満の市町村、人口1万人以上3万人未満の市町村では「10～50万t未満」、人口1万人未満の市町村では「10万t未満」が最も多い。

図表 300 区域施策編における基準年度の排出量【団体区分別】

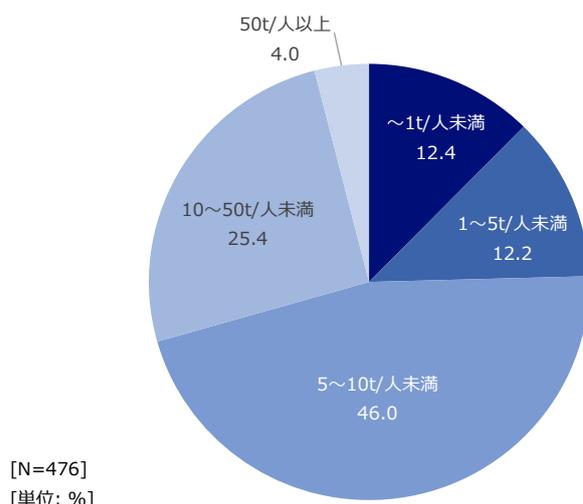


回答数	~10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体(N=476)	76	100	72	146	30	52	476
都道府県(N=47)	1	0	0	2	9	35	47
政令指定都市(N=20)	1	0	0	1	9	9	20
中核市(N=62)	1	1	1	52	2	5	62
施行時特例市(N=23)	1	1	1	18	1	1	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=111)	14	6	32	57	0	2	111
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=138)	24	58	37	14	5	0	138
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=46)	11	33	1	0	1	0	46
人口1万人未満の市町村(N=29)	23	1	0	2	3	0	29
地方公共団体の組合(N=0)	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	16.0	21.0	15.1	30.7	6.3	10.9	
都道府県(N=47)	2.1	0.0	0.0	4.3	19.1	74.5	
政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	0.0	5.0	45.0	45.0	
中核市(N=62)	1.6	1.6	1.6	83.9	3.2	8.1	
施行時特例市(N=23)	4.3	4.3	4.3	78.3	4.3	4.3	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=111)	12.6	5.4	28.8	51.4	0.0	1.8	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=138)	17.4		42.0	26.8	10.1	3.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=46)	23.9		71.7		2.2	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=29)		79.3			3.4	6.9	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

ii) 人口1人当たり排出量

区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の人口1人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」（46.0%）が最も多く、「10～50t/人未満」（25.4%）、「～1t/人未満」（12.4%）と続く。

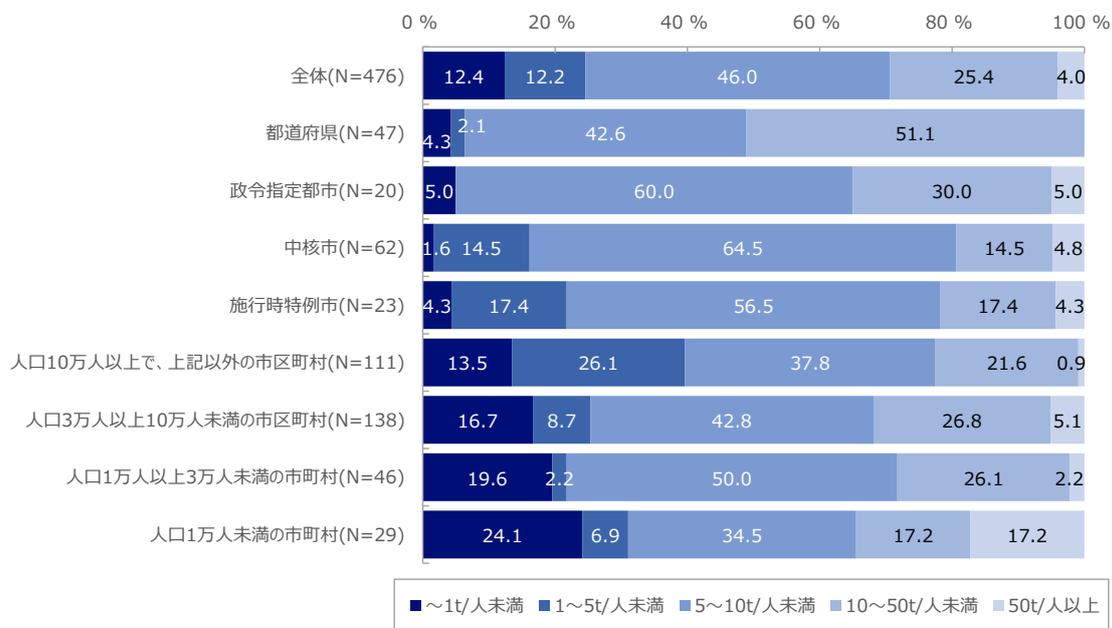
図表 301 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量



	～1t/人未満	1～5t/人未満	5～10t/人未満	10～50t/人未満	50t/人以上	合計
全体	59	58	219	121	19	476
比率 (%)	12.4	12.2	46.0	25.4	4.0	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県を除く全ての区分において「5～10t/人未満」が最も多い。

図表 302 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量
【団体区分別】



		~1t/人未満	1~5t/人未満	5~10t/人未満	10~50t/人未満	50t/人以上	合計
回答数	全体	59	58	219	121	19	476
	都道府県	2	1	20	24	0	47
	政令指定都市	1	0	12	6	1	20
	中核市	1	9	40	9	3	62
	施行時特例市	1	4	13	4	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	29	42	24	1	111
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	23	12	59	37	7	138
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	1	23	12	1	46
	人口1万人未満の市町村	7	2	10	5	5	29
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=476)	12.4	12.2	46.0	25.4	4.0	
	都道府県(N=47)	4.3	2.1	42.6	51.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	60.0	30.0	5.0	
	中核市(N=62)	1.6	14.5	64.5	14.5	4.8	
	施行時特例市(N=23)	4.3	17.4	56.5	17.4	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=111)	13.5	26.1	37.8	21.6	0.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=138)	16.7	8.7	42.8	26.8	5.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=46)	19.6	2.2	50.0	26.1	2.2	
	人口1万人未満の市町村(N=29)	24.1	6.9	34.5	17.2	17.2	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	

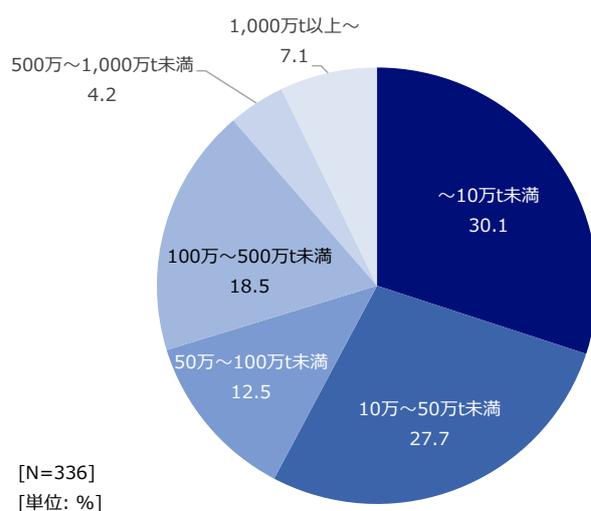
5) 区域施策編における基準年度・排出量（部門・分野別）<Q2-2(4)>

①部門別

i) 産業部門

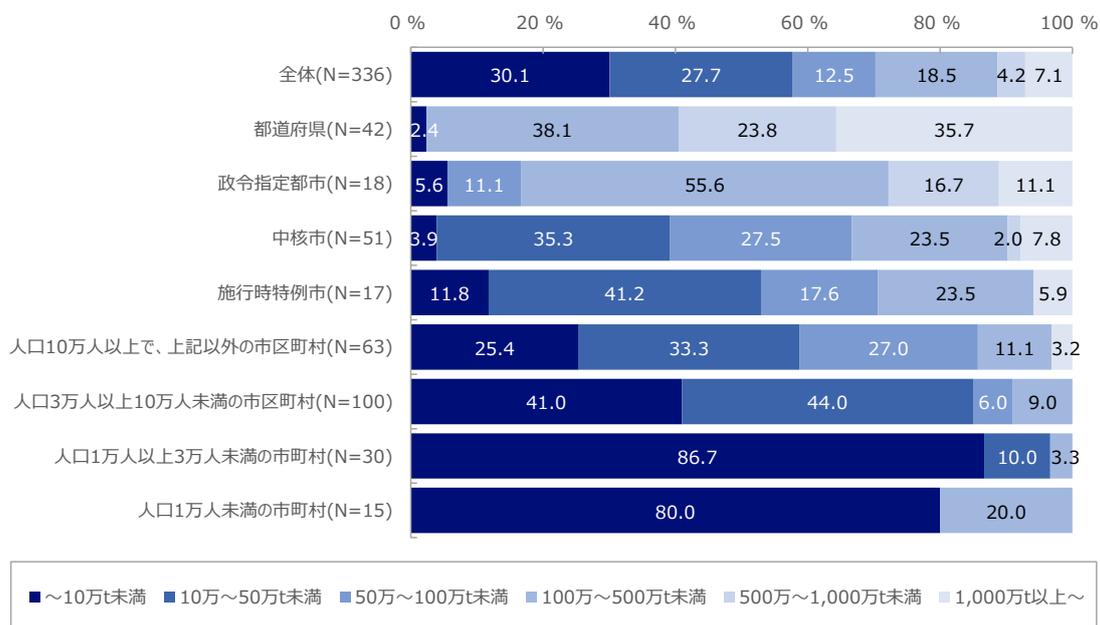
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門の基準年度排出量は、回答団体全体では、「10万t未満」(30.1%)が最も多く、「10万～50万t未満」(27.7%)、「100～500万t未満」(18.5%)、「50～100万t未満」(12.5%)と続く。

図表 303 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	101	93	42	62	14	24	336
比率 (%)	30.1	27.7	12.5	18.5	4.2	7.1	

図表 304 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）【団体区分別】

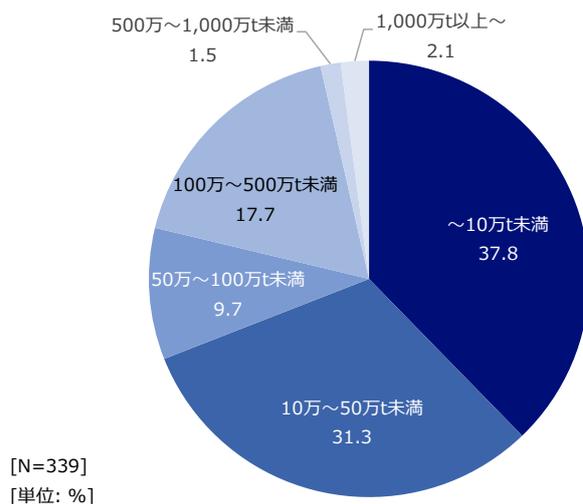


	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数							
全体	101	93	42	62	14	24	336
都道府県	1	0	0	16	10	15	42
政令指定都市	1	0	2	10	3	2	18
中核市	2	18	14	12	1	4	51
施行時特例市	2	7	3	4	0	1	17
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	21	17	7	0	2	63
人口3万人以上10万人未満の市区町村	41	44	6	9	0	0	100
人口1万人以上3万人未満の市町村	26	3	0	1	0	0	30
人口1万人未満の市町村	12	0	0	3	0	0	15
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)							
全体(N=336)	30.1	27.7	12.5	18.5	4.2	7.1	
都道府県(N=42)	2.4	0.0	0.0	38.1	23.8	35.7	
政令指定都市(N=18)	5.6	0.0	11.1	55.6	16.7	11.1	
中核市(N=51)	3.9	35.3	27.5	23.5	2.0	7.8	
施行時特例市(N=17)	11.8	41.2	17.6	23.5	0.0	5.9	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=63)	25.4	33.3	27.0	11.1	0.0	3.2	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=100)	41.0	44.0	6.0	9.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=30)	86.7	10.0	0.0	3.3	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=15)	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

ii) 業務その他部門

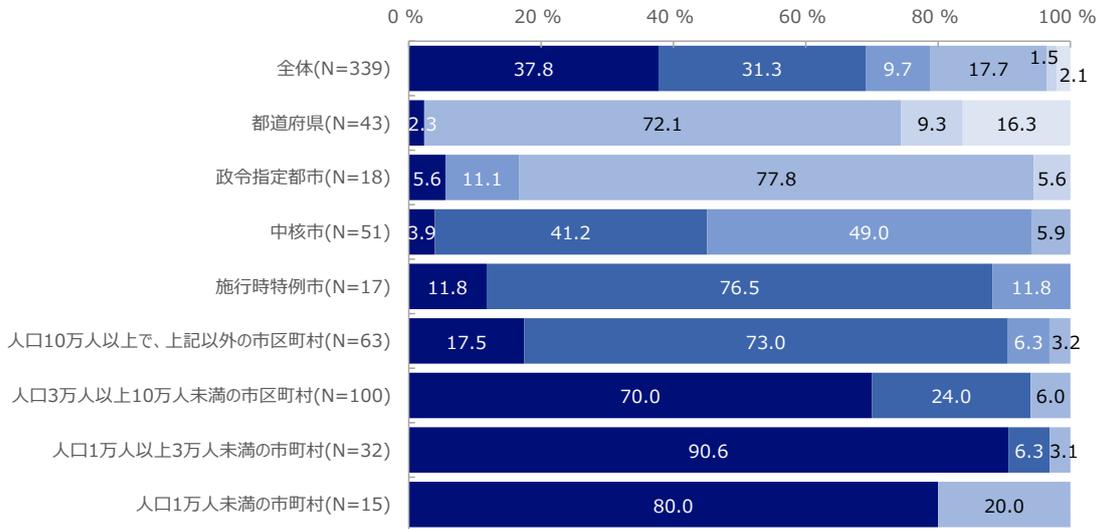
区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10万t未満」(37.8%)が最も多く、「10万～50万t未満」(31.3%)、「100～500万t未満」(17.7%)と続く。

図表 305 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）



	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
全体	128	106	33	60	5	7	339
比率 (%)	37.8	31.3	9.7	17.7	1.5	2.1	

図表 306 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）
【団体区分別】



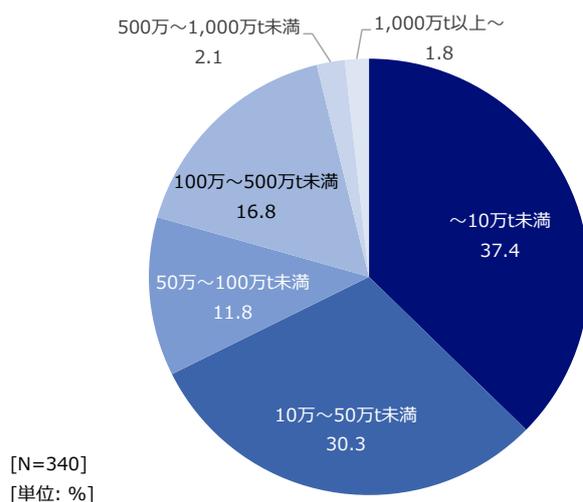
■ ~10万t未満 ■ 10万~50万t未満 ■ 50万~100万t未満 ■ 100万~500万t未満 ■ 500万~1,000万t未満 ■ 1,000万t以上~

	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数							
全体	128	106	33	60	5	7	339
都道府県	1	0	0	31	4	7	43
政令指定都市	1	0	2	14	1	0	18
中核市	2	21	25	3	0	0	51
施行時特例市	2	13	2	0	0	0	17
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	46	4	2	0	0	63
人口3万人以上10万人未満の市区町村	70	24	0	6	0	0	100
人口1万人以上3万人未満の市町村	29	2	0	1	0	0	32
人口1万人未満の市町村	12	0	0	3	0	0	15
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)							
全体(N=339)	37.8	31.3	9.7	17.7	1.5	2.1	
都道府県(N=43)	2.3	0.0	0.0	72.1	9.3	16.3	
政令指定都市(N=18)	5.6	0.0	11.1	77.8	5.6	0.0	
中核市(N=51)	3.9	41.2	49.0	5.9	0.0	0.0	
施行時特例市(N=17)	11.8	76.5	11.8	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=63)	17.5	73.0	6.3	3.2	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=100)	70.0	24.0	0.0	6.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=32)	90.6	6.3	0.0	3.1	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=15)	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

iii) 家庭部門

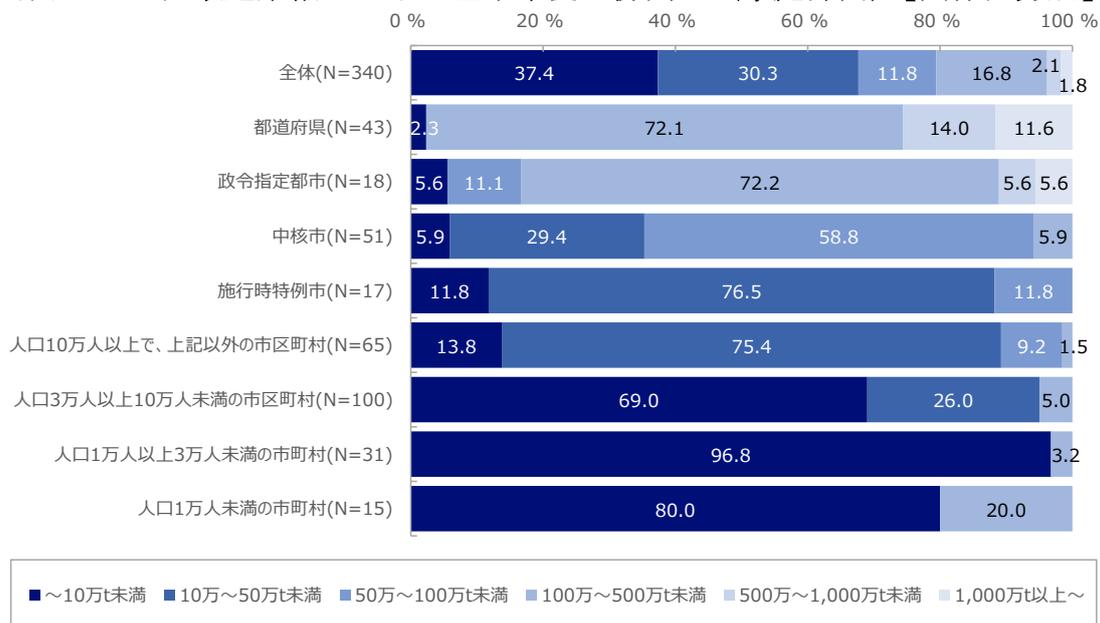
区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門の基準年度排出量は、「10万t未満」(37.4%)が最も多く、「10～50万t未満」(30.3%)、「100～500万t未満」(16.8%)と続く。

図表 307 区域施策編における基準年度の排出量 (家庭部門)



	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
全体	127	103	40	57	7	6	340
比率 (%)	37.4	30.3	11.8	16.8	2.1	1.8	

図表 308 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）【団体区分別】

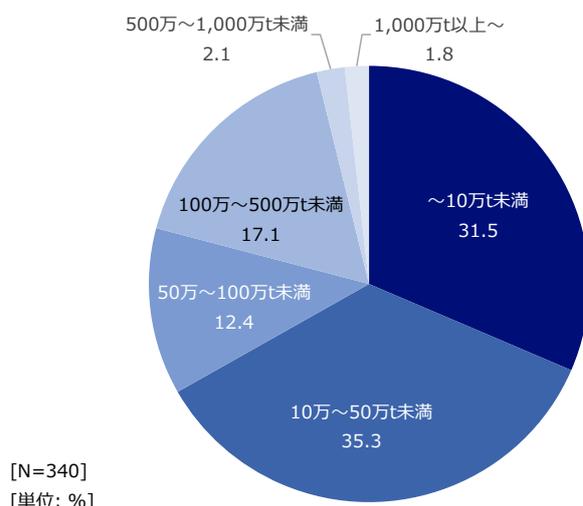


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体(N=340)	127	103	40	57	7	6	340
	都道府県(N=43)	1	0	0	31	6	5	43
	政令指定都市(N=18)	1	0	2	13	1	1	18
	中核市(N=51)	3	15	30	3	0	0	51
	施行時特例市(N=17)	2	13	2	0	0	0	17
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=65)	9	49	6	1	0	0	65
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=100)	69	26	0	5	0	0	100
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=31)	30	0	0	1	0	0	31
	人口1万人未満の市町村(N=15)	12	0	0	3	0	0	15
	地方公共団体の組合(N=0)	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=340)	37.4	30.3	11.8	16.8	2.1	1.8	
	都道府県(N=43)	2.3	0.0	0.0	72.1	14.0	11.6	
	政令指定都市(N=18)	5.6	0.0	11.1	72.2	5.6	5.6	
	中核市(N=51)	5.9	29.4	58.8	5.9	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=17)	11.8	76.5	11.8	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=65)	13.8	75.4	9.2	1.5	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=100)	69.0	26.0	0.0	5.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=31)	96.8	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=15)	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

iv) 運輸部門

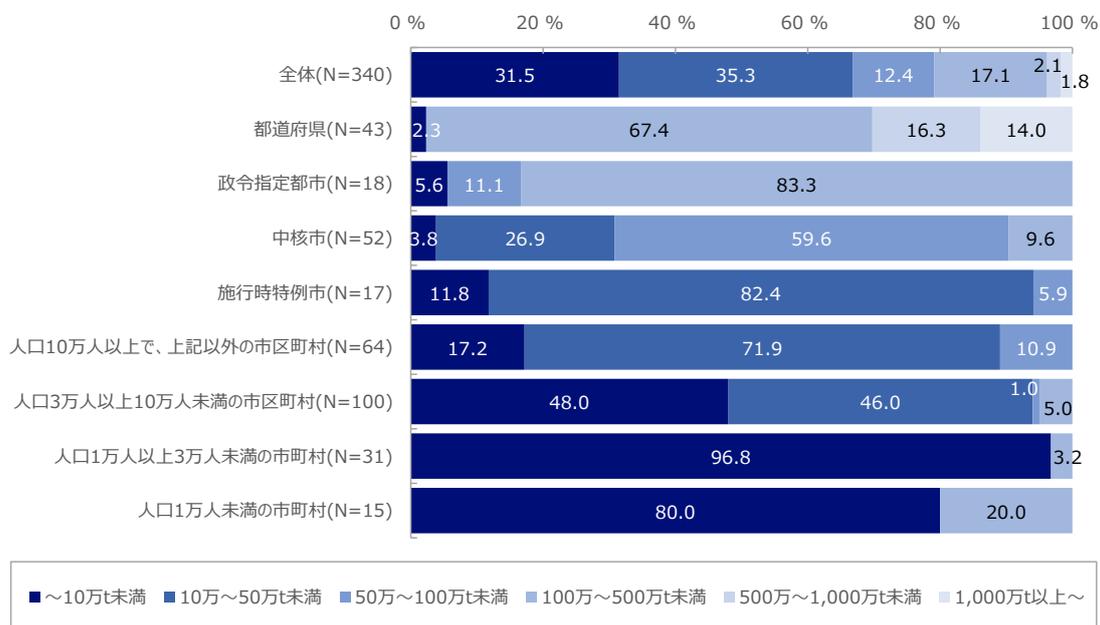
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門の基準年度排出量は、「10～50万t未満」(35.3%)が最も多く、「～10万t未満」(31.5%)、「100～500万t未満」(17.1%)、「50～100万t未満」(12.4%)と続く。

図表 309 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	107	120	42	58	7	6	340
比率 (%)	31.5	35.3	12.4	17.1	2.1	1.8	

図表 310 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）【団体区分別】

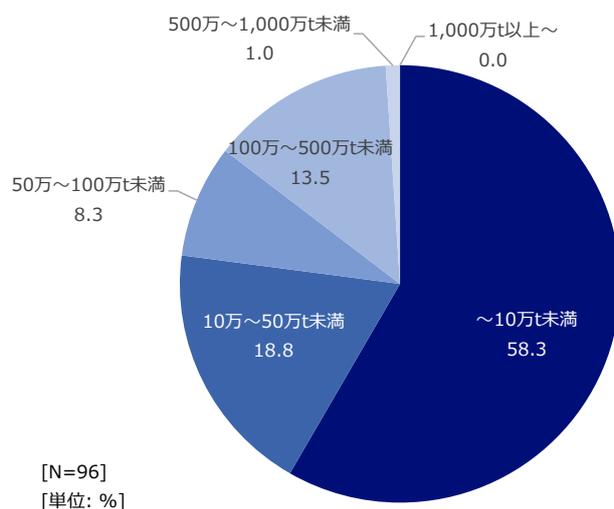


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	107	120	42	58	7	6	340
	都道府県	1	0	0	29	7	6	43
	政令指定都市	1	0	2	15	0	0	18
	中核市	2	14	31	5	0	0	52
	施行時特例市	2	14	1	0	0	0	17
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	46	7	0	0	0	64
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	48	46	1	5	0	0	100
	人口1万人以上3万人未満の市町村	30	0	0	1	0	0	31
	人口1万人未満の市町村	12	0	0	3	0	0	15
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=340)	31.5	35.3	12.4	17.1	2.1	1.8	
	都道府県(N=43)	2.3	0.0	0.0	67.4	16.3	14.0	
	政令指定都市(N=18)	5.6	0.0	11.1	83.3	0.0	0.0	
	中核市(N=52)	3.8	26.9	59.6	9.6	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=17)	11.8	82.4	5.9	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=64)	17.2	71.9	10.9	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=100)	48.0	46.0	1.0	5.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=31)	96.8	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=15)	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の基準年度排出量は、「～10万t未満」(58.3%)が最も多く、「10～50万t未満」(18.8%)、「100～500万t未満」(13.5%)と続く。

図表 311 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	56	18	8	13	1	0	96
比率 (%)	58.3	18.8	8.3	13.5	1.0	0.0	

図表 312 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）
【団体区分別】



■ ~10万t未満 ■ 10万~50万t未満 ■ 50万~100万t未満 ■ 100万~500万t未満 ■ 500万~1,000万t未満 ■ 1,000万t以上~

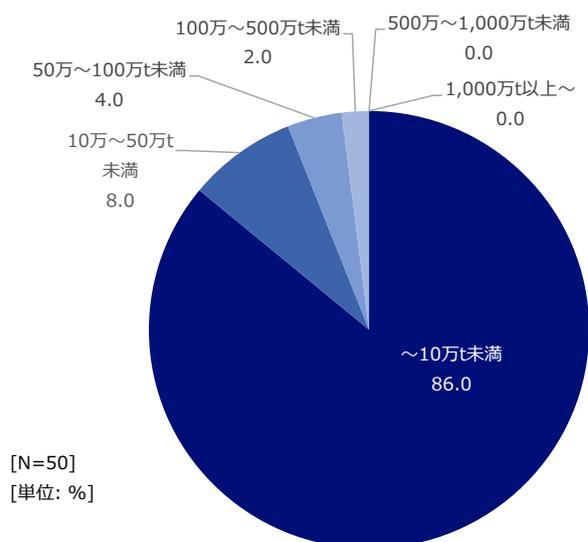
	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数							
全体	56	18	8	13	1	0	96
都道府県	11	8	7	8	1	0	35
政令指定都市	6	5	0	3	0	0	14
中核市	11	5	1	2	0	0	19
施行時特例市	2	0	0	0	0	0	2
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	0	0	0	0	5
人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	0	0	0	0	0	13
人口1万人以上3万人未満の市町村	4	0	0	0	0	0	4
人口1万人未満の市町村	4	0	0	0	0	0	4
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)							
全体(N=96)	58.3	18.8	8.3	13.5	1.0	0.0	
都道府県(N=35)	31.4	22.9	20.0	22.9	2.9	0.0	
政令指定都市(N=14)	42.9	35.7	0.0	21.4	0.0	0.0	
中核市(N=19)	57.9	26.3	5.3	10.5	0.0	0.0	
施行時特例市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=13)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(86.0%)が最も多く、「10～50万t未満」(8.0%)、「50万～100万t未満」(4.0%)が続く。

図表 313 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	43	4	2	1	0	0	50
比率 (%)	86.0	8.0	4.0	2.0	0.0	0.0	

図表 314 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）
【団体区分別】



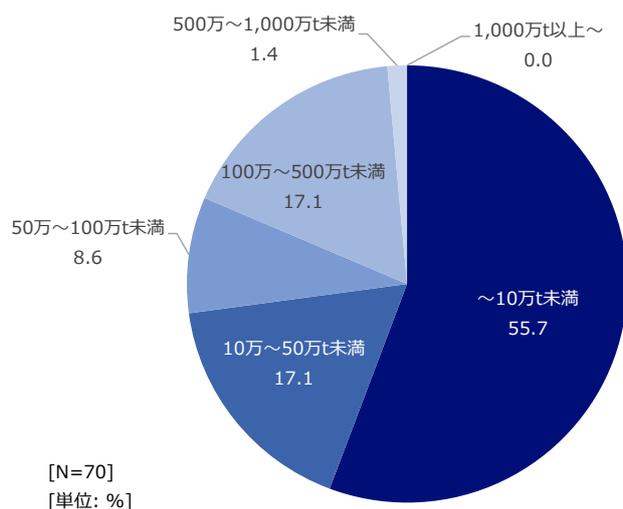
■ ~10万t未満 ■ 10万~50万t未満 ■ 50万~100万t未満 ■ 100万~500万t未満 ■ 500万~1,000万t未満 ■ 1,000万t以上~

	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数							
全体	43	4	2	1	0	0	50
都道府県	7	2	1	0	0	0	10
政令指定都市	4	1	1	0	0	0	6
中核市	15	1	0	0	0	0	16
施行時特例市	5	0	0	0	0	0	5
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	0	0	0	0	5
人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	0	0	1	0	0	5
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
人口1万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)							
全体(N=50)	86.0	8.0	4.0	2.0	0.0	0.0	
都道府県(N=10)	70.0	20.0	10.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=6)	66.7	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=16)	93.8	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=5)	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

ii) 工業プロセス分野

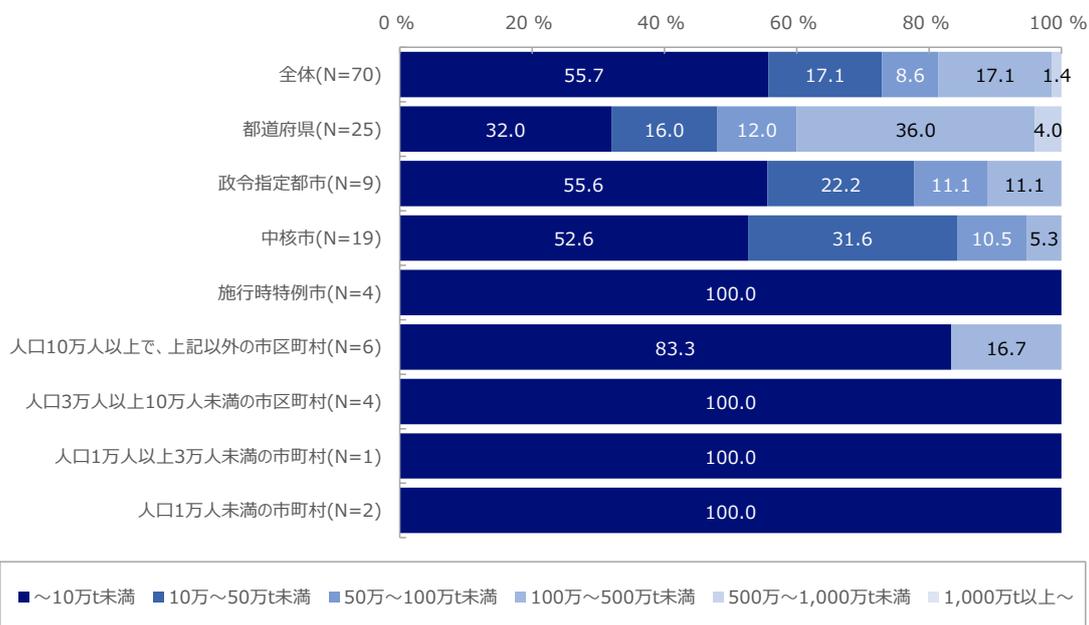
区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(55.7%)が最も多く、「10万～50万t未満」(17.1%)、「100～500万t未満」(17.1%)が続く。

図表 315 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	39	12	6	12	1	0	70
比率 (%)	55.7	17.1	8.6	17.1	1.4	0.0	

図表 316 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）

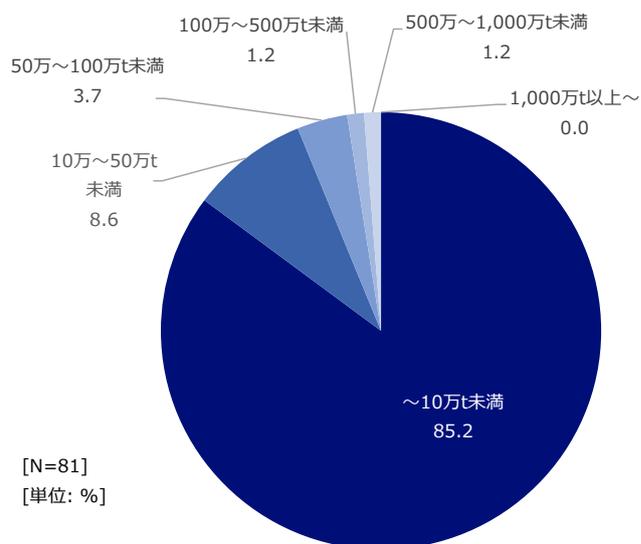


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	39	12	6	12	1	0	70
	都道府県	8	4	3	9	1	0	25
	政令指定都市	5	2	1	1	0	0	9
	中核市	10	6	2	1	0	0	19
	施行時特例市	4	0	0	0	0	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	0	1	0	0	6
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	0	0	0	0	0	4
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
	人口1万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=70)	55.7	17.1	8.6	17.1	1.4	0.0	
	都道府県(N=25)	32.0	16.0	12.0	36.0	4.0	0.0	
	政令指定都市(N=9)	55.6	22.2	11.1	11.1	0.0	0.0	
	中核市(N=19)	52.6	31.6	10.5	5.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=6)	83.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

iii) 農業分野

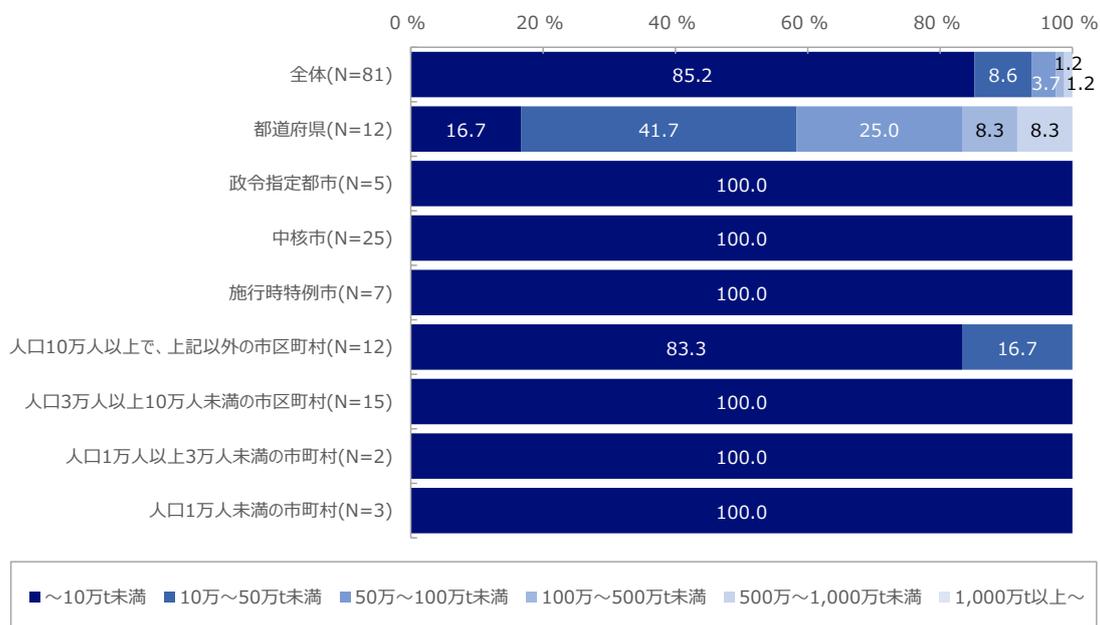
区域施策編を策定済みの団体において、農業分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(85.2%)が最も多く、「10～50万t未満」(8.6%)、「50万～100万t未満」(3.7%)と続く。

図表 317 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	69	7	3	1	1	0	81
比率 (%)	85.2	8.6	3.7	1.2	1.2	0.0	

図表 318 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）【団体区分別】

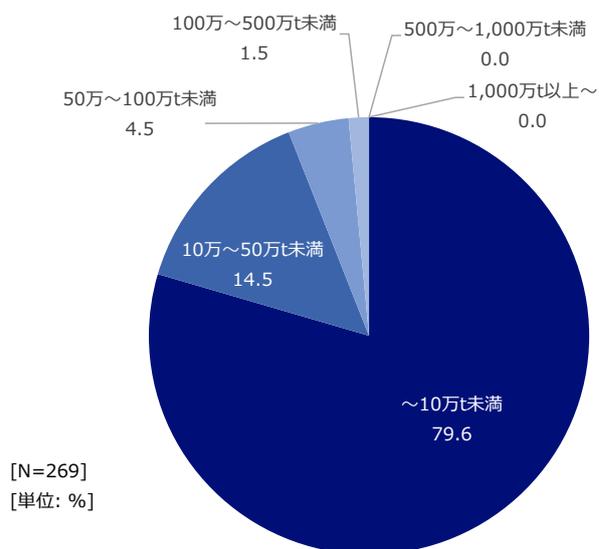


	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数							
全体	69	7	3	1	1	0	81
都道府県	2	5	3	1	1	0	12
政令指定都市	5	0	0	0	0	0	5
中核市	25	0	0	0	0	0	25
施行時特例市	7	0	0	0	0	0	7
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	10	2	0	0	0	0	12
人口3万人以上10万人未満の市区町村	15	0	0	0	0	0	15
人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
人口1万人未満の市町村	3	0	0	0	0	0	3
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)							
全体(N=81)	85.2	8.6	3.7	1.2	1.2	0.0	
都道府県(N=12)	16.7	41.7	25.0	8.3	8.3	0.0	
政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=25)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=7)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=15)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

iv) 廃棄物分野

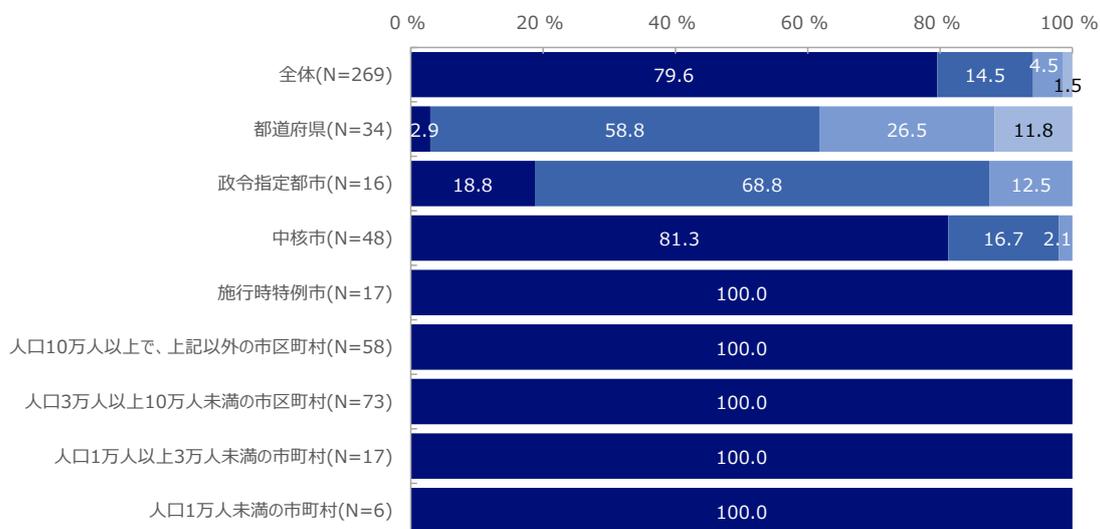
区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(79.6%)が最も多く、「10～50万t未満」(14.5%)、「50～100万t未満」(4.5%)と続く。

図表 319 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	214	39	12	4	0	0	269
比率 (%)	79.6	14.5	4.5	1.5	0.0	0.0	

図表 320 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）



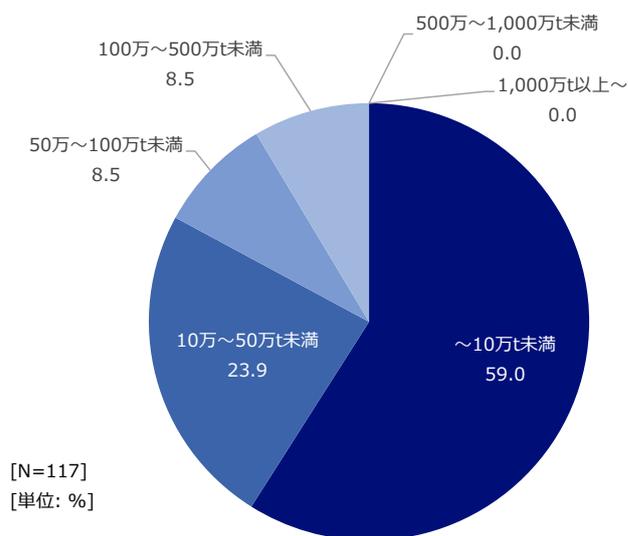
■ ~10万t未満 ■ 10万~50万t未満 ■ 50万~100万t未満 ■ 100万~500万t未満 ■ 500万~1,000万t未満 ■ 1,000万t以上~

		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	214	39	12	4	0	0	269
	都道府県	1	20	9	4	0	0	34
	政令指定都市	3	11	2	0	0	0	16
	中核市	39	8	1	0	0	0	48
	施行時特例市	17	0	0	0	0	0	17
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	58	0	0	0	0	0	58
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	73	0	0	0	0	0	73
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	0	0	0	0	0	17
	人口1万人未満の市町村	6	0	0	0	0	0	6
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=269)	79.6	14.5	4.5	1.5	0.0	0.0	
	都道府県(N=34)	2.9	58.8	26.5	11.8	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=16)	18.8	68.8	12.5	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=48)	81.3	16.7	2.1	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=17)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=58)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=73)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=17)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=6)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

v) 代替フロン等4ガス分野

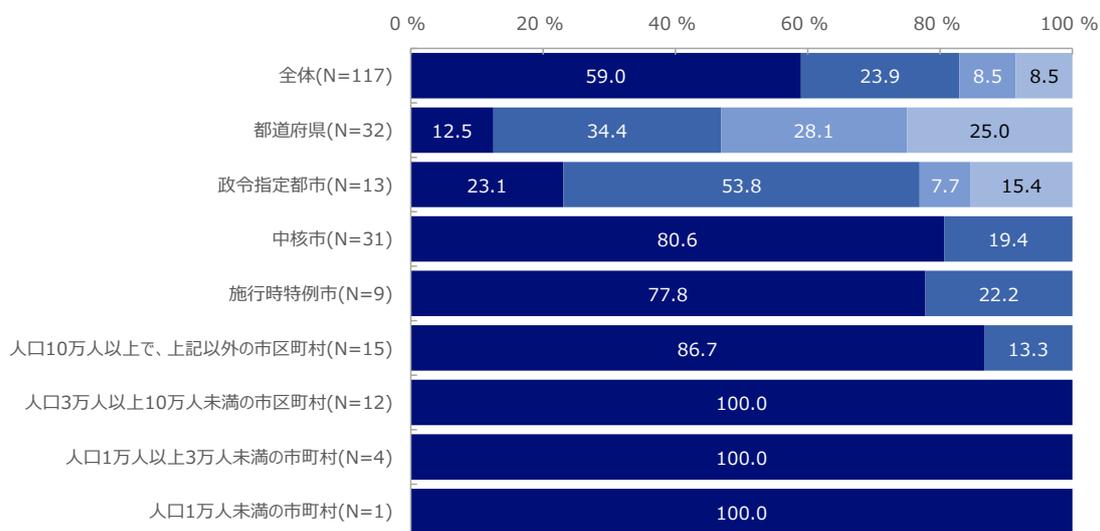
区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(59.0%)が最も多く、「10～50万t未満」(23.9%)、「50万～100万t未満」(8.5%)、「100～500万t未満」(8.5%)と続く。

図表 321 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	69	28	10	10	0	0	117
比率 (%)	59.0	23.9	8.5	8.5	0.0	0.0	

図表 322 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）
【団体区分別】



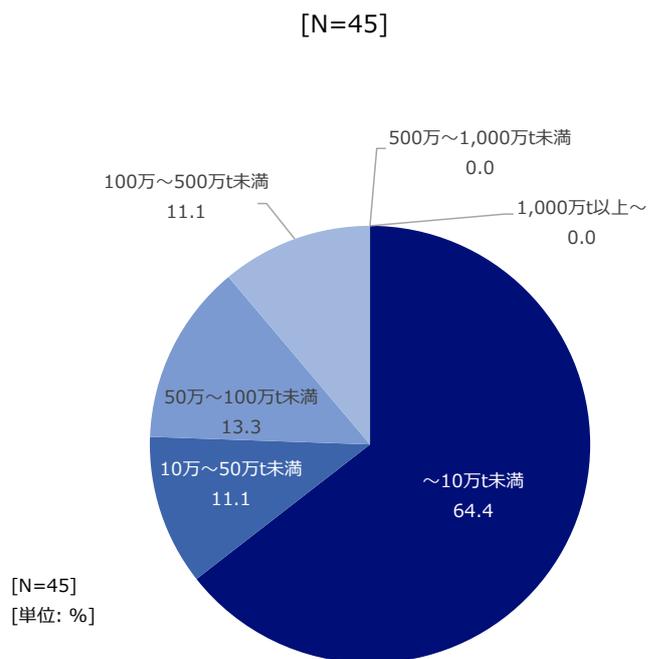
■ ~10万t未満 ■ 10万~50万t未満 ■ 50万~100万t未満 ■ 100万~500万t未満 ■ 500万~1,000万t未満 ■ 1,000万t以上~

	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数							
全体	69	28	10	10	0	0	117
都道府県	4	11	9	8	0	0	32
政令指定都市	3	7	1	2	0	0	13
中核市	25	6	0	0	0	0	31
施行時特例市	7	2	0	0	0	0	9
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	2	0	0	0	0	15
人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	0	0	0	0	0	12
人口1万人以上3万人未満の市町村	4	0	0	0	0	0	4
人口1万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)							
全体(N=117)	59.0	23.9	8.5	8.5	0.0	0.0	
都道府県(N=32)	12.5	34.4	28.1	25.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=13)	23.1	53.8	7.7	15.4	0.0	0.0	
中核市(N=31)	80.6	19.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=9)	77.8	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=15)	86.7	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=12)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	

vi) 森林等の吸収源

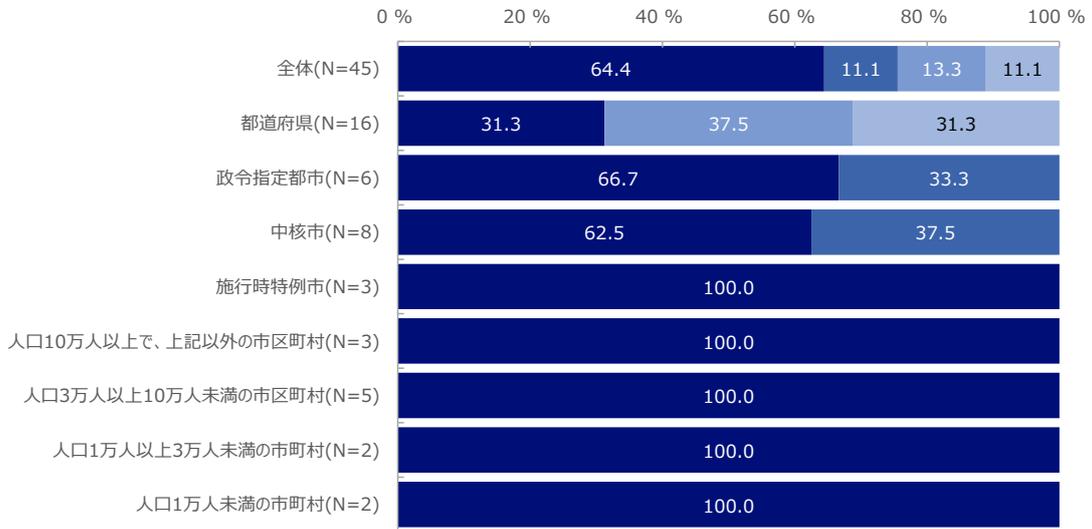
区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(64.4%)が最も多く、「50～100万t未満」(13.3%)と続く。

図表 323 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	29	5	6	5	0	0	45
比率 (%)	64.4	11.1	13.3	11.1	0.0	0.0	

図表 324 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）
【団体区分別】



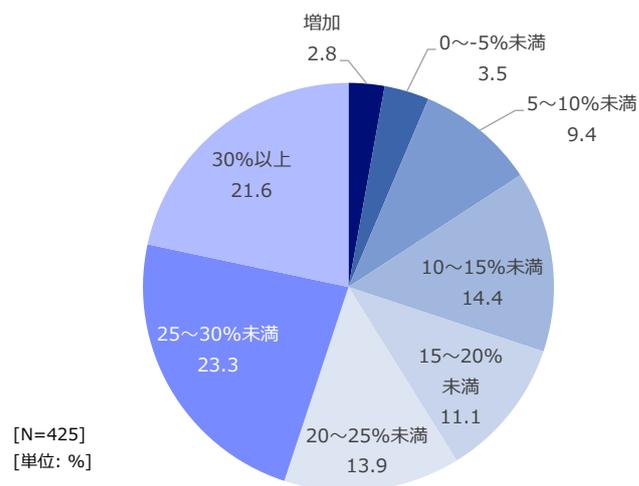
■ ~10万t未満 ■ 10万~50万t未満 ■ 50万~100万t未満 ■ 100万~500万t未満 ■ 500万~1,000万t未満 ■ 1,000万t以上~

		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	29	5	6	5	0	0	45
	都道府県	5	0	6	5	0	0	16
	政令指定都市	4	2	0	0	0	0	6
	中核市	5	3	0	0	0	0	8
	施行時特例市	3	0	0	0	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	0	0	0	0	0	3
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	0	0	0	0	0	5
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
	人口1万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
	比率 (%)	全体(N=45)	64.4	11.1	13.3	11.1	0.0	0.0
都道府県(N=16)		31.3	0.0	37.5	31.3	0.0	0.0	
政令指定都市(N=6)		66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=8)		62.5	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=3)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=3)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=5)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=2)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=2)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方公共団体の組合(N=0)		-	-	-	-	-	-	

6) 区域施策編における点検年度、目標年度の排出量削減率 <Q2-2(4)>

区域施策編を策定済みの団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「25～30%未満」(23.3%)が最も多く、「30%以上」(21.6%)、「10～15%未満」(14.4%)と続く。

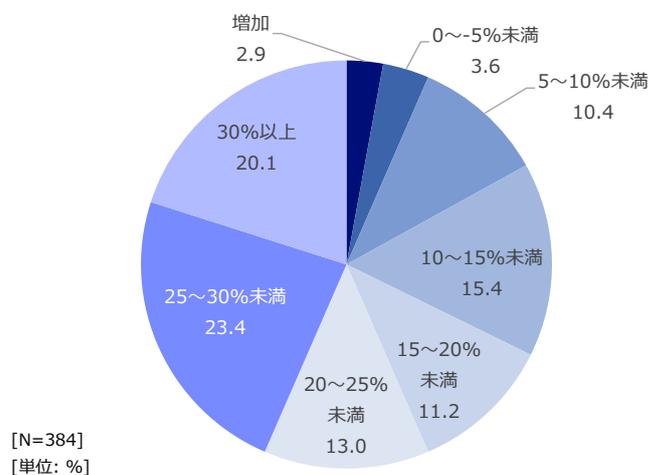
図表 325 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	12	15	40	61	47	59	99	92	425
比率 (%)	2.8	3.5	9.4	14.4	11.1	13.9	23.3	21.6	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問のN数は回答団体数とは一致しない。

図表 326 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率
【基礎自治体】

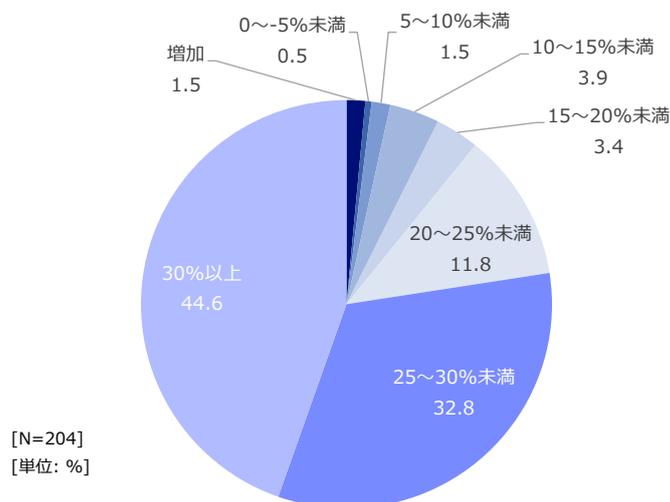


	増加	0~-5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	11	14	40	59	43	50	90	77	384
比率 (%)	2.9	3.6	10.4	15.4	11.2	13.0	23.4	20.1	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問のN数は回答団体数とは一致しない。

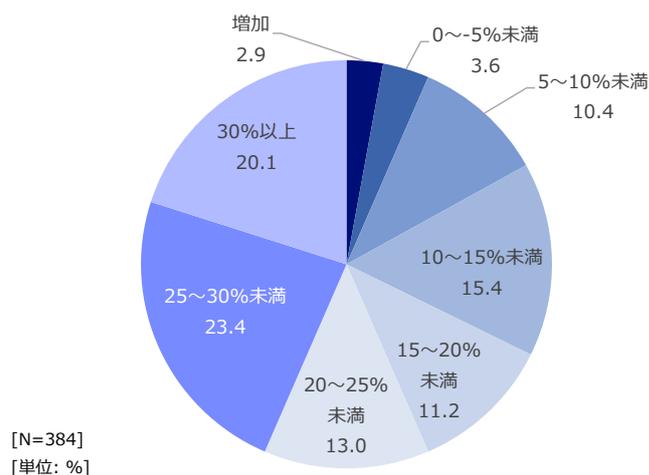
区域施策編を策定済みの団体において、直近点検年度排出量の基準年度からの削減率は、「30%以上」（44.6%）が最も多く、「25～30%未満」（32.8%）、「20～25%未満」（11.8%）と続く。

図表 327 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	3	1	3	8	7	24	67	91	204
比率 (%)	1.5	0.5	1.5	3.9	3.4	11.8	32.8	44.6	

図表 328 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】



	増加	0～-5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	11	14	40	59	43	50	90	77	384
比率 (%)	2.9	3.6	10.4	15.4	11.2	13.0	23.4	20.1	

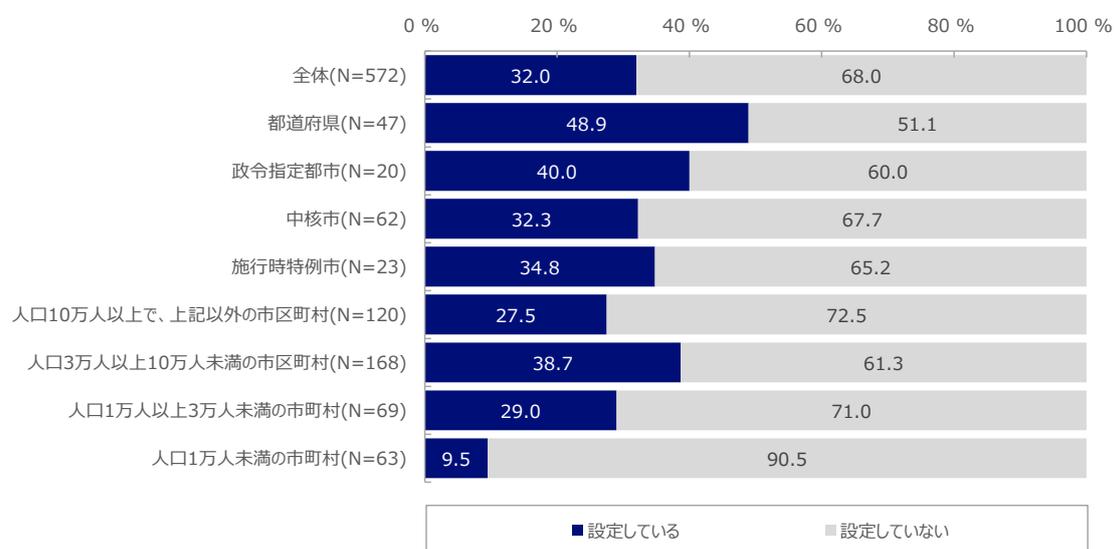
7) 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無（部門・分野別）
 <Q2-2(5)>

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の32.0%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 329 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
 i) 産業部門【団体区分別】

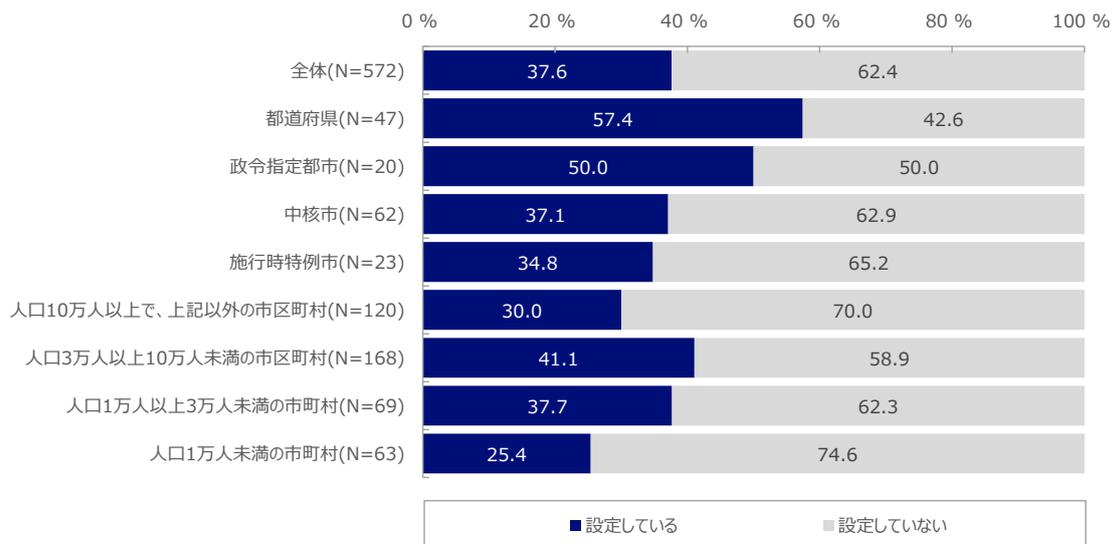


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	183	389	572
	都道府県	23	24	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	20	42	62
	施行時特例市	8	15	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	33	87	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	65	103	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	20	49	69
	人口1万人未満の市町村	6	57	63
地方公共団体の組合	0	0	0	
比率	全体(N=572)	32.0	68.0	
	都道府県(N=47)	48.9	51.1	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=62)	32.3	67.7	
	施行時特例市(N=23)	34.8	65.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	27.5	72.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	38.7	61.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	29.0	71.0	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	9.5	90.5	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-		

ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 37.6%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 330 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii) 業務その他部門【団体区分別】

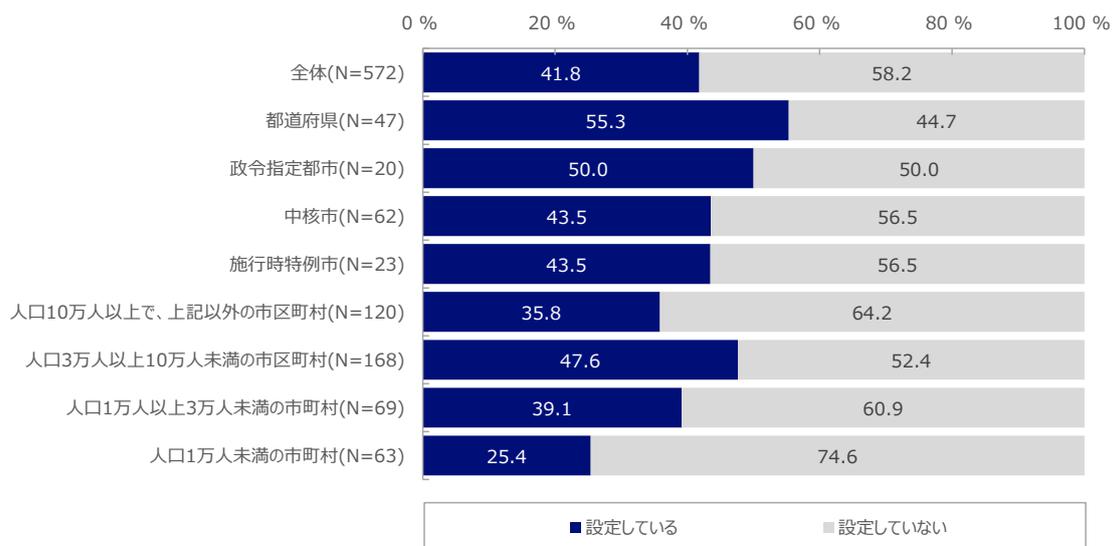


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	215	357	572
	都道府県	27	20	47
	政令指定都市	10	10	20
	中核市	23	39	62
	施行時特例市	8	15	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	36	84	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	69	99	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	26	43	69
	人口1万人未満の市町村	16	47	63
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=572)	37.6	62.4	
	都道府県(N=47)	57.4	42.6	
	政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	
	中核市(N=62)	37.1	62.9	
	施行時特例市(N=23)	34.8	65.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	30.0	70.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	41.1	58.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	37.7	62.3	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	25.4	74.6	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 41.8 %である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 331 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii) 家庭部門【団体区分別】

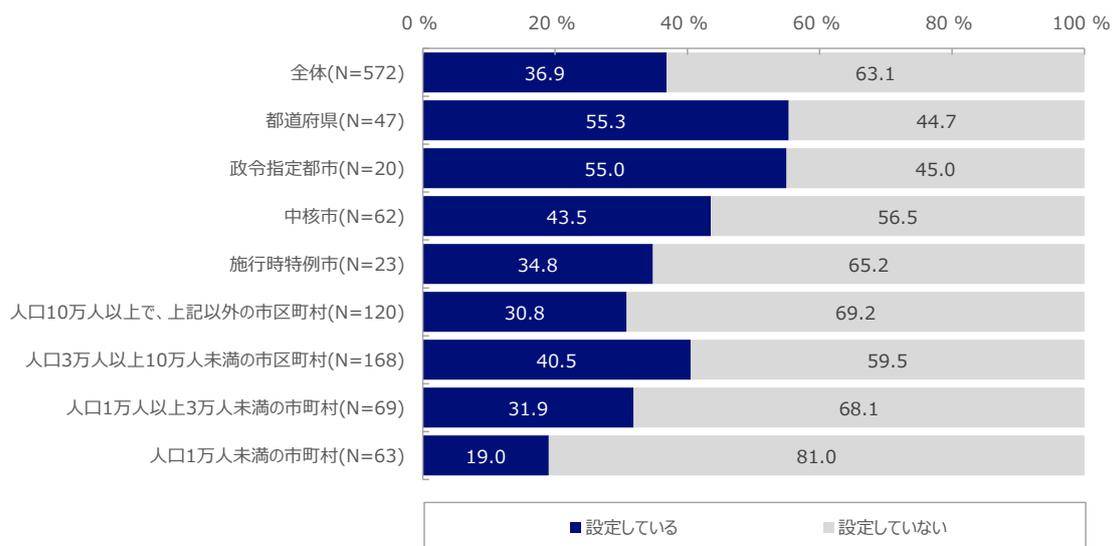


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	239	333	572
	都道府県	26	21	47
	政令指定都市	10	10	20
	中核市	27	35	62
	施行時特例市	10	13	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	77	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	80	88	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	27	42	69
	人口1万人未満の市町村	16	47	63
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=572)	41.8	58.2	
	都道府県(N=47)	55.3	44.7	
	政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	
	中核市(N=62)	43.5	56.5	
	施行時特例市(N=23)	43.5	56.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	35.8	64.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	47.6	52.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	39.1	60.9	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	25.4	74.6	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 36.9 %である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 332 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iv) 運輸部門【団体区分別】

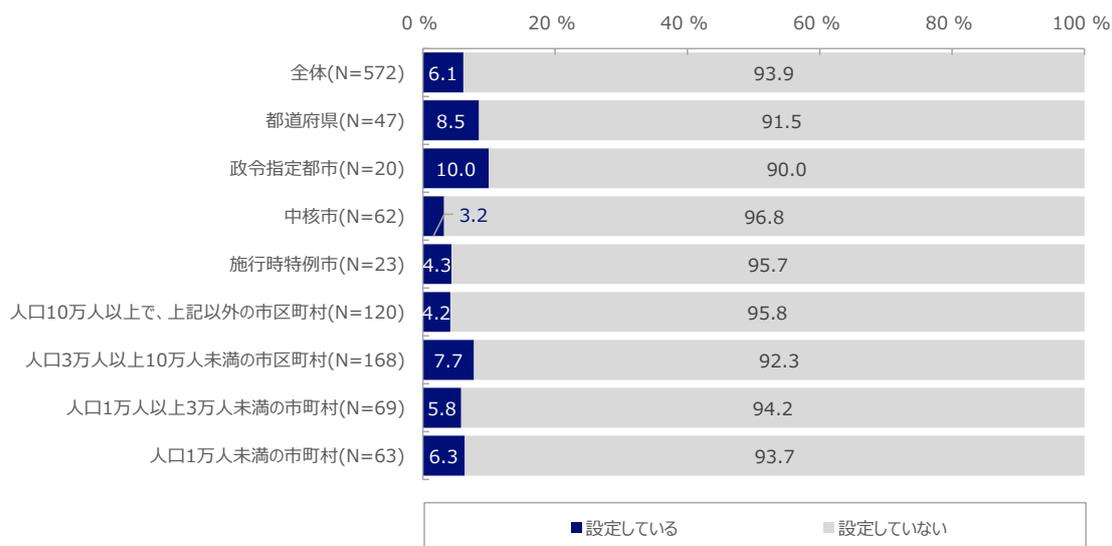


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	211	361	572
	都道府県	26	21	47
	政令指定都市	11	9	20
	中核市	27	35	62
	施行時特例市	8	15	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	37	83	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	68	100	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	47	69
	人口1万人未満の市町村	12	51	63
地方公共団体の組合	0	0	0	
比率	全体(N=572)	36.9	63.1	
	都道府県(N=47)	55.3	44.7	
	政令指定都市(N=20)	55.0	45.0	
	中核市(N=62)	43.5	56.5	
	施行時特例市(N=23)	34.8	65.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	30.8	69.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	40.5	59.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	31.9	68.1	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	19.0	81.0	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-		

v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の6.1%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

図表 333 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v) エネルギー転換部門【団体区分別】



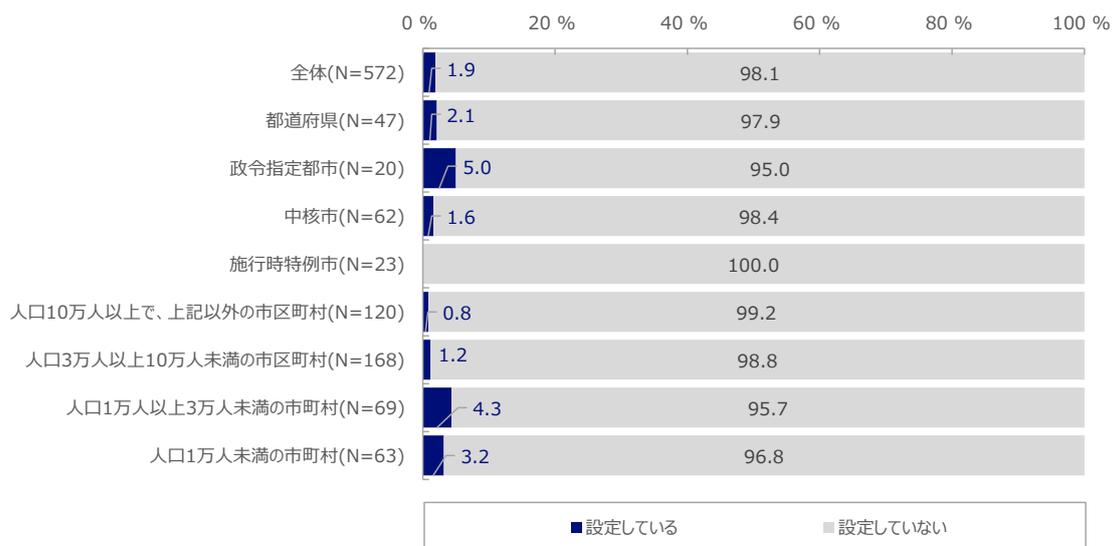
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	35	537	572
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	2	18	20
	中核市	2	60	62
	施行時特例市	1	22	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	115	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	155	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	65	69
	人口1万人未満の市町村	4	59	63
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=572)	6.1	93.9	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	10.0	90.0	
	中核市(N=62)	3.2	96.8	
	施行時特例市(N=23)	4.3	95.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	4.2	95.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	7.7	92.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	5.8	94.2	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	6.3	93.7	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の1.9%である。

図表 334 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
i) 燃料の燃焼分野【団体区分別】

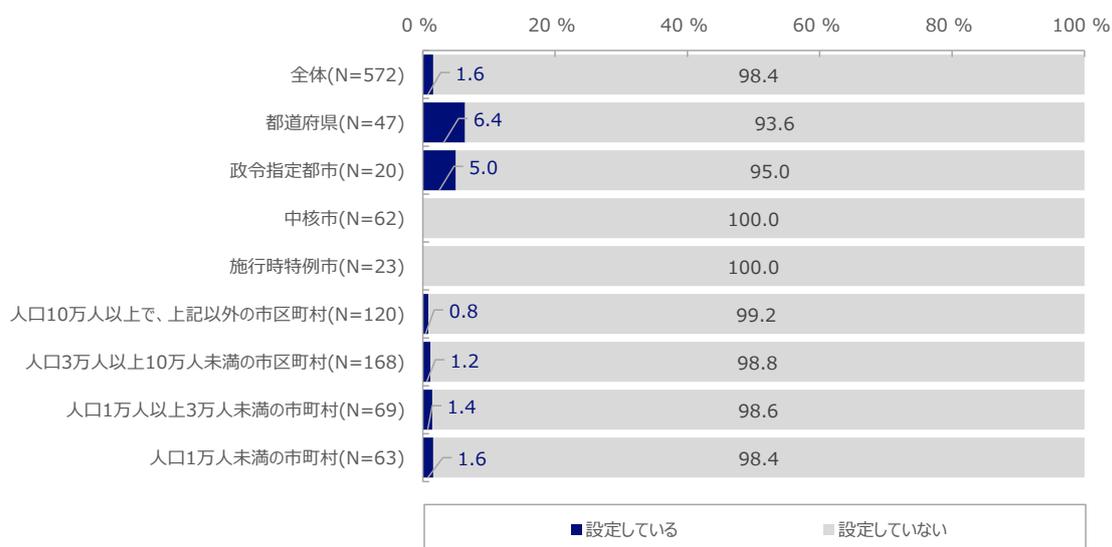


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	11	561	572
	都道府県	1	46	47
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	1	61	62
	施行時特例市	0	23	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	119	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	166	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	66	69
	人口1万人未満の市町村	2	61	63
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=572)	1.9	98.1	
	都道府県(N=47)	2.1	97.9	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=62)	1.6	98.4	
	施行時特例市(N=23)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	0.8	99.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	1.2	98.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	4.3	95.7	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	3.2	96.8	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業のプロセス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の1.6%である。

図表 335 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii) 工業プロセス分野【団体区分別】

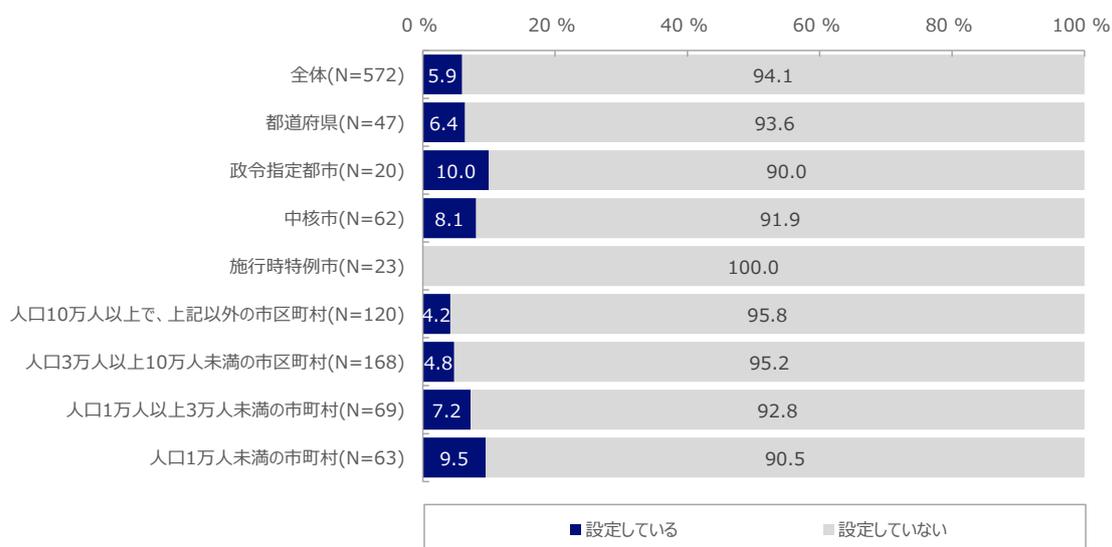


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	9	563	572
	都道府県	3	44	47
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	0	62	62
	施行時特例市	0	23	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	119	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	166	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	68	69
	人口1万人未満の市町村	1	62	63
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=572)	1.6	98.4	
	都道府県(N=47)	6.4	93.6	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=62)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=23)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	0.8	99.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	1.2	98.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	1.6	98.4	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 5.9 %である。

図表 336 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii) 農業分野【団体区分別】

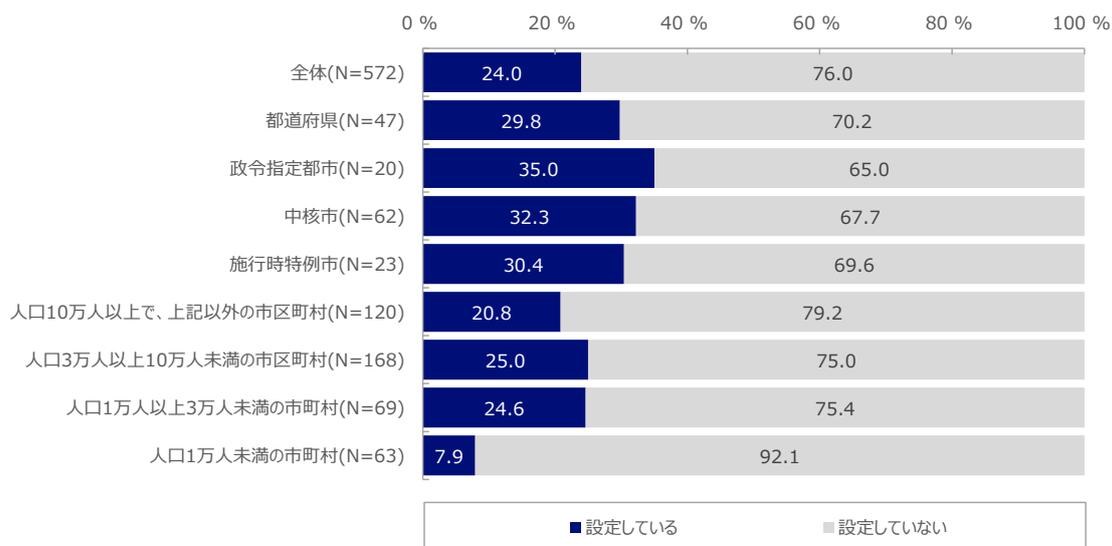


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	34	538	572
	都道府県	3	44	47
	政令指定都市	2	18	20
	中核市	5	57	62
	施行時特例市	0	23	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	115	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	160	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	64	69
	人口1万人未満の市町村	6	57	63
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=572)	5.9	94.1	
	都道府県(N=47)	6.4	93.6	
	政令指定都市(N=20)	10.0	90.0	
	中核市(N=62)	8.1	91.9	
	施行時特例市(N=23)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	4.2	95.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	4.8	95.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	7.2	92.8	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	9.5	90.5	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の24.0%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 337 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iv) 廃棄物分野【団体区分別】

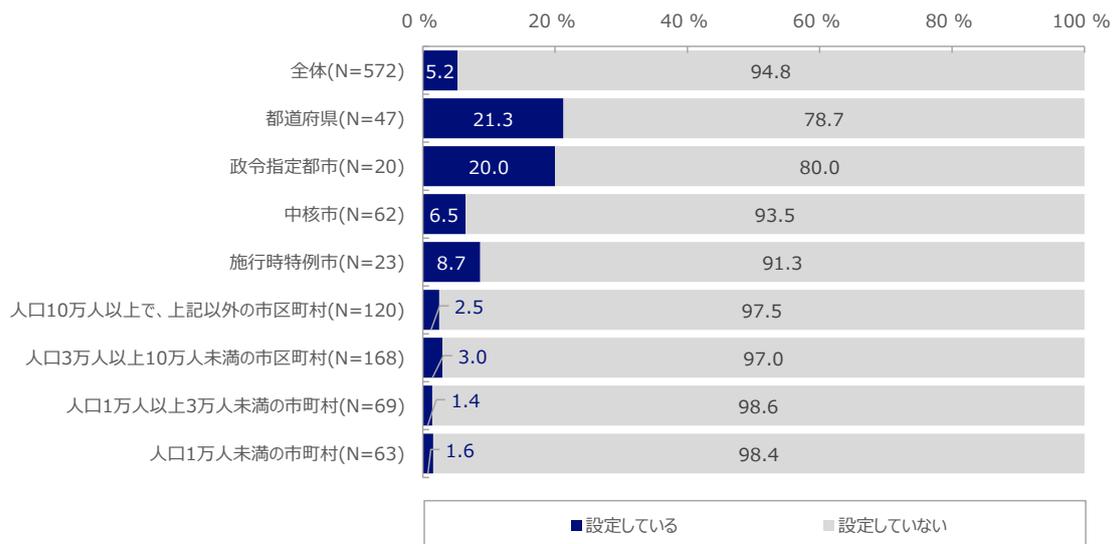


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	137	435	572
	都道府県	14	33	47
	政令指定都市	7	13	20
	中核市	20	42	62
	施行時特例市	7	16	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	25	95	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	126	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	52	69
	人口1万人未満の市町村	5	58	63
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=572)	24.0	76.0	
	都道府県(N=47)	29.8	70.2	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	
	中核市(N=62)	32.3	67.7	
	施行時特例市(N=23)	30.4	69.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	20.8	79.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	25.0	75.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	24.6	75.4	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	7.9	92.1	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の5.2%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 338 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】



		設定している	設定していない	合計
全体	全体	30	542	572
	都道府県	10	37	47
	政令指定都市	4	16	20
	中核市	4	58	62
	施行時特例市	2	21	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	117	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	163	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	68	69
	人口1万人未満の市町村	1	62	63
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=572)	5.2	94.8	
	都道府県(N=47)	21.3	78.7	
	政令指定都市(N=20)	20.0	80.0	
	中核市(N=62)	6.5	93.5	
	施行時特例市(N=23)	8.7	91.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	2.5	97.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	3.0	97.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	1.6	98.4	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

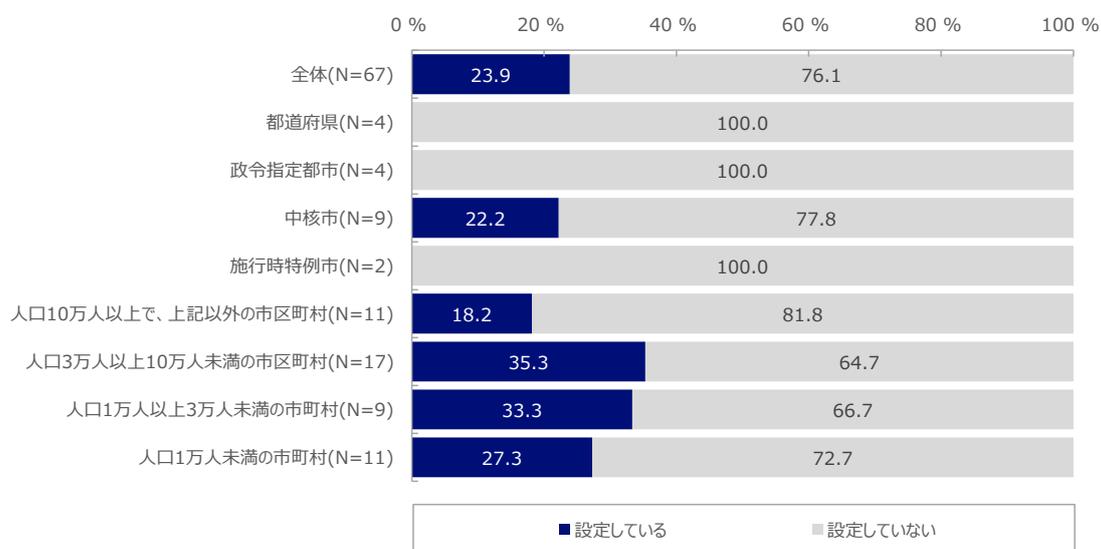
8) 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無（部門・分野別）
<Q2-2(6)>

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の23.9%である。

図表 339 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
i) 産業部門【団体区分別】

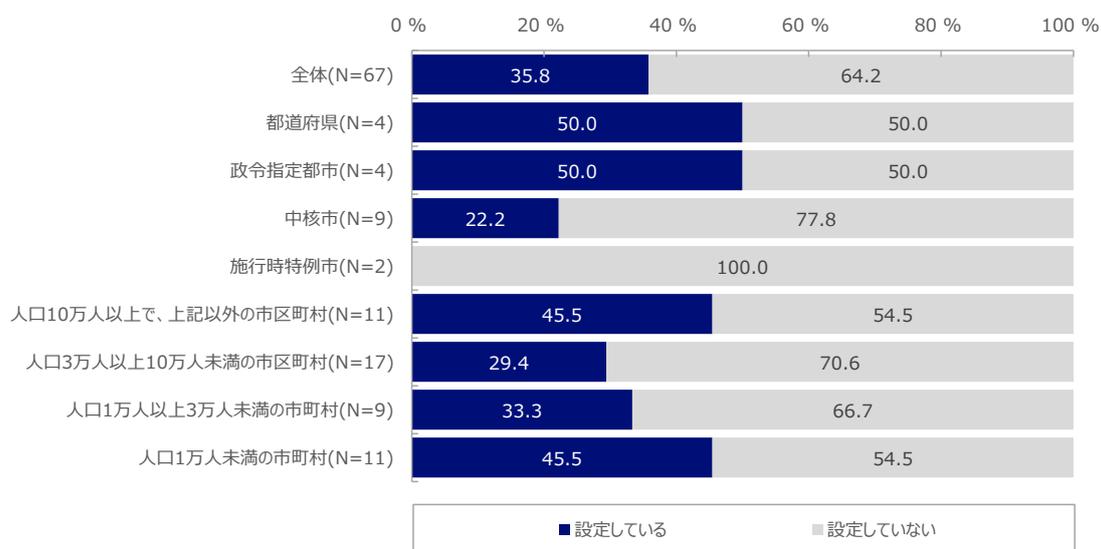


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	16	51	67
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	2	7	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	9	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	11	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	6	9
	人口1万人未満の市町村	3	8	11
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=67)	23.9	76.1	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	22.2	77.8	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	18.2	81.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	35.3	64.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	33.3	66.7	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	27.3	72.7	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 35.8 %である。

図表 340 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
ii) 業務その他部門【団体区分別】

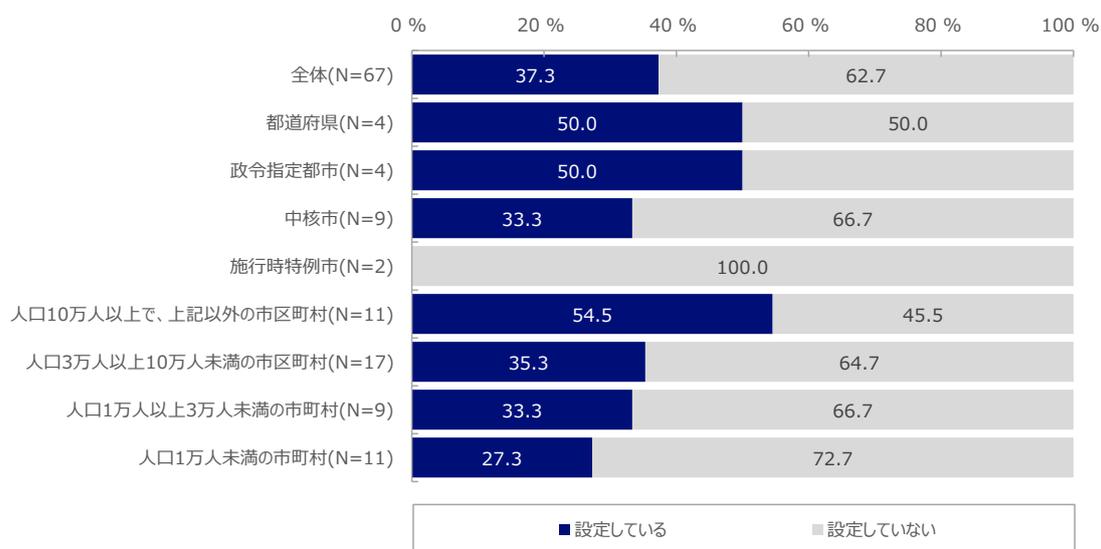


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	24	43	67
	都道府県	2	2	4
	政令指定都市	2	2	4
	中核市	2	7	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	6	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	12	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	6	9
	人口1万人未満の市町村	5	6	11
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=67)	35.8	64.2	
	都道府県(N=4)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=4)	50.0	50.0	
	中核市(N=9)	22.2	77.8	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	45.5	54.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	29.4	70.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	33.3	66.7	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	45.5	54.5	
	地方公共団体の組合(N=0)	-		

iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の37.3%である。

図表 341 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
iii) 家庭部門【団体区分別】

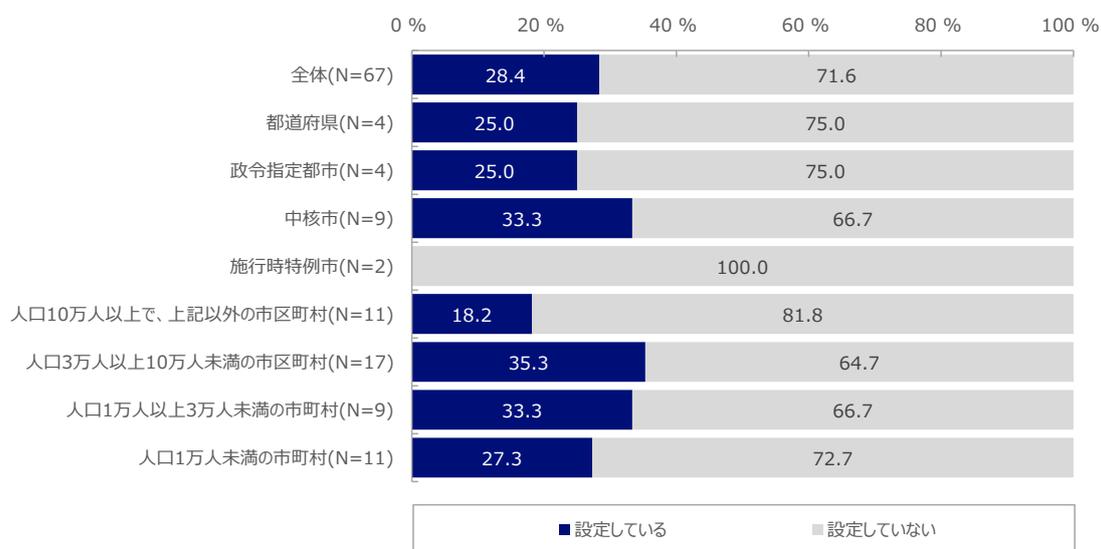


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	25	42	67
	都道府県	2	2	4
	政令指定都市	2	2	4
	中核市	3	6	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	5	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	11	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	6	9
	人口1万人未満の市町村	3	8	11
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=67)	37.3	62.7	
	都道府県(N=4)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=4)	50.0	50.0	
	中核市(N=9)	33.3	66.7	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	54.5	45.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	35.3	64.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	33.3	66.7	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	27.3	72.7	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の28.4%である。

図表 342 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
iv) 運輸部門【団体区分別】

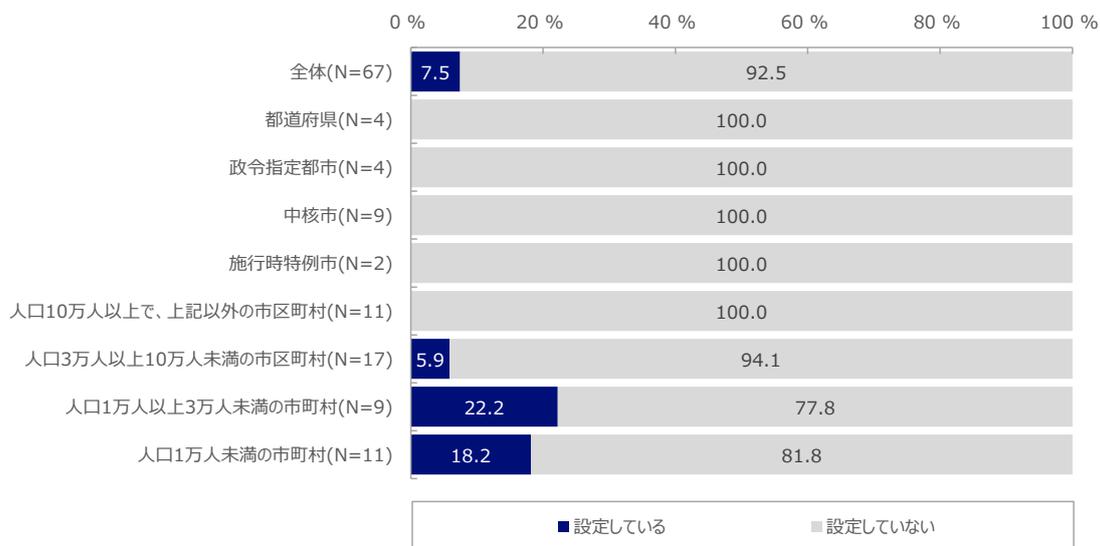


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	19	48	67
	都道府県	1	3	4
	政令指定都市	1	3	4
	中核市	3	6	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	9	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	11	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	6	9
	人口1万人未満の市町村	3	8	11
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=67)	28.4	71.6	
	都道府県(N=4)	25.0	75.0	
	政令指定都市(N=4)	25.0	75.0	
	中核市(N=9)	33.3	66.7	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	18.2	81.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	35.3	64.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	33.3	66.7	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	27.3	72.7	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の7.5%である。

図表 343 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
v) エネルギー転換部門【団体区分別】



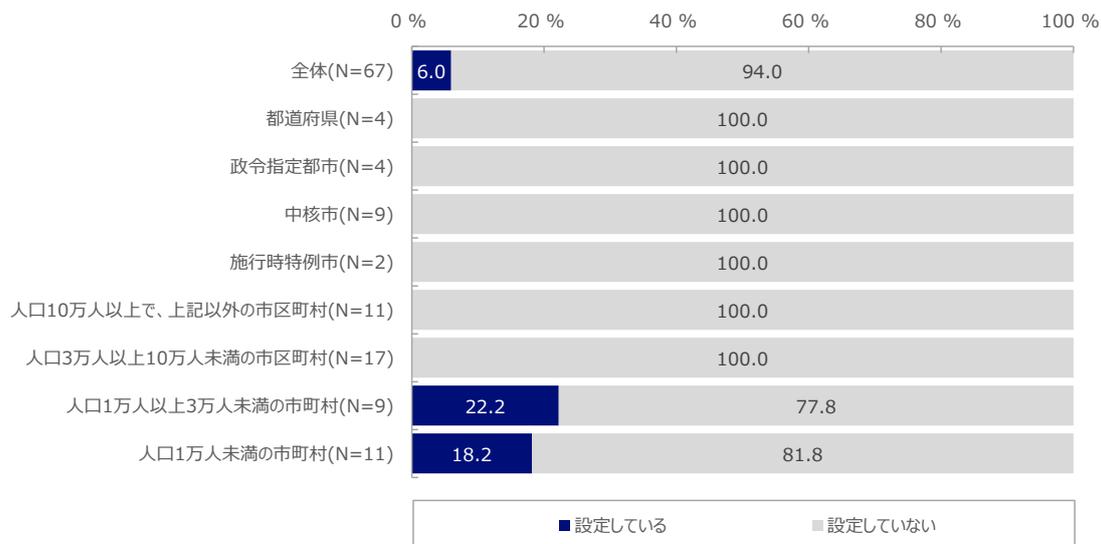
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	5	62	67
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	11	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	16	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	7	9
	人口1万人未満の市町村	2	9	11
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=67)	7.5	92.5	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	5.9	94.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	22.2	77.8	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	18.2	81.8	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の6.0%である。

図表 344 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
i) 燃料の燃焼分野【団体区分別】

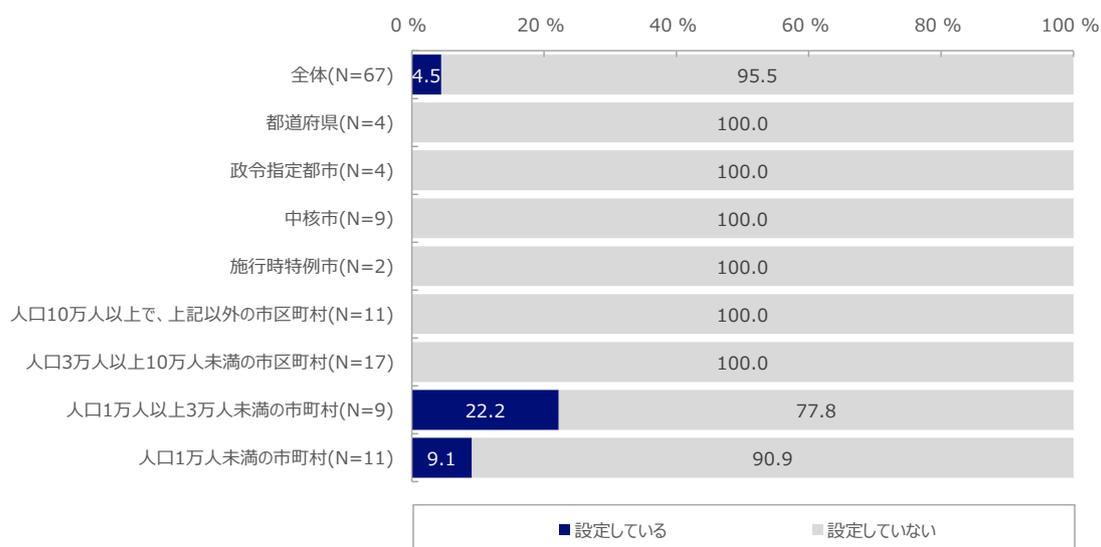


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	4	63	67
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	11	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	17	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	7	9
	人口1万人未満の市町村	2	9	11
地方公共団体の組合	0	0	0	
比率	全体(N=67)	6.0	94.0	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	22.2	77.8	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	18.2	81.8	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の4.5%である。

図表 345 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
ii) 工業プロセス分野【団体区分別】

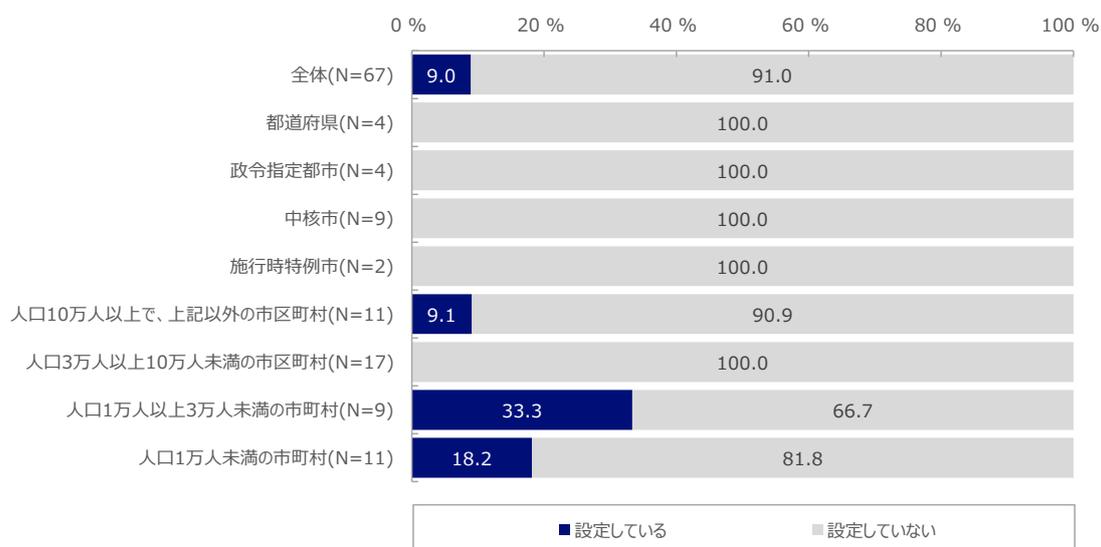


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	3	64	67
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	11	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	17	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	7	9
	人口1万人未満の市町村	1	10	11
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=67)	4.5	95.5	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	22.2	77.8	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	9.1	90.9	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の9.0%である。

図表 346 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
iii) 農業分野【団体区分別】

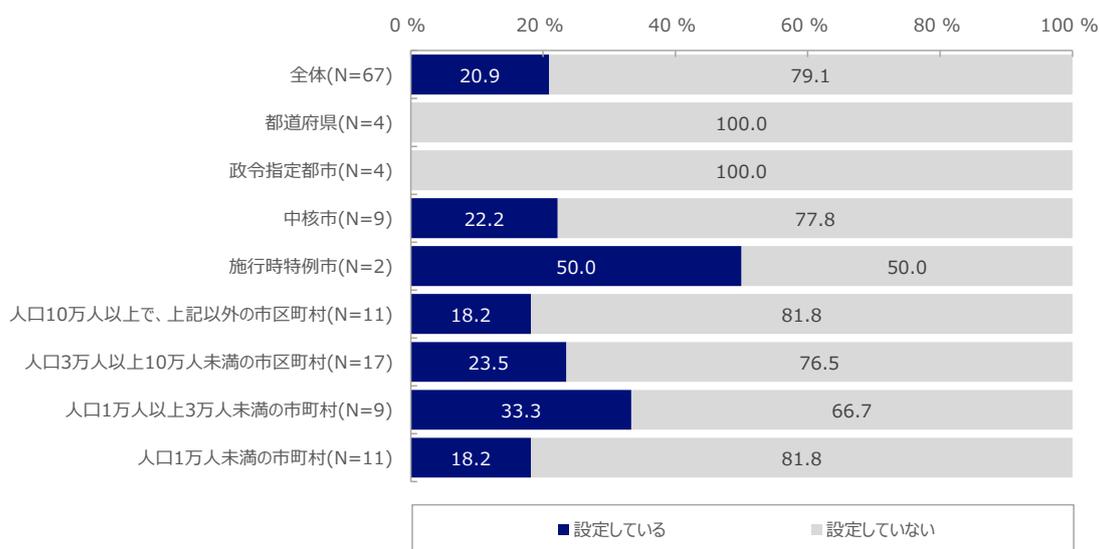


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	6	61	67
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	10	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	17	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	6	9
	人口1万人未満の市町村	2	9	11
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=67)	9.0	91.0	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	9.1	90.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	33.3	66.7	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	18.2	81.8	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 20.9 %である。

図表 347 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
iv) 廃棄物分野【団体区分別】

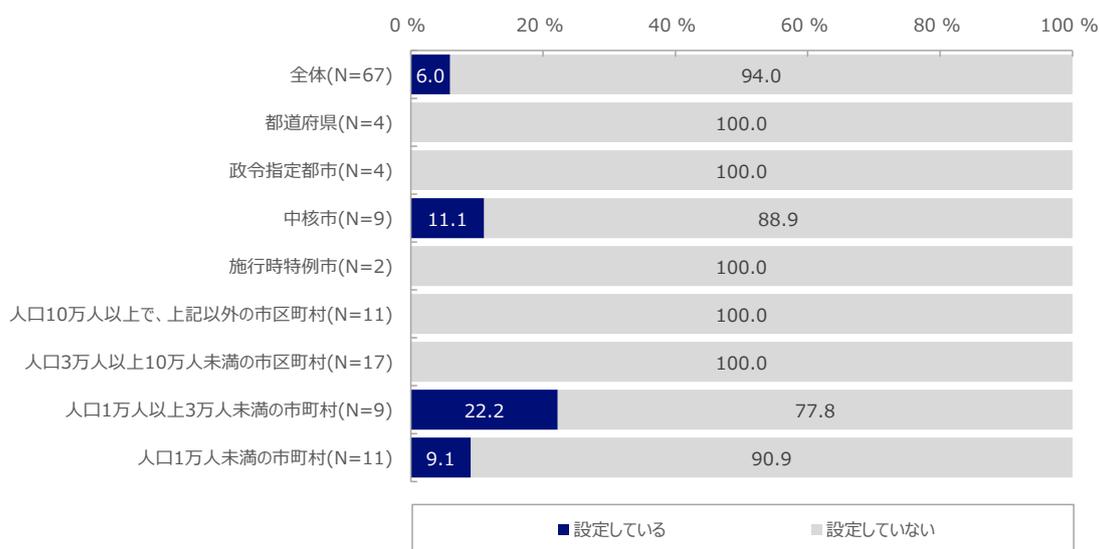


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	14	53	67
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	2	7	9
	施行時特例市	1	1	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	9	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	13	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	6	9
	人口1万人未満の市町村	2	9	11
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=67)	20.9	79.1	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	22.2	77.8	
	施行時特例市(N=2)	50.0	50.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	18.2	81.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	23.5	76.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	33.3	66.7	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	18.2	81.8	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の6.0%である。

図表 348 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
v) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】



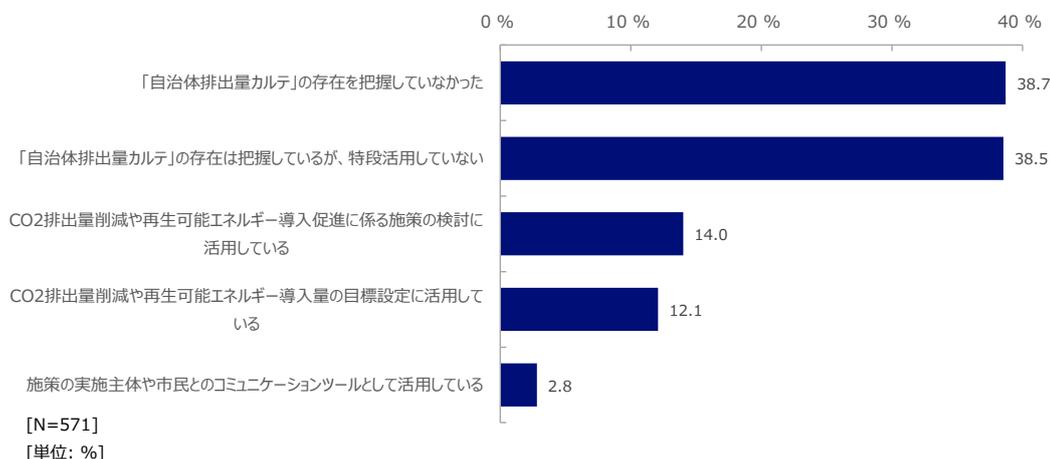
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	4	63	67
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	1	8	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	11	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	17	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	7	9
	人口1万人未満の市町村	1	10	11
	地方公共団体の組合	0	0	0
比率	全体(N=67)	6.0	94.0	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	11.1	88.9	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	22.2	77.8	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	9.1	90.9	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	

9) 区域施策編目標設定 (CO2 排出量、再エネ導入量) における自治体排出量カルテの活用状況<Q2-2(7)>

①自治体排出量カルテの活用状況<Q2-2(7)①>

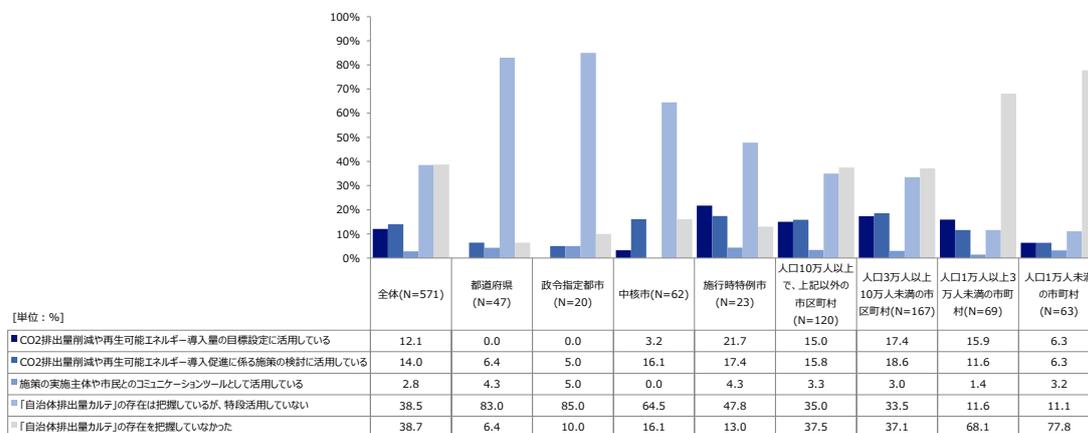
「自治体排出量カルテ」の存在を把握していなかった」(38.7%)が最も多く、「自治体排出量カルテ」の存在を把握しているが、特段活用していない」(38.5%)、「CO2 排出量削減や再生可能エネルギー導入促進に係る施策の検討に検討している」(14.0%)、「CO2 排出量削減や再生可能エネルギー導入量の目標設定に活用している」(12.1%)と続く。区域施策編を策定済みの団体において、CO2 排出量削減目標や再エネ導入量目標の設定や施策検討に自治体排出量カルテを活用している団体は 26.1%であった。

図表 349 自治体排出量カルテの活用状況



また活用状況を団体区別に確認すると、小規模市区町村では、カルテの存在および掲載内容を把握していないため未活用となっている団体が非常に多い。

図表 350 自治体排出量カルテの活用状況【団体区別】

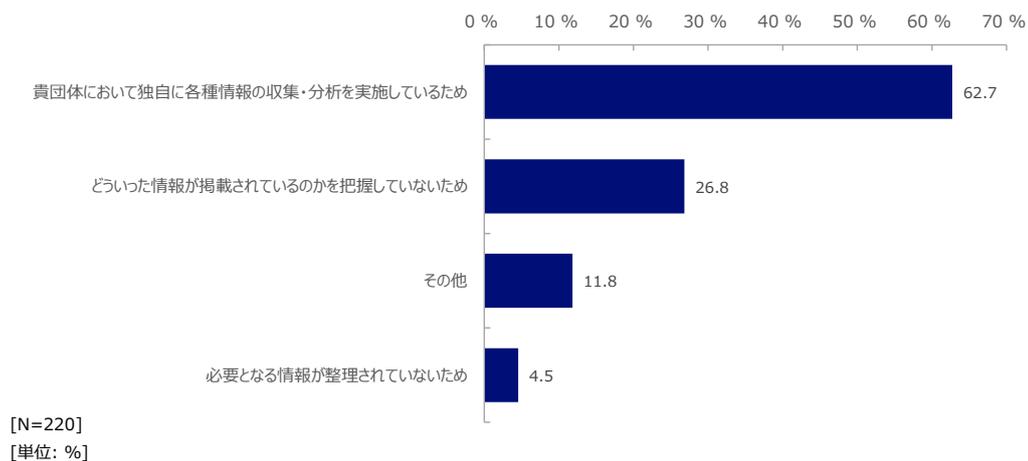


	CO2排出量削減や再生可能エネルギー導入量の目標設定に活用している	CO2排出量の削減や再生可能エネルギー導入量の促進に係る施策の検討に活用している	施策の実施主体や市民とのコミュニケーションツールとして活用している	「自治体排出量カルテ」の存在は把握しているが、特段活用していない	「自治体排出量カルテ」の存在を把握していなかった	合計
回答数	69	80	16	220	221	571
	0	3	2	39	3	47
	0	1	1	17	2	20
	2	10	0	40	10	62
	5	4	1	11	3	23
	18	19	4	42	45	120
	29	31	5	56	62	167
	11	8	1	8	47	69
	4	4	2	7	49	63
	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	12.1	14.0	2.8	38.5	38.7	
	0.0	6.4	4.3	83.0	6.4	
	0.0	5.0	5.0	85.0	10.0	
	3.2	16.1	0.0	64.5	16.1	
	21.7	17.4	4.3	47.8	13.0	
	15.0	15.8	3.3	35.0	37.5	
	17.4	18.6	3.0	33.5	37.1	
	15.9	11.6	1.4	11.6	68.1	
	6.3	6.3	3.2	11.1	77.8	
	-	-	-	-	-	-

②自治体排出量カルテを活用していない理由<Q2-2(7)②>

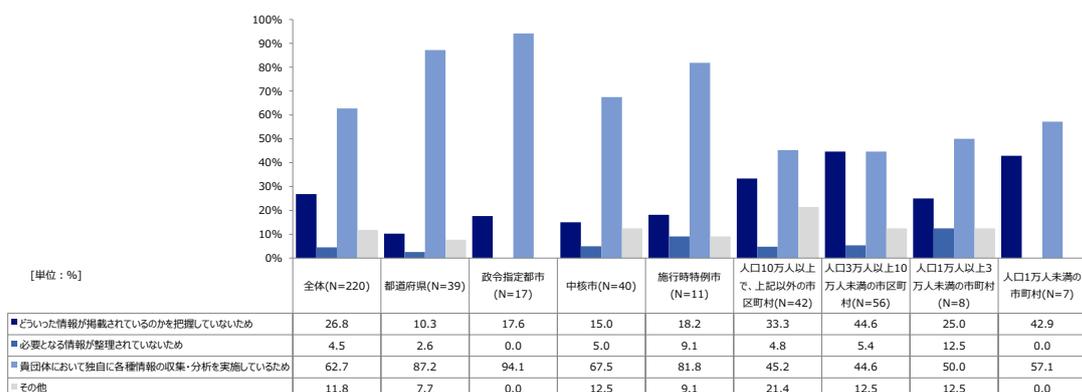
カルテの存在は把握しているがカルテを活用していないと回答した団体におけるカルテ未活用の理由は、「貴団体において独自に各種情報の収集・分析を実施しているため」(62.7%)が最も多く、次いで「どういった情報が掲載されているのかを把握していないため」(26.8%)と続く。

図表 351 自治体排出量カルテを活用していない理由



また未活用の理由を団体区分別に確認すると、特に施行時特例市以上の大規模団体では「団体において独自に各種情報の収集・分析を実施しているため」が理由として多く、小規模団体では「どういった情報が掲載されているのか把握していないため」が比較的多くなっている。

図表 352 自治体排出量カルテを活用していない理由【団体区分別】



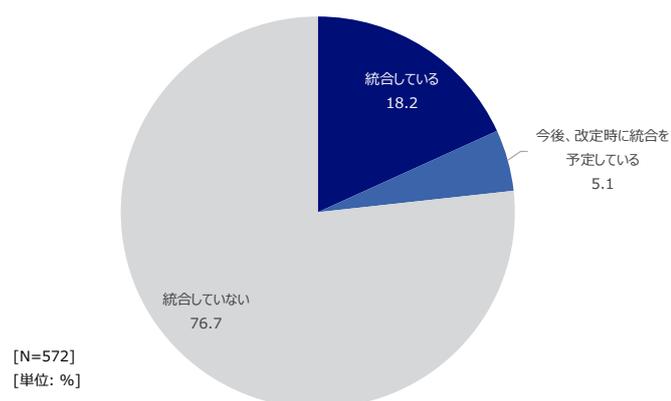
回答数	団体	どういった情報が掲載されているのかを把握していないため	必要となる情報が整理されていないため	貴団体において独自に各種情報の収集・分析を実施しているため	その他	合計
全体		59	10	138	26	220
都道府県		4	1	34	3	39
政令指定都市		3	0	16	0	17
中核市		6	2	27	5	40
施行時特例市		2	1	9	1	11
人口10万人以上で、上記以外の市区町村		14	2	19	9	42
人口3万人以上10万人未満の市区町村		25	3	25	7	56
人口1万人以上3万人未満の市町村		2	1	4	1	8
人口1万人未満の市町村		3	0	4	0	7
地方公共団体の組合		0	0	0	0	0
比率 (%)						
全体(N=220)		26.8	4.5	62.7	11.8	
都道府県(N=39)		10.3	2.6	87.2	7.7	
政令指定都市(N=17)		17.6	0.0	94.1	0.0	
中核市(N=40)		15.0	5.0	67.5	12.5	
施行時特例市(N=11)		18.2	9.1	81.8	9.1	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=42)		33.3	4.8	45.2	21.4	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=56)		44.6	5.4	44.6	12.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)		25.0	12.5	50.0	12.5	
人口1万人未満の市町村(N=7)		42.9	0.0	57.1	0.0	
地方公共団体の組合(N=0)		-	-	-	-	

10) 区域施策編と事務事業編との統合の状況 <Q2-2(8)>

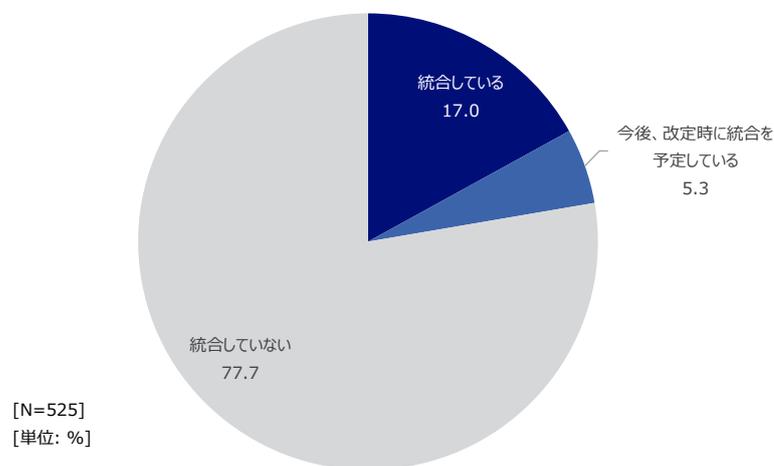
①事務事業編との統合<Q2-2(8)①>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合の状況は、「統合している」団体が18.2%、「今後、改定時に統合を予定している」が5.1%存在する。

図表 353 区域施策編と事務事業編との統合の状況

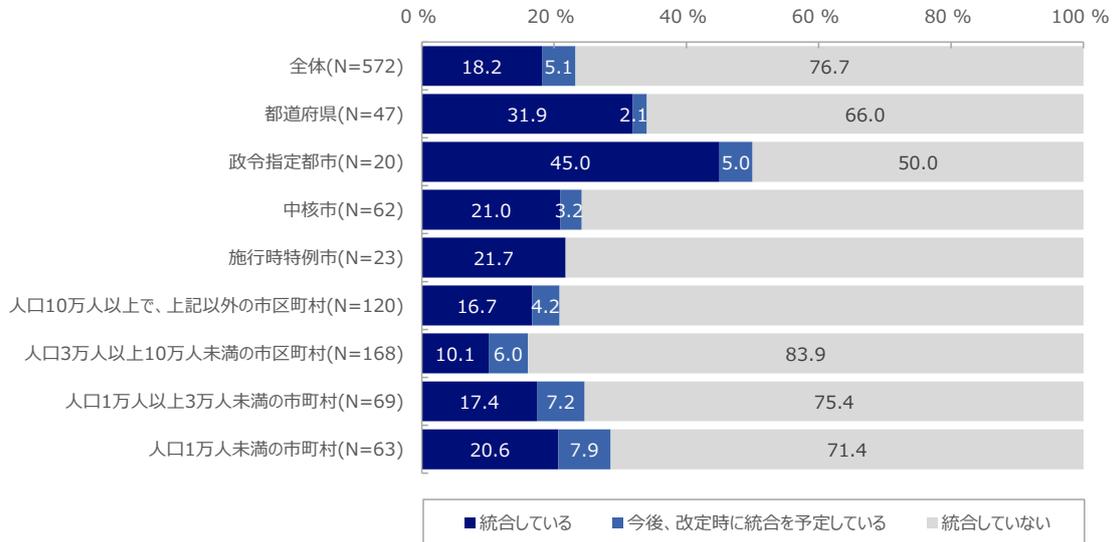


図表 354 区域施策編と事務事業編との統合の状況【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、区域施策編と事務事業編の統合を図っている団体は、大規模な団体にも小規模な団体にも一定数存在している。

図表 355 区域施策編と事務事業編との統合の状況【団体区分別】

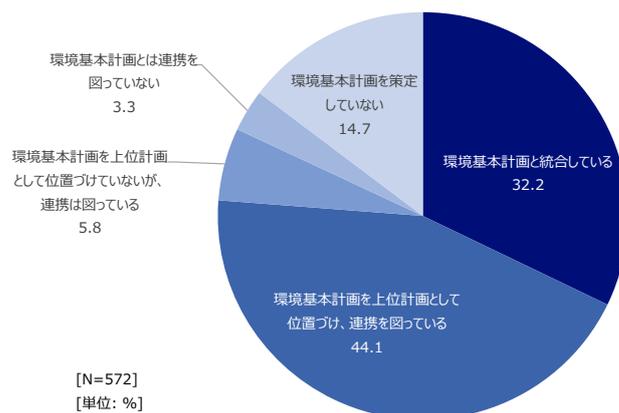


		統合している	今後、改定時に統合を予定している	統合していない	合計
全体	全体	104	29	439	572
	都道府県	15	1	31	47
	政令指定都市	9	1	10	20
	中核市	13	2	47	62
	施行時特例市	5	0	18	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	5	95	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	10	141	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	5	52	69
	人口1万人未満の市町村	13	5	45	63
	地方公共団体の組合	0	0	0	0
比率	全体(N=572)	18.2	5.1	76.7	
	都道府県(N=47)	31.9	2.1	66.0	
	政令指定都市(N=20)	45.0	5.0	50.0	
	中核市(N=62)	21.0	3.2	75.8	
	施行時特例市(N=23)	21.7	0.0	78.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	16.7	4.2	79.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	10.1	6.0	83.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	7.2	75.4	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	20.6	7.9	71.4	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	

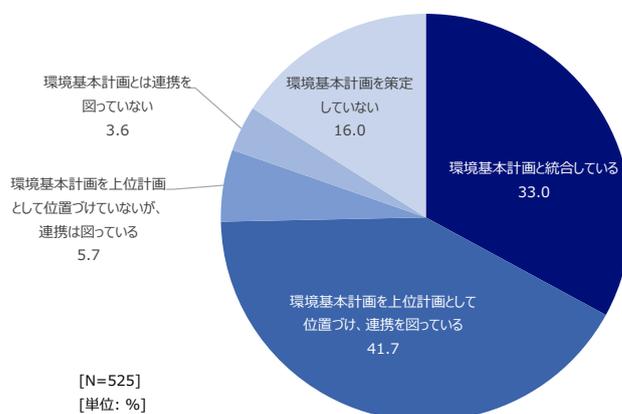
②区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況 <Q2-2(8)②>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている」(44.1%)が最も多く、「環境基本計画と統合している」(32.2%)が続く。

図表 356 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況

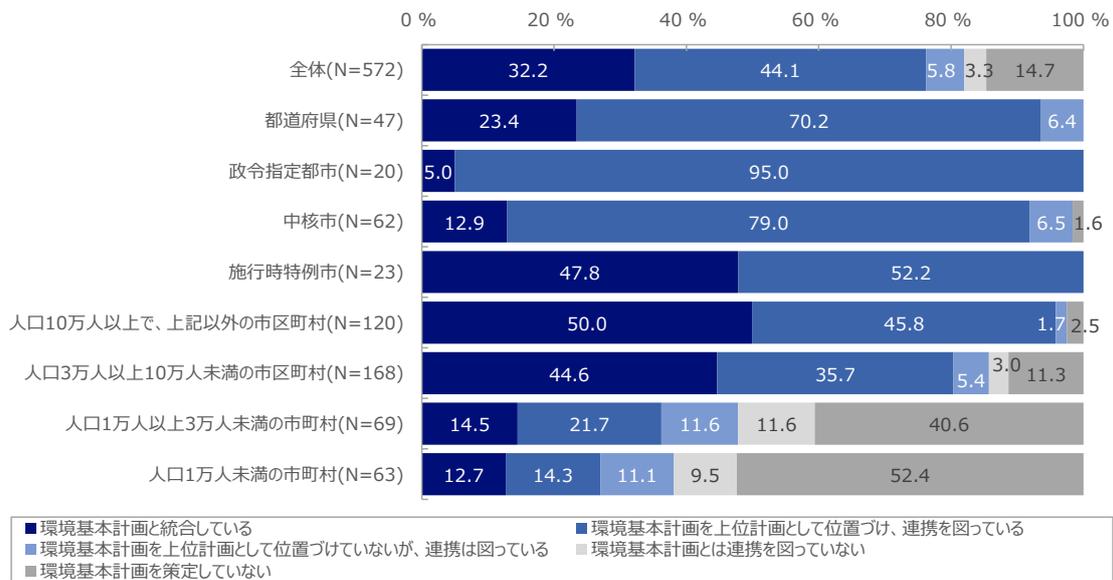


図表 357 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況
【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や施行時特例市より人口規模の大きい市では「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている」の割合が高く、人口規模が小さくなると「環境基本計画と統合している」の割合が相対的に高くなる。一方、人口3万人未満の市町村では、そもそも「環境基本計画を策定していない」団体が多い。

図表 358 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況
【団体区分別】



	環境基本計画と統合している	環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている	環境基本計画を上位計画として位置づけしていないが、連携は図っている	環境基本計画とは連携を図っていない	合計
全体	184	252	33	19	572
都道府県	11	33	3	0	47
政令指定都市	1	19	0	0	20
中核市	8	49	4	0	62
施行時特例市	11	12	0	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	60	55	2	3	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	75	60	9	5	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	10	15	8	8	69
人口1万人未満の市町村	8	9	7	6	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率					
全体(N=572)	32.2	44.1	5.8	14.7	
都道府県(N=47)	23.4	70.2	6.4	0.0	
政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	12.9	79.0	6.5	1.6	
施行時特例市(N=23)	47.8	52.2	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	50.0	45.8	1.7	2.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	44.6	35.7	5.4	11.3	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	14.5	21.7	11.6	40.6	
人口1万人未満の市町村(N=63)	12.7	14.3	11.1	52.4	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

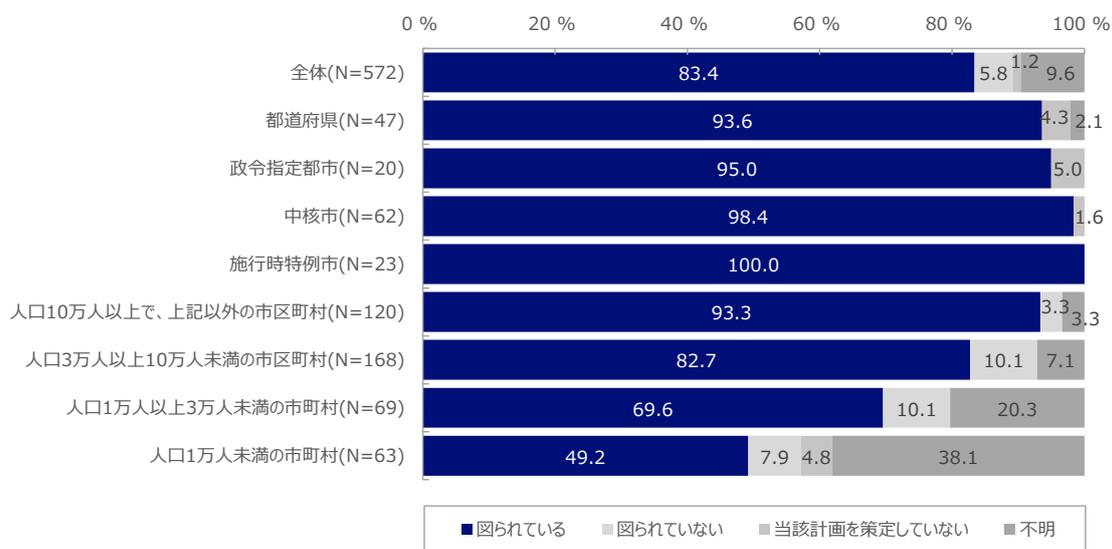
③区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

<Q2-2(8)③>

i) 総合計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の83.4%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 359 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
①総合計画【団体区分別】

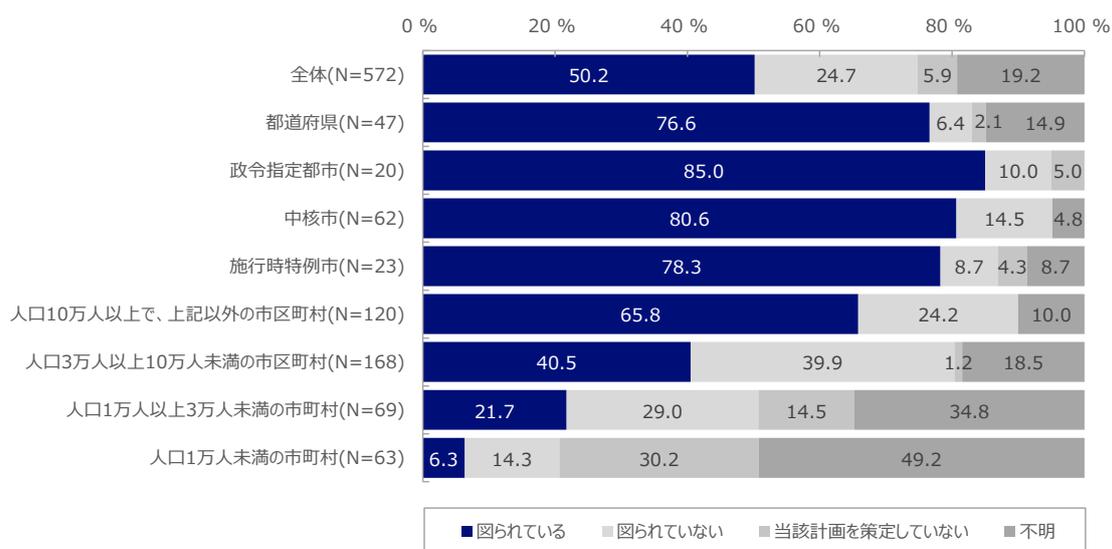


	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	477	33	7	55	572
都道府県	44	0	2	1	47
政令指定都市	19	0	1	0	20
中核市	61	0	1	0	62
施行時特例市	23	0	0	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	112	4	0	4	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	139	17	0	12	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	48	7	0	14	69
人口1万人未満の市町村	31	5	3	24	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率					
全体(N=572)	83.4	5.8	1.2	9.6	
都道府県(N=47)	93.6	0.0	4.3	2.1	
政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
中核市(N=62)	98.4	0.0	1.6	0.0	
施行時特例市(N=23)	100.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	93.3	3.3	0.0	3.3	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	82.7	10.1	0.0	7.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	69.6	10.1	0.0	20.3	
人口1万人未満の市町村(N=63)	49.2	7.9	4.8	38.1	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

ii) 「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の50.2%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

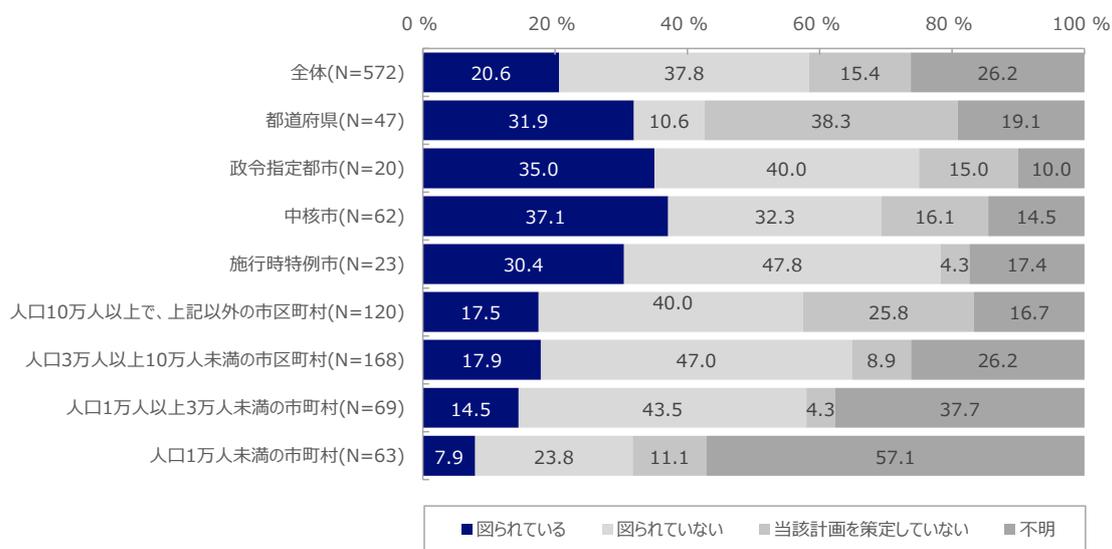
図表 360 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」
【団体区分別】



	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	287	141	34	110	572
都道府県	36	3	1	7	47
政令指定都市	17	2	1	0	20
中核市	50	9	0	3	62
施行時特例市	18	2	1	2	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	79	29	0	12	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	68	67	2	31	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	15	20	10	24	69
人口1万人未満の市町村	4	9	19	31	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率					
全体(N=572)	50.2	24.7	5.9	19.2	
都道府県(N=47)	76.6	6.4	2.1	14.9	
政令指定都市(N=20)	85.0	10.0	5.0	0.0	
中核市(N=62)	80.6	14.5	0.0	4.8	
施行時特例市(N=23)	78.3	8.7	4.3	8.7	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	65.8	24.2	0.0	10.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	40.5	39.9	1.2	18.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	21.7	29.0	14.5	34.8	
人口1万人未満の市町村(N=63)	6.3	14.3	30.2	49.2	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

iii) 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」
 区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の20.6%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

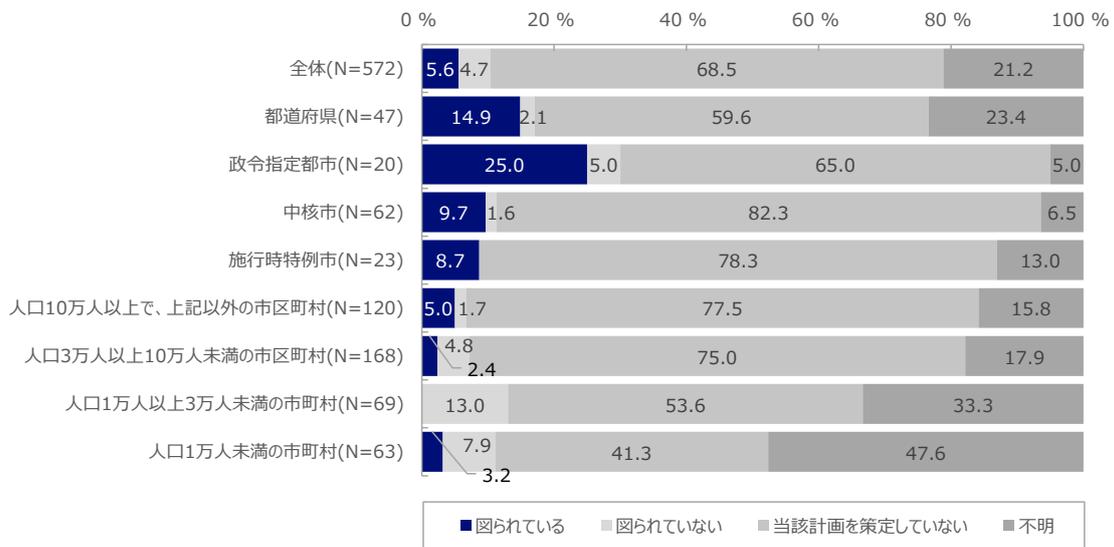
図表 361 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
 ③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」
 【団体区分別】



	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	118	216	88	150	572
都道府県	15	5	18	9	47
政令指定都市	7	8	3	2	20
中核市	23	20	10	9	62
施行時特例市	7	11	1	4	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	21	48	31	20	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	79	15	44	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	10	30	3	26	69
人口1万人未満の市町村	5	15	7	36	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率					
全体(N=572)	20.6	37.8	15.4	26.2	
都道府県(N=47)	31.9	10.6	38.3	19.1	
政令指定都市(N=20)	35.0	40.0	15.0	10.0	
中核市(N=62)	37.1	32.3	16.1	14.5	
施行時特例市(N=23)	30.4	47.8	4.3	17.4	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	17.5	40.0	25.8	16.7	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	17.9	47.0	8.9	26.2	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	14.5	43.5	4.3	37.7	
人口1万人未満の市町村(N=63)	7.9	23.8	11.1	57.1	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

iv) 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」
 区域施策編を策定済みの団体において、「都市の低炭素化の促進に関する法律」
 に基づく「低炭素まちづくり計画」を策定していない団体が全体の 68.5 %を占
 めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体
 の 5.6 %にとどまる。

図表 362 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
 ④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」
 【団体区分別】

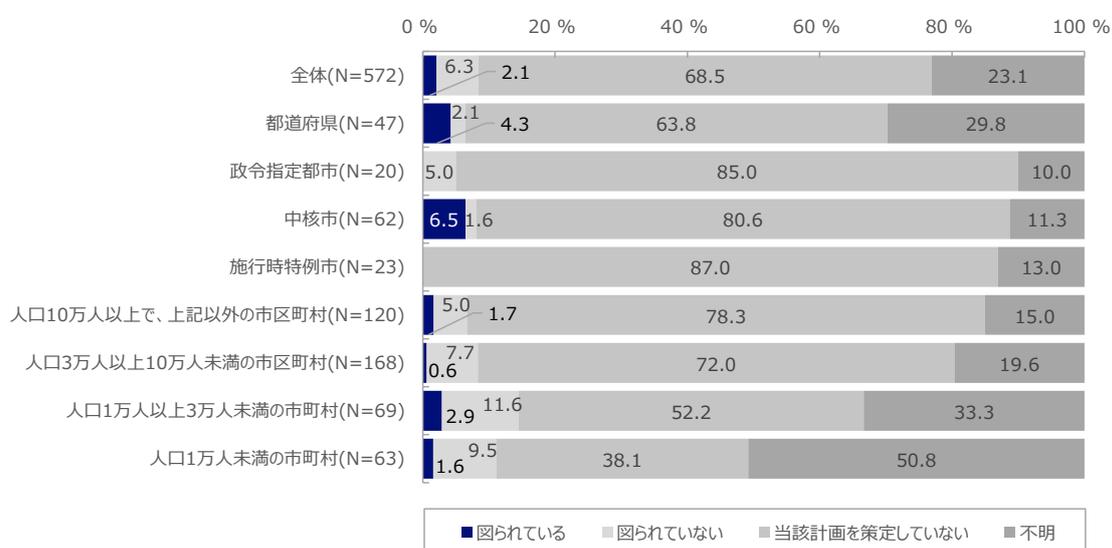


	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	32	27	392	121	572
都道府県	7	1	28	11	47
政令指定都市	5	1	13	1	20
中核市	6	1	51	4	62
施行時特例市	2	0	18	3	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	2	93	19	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	8	126	30	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	0	9	37	23	69
人口1万人未満の市町村	2	5	26	30	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率					
全体(N=572)	5.6	4.7	68.5	21.2	
都道府県(N=47)	14.9	2.1	59.6	23.4	
政令指定都市(N=20)	25.0	5.0	65.0	5.0	
中核市(N=62)	9.7	1.6	82.3	6.5	
施行時特例市(N=23)	8.7	0.0	78.3	13.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	5.0	1.7	77.5	15.8	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	2.4	4.8	75.0	17.9	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	0.0	13.0	53.6	33.3	
人口1万人未満の市町村(N=63)	3.2	7.9	41.3	47.6	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

v) 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」を策定していない団体が全体の68.5%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の2.1%にとどまる。

図表 363 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」【団体区分別】

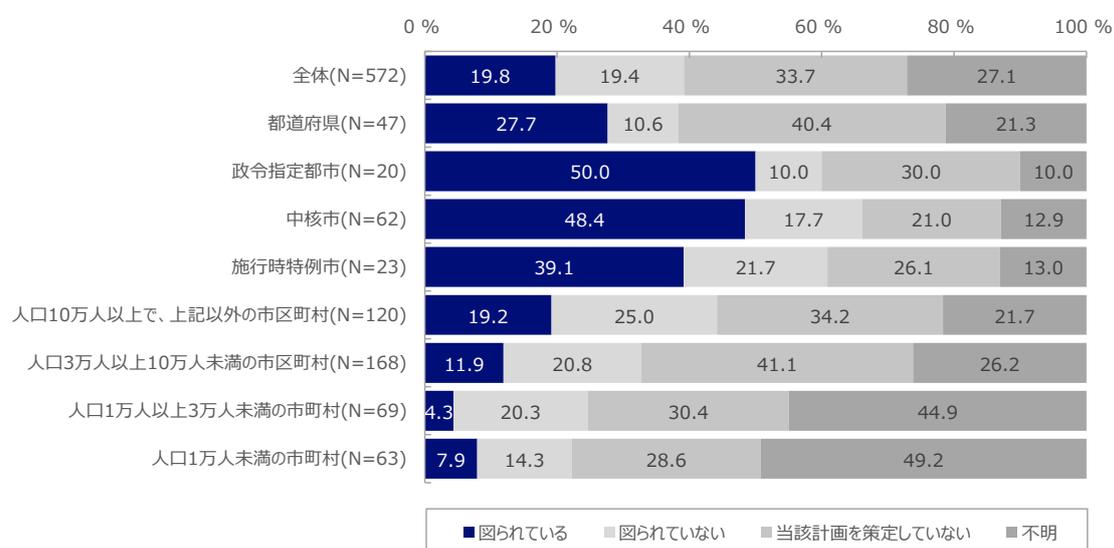


	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	12	36	392	132	572
全体	2	1	30	14	47
都道府県	0	1	17	2	20
政令指定都市	4	1	50	7	62
中核市	0	0	20	3	23
施行時特例市	2	6	94	18	120
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	13	121	33	168
人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	8	36	23	69
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	6	24	32	63
人口1万人未満の市町村	0	0	0	0	0
地方公共団体の組合	2.1	6.3	68.5	23.1	572
比率	4.3	2.1	63.8	29.8	47
都道府県	0.0	5.0	85.0	10.0	20
政令指定都市	6.5	1.6	80.6	11.3	62
中核市	0.0	0.0	87.0	13.0	23
施行時特例市	1.7	5.0	78.3	15.0	120
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0.6	7.7	72.0	19.6	168
人口3万人以上10万人未満の市区町村	2.9	11.6	52.2	33.3	69
人口1万人以上3万人未満の市町村	1.6	9.5	38.1	50.8	63
人口1万人未満の市町村	-	-	-	-	0
地方公共団体の組合	-	-	-	-	0

vi) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定していない団体が全体の33.7%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の19.8%である。

図表 364 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」【団体区分別】

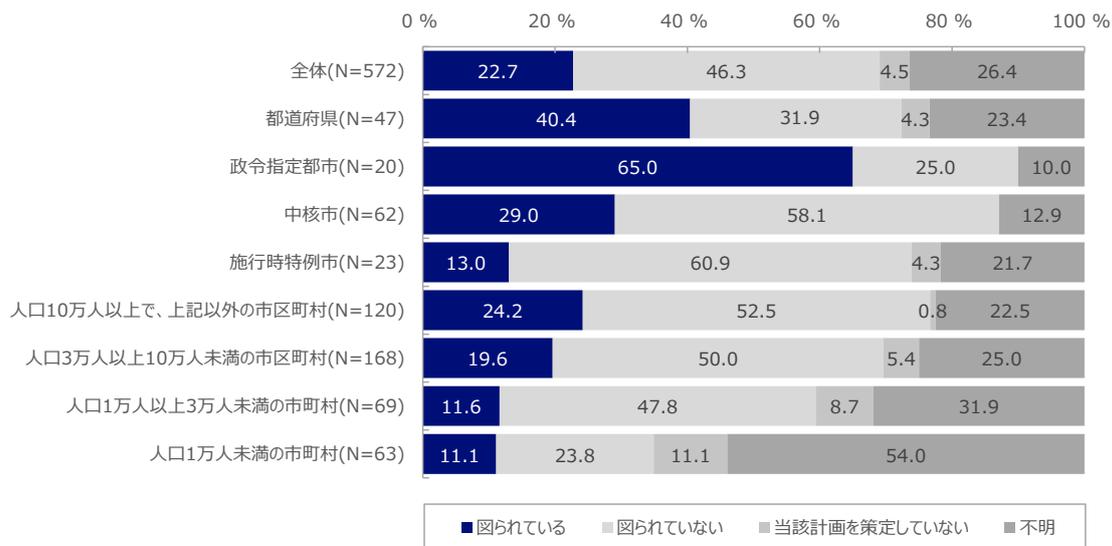


	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	113	111	193	155	572
全体	19.8	19.4	33.7	27.1	
都道府県	13	5	19	10	47
政令指定都市	10	2	6	2	20
中核市	30	11	13	8	62
施行時特別市	9	5	6	3	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	30	41	26	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	20	35	69	44	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	3	14	21	31	69
人口1万人未満の市町村	5	9	18	31	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率					
全体(N=572)	19.8	19.4	33.7	27.1	
都道府県(N=47)	27.7	10.6	40.4	21.3	
政令指定都市(N=20)	50.0	10.0	30.0	10.0	
中核市(N=62)	48.4	17.7	21.0	12.9	
施行時特別市(N=23)	39.1	21.7	26.1	13.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	19.2	25.0	34.2	21.7	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	11.9	20.8	41.1	26.2	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	4.3	20.3	30.4	44.9	
人口1万人未満の市町村(N=63)	7.9	14.3	28.6	49.2	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

vii) 公共施設等総合管理計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 22.7 %である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 365 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑦公共施設等総合管理計画【団体区分別】

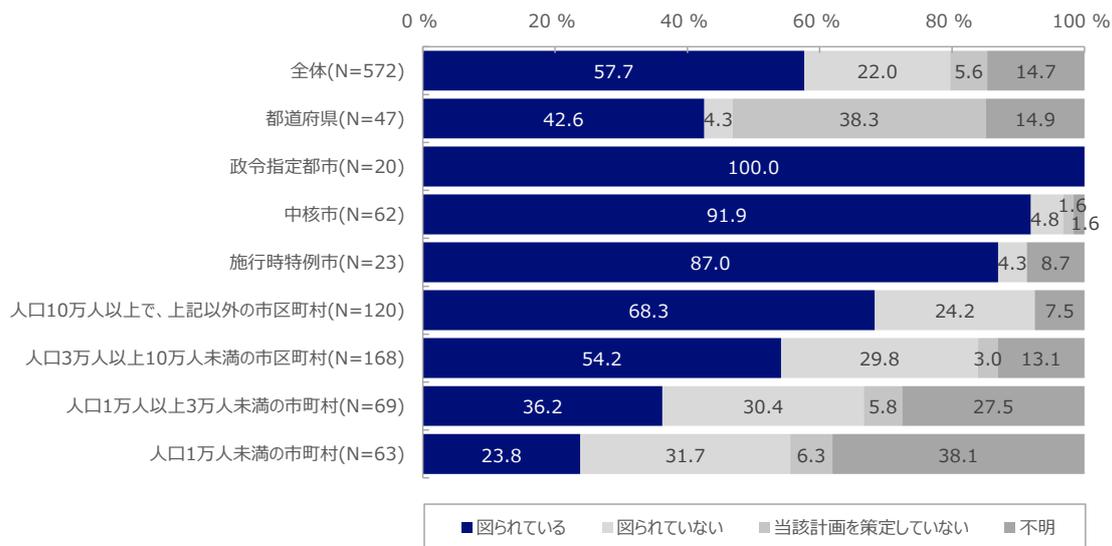


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	130	265	26	151	572
	都道府県	19	15	2	11	47
	政令指定都市	13	5	0	2	20
	中核市	18	36	0	8	62
	施行時特例市	3	14	1	5	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	63	1	27	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	33	84	9	42	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	8	33	6	22	69
	人口1万人未満の市町村	7	15	7	34	63
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率	全体(N=572)	22.7	46.3	4.5	26.4	
	都道府県(N=47)	40.4	31.9	4.3	23.4	
	政令指定都市(N=20)	65.0	25.0	0.0	10.0	
	中核市(N=62)	29.0	58.1	0.0	12.9	
	施行時特例市(N=23)	13.0	60.9	4.3	21.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	24.2	52.5	0.8	22.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	19.6	50.0	5.4	25.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	11.6	47.8	8.7	31.9	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	11.1	23.8	11.1	54.0	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

viii) 一般廃棄物処理基本計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と一般廃棄物処理基本計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 57.7 %である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 366 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑧一般廃棄物処理基本計画【団体区分別】

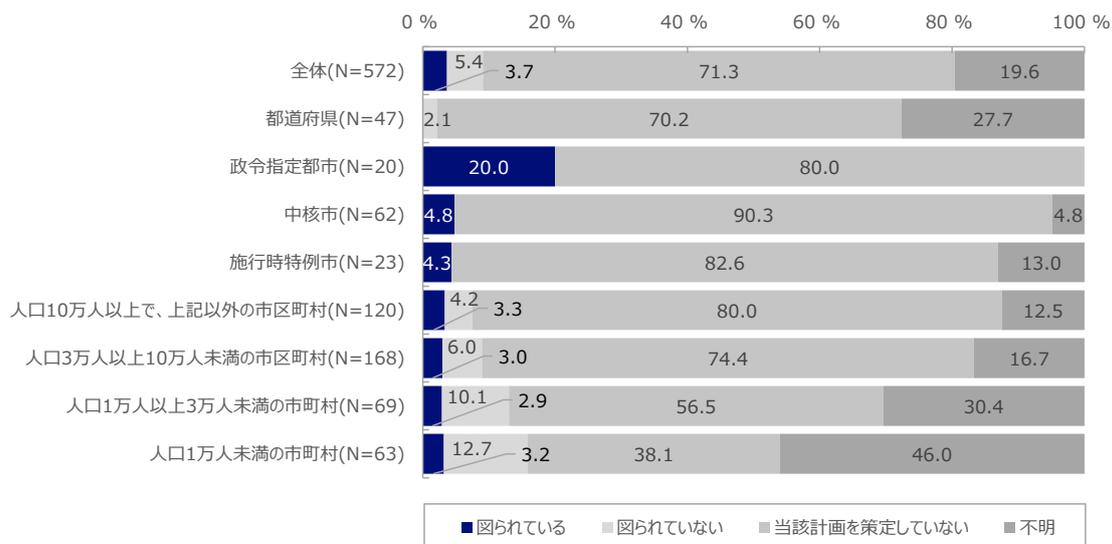


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	330	126	32	84	572
	都道府県	20	2	18	7	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	57	3	1	1	62
	施行時特例市	20	1	0	2	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	82	29	0	9	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	91	50	5	22	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	25	21	4	19	69
	人口1万人未満の市町村	15	20	4	24	63
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率	全体(N=572)	57.7	22.0	5.6	14.7	
	都道府県(N=47)	42.6	4.3	38.3	14.9	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	91.9	4.8	1.6	1.6	
	施行時特例市(N=23)	87.0	4.3	0.0	8.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	68.3	24.2	0.0	7.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	54.2	29.8	3.0	13.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	36.2	30.4	5.8	27.5	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	23.8	31.7	6.3	38.1	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

ix) 環境モデル都市アクションプラン

区域施策編を策定済みの団体において、環境モデル都市アクションプランを策定していない団体が全体の71.3%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の3.7%である。

図表 367 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑨環境モデル都市アクションプラン【団体区分別】

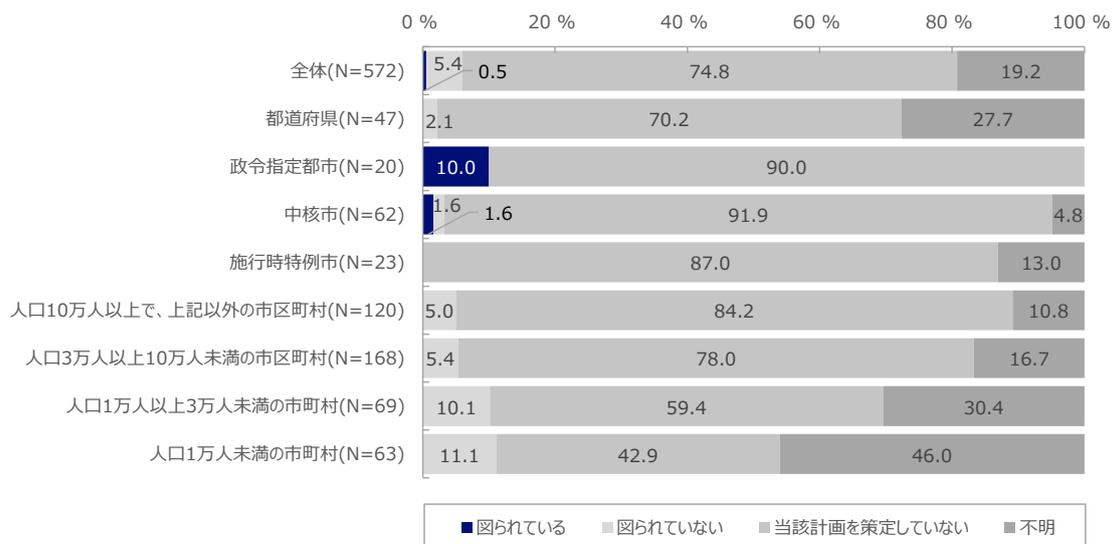


	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	21	31	408	112	572
都道府県	0	1	33	13	47
政令指定都市	4	0	16	0	20
中核市	3	0	56	3	62
施行時特例市	1	0	19	3	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	5	96	15	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	10	125	28	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	2	7	39	21	69
人口1万人未満の市町村	2	8	24	29	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率					
全体(N=572)	3.7	5.4	71.3	19.6	
都道府県(N=47)	0.0	2.1	70.2	27.7	
政令指定都市(N=20)	20.0	0.0	80.0	0.0	
中核市(N=62)	4.8	0.0	90.3	4.8	
施行時特例市(N=23)	4.3	0.0	82.6	13.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	3.3	4.2	80.0	12.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	3.0	6.0	74.4	16.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	10.1	56.5	30.4	
人口1万人未満の市町村(N=63)	3.2	12.7	38.1	46.0	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

x) 環境未来都市計画

区域施策編を策定済みの団体において、環境未来都市計画を策定していない団体が全体の74.8%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の0.5%である。

図表 368 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑩環境未来都市計画【団体区分別】

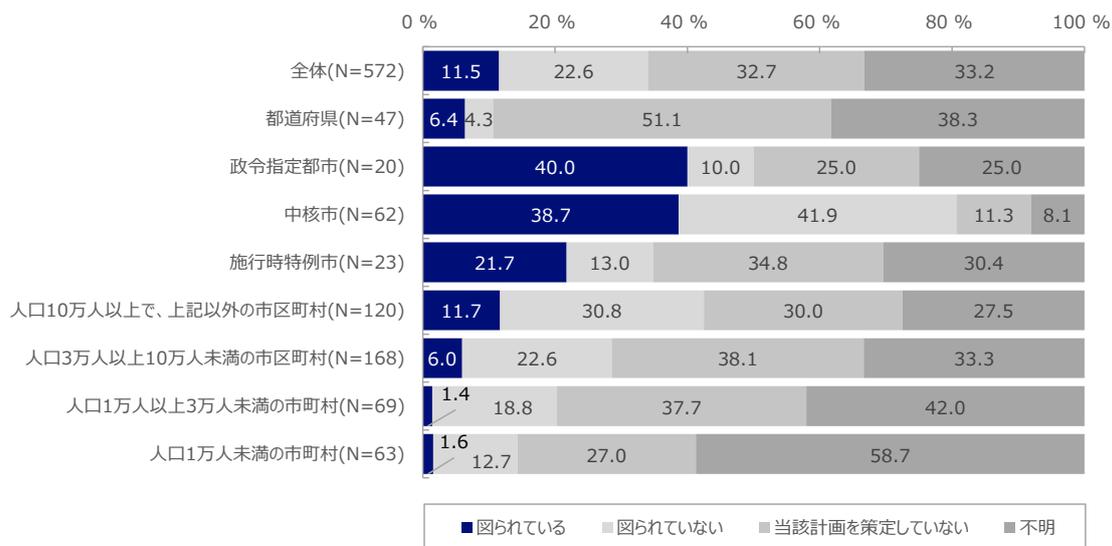


	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	3	31	428	110	572
都道府県	0	1	33	13	47
政令指定都市	2	0	18	0	20
中核市	1	1	57	3	62
施行時特例市	0	0	20	3	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	6	101	13	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	9	131	28	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	0	7	41	21	69
人口1万人未満の市町村	0	7	27	29	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率					
全体(N=572)	0.5	5.4	74.8	19.2	
都道府県(N=47)	0.0	2.1	70.2	27.7	
政令指定都市(N=20)	10.0	0.0	90.0	0.0	
中核市(N=62)	1.6	1.6	91.9	4.8	
施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	87.0	13.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	0.0	5.0	84.2	10.8	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	0.0	5.4	78.0	16.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	0.0	10.1	59.4	30.4	
人口1万人未満の市町村(N=63)	0.0	11.1	42.9	46.0	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

xi) 立地適正化計画

区域施策編を策定済みの団体において、立地適正化計画を策定していない団体が全体の32.7%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の11.5%である。

図表 369 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
①立地適正化計画【団体区分別】

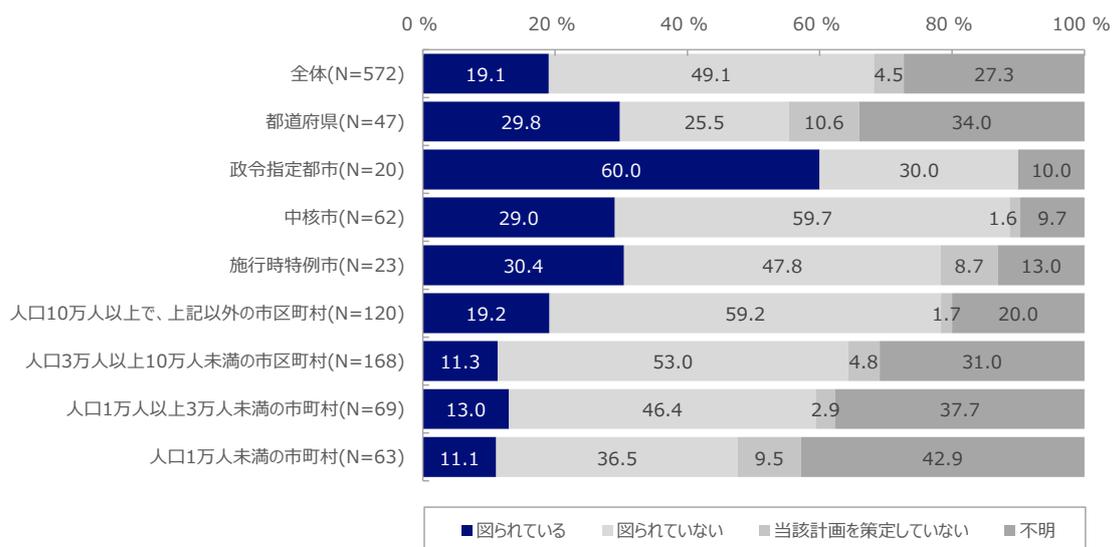


	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	66	129	187	190	572
全体	66	129	187	190	572
都道府県	3	2	24	18	47
政令指定都市	8	2	5	5	20
中核市	24	26	7	5	62
施行時特例市	5	3	8	7	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	37	36	33	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	10	38	64	56	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	13	26	29	69
人口1万人未満の市町村	1	8	17	37	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率					
全体(N=572)	11.5	22.6	32.7	33.2	
都道府県(N=47)	6.4	4.3	51.1	38.3	
政令指定都市(N=20)	40.0	10.0	25.0	25.0	
中核市(N=62)	38.7	41.9	11.3	8.1	
施行時特例市(N=23)	21.7	13.0	34.8	30.4	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	11.7	30.8	30.0	27.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	6.0	22.6	38.1	33.3	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	1.4	18.8	37.7	42.0	
人口1万人未満の市町村(N=63)	1.6	12.7	27.0	58.7	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

xii) 防災計画（ハザードマップ）

区域施策編を策定済みの団体において、防災計画（ハザードマップ）を策定していない団体が全体の4.5%であり、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の19.1%である。

図表 370 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑫防災計画（ハザードマップ）【団体区分別】

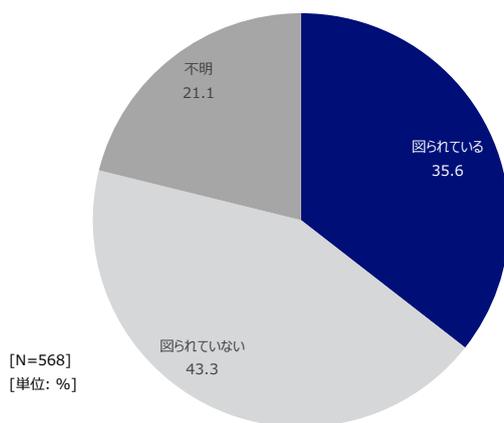


	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	109	281	26	156	572
都道府県	14	12	5	16	47
政令指定都市	12	6	0	2	20
中核市	18	37	1	6	62
施行時特例市	7	11	2	3	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	71	2	24	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	19	89	8	52	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	9	32	2	26	69
人口1万人未満の市町村	7	23	6	27	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率					
全体(N=572)	19.1	49.1	4.5	27.3	
都道府県(N=47)	29.8	25.5	10.6	34.0	
政令指定都市(N=20)	60.0	30.0	0.0	10.0	
中核市(N=62)	29.0	59.7	1.6	9.7	
施行時特例市(N=23)	30.4	47.8	8.7	13.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	19.2	59.2	1.7	20.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	11.3	53.0	4.8	31.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	13.0	46.4	2.9	37.7	
人口1万人未満の市町村(N=63)	11.1	36.5	9.5	42.9	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

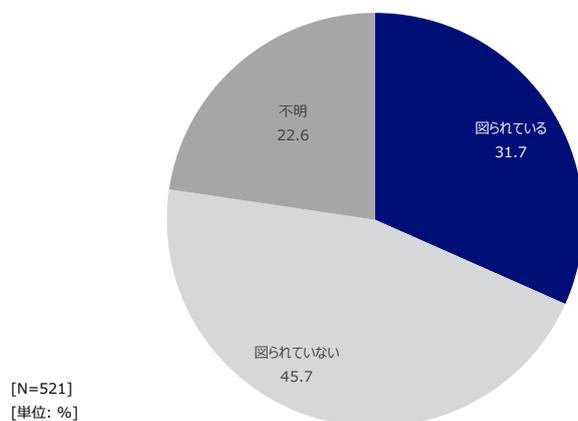
④他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）の地球温暖化対策との調和・連携の状況 <Q2-2(8)④>

区域施策編を策定済みの団体において、他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携が「図られている」と回答した団体は全体の 35.6 %である。

図表 371 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との調和・連携の状況



図表 372 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との調和・連携の状況【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、「図られている」と回答した団体の割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 373 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との
調和・連携の状況【団体区分別】

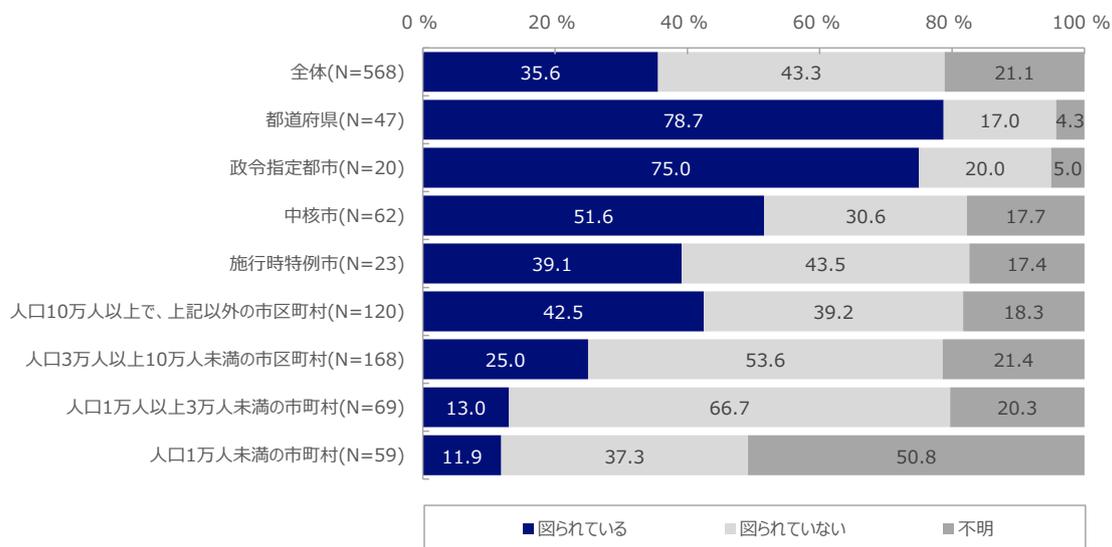


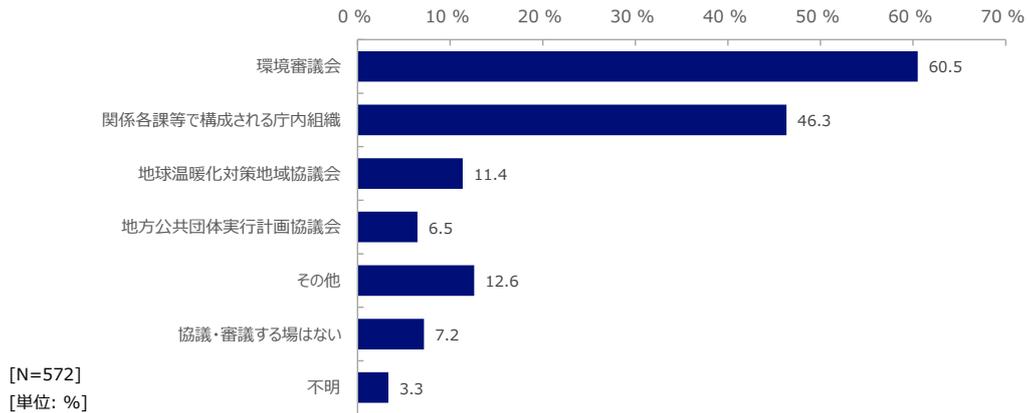
		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	不 明	合 計
全体	全体	202	246	120	568
	都道府県	37	8	2	47
	政令指定都市	15	4	1	20
	中核市	32	19	11	62
	施行時特例市	9	10	4	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	51	47	22	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	90	36	168
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	46	14	69
	人口1万人未満の市町村	7	22	30	59
地方公共団体の組合	0	0	0	0	
比率	全体(N=568)	35.6	43.3	21.1	
	都道府県(N=47)	78.7	17.0	4.3	
	政令指定都市(N=20)	75.0	20.0	5.0	
	中核市(N=62)	51.6	30.6	17.7	
	施行時特例市(N=23)	39.1	43.5	17.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	42.5	39.2	18.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	25.0	53.6	21.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	13.0	66.7	20.3	
	人口1万人未満の市町村(N=59)	11.9	37.3	50.8	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

(3) 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み <Q2-3>

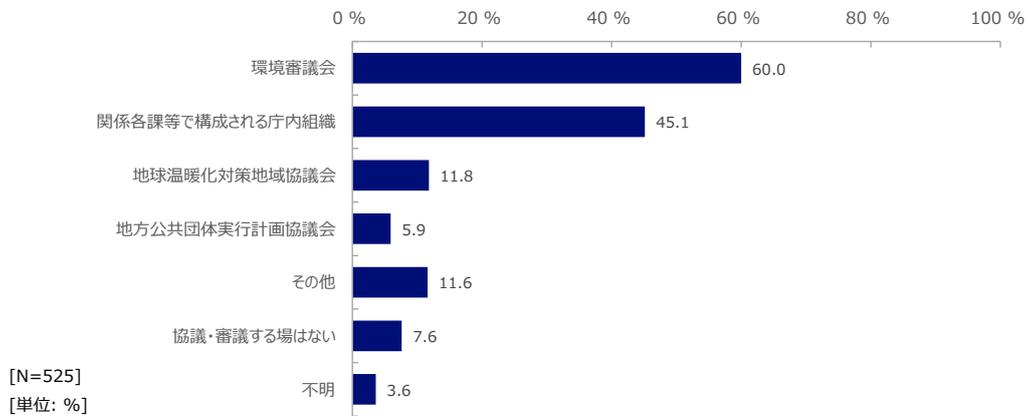
1) 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場 <Q2-3(1)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」（60.5％）が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」（46.3％）、「地球温暖化対策地域協議会」（11.4％）と続く。

図表 374 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

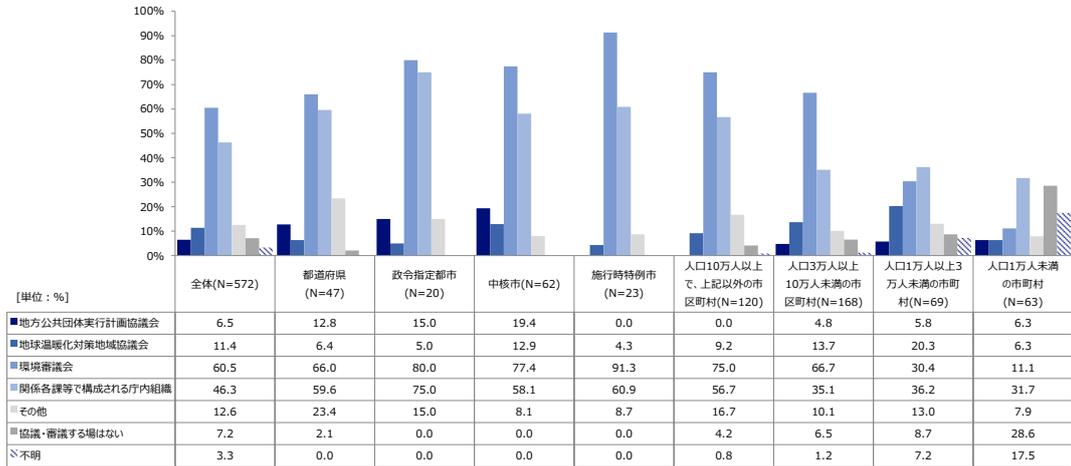


図表 375 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県及び人口3万人以上の市区町村では「環境審議会」を選択した団体が多い。

図表 376 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場
【団体区分別】

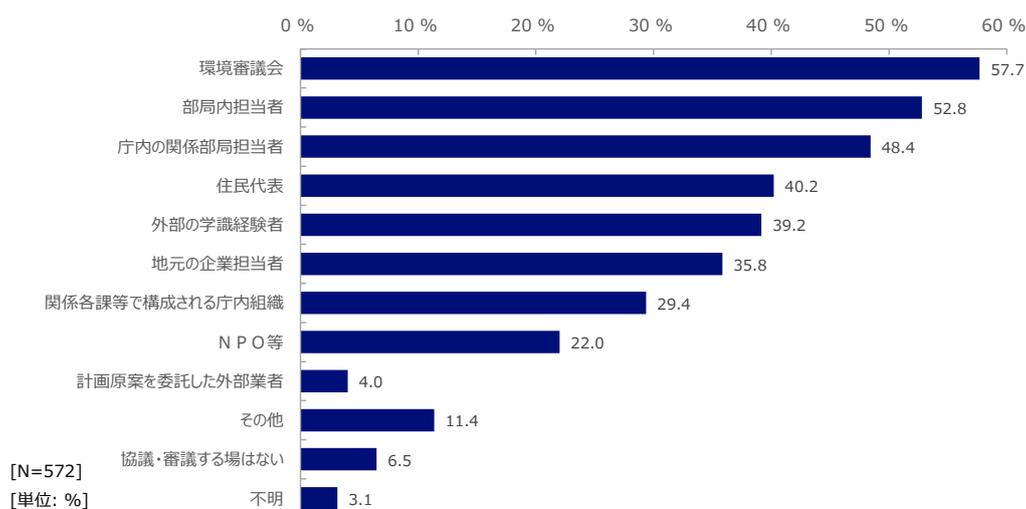


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市区町村	地方公共団体の組合
全体	37	6	3	12	0	0	4	4	0	
都道府県	6	3	1	8	1	11	14	4	0	
政令指定都市	3	1	16	8	21	23	21	7	0	
中核市	12	8	48	48	36	5	20	5	0	
施行時特例市	0	1	21	14	2	0	0	0	0	
人口10万人以上、上記以外の市区町村	0	11	90	68	20	5	1	120		
人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	23	112	59	17	11	2	168		
人口1万人以上3万人未満の市区町村	4	14	21	25	9	6	5	69		
人口1万人未満の市区町村	4	4	7	20	5	18	11	63		
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
比率 (%)	全体(N=572)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=62)	施行時特例市(N=23)	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=120)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=69)	人口1万人未満の市区町村(N=63)	地方公共団体の組合(N=0)
	6.5	12.8	15.0	19.4	0.0	0.0	4.8	5.8	6.3	
	11.4	6.4	5.0	12.9	4.3	9.2	13.7	20.3	6.3	
	60.5	66.0	80.0	77.4	91.3	75.0	66.7	30.4	11.1	
	46.3	59.6	75.0	58.1	60.9	56.7	35.1	36.2	31.7	
	12.6	23.4	15.0	8.1	8.7	16.7	10.1	13.0	7.9	
	7.2	2.1	0.0	0.0	0.0	4.2	6.5	8.7	28.6	
	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	1.2	7.2	17.5	

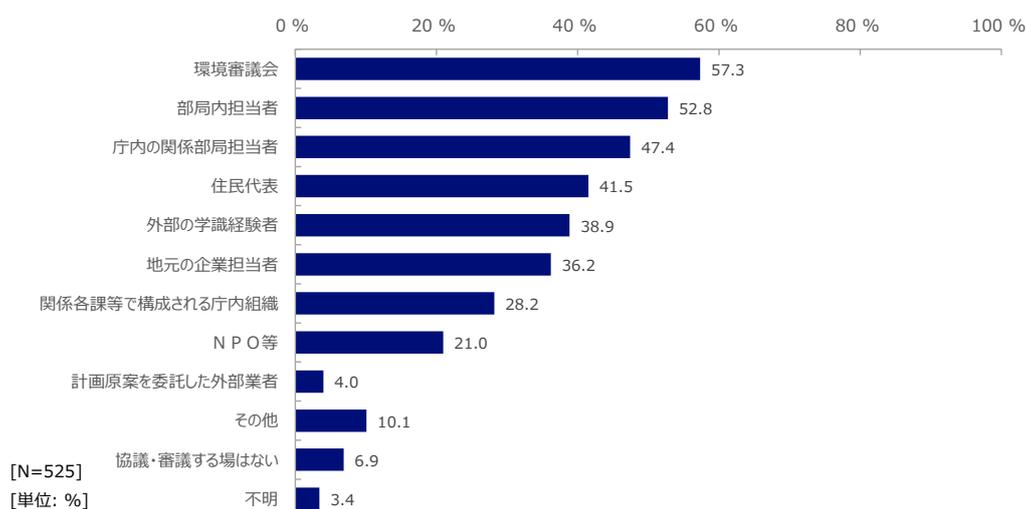
2) 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー <Q2-3(2)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場のメンバーとしては、「環境審議会」(57.7%)が最も多く、「部局内担当者」(52.8%)、「庁内の関係部局担当者」(48.4%)、「住民代表」(40.2%)、「外部の学識経験者」(39.2%)と続く。

図表 377 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー

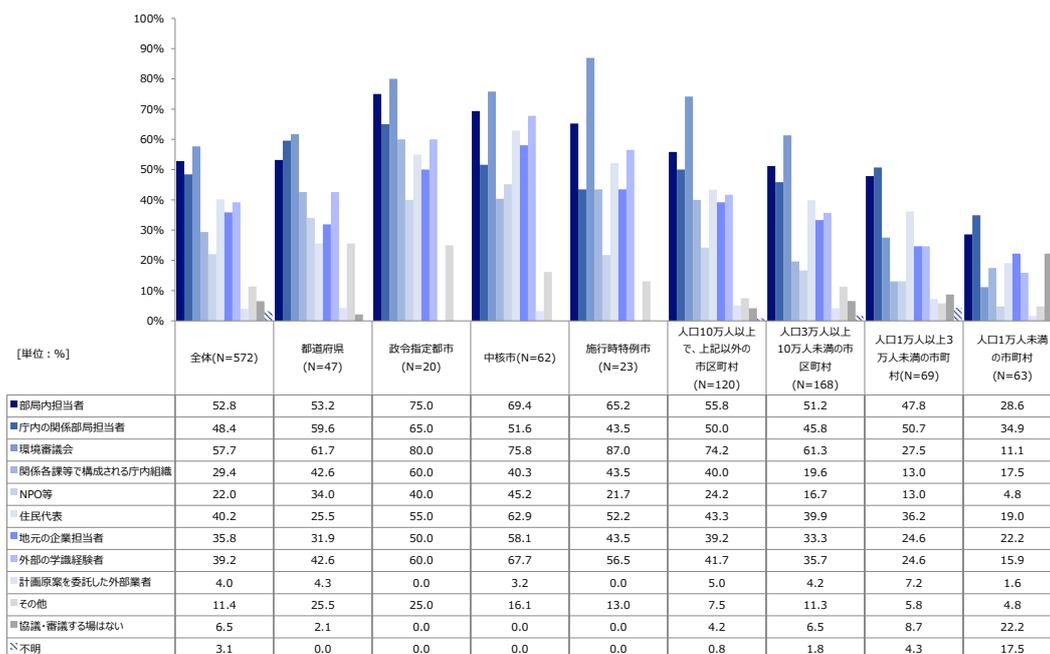


図表 378 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー
【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、人口3万人未満の小規模な市町村では「環境審議会」を選択した団体の割合よりも、「庁内の関係部局担当者」「部局内担当者」を選択した団体の割合の方が高くなる。

図表 379 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー
【団体区分別】



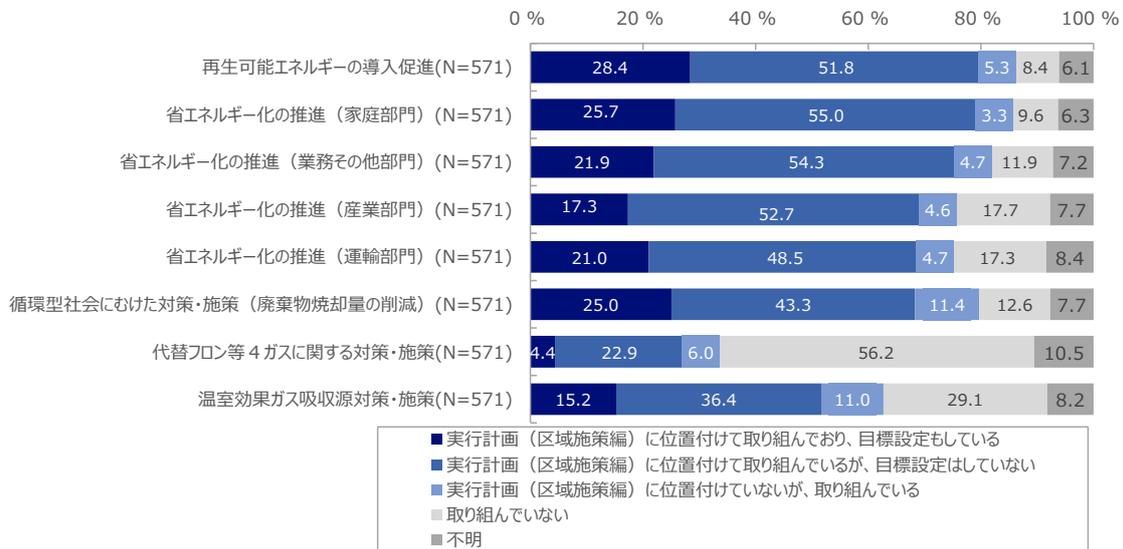
回答数	部局内担当者	庁内の関係部局担当者	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	NPO等	住民代表	地元の企業担当者	外部の学識経験者	計画原案を委託した外部業者	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
全体	302	277	330	168	126	230	205	224	23	65	37	18	572
都道府県	25	28	29	20	16	12	15	20	2	12	1	0	47
政令指定都市	15	13	16	12	8	11	10	12	0	5	0	0	20
中核市	43	32	47	25	28	39	36	42	2	10	0	0	62
施行特例市	15	10	20	10	5	12	10	13	0	3	0	0	23
人口10万人以上、上記以外の市区町村	67	60	89	48	29	52	47	50	6	9	5	1	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	86	77	103	33	28	67	56	60	7	19	11	3	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	33	35	19	9	9	25	17	17	5	4	6	3	69
人口1万人未満の市町村	18	22	7	11	3	12	14	10	1	3	14	11	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率(%)	52.8	48.4	57.7	29.4	22.0	40.2	35.8	39.2	4.0	11.4	6.5	3.1	
都道府県(N=47)	53.2	59.6	61.7	42.6	34.0	25.5	31.9	42.6	4.3	25.5	2.1	0.0	
政令指定都市(N=20)	75.0	65.0	80.0	60.0	40.0	55.0	50.0	60.0	0.0	25.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	69.4	51.6	75.8	40.3	45.2	62.9	58.1	67.7	3.2	16.1	0.0	0.0	
施行特例市(N=23)	65.2	43.5	87.0	43.5	21.7	52.2	43.5	56.5	0.0	13.0	0.0	0.0	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=120)	55.8	50.0	74.2	40.0	24.2	43.3	39.2	41.7	5.0	7.5	4.2	0.8	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	51.2	45.8	61.3	19.6	16.7	39.9	33.3	35.7	4.2	11.3	6.5	1.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	47.8	50.7	27.5	13.0	13.0	36.2	24.6	24.6	7.2	5.8	8.7	4.3	
人口1万人未満の市町村(N=63)	28.6	34.9	11.1	17.5	4.8	19.0	22.2	15.9	1.6	4.8	22.2	17.5	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(4) 区域施策に関する吸収源対策の取組状況 <Q2-4>

1) 温室効果ガス排出抑制のための施策の取組状況・設定目標／指標<Q2-4>

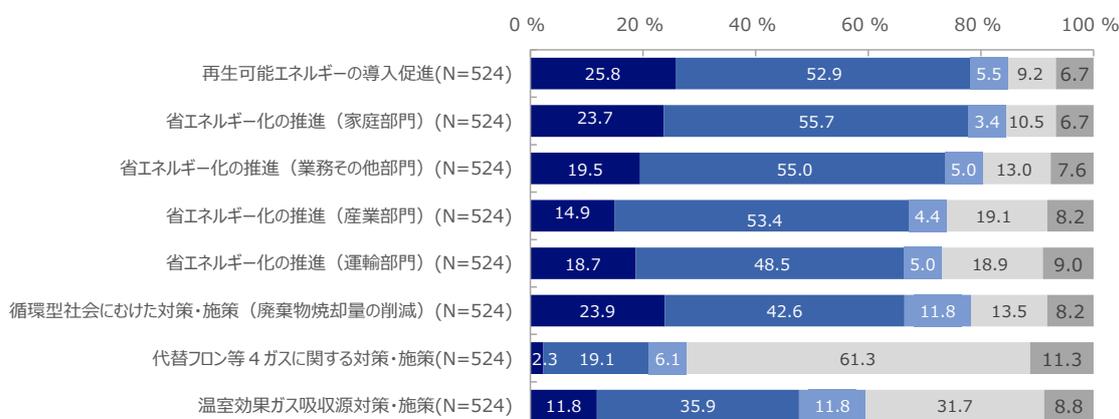
区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出抑制のための施策として、「再生可能エネルギーの導入促進」に取り組んでいる団体が85.5%と最も多く、次いで「省エネルギー化の推進（家庭部門）」に取り組んでいる団体が84.0%、「省エネルギー化の推進（業務その他部門）」に取り組んでいる団体が80.9%と続く。ただし、それぞれの選択肢においてうち50%以上の団体が「実行計画（区域施策編）に位置づけているが、目標設定はしていない」と回答している。

図表 380 温室効果ガス排出抑制のための施策の取組状況・設定目標／指標（全団体）



	実行計画（区域施策編）に位置付けて取り組んでおり、目標設定もしている	実行計画（区域施策編）に位置付けて取り組んでいるが、目標設定はしていない	実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	162	296	30	48	35	571
再生可能エネルギーの導入促進	147	314	19	55	36	571
省エネルギー化の推進（家庭部門）	125	310	27	68	41	571
省エネルギー化の推進（業務その他部門）	99	301	26	101	44	571
省エネルギー化の推進（産業部門）	120	277	27	99	48	571
省エネルギー化の推進（運輸部門）	143	247	65	72	44	571
循環型社会にむけた対策・施策（廃棄物焼却量の削減）	25	131	34	321	60	571
代替フロン等4ガスに関する対策・施策	87	208	63	166	47	571
温室効果ガス吸収源対策・施策	28.4	51.8	5.3	8.4	6.1	
比率	25.7	55.0	3.3	9.6	6.3	
省エネルギー化の推進（家庭部門）(N=571)	21.9	54.3	4.7	11.9	7.2	
省エネルギー化の推進（業務その他部門）(N=571)	17.3	52.7	4.6	17.7	7.7	
省エネルギー化の推進（産業部門）(N=571)	21.0	48.5	4.7	17.3	8.4	
省エネルギー化の推進（運輸部門）(N=571)	25.0	43.3	11.4	12.6	7.7	
循環型社会にむけた対策・施策（廃棄物焼却量の削減）(N=571)	4.4	22.9	6.0	56.2	10.5	
代替フロン等4ガスに関する対策・施策(N=571)	15.2	36.4	11.0	29.1	8.2	
温室効果ガス吸収源対策・施策(N=571)						

図表 381 温室効果ガス排出抑制のための施策の取組状況・設定目標／指標
【基礎自治体】



■ 実行計画（区域施策編）に位置付けて取り組んでおり、目標設定もしている
■ 実行計画（区域施策編）に位置付けて取り組んでいるが、目標設定はしていない
■ 実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる
■ 取り組んでいない
■ 不明

	り、 位置 付け て取 組ん で お い る	実 行 計 画 （ 区 域 施 策 編 ） に お い る	が 位 置 付 け て 取 組 ん で お い る	位 置 付 け て お い る が 、 目 標 設 定 は し て い な い	取 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体							
再生可能エネルギーの導入促進	135	277	29	48	35	524	
省エネルギー化の推進（家庭部門）	124	292	18	55	35	524	
省エネルギー化の推進（業務その他部門）	102	288	26	68	40	524	
省エネルギー化の推進（産業部門）	78	280	23	100	43	524	
省エネルギー化の推進（運輸部門）	98	254	26	99	47	524	
循環型社会にむけた対策・施策（廃棄物焼却量の削減）	125	223	62	71	43	524	
代替フロン等4ガスに関する対策・施策	12	100	32	321	59	524	
温室効果ガス吸収源対策・施策	62	188	62	166	46	524	
比率							
再生可能エネルギーの導入促進(N=524)	25.8	52.9	5.5	9.2	6.7		
省エネルギー化の推進（家庭部門）(N=524)	23.7	55.7	3.4	10.5	6.7		
省エネルギー化の推進（業務その他部門）(N=524)	19.5	55.0	5.0	13.0	7.6		
省エネルギー化の推進（産業部門）(N=524)	14.9	53.4	4.4	19.1	8.2		
省エネルギー化の推進（運輸部門）(N=524)	18.7	48.5	5.0	18.9	9.0		
循環型社会にむけた対策・施策（廃棄物焼却量の削減）(N=524)	23.9	42.6	11.8	13.5	8.2		
代替フロン等4ガスに関する対策・施策(N=524)	2.3	19.1	6.1	61.3	11.3		
温室効果ガス吸収源対策・施策(N=524)	11.8	35.9	11.8	31.7	8.8		

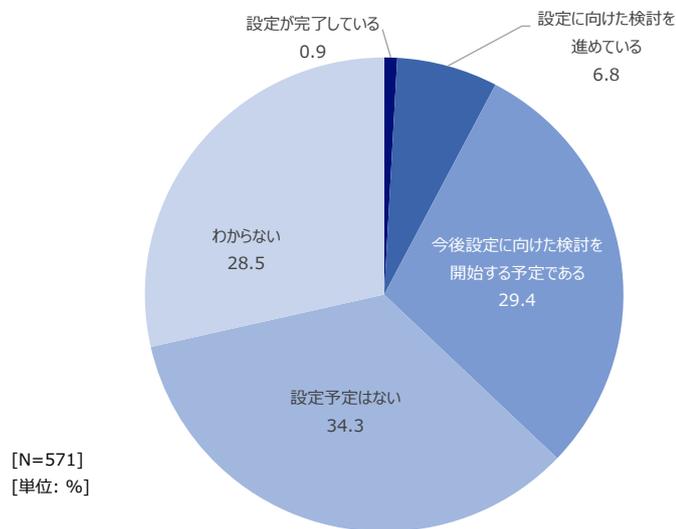
(5) 区域に関する脱炭素化に資する措置の取組状況<Q2-5>

1) 区域の脱炭素化に資する措置の実施状況について<Q2-5(1)>

①再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定状況<Q2-5(1)①>

区域施策編を策定している団体において、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業の促進に向け、再生可能エネルギーの導入等を促進する区域について、「設定が完了している」と回答した団体は全体の0.9%で、「設定に向けた検討を進めている」と回答したのは6.8%、「今後設定に向けた検討を開始する予定である」と回答した団体は29.4%であった。

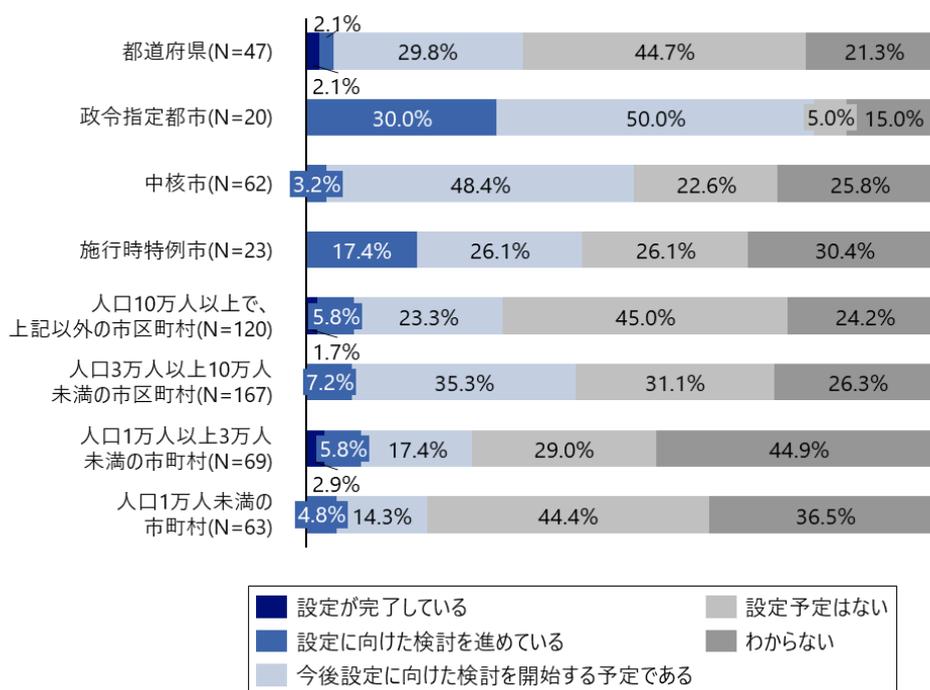
図表 382 再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定状況



	設定が完了している	設定に向けた検討を進めている	今後設定に向けた検討を開始する予定である	設定予定はない	わからない	合計
全体	5	39	168	196	163	571
比率	0.9	6.8	29.4	34.3	28.5	

また団体区別に区域の設定状況を確認すると、区域の「設定が完了している」と回答した団体の割合は人口 1 万人以上 3 万人未満の市区町村の 2.9%がもっとも高く、次いで都道府県の 2.1%であった。また「設定に向けた検討を進めている」と回答した割合は政令指定都市ではもっとも高く 30.0%、次いで施行時特例市で 17.4%であった。

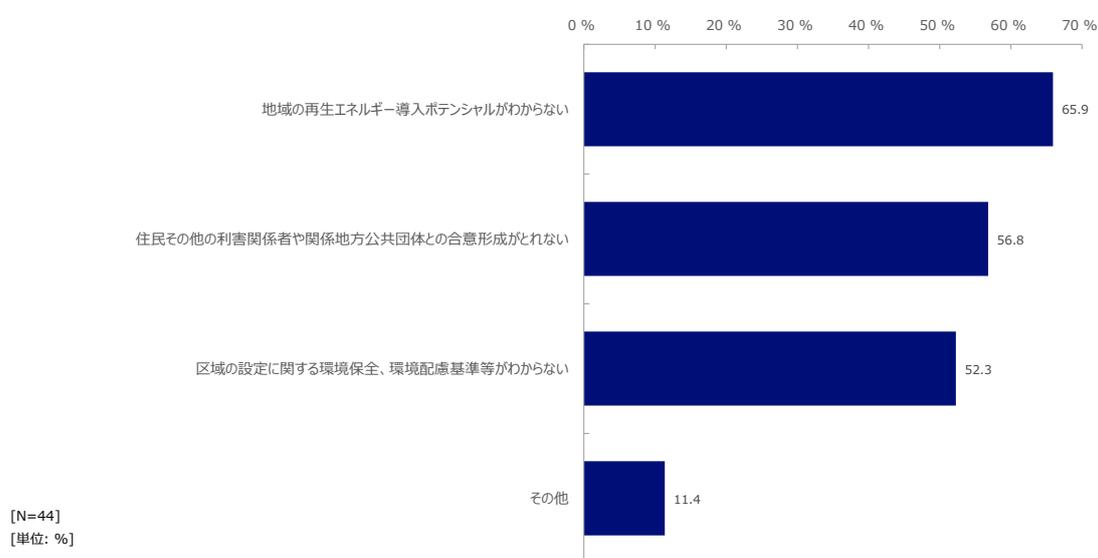
図表 383 再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定状況
【団体区別別】



②再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定に向けた課題<Q2-5(1)②>

区域の設定が完了している、あるいは設定に向けた検討を開始していると回答した団体においては、区域の設定に向けた課題として、「地域の再生エネルギー導入ポテンシャルがわからない」(65.9%)が最も高く、次いで「住民その他の利害関係者や関係地方公共団体との合意形成がとれない」(56.8%)、「区域の設定に関する環境保全、環境配慮基準等がわからない」(52.3%)が続く。

図表 384 再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定に向けた課題

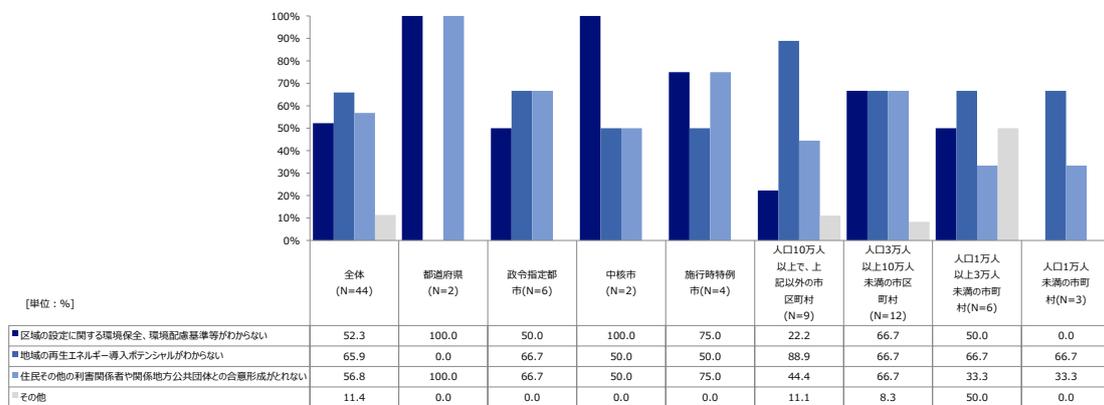


	環境基準等が全体的に環境に配慮する	区域の導入ポテンシャルがわからない	地域の再生エネルギー	住民その他の利害関係者や関係地方公共団体との合意形成がとれない	その他	合計
全体	23	29	25	5	44	
比率	52.3	65.9	56.8	11.4		

また団体区分別に区域の設定に向けた課題を比較すると、市区町村では、地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルがわからない点を課題として取り上げている団体が多く、REPOSの広報や機能の充実が求められると考えられる。

人口10万人以上の比較的大規模な市区町村は、具体的に促進区域の導入に向けて動き出しており、合意形成を課題と感じている団体が多い。導入のステップ初期では“データ収集やポテンシャルの算出”、具体的に導入に向けて動き出すステップでは“合意形成”が課題になりやすいと確認された。

図表 385 再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定に向けた課題【団体区分別】



		区域の設定に関する環境保全、環境配慮基準等がわからない	地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルがわからない	住民その他の利害関係者や関係地方公共団体との合意形成がとれない	その他	合計
回答数	全体	23	29	25	5	44
	都道府県	2	0	2	0	2
	政令指定都市	3	4	4	0	6
	中核市	2	1	1	0	2
	施行時特例市	3	2	3	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	8	4	1	9
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	8	8	1	12
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	4	2	3	6
	人口1万人未満の市町村	0	2	1	0	3
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=44)	52.3	65.9	56.8	11.4	
	都道府県(N=2)	100.0	0.0	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=6)	50.0	66.7	66.7	0.0	
	中核市(N=2)	100.0	50.0	50.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	75.0	50.0	75.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=9)	22.2	88.9	44.4	11.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=12)	66.7	66.7	66.7	8.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=6)	50.0	66.7	33.3	50.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	66.7	33.3	0.0	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

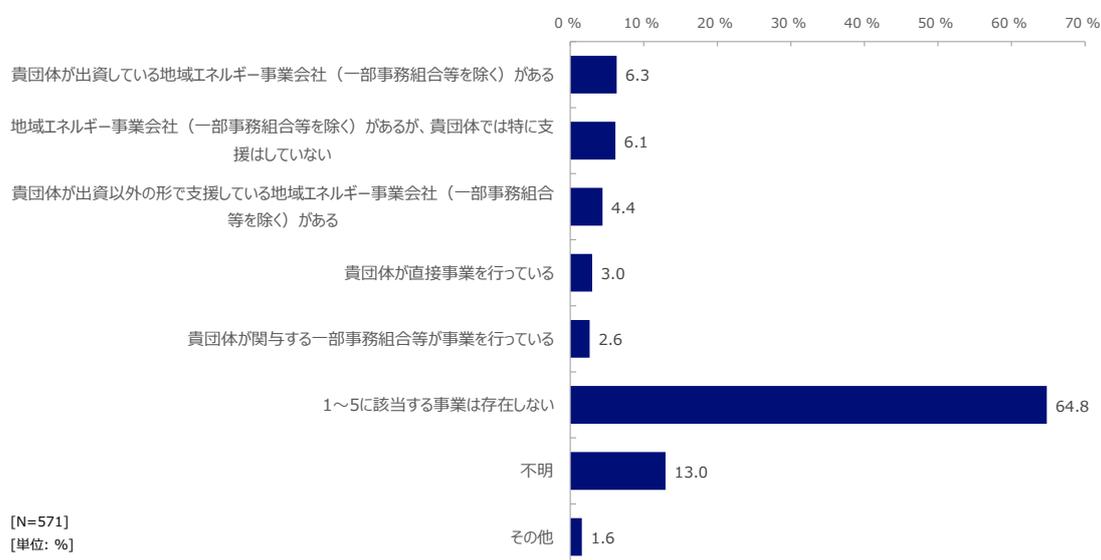
2) 地域エネルギー事業の実施状況 <Q2-5(2)>

①地域エネルギー事業の取組状況 <Q2-5(2)①>

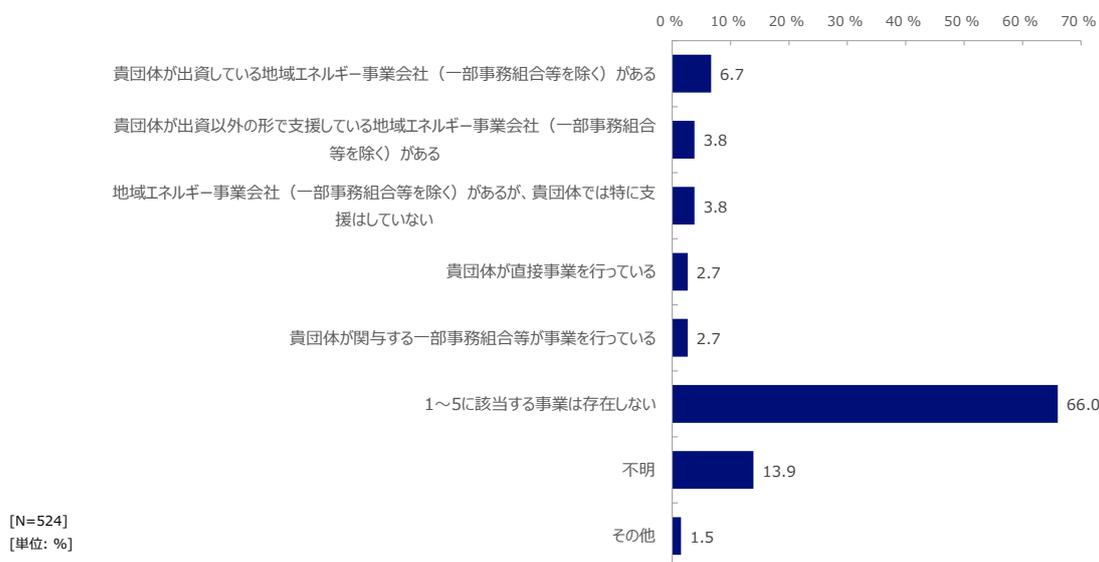
地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」が 64.8 %となっている（基礎自治体においては 66.0 %）。

地域エネルギー事業の取組内容としては、「貴団体が出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある」（6.3%）が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、貴団体では特に支援はしていない」（6.1%）、「貴団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある」（4.4%）と続く。

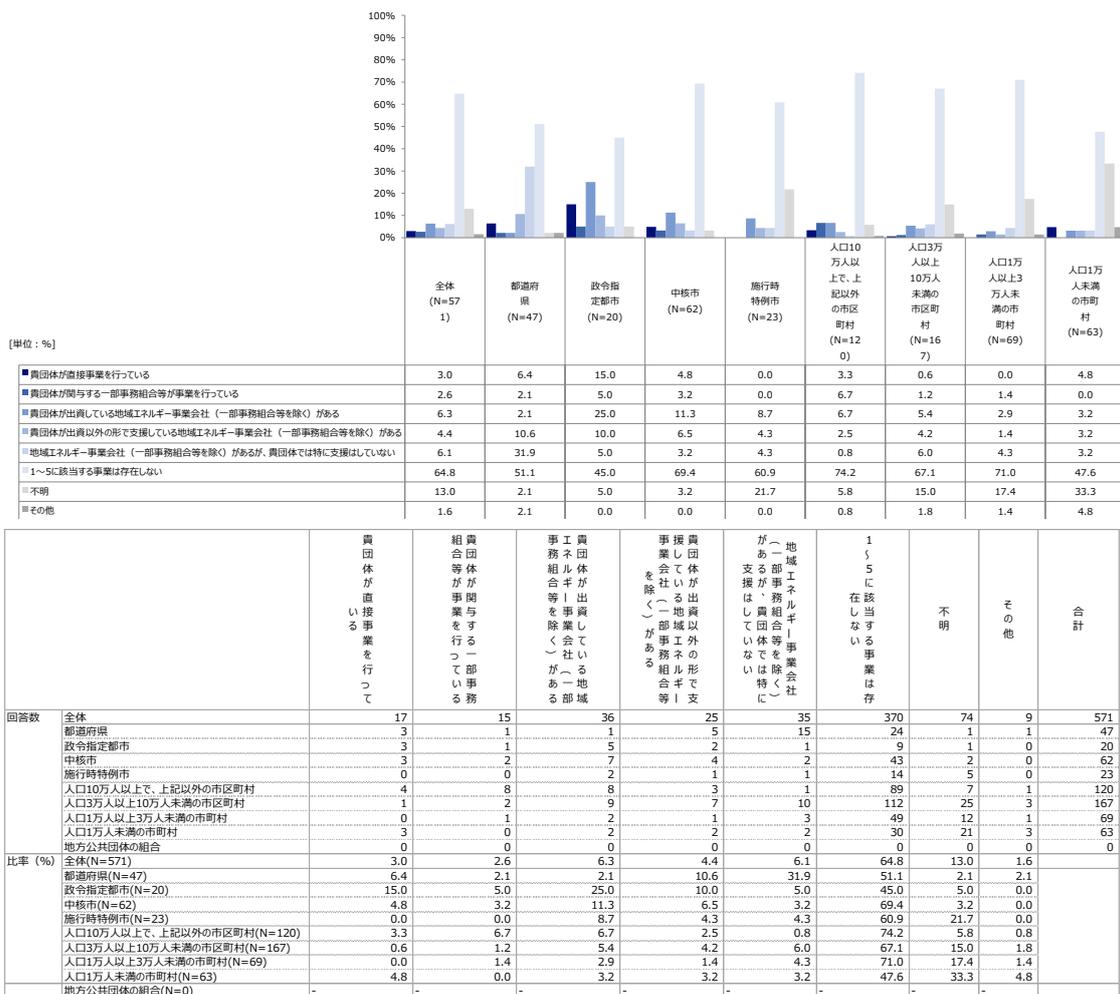
図表 386 地域エネルギー事業の取組状況



図表 387 地域エネルギー事業の取組状況【基礎自治体】

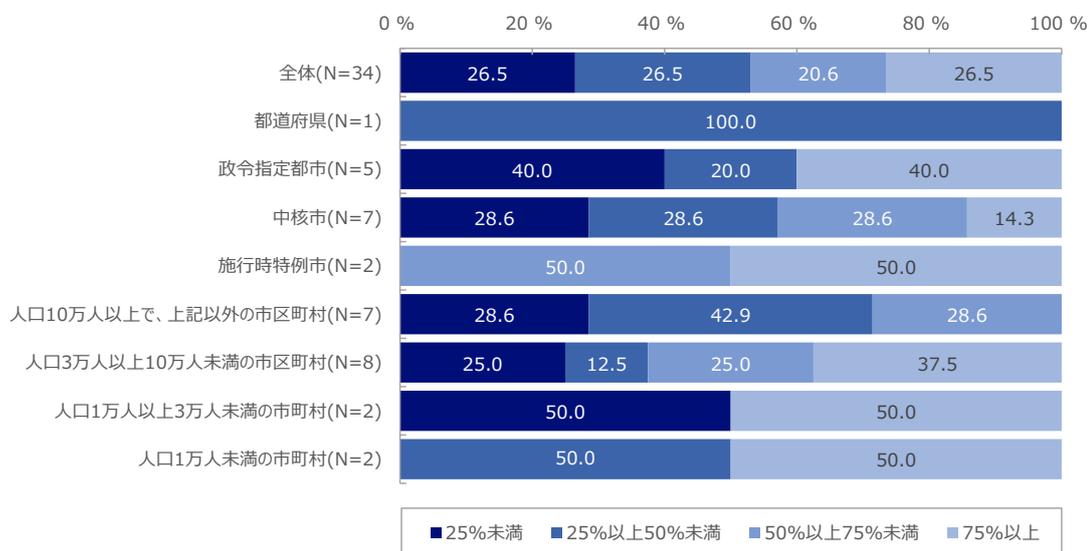


図表 388 地域エネルギー事業の取組状況【団体区分別】



「出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある」と回答した団体における、出資比率は「25%未満」、「25%以上 50%未満」、「75%以上」がともに 26.5%。

図表 389 地域エネルギー事業への出資比率【団体区分別】

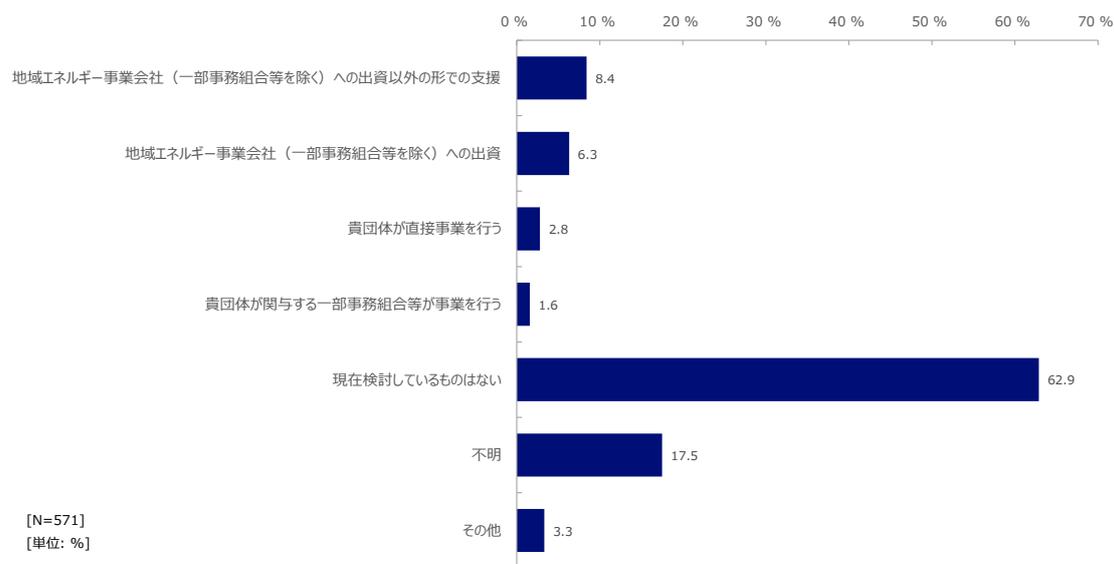


		25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上	合計
全体	全体	9	9	7	9	34
	都道府県	0	1	0	0	1
	政令指定都市	2	1	0	2	5
	中核市	2	2	2	1	7
	施行時特例市	0	0	1	1	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	3	2	0	7
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	1	2	3	8
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	0	1	2
	人口1万人未満の市町村	0	1	0	1	2
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率	全体(N=34)	26.5	26.5	20.6	26.5	
	都道府県(N=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=5)	40.0	20.0	0.0	40.0	
	中核市(N=7)	28.6	28.6	28.6	14.3	
	施行時特例市(N=2)	0.0	0.0	50.0	50.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=7)	28.6	42.9	28.6	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=8)	25.0	12.5	25.0	37.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=2)	50.0	0.0	0.0	50.0	
	人口1万人未満の市町村(N=2)	0.0	50.0	0.0	50.0	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	

②地域エネルギー事業の検討状況 <Q2-5(2)②>

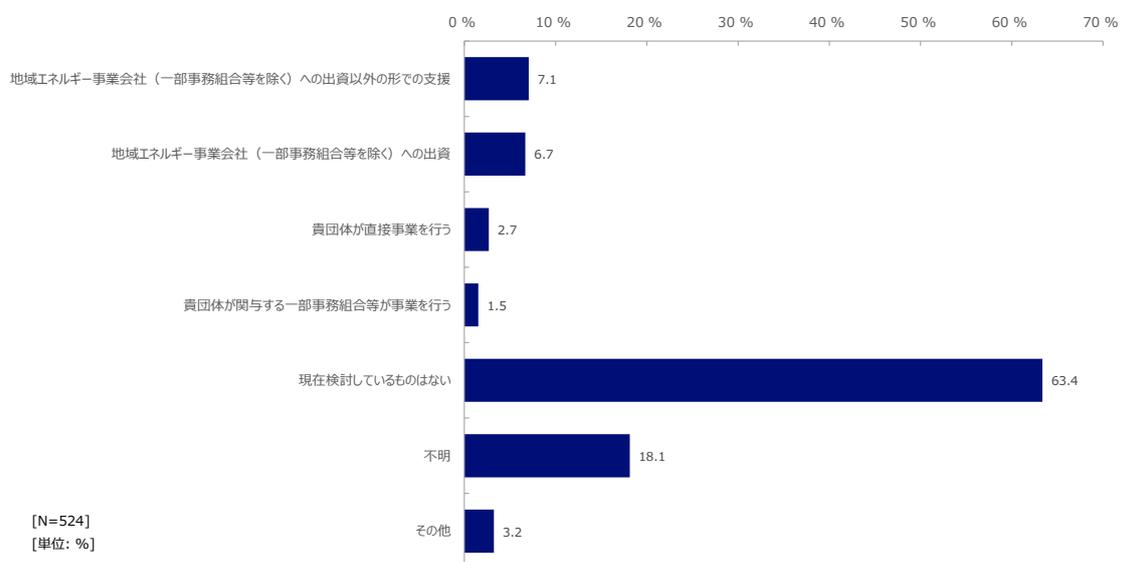
地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」(62.9%)が多い(基礎自治体においては63.4%)。「地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)への出資以外の形での支援」(8.4%)をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

図表 390 地域エネルギー事業の検討状況



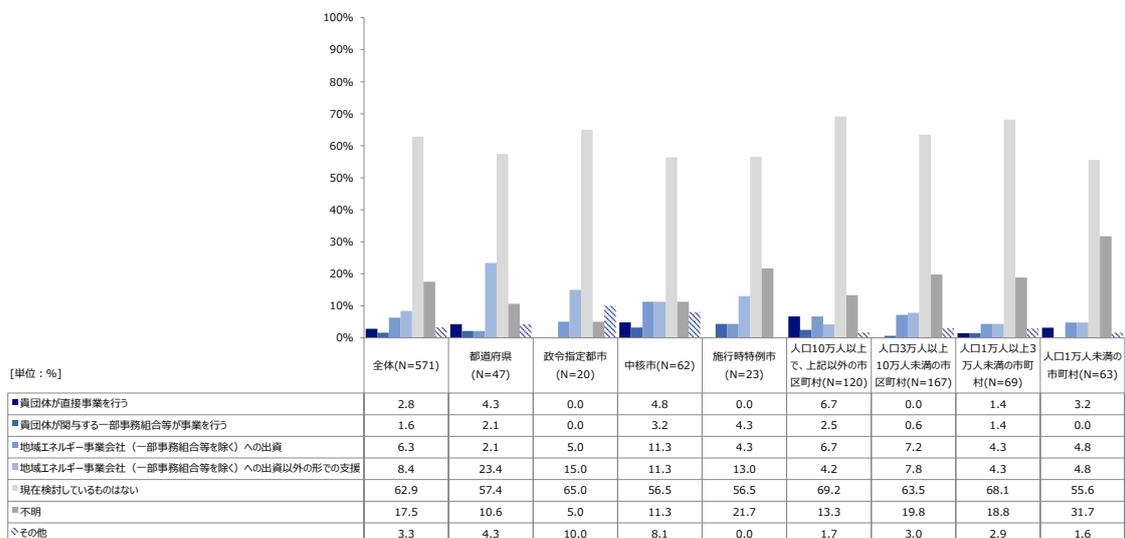
	行貴 う団 体 が 直 接 事 業 を	を部 行事 う務 団 体 組 が 合 関 等 与 が す 事 業	等会 を社 除(工 く-エ -)部 ル ハ事 ギ の務 出組 資合 業	以等 外を の除 の形 で(工 -)部 ル のハ 事 ギ 支の 務 援出 組事 資合 業	の現 は在 な検 い討 し て い る も	不 明	そ の 他	合 計
全体	16	9	36	48	359	100	19	571
比率	2.8	1.6	6.3	8.4	62.9	17.5	3.3	

図表 391 地域エネルギー事業の検討状況【基礎自治体】



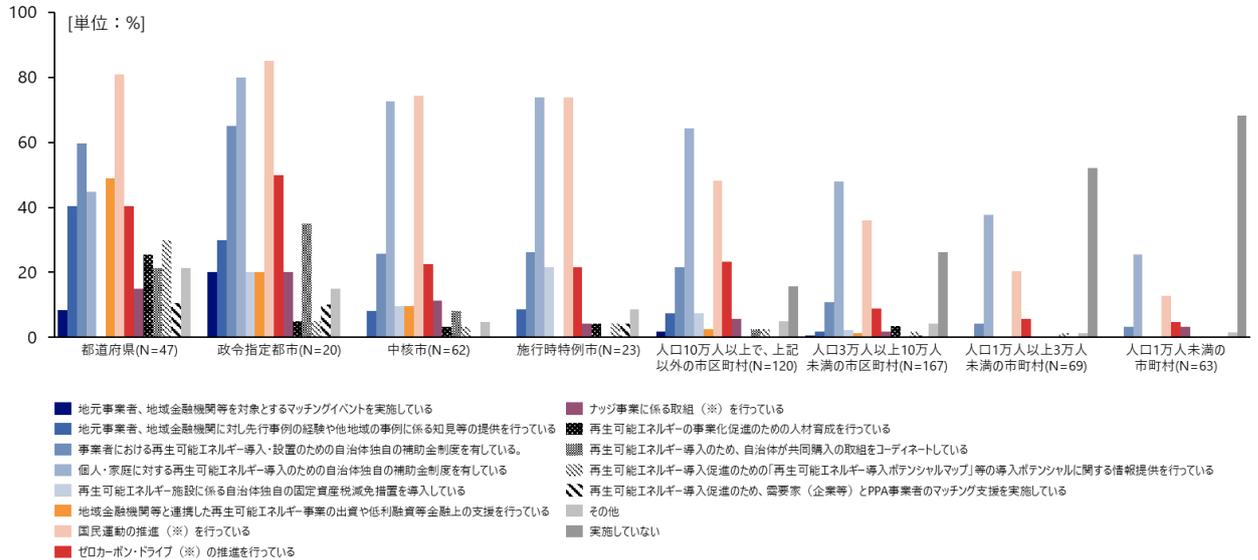
	貴団体が直接事業を行う	貴団体が関与する一部事務組合等が事業を行う	地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）への出資	地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）への出資以外の形での支援	地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）への出資	現在検討しているものはない	不明	その他	合計
全体	14	8	35	37	332	95	17	524	
比率	2.7	1.5	6.7	7.1	63.4	18.1	3.2		

図表 392 地域エネルギー事業の検討状況【団体区分別】



	貴団体が直接事業を行う	貴団体が関与する一部事務組合等が事業を行う	地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）への出資	地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）への出資以外の形での支援	現在検討しているものはない	不明	その他	合計
回答数								
全体	16	9	36	48	359	100	19	571
都道府県	2	1	1	11	27	5	2	47
政令指定都市	0	0	1	3	13	1	2	20
中核市	3	2	7	7	35	7	5	62
施行時特例市	0	1	1	3	13	5	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	3	8	5	83	16	2	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	1	12	13	106	33	5	167
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	3	47	13	2	69
人口1万人未満の市町村	2	0	3	3	35	20	1	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)								
全体(N=571)	2.8	1.6	6.3	8.4	62.9	17.5	3.3	
都道府県(N=47)	4.3	2.1	2.1	23.4	57.4	10.6	4.3	
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	5.0	15.0	65.0	5.0	10.0	
中核市(N=62)	4.8	3.2	11.3	11.3	56.5	11.3	8.1	
施行時特例市(N=23)	0.0	4.3	4.3	13.0	56.5	21.7	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	6.7	2.5	6.7	4.2	69.2	13.3	1.7	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=167)	0.0	0.6	7.2	7.8	63.5	19.8	3.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	1.4	1.4	4.3	4.3	68.1	18.8	2.9	
人口1万人未満の市町村(N=63)	3.2	0.0	4.8	4.8	55.6	31.7	1.6	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	

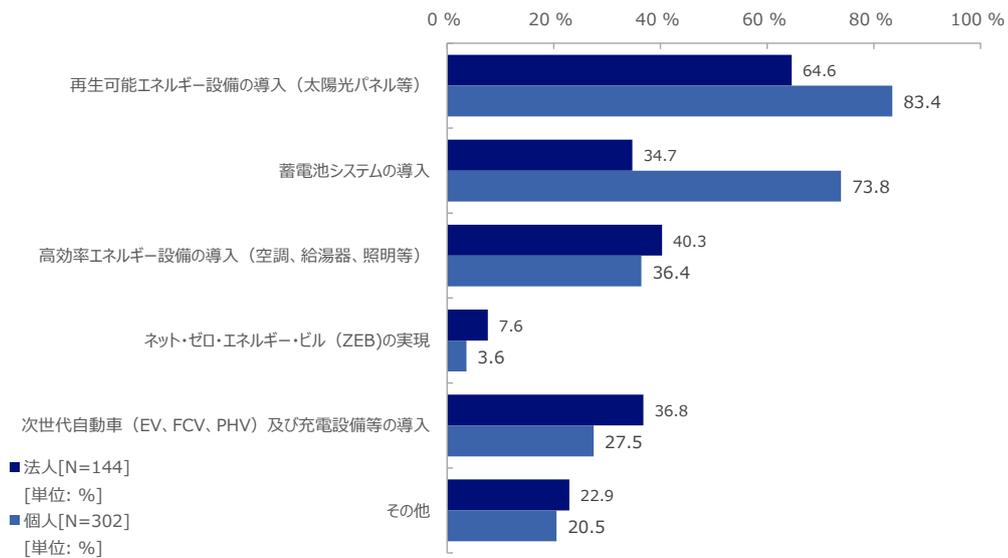
図表 394 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組状況【団体区分別】



②再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度<Q2-5(3)②>

実行計画（区域施策編）の策定済み団体のうち、区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進のために自治体独自の補助金制度を有している団体では、法人向け・個人向けの支援ともに、再生可能エネルギー設備の導入に係る補助金制度を導入している自治体が多い。

図表 395 再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度



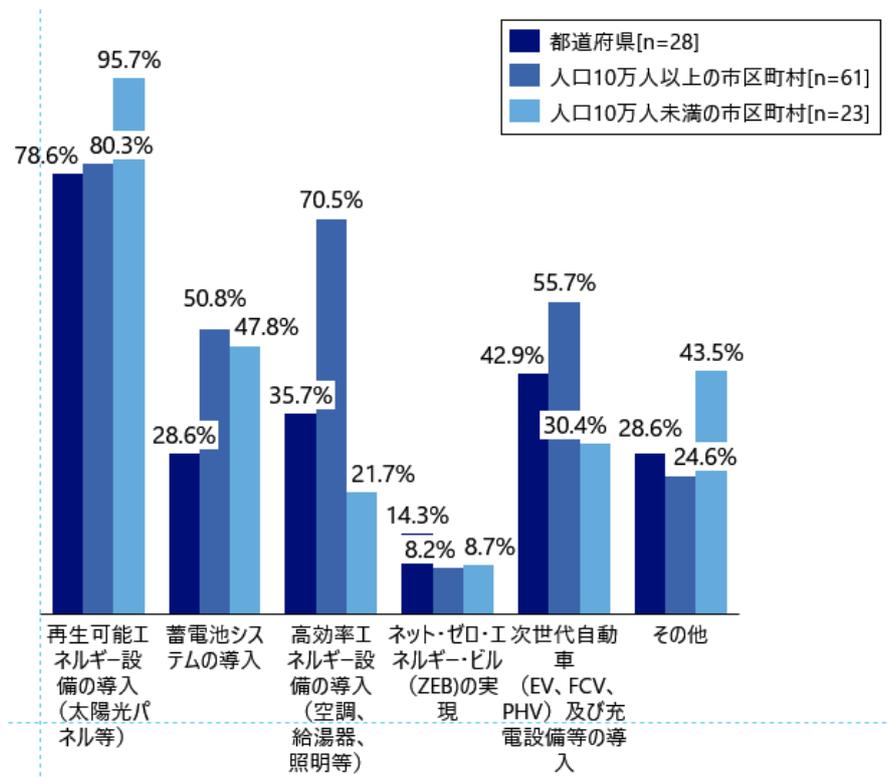
<法人>

	再生可能エネルギーの導入（太陽光パネル等）	蓄電池システムの導入	高効率エネルギー設備の導入（空調、給湯器、照明等）	ネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）の実現	次世代自動車（EV、FCV、PHV）及び充電設備等の導入	その他	合計
全体	93	50	58	11	53	33	144
比率	64.6	34.7	40.3	7.6	36.8	22.9	

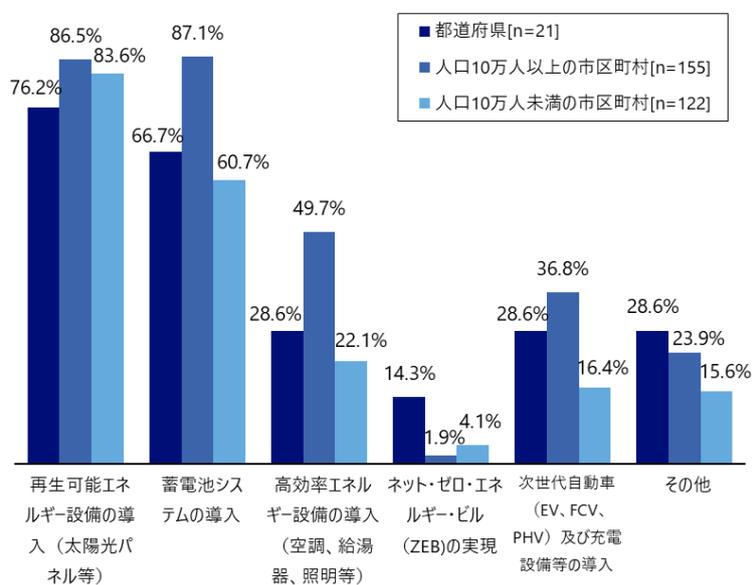
<個人>

	再生可能エネルギーの導入（太陽光パネル等）	蓄電池システムの導入	高効率エネルギー設備の導入（空調、給湯器、照明等）	ネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）の実現	次世代自動車（EV、FCV、PHV）及び充電設備等の導入	その他	合計
全体	252	223	110	11	83	62	302
比率	83.4	73.8	36.4	3.6	27.5	20.5	

図表 396 再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度【法人向け、団体区分別】



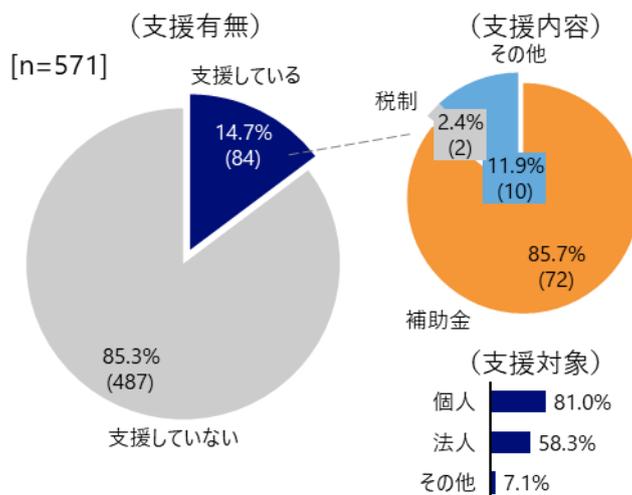
図表 397 再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度
【個人向け、団体区分別】



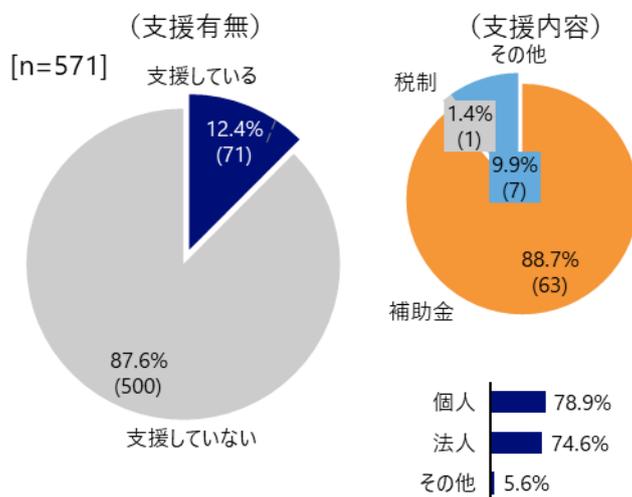
③区域のEV/PHEV/FCVまたは充電設備等の導入支援実施状況<Q2-5(3)③>

実行計画（区域施策編）の策定済み団体において、導入支援実施団体割合は、EVで14.7%、FCVで12.4%、PHEVで8.9%であった。支援実施団体における支援内容としては、いずれの種別においても85%前後の自治体が「補助金」と回答した。

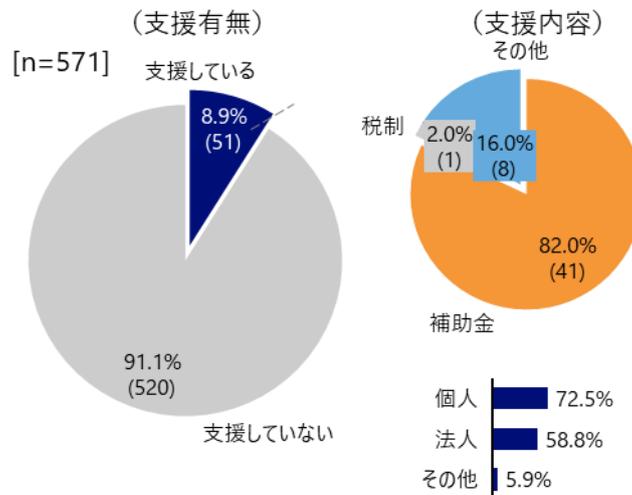
図表 398 電気自動車（EV）に係る導入支援実施状況



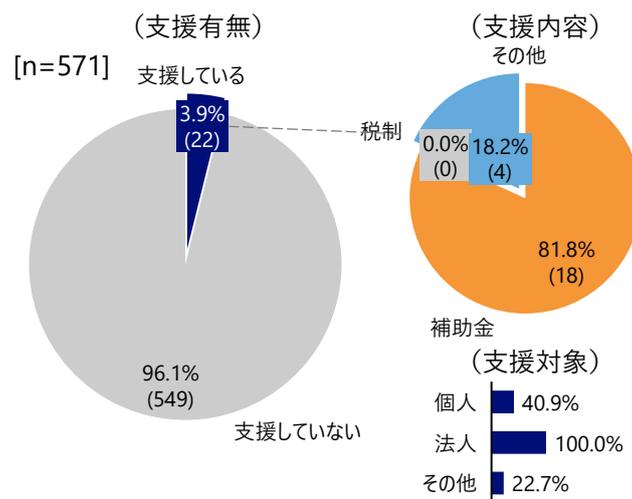
図表 399 燃料電池自動車（FCV）に係る導入支援実施状況



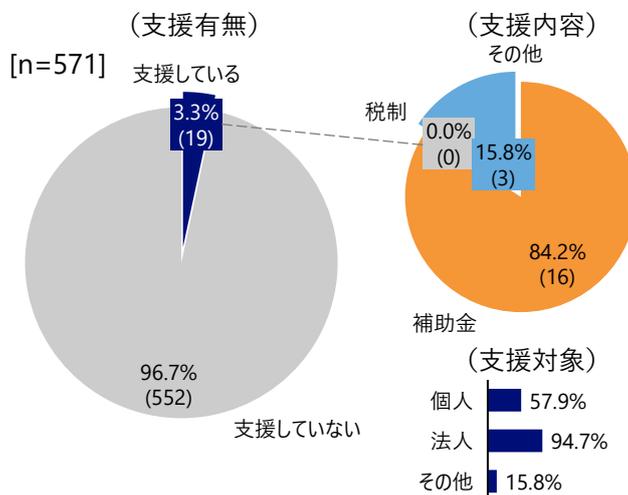
図表 400 プラグイン・ハイブリッド車（PHEV）に係る導入支援実施状況



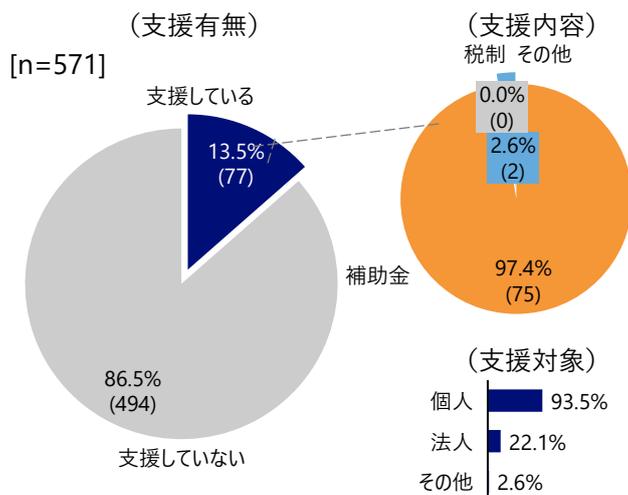
図表 401 急速充電器に係る導入支援実施状況



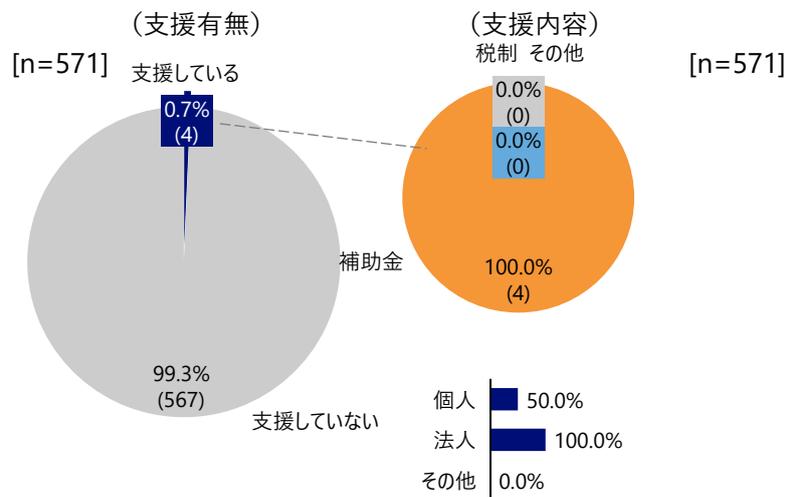
図表 402 普通充電器に係る導入支援実施状況



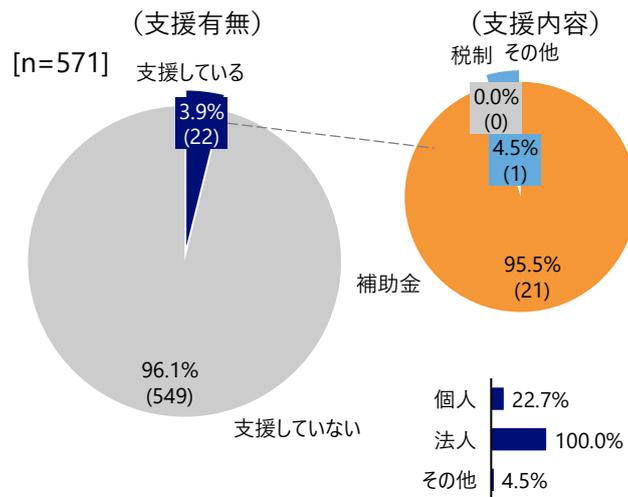
図表 403 充放電設備（V2H）に係る導入支援実施状況



図表 404 充放電設備（V2L）に係る導入支援実施状況



図表 405 水素ステーションに係る導入支援実施状況

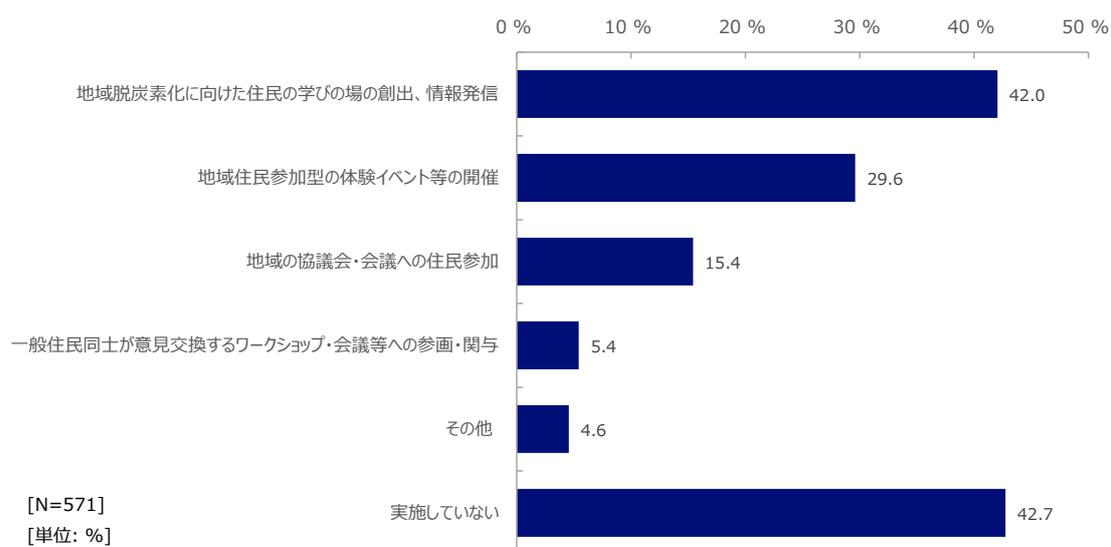


4) 地域住民の参画と協力を得るための取組の実施状況<Q2-5(4)>

①地域住民の参画と協力を得るための取組の実施状況<Q2-5(4)①>

実行計画（区域施策編）の策定済み団体において、「住民の学びの場の創出、情報発信」（42.0%）が最も多く、次いで「地域住民参加型の体験イベント等の開催」（29.6%）、「地域の協議会・会議への住民参加」（15.4%）と続く。

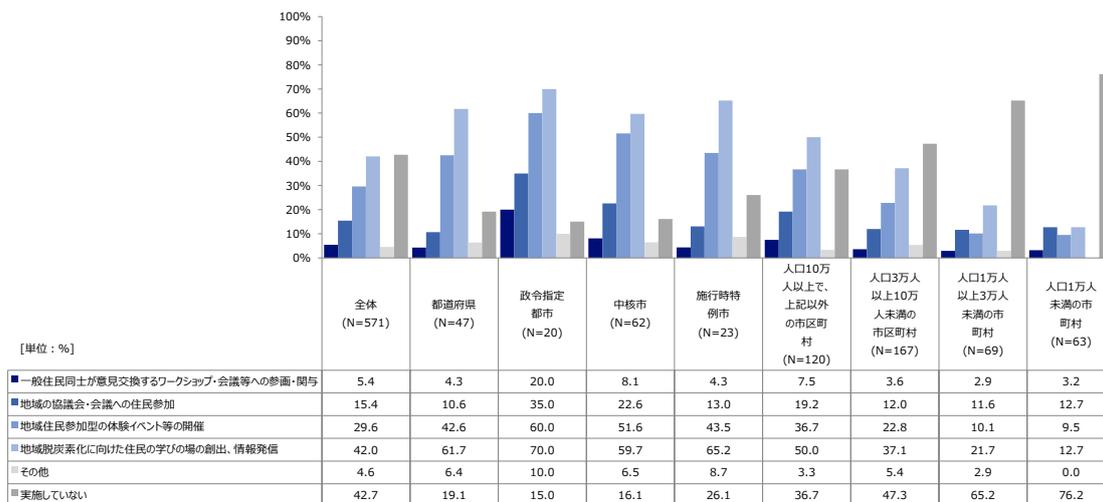
図表 406 地域住民の参画と協力を得るための取組の実施状況



	議 一 住 地 等 般 民 域 ハ ワ 住 参 ー 民 加 ク 同 協 ク 士 議 シ 士 会 ・ ヨ が 関 ヲ 意 ッ ツ 見 ・ 交 会 換	住 地 民 域 参 加 の 協 議 会 ・ 会 議 へ の	ハ 地 ン 域 ト 住 等 民 の 参 開 加 催 型 の 体 験 イ	報 民 地 発 の 域 信 学 脱 炭 素 化 の 創 出 け た 情 住	そ の 他	実 施 し て い な い	合 計
全体	31	88	169	240	26	244	571
比率	5.4	15.4	29.6	42.0	4.6	42.7	

団体区分別の回答では、大規模自治体の多くは「住民の学びの場の創出」、「情報発信」に取り組んでいると回答している一方で、人口10万人以下の市区町村では「実施していない」と回答した団体が多く、人員不足等が原因として考えられる。

図表 407 地域住民の参画と協力を得るための取組の実施状況【団体区分別】

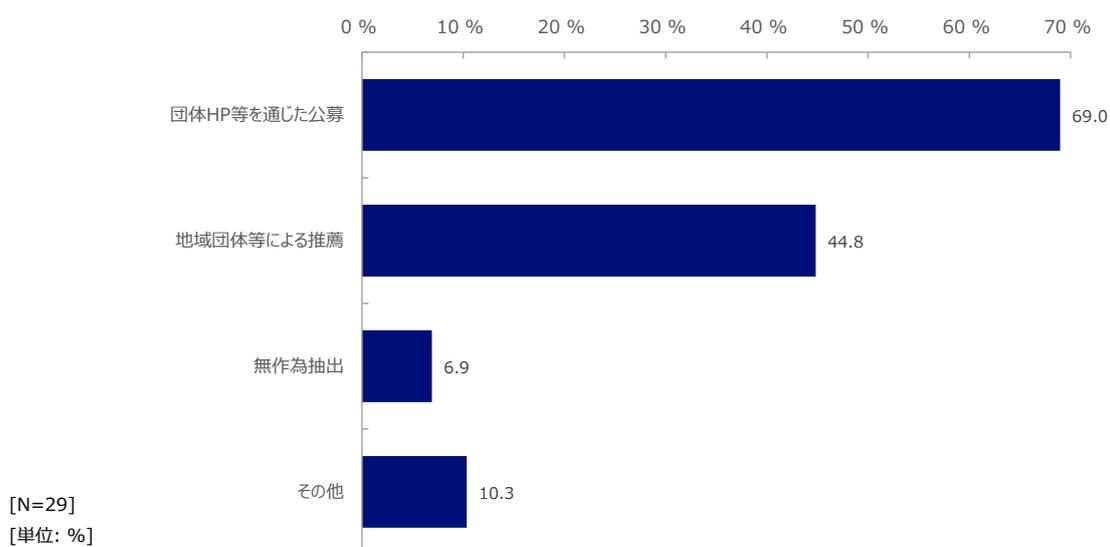


回答数	見一般住民同士が意見交換するワークショップ・会議等への参画・関与	地域の協議会・会議への住民参加	地域住民参加型の体験イベント等の開催	地域脱炭素化に向けた住民の学びの場の創出、情報発信	その他	実施していない	合計
全体 (N=571)	31	88	169	240	26	244	571
都道府県 (N=47)	2	5	20	29	3	9	47
政令指定都市 (N=20)	4	7	12	14	2	3	20
中核市 (N=62)	5	14	32	37	4	10	62
施行時特例市 (N=23)	1	3	10	15	2	6	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=120)	9	23	44	60	4	44	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=167)	6	20	38	62	9	79	167
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	2	8	7	15	2	45	69
人口1万人未満の市町村 (N=63)	2	8	6	8	0	48	63
地方公共団体の組合 (N=0)	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)							
全体 (N=571)	5.4	15.4	29.6	42.0	4.6	42.7	
都道府県 (N=47)	4.3	10.6	42.6	61.7	6.4	19.1	
政令指定都市 (N=20)	20.0	35.0	60.0	70.0	10.0	15.0	
中核市 (N=62)	8.1	22.6	51.6	59.7	6.5	16.1	
施行時特例市 (N=23)	4.3	13.0	43.5	65.2	8.7	26.1	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=120)	7.5	19.2	36.7	50.0	3.3	36.7	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=167)	3.6	12.0	22.8	37.1	5.4	47.3	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	2.9	11.6	10.1	21.7	2.9	65.2	
人口1万人未満の市町村 (N=63)	3.2	12.7	9.5	12.7	0.0	76.2	
地方公共団体の組合 (N=0)	-	-	-	-	-	-	

②協議会・会議に参画する住民の選定<Q2-5(4)②>

実行計画（区域施策編）の策定済み団体のうち、一般住民同士が意見交換するワークショップ・会議等への参画・関与を実施している団体の多くは、「団体HP等を通じた公募」（69.0%）、「地域団体等による推薦」（44.8%）によって脱炭素措置導入に関心のある住民を積極的に選定していることがうかがえる。

図表 408 協議会・ワークショップに参画する住民の選定方法



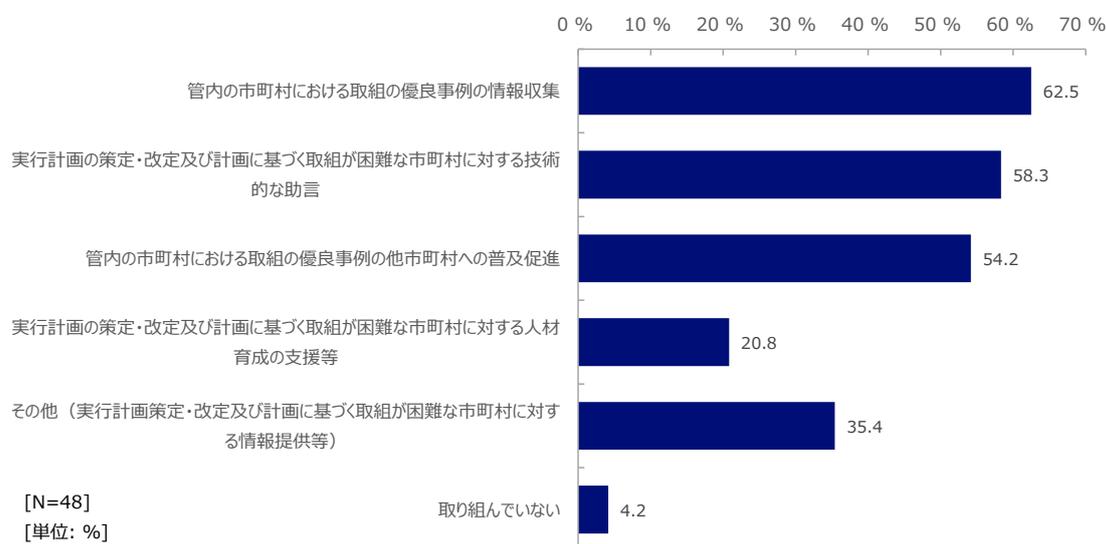
	通団 じ体 たH 公P 募等 を	よ地 る域 推団 薦体 等 に	無 作 為 抽 出	そ の 他	合 計
全体	20	13	2	3	29
比率	69.0	44.8	6.9	10.3	

(6) 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの <Q2-6>

1) 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの <Q2-6(1)>

都道府県において、「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるものとしては、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」(62.5%)が最も多く、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」(58.3%)、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」(54.2%)と続く。

図表 409 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

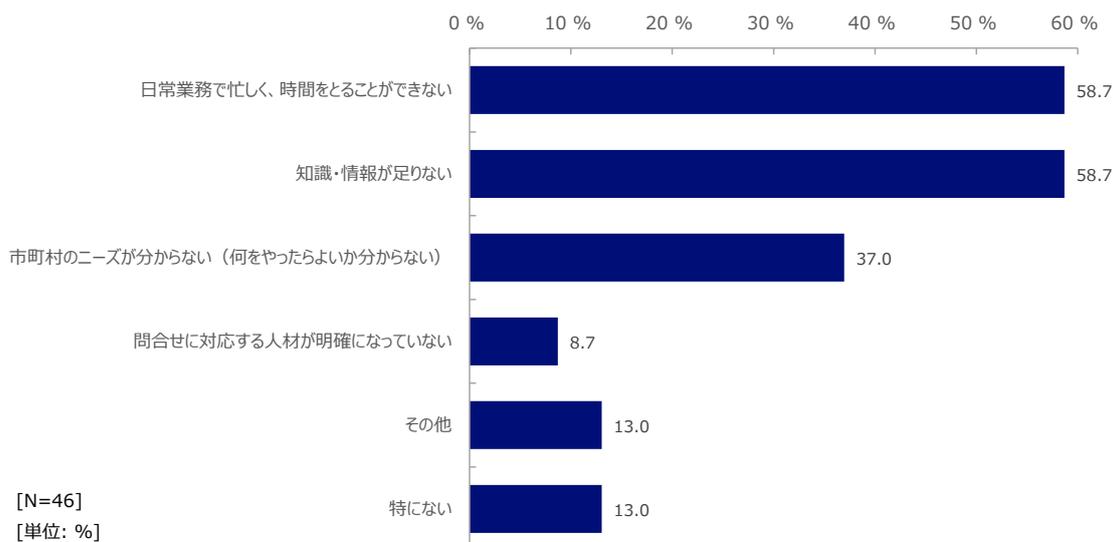


	組管内の優良事例の情報収集	管内の優良事例の他市町村への普及促進	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供等）	取り組んでいない	合計
全体	30	26	28	10	17	2	48		
比率	62.5	54.2	58.3	20.8	35.4	4.2			

2) 市町村に対する支援を行う際の課題 <Q2-6(2)>

市区町村に対する支援を行っている都道府県において、支援を行う際の課題としては、「日常業務で忙しく、時間をとることができない」(58.7%)が最も多く、「知識・情報が足りない」(58.7%)、「市町村のニーズが分からない(何をやったらよいか分からない)」(37.0%)、と続く。

図表 410 市町村に対する支援を行う際の課題



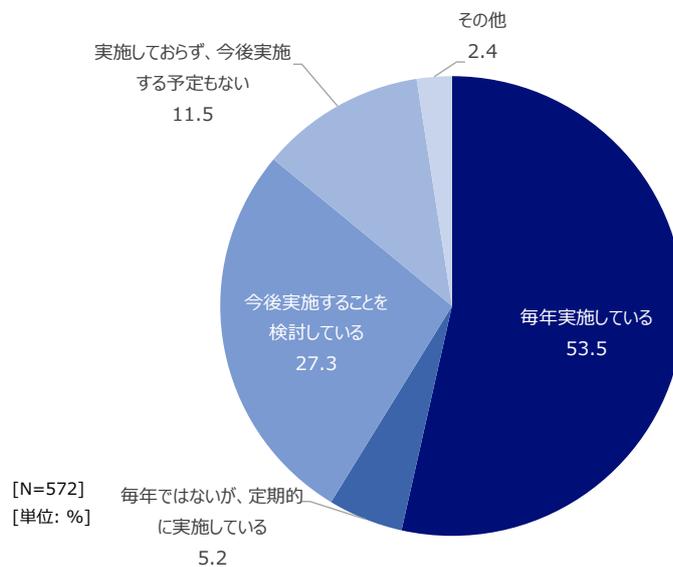
	を日常業務で忙しく、時間をとることができない	知識・情報が足りない	問合せに対応する人材が明確になっていない	市町村のニーズが分からない(何をやたらよいか)	その他	特になし	合計
全体	27	27	4	17	6	6	46
比率 (%)	58.7	58.7	8.7	37.0	13.0	13.0	

(7) 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況 <Q2-7>

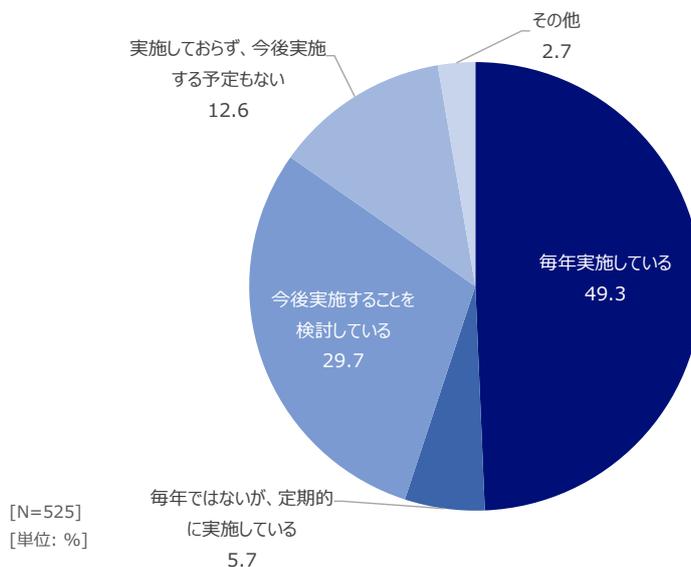
1) 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握 <Q2-7(1)>

区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している」団体が 53.5%と半数を超えている。「毎年ではないが、定期的実施している」団体（5.2%）を合わせ、約 60%の団体が点検を実施している。

図表 411 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握



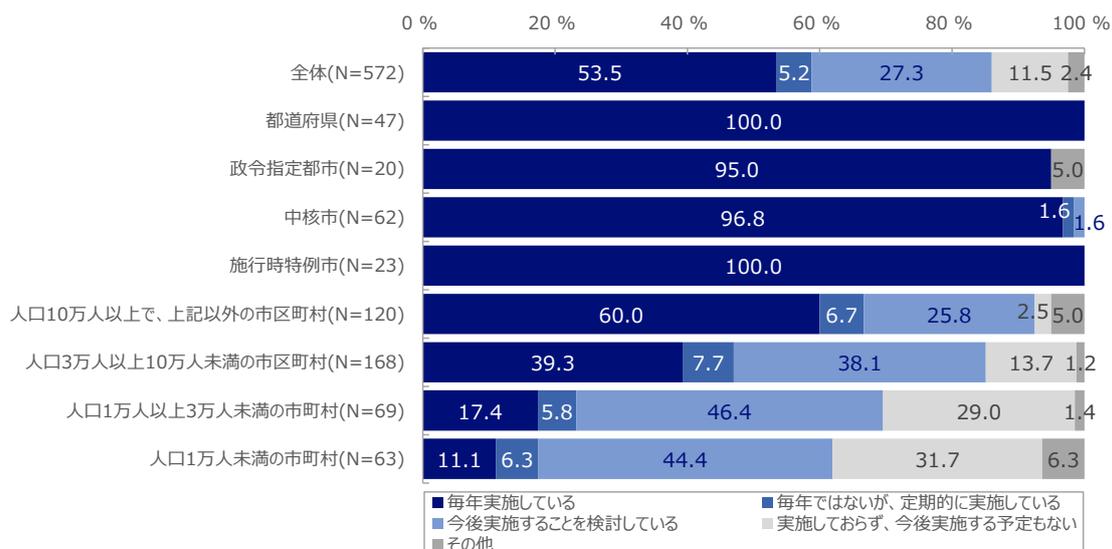
図表 412 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【基礎自治体】



地

方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では90%以上が「毎年実施している」と回答している。一方、それ以外の市区町村では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している」と回答した団体の割合は低下する。

図表 413 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】

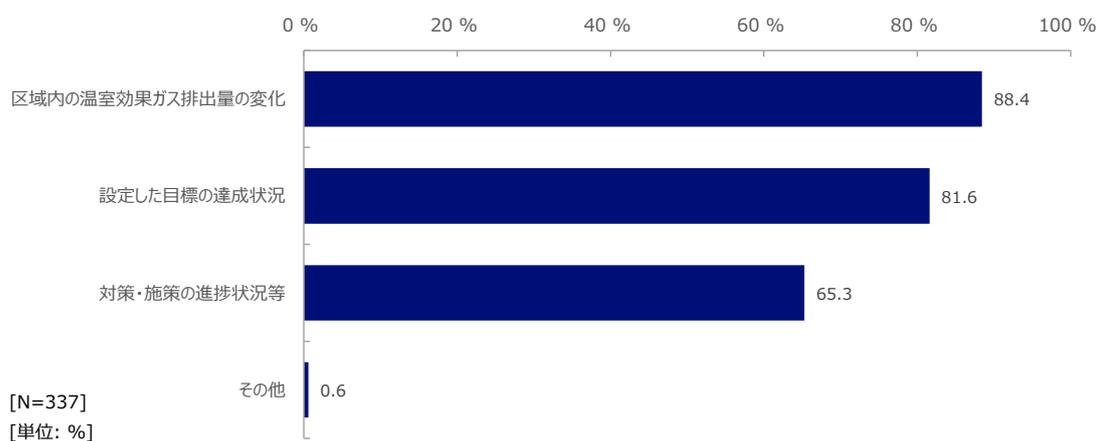


	毎年実施している	毎年ではないが、定期的を実施している	今後実施することを検討している	実施しておらず、今後実施する予定もない	その他	合計
全体	306	30	156	66	14	572
都道府県	47	0	0	0	0	47
政令指定都市	19	0	0	0	1	20
中核市	60	1	1	0	0	62
施行時特例市	23	0	0	0	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	72	8	31	3	6	120
人口3万人以上10万人未満の市区町村	66	13	64	23	2	168
人口1万人以上3万人未満の市町村	12	4	32	20	1	69
人口1万人未満の市町村	7	4	28	20	4	63
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0
比率						
全体(N=572)	53.5	5.2	27.3	11.5	2.4	
都道府県(N=47)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	0.0	0.0	5.0	
中核市(N=62)	96.8	1.6	1.6	0.0	0.0	
施行時特例市(N=23)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	60.0	6.7	25.8	2.5	5.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	39.3	7.7	38.1	13.7	1.2	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	5.8	46.4	29.0	1.4	
人口1万人未満の市町村(N=63)	11.1	6.3	44.4	31.7	6.3	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	

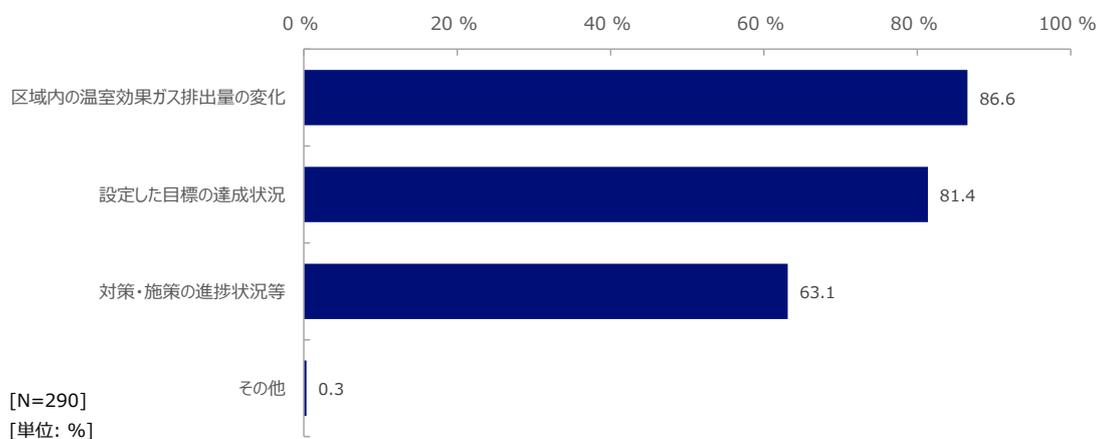
2) 区域施策編の進捗評価の対象 <Q2-7(2)>

区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価の対象としては、「区域内の温室効果ガス排出量の変化」(88.4%)が最も多く、「設定した目標の達成状況」(81.6%)、「対策・施策の進捗状況等」(65.3%)と続く。

図表 414 区域施策編の進捗評価の対象

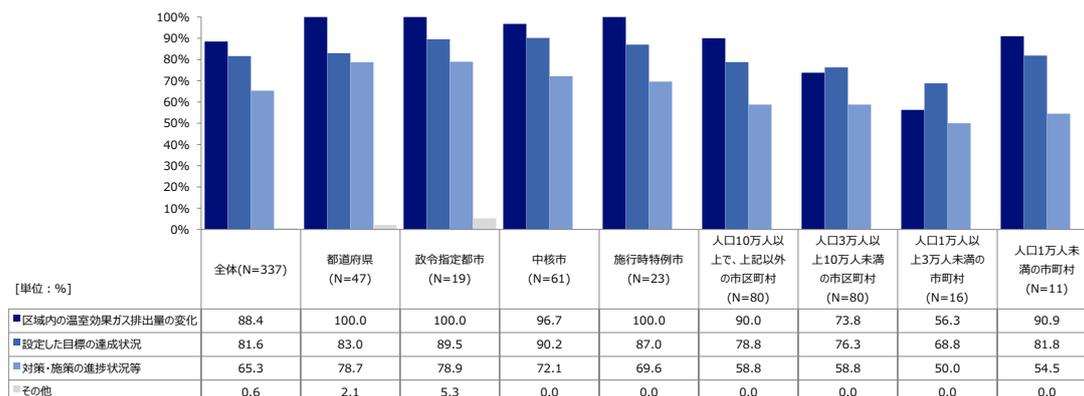


図表 415 区域施策編の進捗評価の対象【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体の多くが「区域内の温室効果ガス排出量の変化」を進捗評価の対象としている。一方、「対策・施策の進捗状況等」を進捗評価の対象としていると回答した割合は、政令指定都市が最も多い。

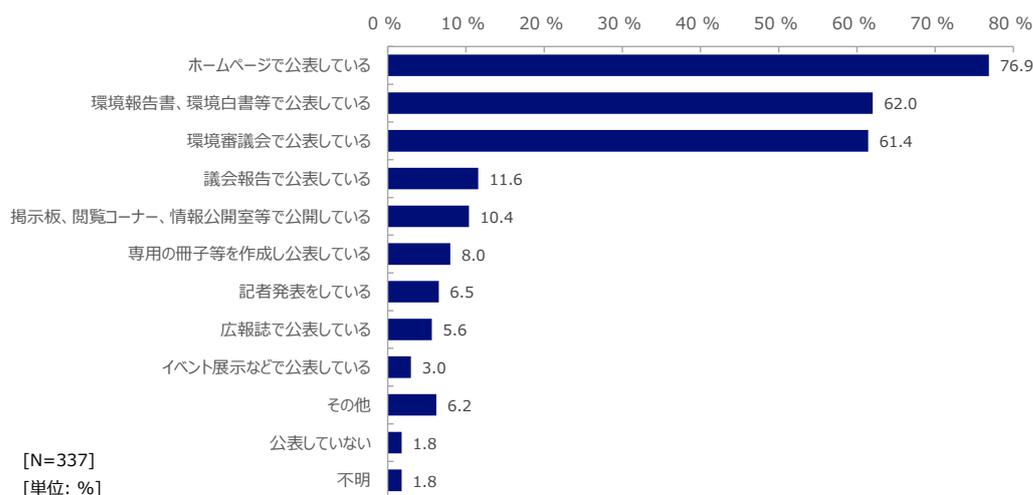
図表 416 区域施策編の進捗評価の対象【団体区分別】



3) 区域施策編の進捗評価結果の公表方法 <Q2-7(3)>

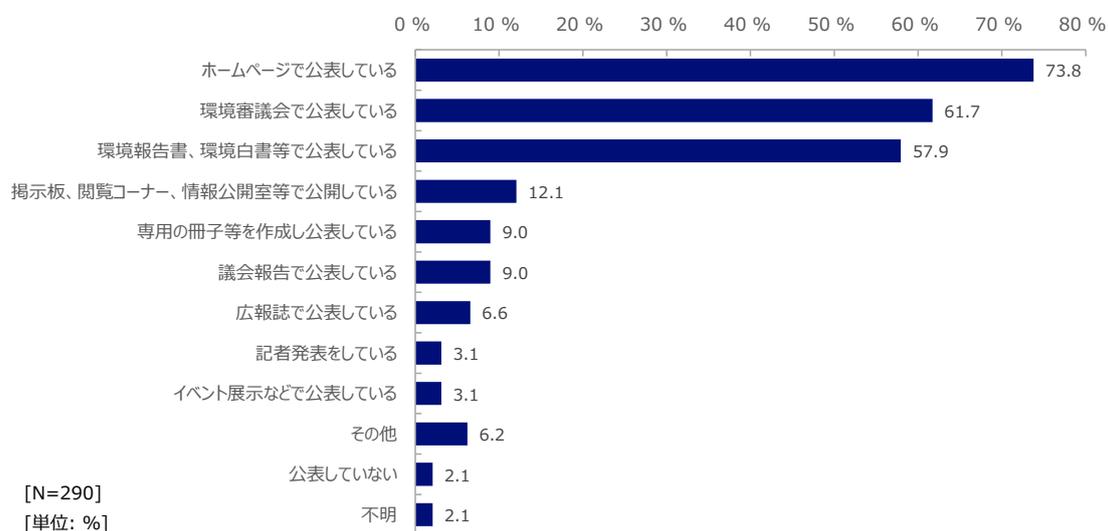
区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価結果の公表方法としては、「ホームページで公表している」(76.9%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している」(62.0%)、「環境審議会で公表している」(61.4%)と続く。

図表 417 区域施策編の進捗評価結果の公表方法



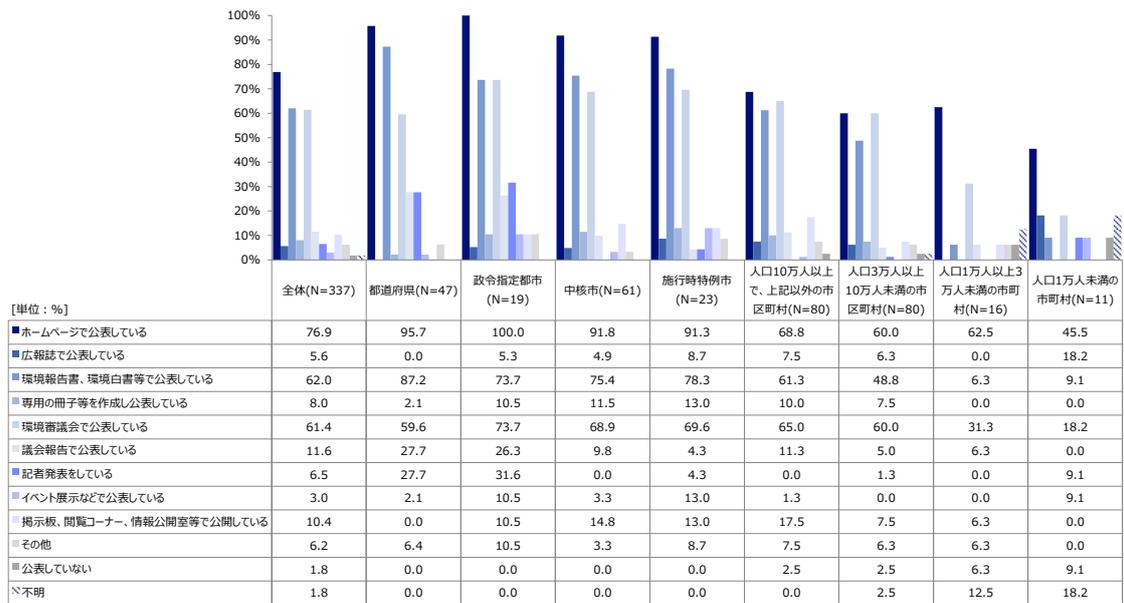
図表

418 区域施策編の進捗評価結果の公表方法【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、人口3万人以上10万人未満の市区町村を除く全ての区分で「ホームページで公表している」(73.8%)を選択した団体が最も多い。また人口3万人以上10万人未満の小規模な市区町村では、「環境報告書、環境白書等で報告している」(6.3%)「環境審議会で報告している」(31.3%)を選択した団体が大規模団体と比較して少ない。

図表 419 区域施策編の進捗評価結果の公表方法【団体区分別】

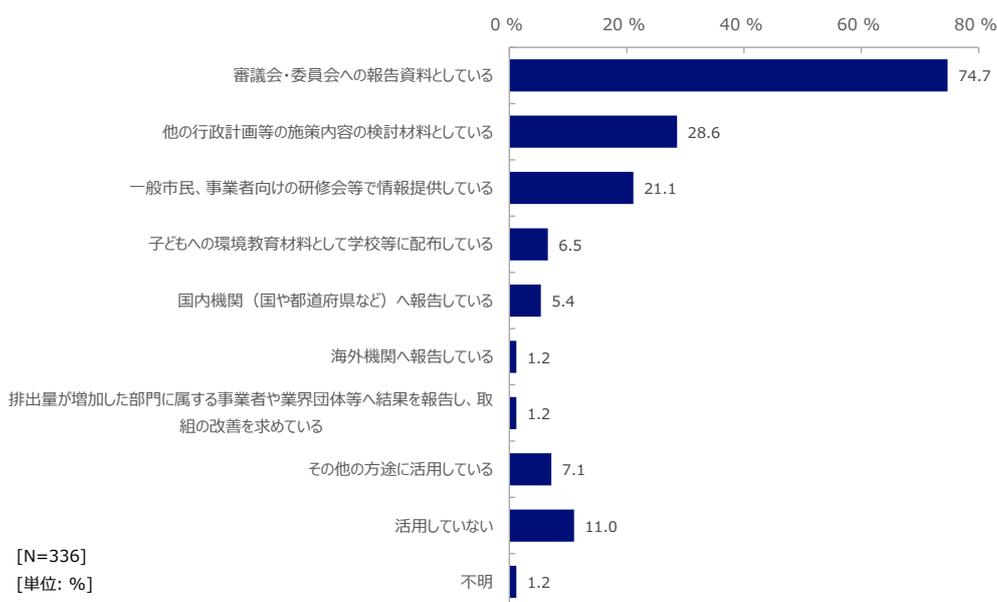


回数	ホームページで公表	広報紙で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会等で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
全体	259	19	209	27	207	39	22	10	35	21	6	6	337
都道府県	45	0	41	1	28	13	1	0	0	3	0	0	47
政令指定都市	19	1	14	2	14	5	6	2	2	2	0	0	19
中核市	56	3	46	7	42	6	0	2	9	2	0	0	61
施行時特例市	21	2	18	3	16	1	1	3	3	2	0	0	23
人口10万人以上、上記以外の市区町村	55	6	49	8	52	9	0	1	14	6	2	0	80
人口3万人以上10万人未満の市区町村	48	5	39	6	48	4	1	0	6	5	2	2	80
人口1万人以上3万人未満の市区町村	10	0	1	0	5	1	0	0	1	1	1	2	16
人口1万人未満の市区町村	5	2	1	0	2	0	1	1	0	0	1	2	11
地方公共団体の割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	76.9	5.6	62.0	8.0	61.4	11.6	6.5	3.0	10.4	6.2	1.8	1.8	
都道府県(N=47)	95.7	0.0	87.2	2.1	59.6	27.7	27.7	2.1	0.0	6.4	0.0	0.0	
政令指定都市(N=19)	100.0	5.3	73.7	10.5	73.7	26.3	31.6	10.5	10.5	10.5	0.0	0.0	
中核市(N=61)	91.8	4.9	75.4	11.5	68.9	9.8	0.0	3.3	14.8	3.3	0.0	0.0	
施行時特例市(N=23)	91.3	8.7	78.3	13.0	69.6	4.3	4.3	13.0	13.0	8.7	0.0	0.0	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=80)	68.8	7.5	61.3	10.0	65.0	11.3	0.0	1.3	17.5	7.5	2.5	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=80)	60.0	6.3	48.8	7.5	60.0	5.0	1.3	0.0	7.5	6.3	2.5	2.5	
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=16)	62.5	0.0	6.3	0.0	31.3	6.3	0.0	0.0	6.3	6.3	6.3	12.5	
人口1万人未満の市区町村(N=11)	45.5	18.2	9.1	0.0	18.2	0.0	9.1	9.1	0.0	0.0	9.1	18.2	
地方公共団体の割合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

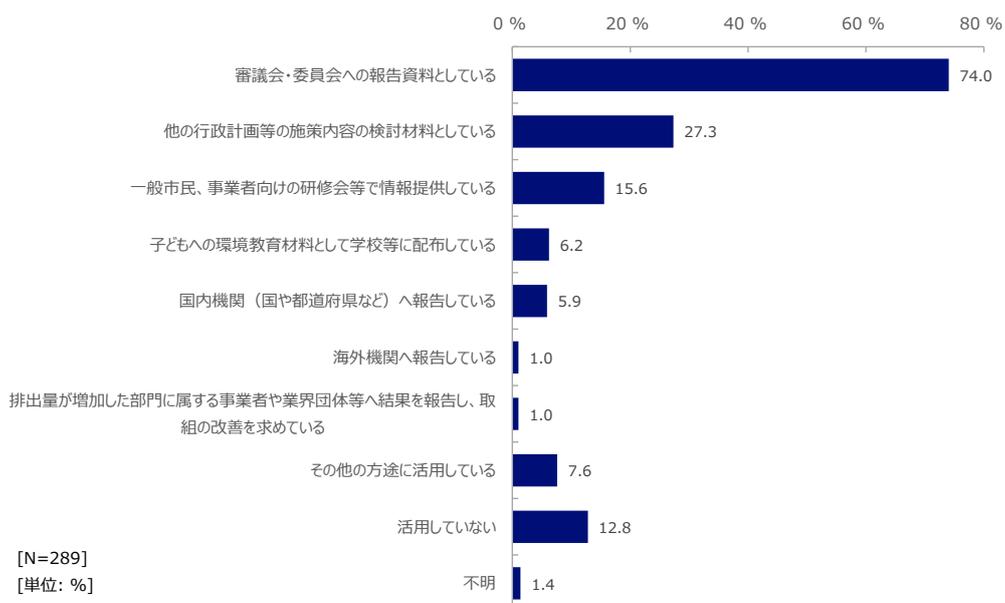
4) 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い <Q2-7(4)>

区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価結果の公表以外の取り扱いとしては、「審議会・委員会への報告資料としている」(74.7%)が最も多く、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている」(28.6%)、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している」(21.1%)と続く。

図表 420 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い

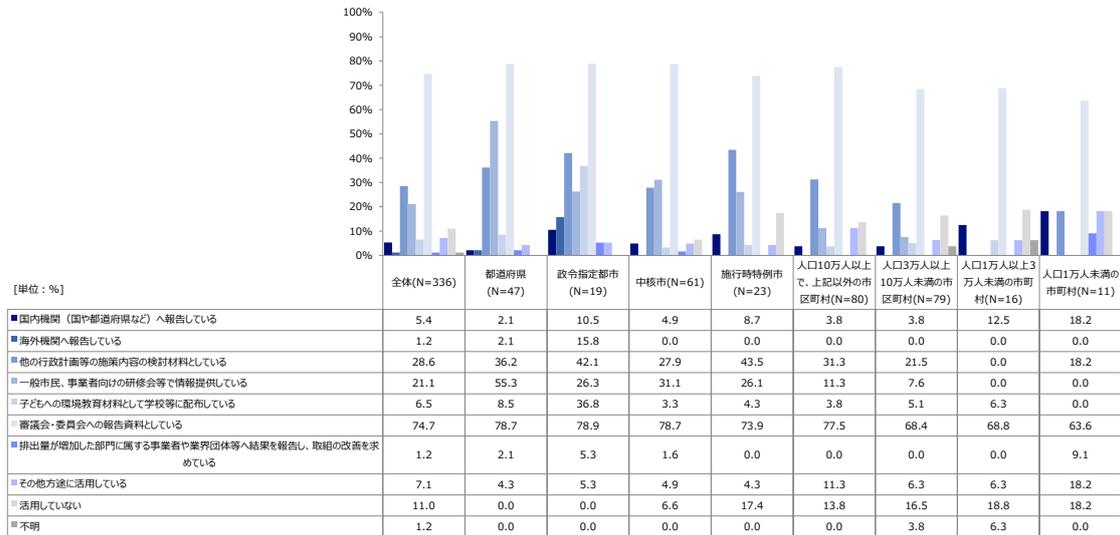


図表 421 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、いずれの区分においても、「審議会・委員会への報告資料としている」を選択した団体が最も多い。

図表 422 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い
【団体区分別】



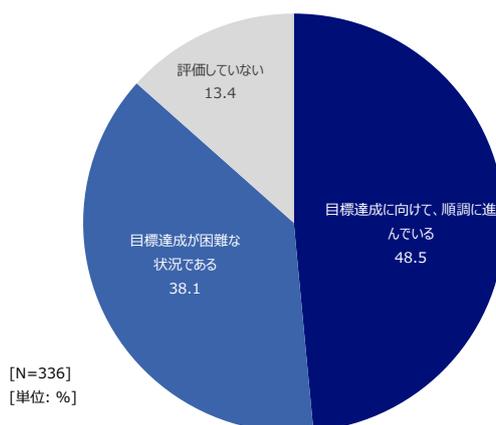
	国内機関（国や都道府県など）へ報告している	海外機関へ報告している	他の行政計画等と等しいものとして検討している	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している	審議会・委員会への報告資料としている	排出量が増加した部門の界加の改訂し等体た等を求め結果を報告する	その他方途に活用している	活用していない	不明	合計
回答数	18	4	96	71	22	251	4	24	37	4	336
全体(N=336)	5.4	1.2	28.6	21.1	6.5	74.7	1.2	7.1	11.0	1.2	
都道府県(N=47)	2.1	2.1	36.2	55.3	8.5	78.7	2.1	4.3	0.0	0.0	
政令指定都市(N=19)	10.5	15.8	42.1	26.3	36.8	78.9	5.3	5.3	0.0	0.0	
中核市(N=61)	4.9	0.0	27.9	31.1	3.3	73.9	1.6	4.9	6.6	0.0	
施行時特例市(N=23)	8.7	0.0	43.5	26.1	4.3	73.9	0.0	4.3	17.4	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=80)	3.8	0.0	31.3	11.3	3.8	77.5	0.0	11.3	13.8	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=79)	3.8	0.0	21.5	7.6	5.1	68.4	0.0	6.3	16.5	3.8	
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=16)	12.5	0.0	0.0	0.0	6.3	68.8	0.0	6.3	18.8	6.3	
人口1万人未満の市区町村(N=11)	18.2	0.0	18.2	0.0	0.0	63.6	9.1	18.2	18.2	0.0	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

5) 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

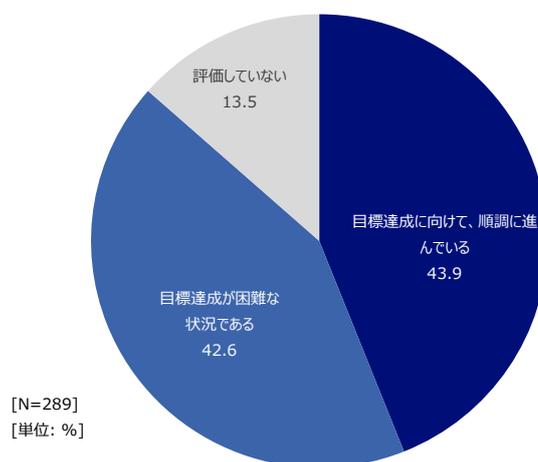
<Q2-7(5)①>

区域施策編の進捗評価を行っているとは回答した団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答した団体は全体の48.5%である。

図表 423 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

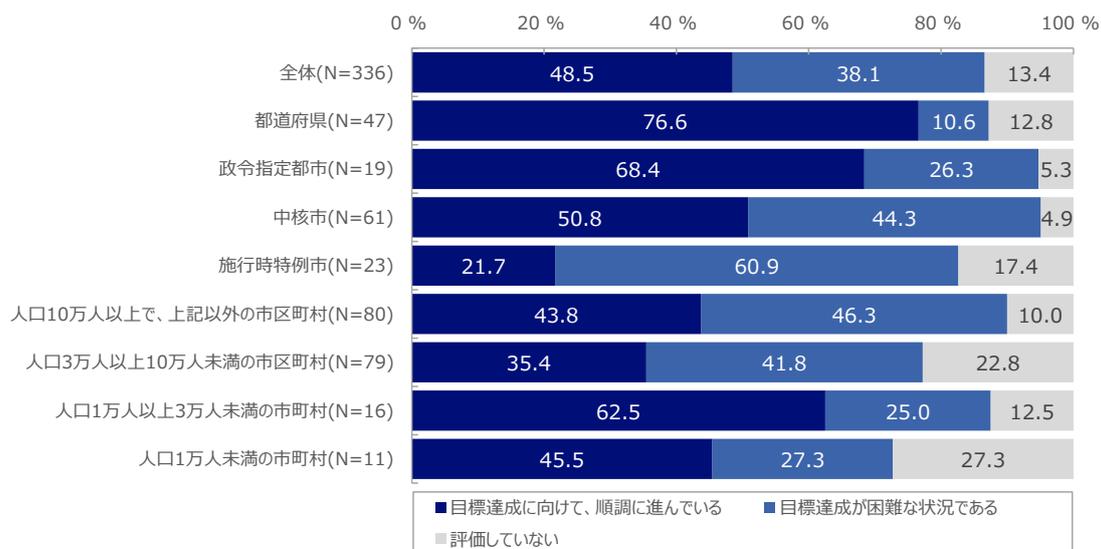


図表 424 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価
【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市では約70%の団体が「目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答している一方、中核市、施行時特例市では約50%の団体が「目標達成が困難な状況である」と回答している。

図表 425 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価
【団体区分別】

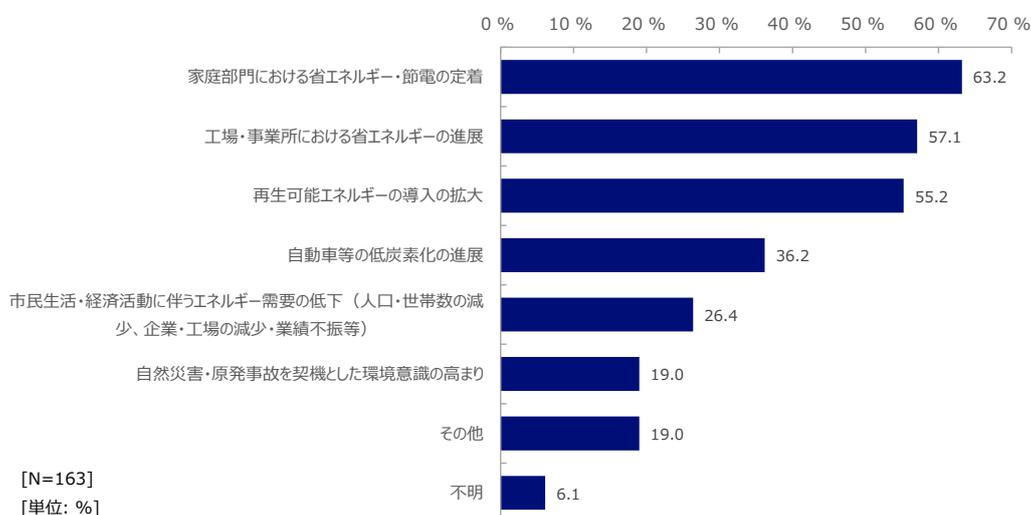


		目標達成に向けて、 順調に進んでいる	目標達成が困難な 状況である	評価して いない	合計
全体	全体	163	128	45	336
	都道府県	36	5	6	47
	政令指定都市	13	5	1	19
	中核市	31	27	3	61
	施行時特例市	5	14	4	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	35	37	8	80
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	28	33	18	79
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	4	2	16
	人口1万人未満の市町村	5	3	3	11
地方公共団体の組合	0	0	0	0	
比率	全体(N=336)	48.5	38.1	13.4	
	都道府県(N=47)	76.6	10.6	12.8	
	政令指定都市(N=19)	68.4	26.3	5.3	
	中核市(N=61)	50.8	44.3	4.9	
	施行時特例市(N=23)	21.7	60.9	17.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=80)	43.8	46.3	10.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=79)	35.4	41.8	22.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=16)	62.5	25.0	12.5	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	45.5	27.3	27.3	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-		

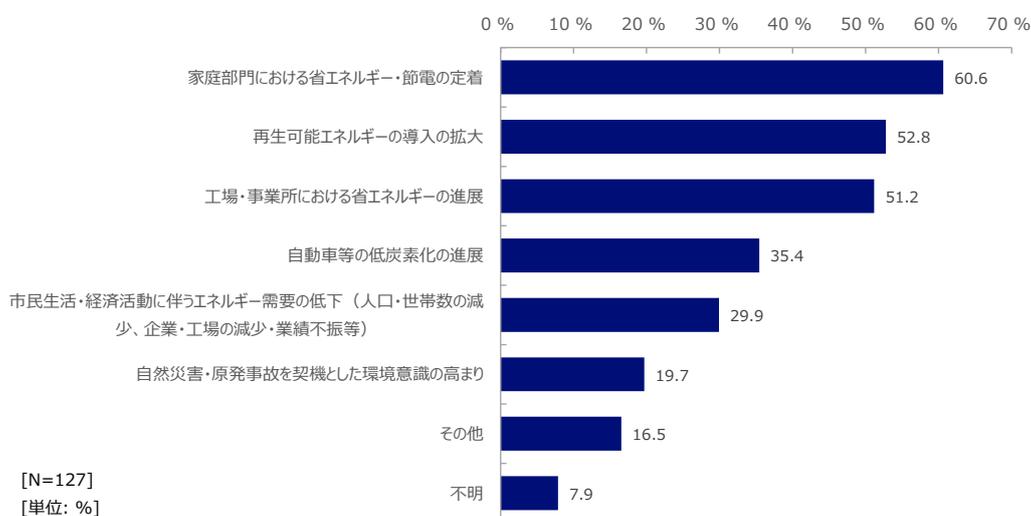
6) <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因 <Q2-7(5)②>

区域施策編の進捗について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答した団体において、その主な要因としては、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(63.2%)が最も多く、「工場・事業所における省エネルギーの進展」(57.1%)、「再生可能エネルギーの導入の拡大」(55.2%)と続く。基礎自治体においても、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(60.6%)が最も多い。

図表 426 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

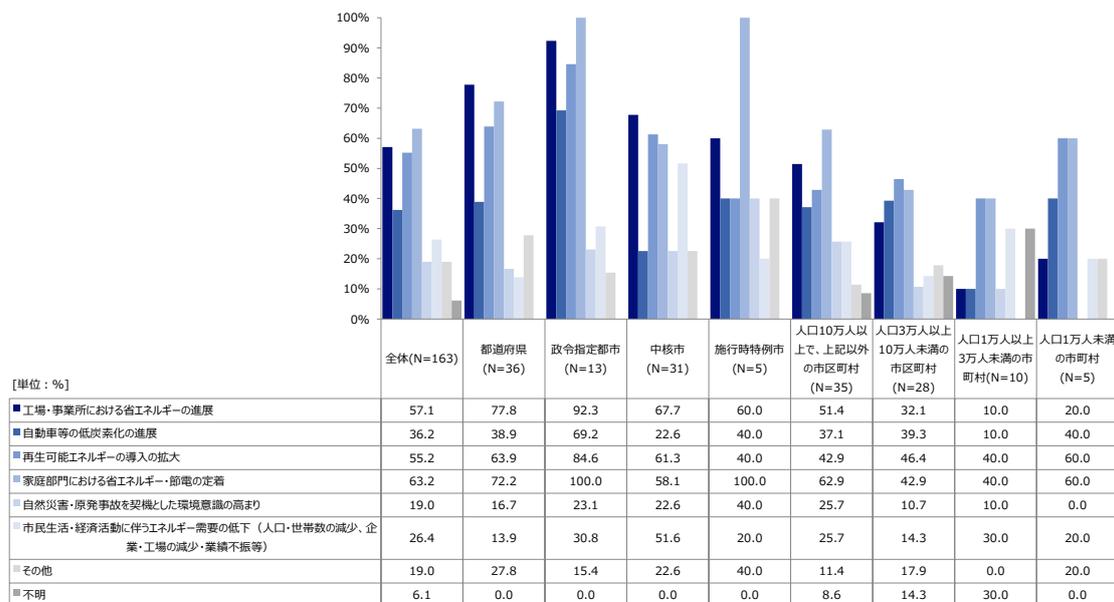


図表 427 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、中核市以上の団体では「工場・事業所における省エネルギーの進展」が最も多い一方、政令指定都市や施行時特例市では「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」が最も多い。

図表 428 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

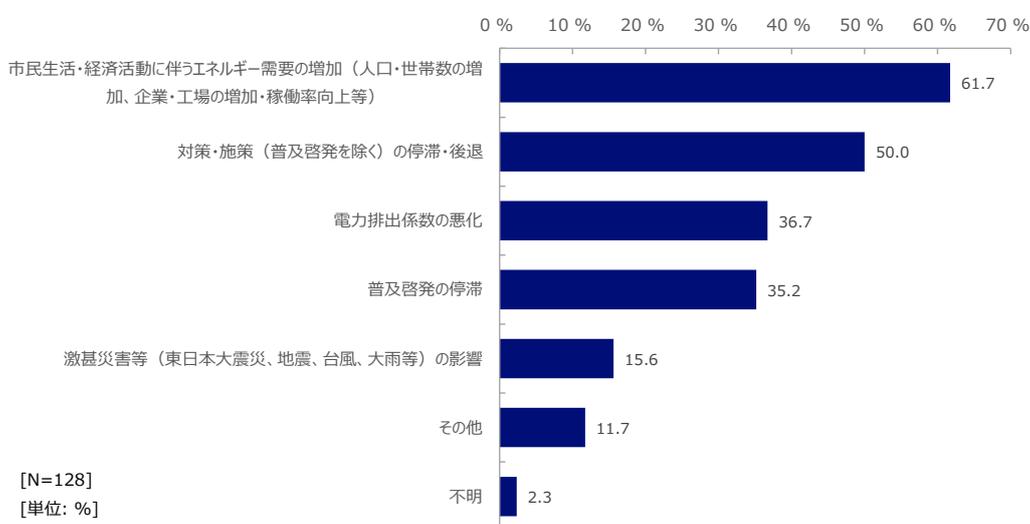


	工場・事業所における省エネルギーの進展	自動車等の低炭素化の進展	再生可能エネルギーの導入の拡大	家庭部門における省エネルギー・節電の定着	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の減少・業績不振等	その他	不明	合計
回答数									
全体	93	59	90	103	31	43	31	10	163
都道府県	28	14	23	26	6	5	10	0	36
政令指定都市	12	9	11	13	3	4	2	0	13
中核市	21	7	19	18	7	16	7	0	31
施行時特例市	3	2	2	5	2	1	2	0	5
人口10万人以上、上記以外の市区町村	18	13	15	22	9	9	4	3	35
人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	11	13	12	3	4	5	4	28
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	4	4	1	3	0	3	10
人口1万人未満の市町村	1	2	3	3	0	1	1	0	5
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率（％）									
全体(N=163)	57.1	36.2	55.2	63.2	19.0	26.4	19.0	6.1	
都道府県(N=36)	77.8	38.9	63.9	72.2	16.7	13.9	27.8	0.0	
政令指定都市(N=13)	92.3	69.2	84.6	100.0	23.1	30.8	15.4	0.0	
中核市(N=31)	67.7	22.6	61.3	58.1	22.6	51.6	22.6	0.0	
施行時特例市(N=5)	60.0	40.0	40.0	100.0	40.0	20.0	40.0	0.0	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=35)	51.4	37.1	42.9	62.9	25.7	25.7	11.4	8.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=28)	32.1	39.3	46.4	42.9	10.7	14.3	17.9	14.3	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=10)	10.0	10.0	40.0	40.0	10.0	30.0	0.0	30.0	
人口1万人未満の市町村(N=5)	20.0	40.0	60.0	60.0	0.0	20.0	20.0	0.0	
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	

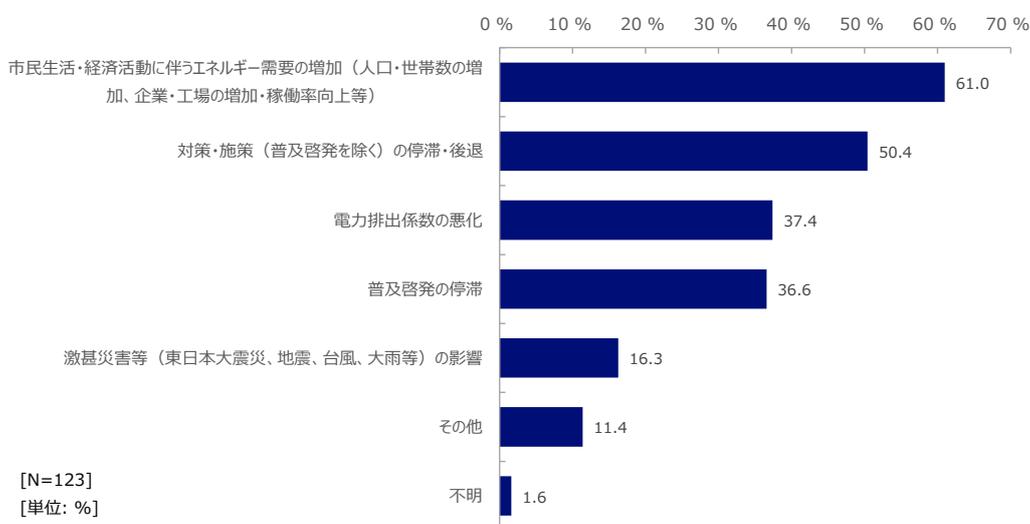
7) <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因 <Q2-7(5)③>

区域施策編の進捗について、「目標達成が困難な状況である」と回答した団体において、その主な要因としては、回答団体全体では、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」（61.7%）が最も高く、「対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退」（50.0%）、「電力排出係数の悪化」（36.7%）と続く。

図表 429 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

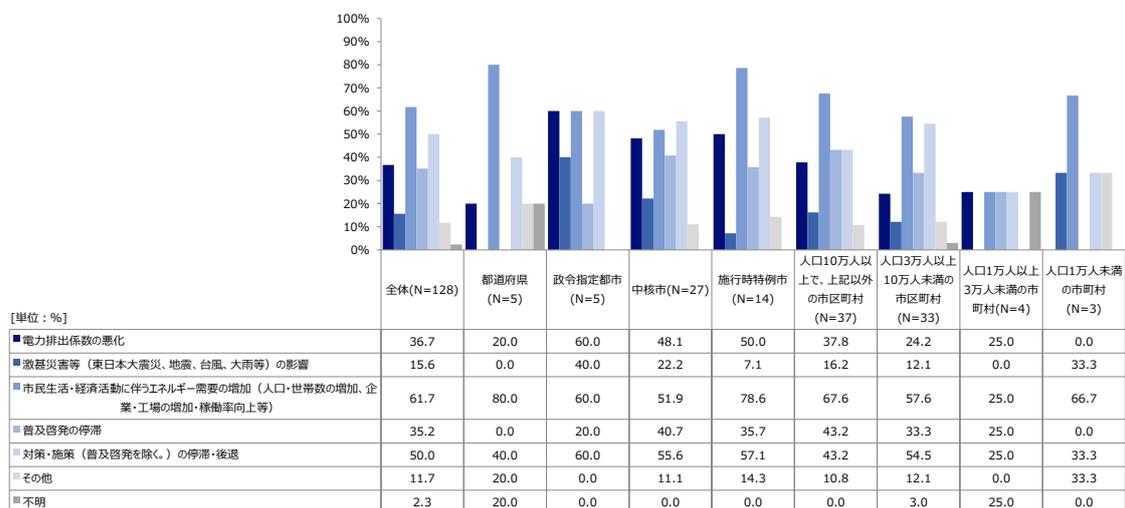


図表 430 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、特に大規模な市区町村で「電力排出係数の悪化」と回答した割合が高い。

図表 431 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、
回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

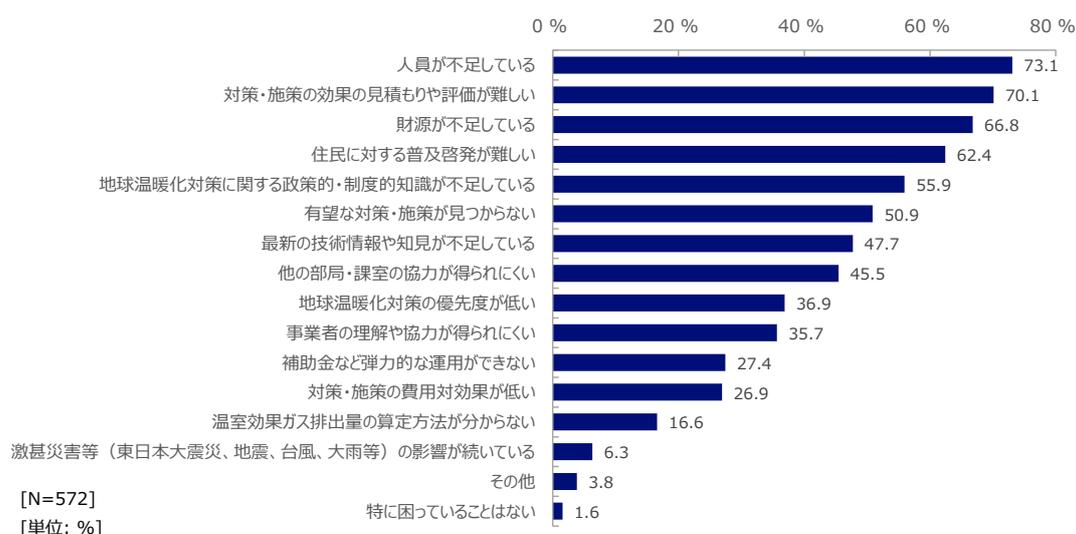


	電力排出係数の悪化	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響	増加・稼働率向上等	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加	普及啓発の停滞	対策・施策（普及啓発を除く。）の停滞・後退	その他	不明	合計
回答数	47	20	79	45	64	15	3	128	
全体(N=128)	36.7	15.6	61.7	35.2	50.0	11.7	2.3		
都道府県(N=5)	20.0	0.0	80.0	0.0	40.0	20.0	20.0		
政令指定都市(N=5)	60.0	40.0	60.0	20.0	60.0	0.0	0.0		
中核市(N=27)	48.1	22.2	51.9	40.7	55.6	11.1	0.0		
施行時特例市(N=14)	50.0	7.1	78.6	35.7	57.1	14.3	0.0		
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=37)	37.8	16.2	67.6	43.2	43.2	10.8	0.0		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=33)	24.2	12.1	57.6	33.3	54.5	12.1	3.0		
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=4)	25.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0		
人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3	33.3	0.0		
地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-		

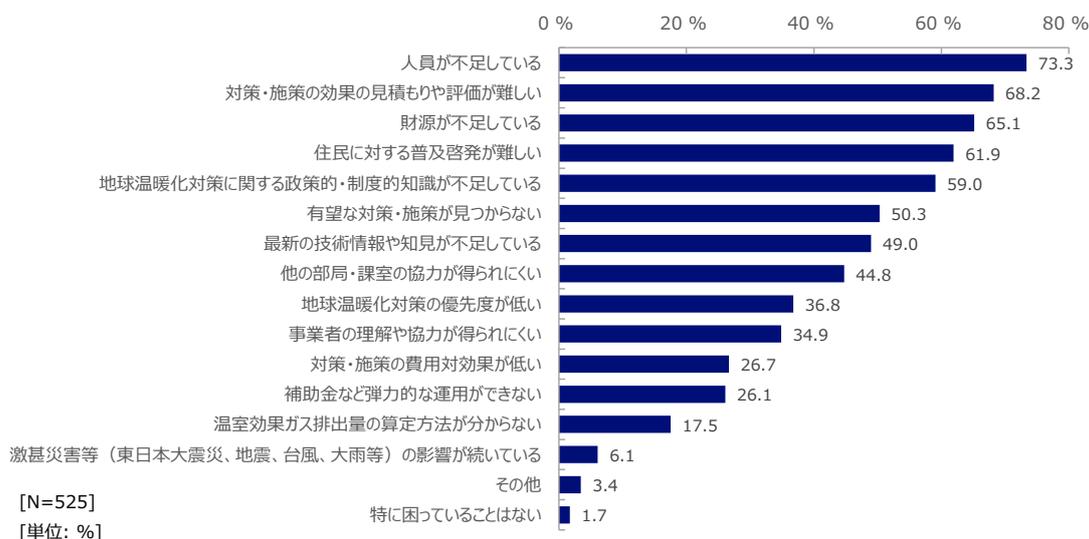
8) 区域施策編の推進過程で困っていること <Q2-7(6)>

区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している」(73.1%)が最も多く、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい」(70.1%)、「財源が不足している」(66.8%)、「住民に対する普及啓発が難しい」(62.4%)、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」(55.9%)と続く。

図表 432 区域施策編の推進過程で困っていること

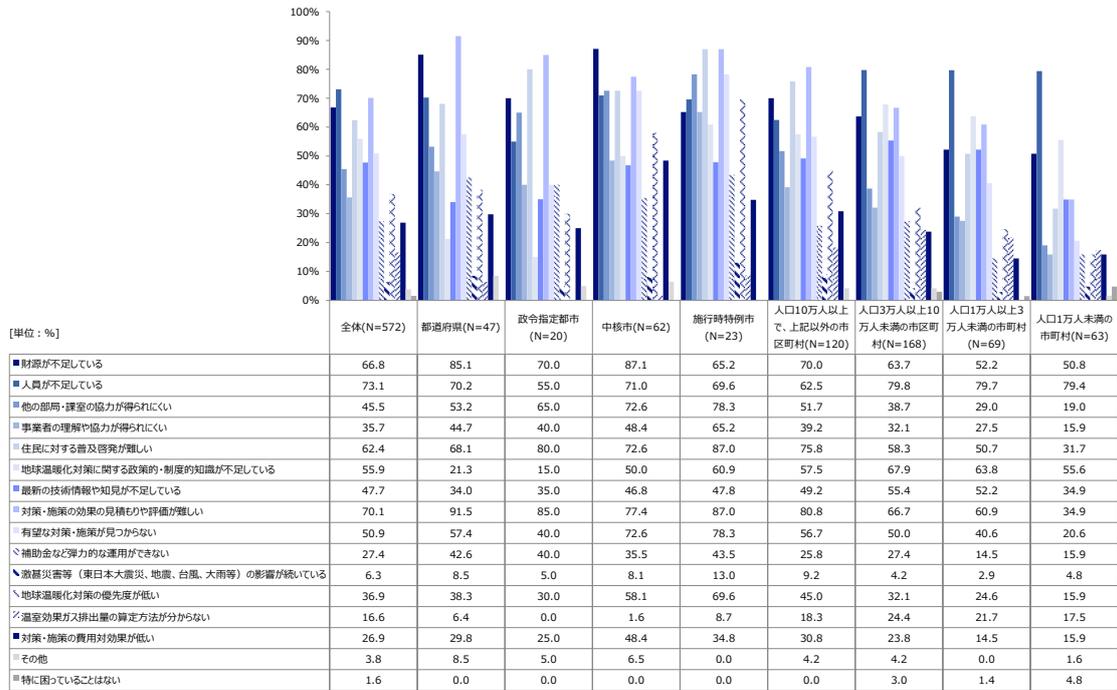


図表 433 区域施策編の推進過程で困っていること【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市区町村では「財源が不足している」、小規模な市区町村では「人員が不足している」と回答した団体が多い。

図表 434 区域施策編の推進過程で困っていること【団体区分別】



回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市区町村	全体(N=572)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=62)	施行時特例市(N=23)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=168)	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=69)	人口1万人未満の市区町村(N=63)	比率 (%)
財源が不足している	382	418	260	204	357	320	273	401	291	157	36	211	95	154	22	9	572	66.8	
人員が不足している	40	33	25	21	32	10	16	43	27	20	4	18	3	14	4	1	47	73.1	
他の部門・課室の協力が得られにくい	14	11	13	8	16	3	7	17	8	8	1	6	0	5	1	0	20	45.5	
事業者の理解や協力が得られにくい	54	44	45	30	45	31	29	48	45	22	5	36	1	30	4	0	62	35.7	
住民に対する普及啓発が難しい	15	16	18	15	20	14	11	20	18	10	3	16	2	8	0	0	23	62.4	
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	84	75	62	47	91	69	99	97	68	31	11	54	22	37	5	0	120	55.9	
最新の技術情報や知見が不足している	107	134	65	54	98	114	93	112	84	46	7	54	41	40	7	5	168	47.7	
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい	36	55	20	19	35	44	36	42	28	10	2	17	15	10	0	1	69	70.1	
有望な対策・施策が見つからない	32	50	12	10	20	35	22	22	13	10	3	10	11	10	1	3	63	50.9	
補助金など弾力的な運用ができない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27.4	
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	66.8	73.1	65.5	35.7	64.4	55.9	47.7	70.1	59.9	27.4	6.3	36.9	16.6	26.9	3.8	1.6	47	6.3	
地球温暖化対策の優先度が低い	85.1	70.2	53.2	44.7	68.1	21.3	34.0	91.5	57.4	42.6	8.5	38.3	6.4	29.8	8.5	0.0	0.0	36.9	
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	70.0	55.0	65.0	40.0	80.0	15.0	35.0	85.0	40.0	40.0	5.0	30.0	0.0	25.0	5.0	0.0	0.0	16.6	
対策・施策の費用対効果が低い	87.1	71.0	72.6	48.4	72.6	50.0	46.8	77.4	72.6	35.5	8.1	58.1	1.6	48.4	6.5	0.0	0.0	26.9	
その他	65.2	69.6	78.3	65.2	87.0	60.9	47.8	87.0	78.3	43.5	13.0	69.6	8.7	34.8	0.0	0.0	0.0	3.8	
特に困っていることはない	70.0	62.5	51.7	39.2	75.8	57.5	49.2	80.8	56.7	25.8	9.2	45.0	18.3	30.8	4.2	0.0	0.0	1.6	
	63.7	79.8	38.7	38.7	58.3	67.9	35.4	66.7	50.0	27.4	4.2	32.1	24.4	23.8	4.2	3.0	3.0	63.7	
	52.2	79.7	29.0	27.5	50.7	63.8	52.2	60.9	40.6	14.5	2.9	24.6	21.7	14.5	0.0	1.4	1.4	52.2	
	50.8	79.4	19.0	15.9	31.7	55.6	34.9	34.9	20.6	15.9	4.8	15.9	17.5	15.9	1.6	4.8	4.8	50.8	